

那 霸 市 公 報

第 1 9 0 8 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 条 例 ◇

- 「那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例」の条例制定について（建築指導課）…………… 696

◇ 告 示 ◇

- 建築基準法第42条第2項の規定による道路の指定の取消しについて（建築指導課）…………… 698

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

- 那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示…………… 699

◇ 監査委員公表 ◇

- 令和7年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について（公表）…………… 702
- 令和7年度包括外部監査の結果について（公表）…………… 711

条 例

那霸市条例第19号
令和8年4月28日
公 布 済

那霸市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

那覇市建築確認等手数料条例(平成 19 年那覇市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(それぞれ法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	[略]
[略]		
49	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定による既存建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]
50	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による既存建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]

[改正後 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(それぞれ法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	[略]
[略]		
49	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第11項の規定による既存建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]
50	建築基準法施行令第137条の12第12項の規定による既存建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]

告 示

那覇市告示第 80 号
令和 8 年 4 月 24 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の指定の取消しについて

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路の指定を取り消したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 取消しする指定道路の種類
建築基準法第 42 条第 2 項の規定による指定に係る道路
- 2 指定取消しの年月日
令和 8 年 4 月 24 日
- 3 取消しする指定道路の位置
那覇市字安里安里原 16 番 1 の一部、17 番 3 の一部、16 番 1 地先里道
- 4 取消しする指定道路の延長及び幅員
延長 21.20 メートル
幅員 2.80 メートル

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第2号

令和8年5月15日

那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 前原 常雄

那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示

那覇市選挙執行規程(平成 12 年那覇市選挙管理委員会告示第 42 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]
備考 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この告示は、令和 8 年 5 月 15 日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第3条関係)

<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;"> こうほしやしめい 候補者氏名 </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>一 こうほしやしめい 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>一 こうほしやものしめい 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> <p>年執行 何選挙</p> <p>○ 注 意</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 那覇市選挙 管理委員会 印 </div> </div>
--	---

- 備考 1 用紙は、折りたたんだ場合において、外部から文字を透視することができない紙質のものを使用する。
- 2 投票用紙に押すべき印は、委員会の印を刷り込むものとする。

[改正後 別記]

第1号様式(第3条関係)

こうほしゃしめい 候補者氏名	○ 注意 ちゅうい 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 こうほしゃ しめい ちんない ひとりか 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 こうほしゃ もの しめい か	年執行 何 選挙投票	那覇市選挙 管理委員会 印
-------------------	--	---------------	---------------------

- 備考 1 用紙は、折りたたんだ場合において、外部から文字を透視することができない紙質のものを使用する。
- 2 投票用紙に押すべき印は、委員会の印を刷り込むものとする。

監査委員公表

那 監 公 表 第 1 号

令和 8 年 5 月 15 日

那覇市監査委員	新 垣 淑 博
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	比 嘉 啓 登

令和 7 年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について (公表)

令和 7 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長、那覇市議会議長、上下水道管理者及び那覇市選挙管理委員会から通知があったので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項後段の規定により、次のとおり公表します。

令和7年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について

(1) 共通の指摘事項等

ア 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（指摘事項）14件

次の課の歳入事務について、那覇市会計規則第20条第1項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤りや失念等の理由により遅れて会計管理者へ通知しているものがあつた。

令和7年1月1日より前に適用されていた改正前の同規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めていた。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【市民文化部】まちづくり協働推進課（7件）、文化財課（7件）

□ 指摘事項に関する措置

【市民文化部】まちづくり協働推進課（7件）

歳入事務にあたっては那覇市会計規則等関係規則に則った適正な事務の執行を行うよう職員への注意喚起と周知徹底を図り、今後、このようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいります。

【市民文化部】文化財課（7件）

課内職員へ収入事務テキストをもとに、注意喚起を行いました。引き続き、関係規則等を遵守し適正な事務処理を務めるとともに課内の管理体制を強化し、再発防止に努めます。

(2) 各部署の指摘事項等

【市民文化部】

○ ハイサイ市民課

ア 備品の管理について（指摘事項）

備品管理事務において、現物と備品台帳が一致していないものや、所管換えを行った備品の登録の際に台帳の記載項目である「設置場所等」が未修正のもの、また、備品シールの貼付がないものがあつた。

那覇市物品会計規則第25条第2項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品の管理に当たっては、関係規則を遵守し、適正な手続きを行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

現物と備品台帳が一致していないと指摘のあった物品および設置場所等が未修正となっていた物品について、備品台帳の修正を行いました。また、備品シール未貼付と指摘のあった備品について、現物と備品台帳の突合作業を行い、備品シールの貼付を行いました。

備品の管理については、物品会計規則を遵守し、適切な事務処理を行うよう課内で周知しました。今後は、備品台帳と現物を適宜確認し、適正な備品管理に努めてまいります。

○ 文化振興課

ア 不用額の減額補正予算の未計上について（指摘事項）

会計年度任用職員基本報酬の予算残額 4,649,840 円が不用額となっている。主な要因は、那覇文化芸術劇場なは一とで雇用予定であった 3 人の会計年度任用職員が 1 年間欠員となっていたことによるものである。

那覇市予算決算規則第 10 条は、部長は予算の議決後に生じた理由により既定の予算を変更する必要があるときは、歳出補正予算見積書を企画財務部長に提出しなければならない旨定めており、当該不用額については、少なくとも 4 月～11 月までの欠員分は、減額補正の必要があった。

予算管理に当たっては、多額の不用額が生じることのないよう、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

予算執行において確実に不用が生じると確認ができるものについては、減額補正予算へ計上を行い、適正な事務処理を行うように努めます。

イ 備品の管理について（指摘事項）

備品管理事務において、現物と備品台帳が一致していないものがあった。

このことは、令和 5 年度後期定期監査においても注意事項として指摘している。現在、備品の確認・整理作業中とのことだが、いまだに整備されていない。

那覇市物品会計規則第 25 条第 2 項は、物品管理者は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品の管理に当たっては、関係規則を遵守し、適正な手続きを行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

備品管理につきましては、那覇市パレット市民劇場・那覇市民ギャラリーにおいて、指定管理者と協力し、備品の棚卸、確認・整理作業を実施しております。改めて台帳を整理し、備品の適正な管理に努めます。

○ 文化財課

ア 歳入の会計年度の誤りについて（指摘事項）

令和 6 年 3 月分の壺屋焼物博物館入館料（観光券取扱分）1,960 円の歳入については、令和 5 年度分とすべきものを令和 6 年度分として収入していた。

地方自治法第 208 条は、会計年度及びその独立の原則が定められており、第 1 項で「普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。」、第 2 項で「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。」と規定されている。

また、地方自治法施行令第 154 条第 1 項は、歳入の調定について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうか調査してこれを行わなければならない旨規定されている。

歳入に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

今後、適正な事務処理が行われるよう課内職員へ関係規則等を周知徹底するとともに、担当とグループ長によるダブルチェックを行うことで再発防止に努めます。

イ 分割して契約した随意契約について（指摘事項）

次の(ア)～(ウ)のパソコン等の賃貸借契約については、いずれも契約相手方、契約日及び契約期間が同一であるにもかかわらず、分割することによって、那覇市契約規則第 20 条第 3 号に基づき、それぞれ随意契約を締結している。

これら 3 件の契約は、同様の契約内容であることから 1 件の契約とすることが合理的であり、その場合、予定価格総額が同条号で定める随意契約によることができる場合の限度額 40 万円を超えることから、競争入札により行われるべきであった。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) パソコン等の賃貸借（水溜屋原 B 遺跡資料整理）（241,065 円）

(イ) パソコン等の賃貸借（宮城平田原古墓群・宮城平田原塚群資料整理）（395,010 円）

(ウ) パソコン等の賃貸借（ミノシン毛古墓群、らくだ山戦争遺跡資料整理）（395,010 円）

□ 指摘事項に関する措置

契約の締結に当たっては、適用する根拠条文を確認し、関係規則を遵守した、適正な事務処理に努めます。

ウ 収入印紙の適正な額の確認について（要望事項）

玉陵管理業務委託（契約金額 21,780,000 円）及び識名園管理業務委託（契約金額 32,780,000 円）については、当該委託契約書にそれぞれ 1 万円の収入印紙が貼付されていた。

印紙税法には、課税される文書に係る納付すべき印紙税の額等が規定されており、請負に関する契約書については、記載された契約金額が1千万円を超え5千万円以下のものは、2万円の収入印紙を貼付することとなっている。

契約書の作成に当たっては、関係法令を遵守し、収入印紙の金額を確認する等、適正な事務処理に努められたい。

□ **要望事項に関する措置**

契約書の締結に当たっては、印紙税法等関係法令を遵守し、収入印紙の金額を確認する等、適正な事務処理に努めます。

エ **資金前渡及び概算払いにおける精算報告書の提出遅れについて（指摘事項）**

旅費の支払いのため受領した前渡金4件及び概算払い2件について、期限内に精算が行われたものの、精算報告書の会計管理者への提出が失念により遅れていた。

那覇市会計規則第57条第1項第2号は、前渡金を受けた日から起算して10日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算し、精算報告書を会計管理者に提出しなければならない旨定めている。また、同規則第62条第1項は、概算払いを受けた者から精算に必要な書類を提出させ、旅費にあつては、用務を終了した日から起算して7日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算し、精算報告書等を速やかに、会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

資金前渡及び概算払いの精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ **指摘事項に関する措置**

資金前渡及び概算払いの精算に当たっては、関係規則を遵守し、速やかに会計管理者へ精算報告書を提出するよう努めます。

【環境部】

○ **クリーン推進課**

ア **契約書の未作成について（指摘事項）**

資源ごみ収集車やパッカー車の修繕等について、地方自治法施行第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約を締結しているが、契約書は作成されていなかった。

那覇市契約規則第26条において、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ **指摘事項に関する措置**

当該事案は、家庭ごみの収集業務を維持するための緊急対応として、専門的な技術を有する会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、修繕依頼を実施したものです。今後、契約事務を行う際には、課内での確認を徹底し、関係法令等を遵守し再発防止に努めてまいります。

○ 環境保全課

ア 使用料の徴収について（指摘事項）

識名霊園の敷地内に設置されている飲料用の自動販売機 1 台について、那覇市公園条例第 11 条に基づき使用料を徴収しているが、令和 6 年 4 月 1 日の改正を見落とししたことにより、従前の規定を適用し過小徴収が行われていた。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、課長は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書その他の関係書類に基づいて調査をし、その調査事項が適正であると認めるときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨定めている。

使用料の徴収に当たっては、根拠規定の改正等を見落としがないよう充分注意を払い、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

使用料の徴収にあたり、毎年度、条例所管課など関係部署へ根拠規定の改正の有無の確認を実施し、徴収漏れなどがなく、適正な事務の執行に努めてまいります。

イ 随意契約事務の適正な処理について（指摘事項）

大気測定局テレメーターシステム保守管理業務契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約を締結しているが、財政課長合議が行われていない。

那覇市予算決算規則別表第 3（第 24 条関係）では、同号の随意契約の場合、財政課長に合議をしなければならない旨定めている。

随意契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

根拠法令に規定する手続きを適正に実施するため、契約事務サポートツール（契サポ）を使用するなど、チェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めてまいります。

ウ 予定価格の決定漏れ等、起案文書の点検及び審査について（指摘事項）

随意契約の実施に係る起案文書において、予定価格の決定や 1 者見積りとする理由等が記載されていないまま決裁している起案文書が散見された。

随意契約に よ る う と す る と き は、那 覇 市 契 約 規 則 第 22 条 は、あ ら か じ

め予定価格を定めなければならない旨規定している。また、同規則第23条第1項ただし書きでは、1人の者から見積書を徴することができる場合を各号で定めている。

さらに、文書の起案に際しては、那覇市文書取扱規程第23条に基づいて、課長又はグループリーダーは、事案の決定が適正に行われるよう、法令等の適合性やその他必要な事項等について、起案文書を点検及び審査しなければならない。

契約手続きに当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ **指摘事項に関する措置**

根拠法令に規定する手続きを適正に実施するため、契約事務サポートツール（契サポ）を使用するなど、チェック機能の強化を図ってまいります。

また、起案文書の点検についても根拠法令等を再確認しながら適正な事務の執行に努めてまいります。

○ **環境衛生課**

ア **予定価格の決定漏れについて（指摘事項）**

令和6年度那覇市環境衛生課事務所機械警備業務について、予定価格が決定されていない。

那覇市契約規則第22条第1項は、「随意契約によるうとするときは、あらかじめ予定価格調書その他の文書において予定価格を定めなければならない。」と規定している。

予定価格の決定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ **指摘事項に関する措置**

随意契約の締結に当たって、適用する根拠条文を確認し、関係規則を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

イ **1者見積による随意契約について（指摘事項）**

エコマール那覇プラザ棟（3階・4階）に係る清掃業務委託については、那覇市契約規則第20条第6号を適用し随意契約を締結しているが、1人の者からしか見積書を徴取していない。

同規則第23条は、随意契約によるうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ **指摘事項に関する措置**

今回の指摘事項を踏まえ、課内で注意喚起を図りました。今後このような事態が起こらないよう、関係規則を遵守した適正な事務処理に努め

てまいります。

【議会事務局】

○ 庶務課

ア 業務委託契約における遡及押印について（指摘事項）

議員履歴管理システム更新業務の契約について、当初の契約の期間内で変更契約を締結することができず、契約日を遡及し押印している。

地方自治法第 234 条第 5 項は「長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と規定しており、契約締結日までの間は、受託者に対し履行の請求ができないにもかかわらず、受託者は業務を実施している。更には、那覇市文書取扱規程第 4 条は「文書は、正確、迅速、かつ丁寧に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務が適正かつ能率的に行われるよう処理し、及び管理しなければならない。」と定めていることから、遡った日付を契約締結日として押印することは、当該規程にも反し、不適正な事務処理であると言わざるを得ない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

指摘事項を踏まえ、同様のことが起きないように局内で周知徹底を図ります。また、契約締結の際は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

イ 概算払いにおける精算事務の遅れについて（指摘事項）

委員会視察に伴う出張旅費のため受領した概算払い 2 件について、期限内に精算が行われず、精算遅延となっていた。

那覇市会計規則第 62 条第 1 項は、旅費にあつては、用務を終了した日から起算して 7 日（本市の休日の日数は、参入しない。）以内に精算しなければならない旨定めている。

概算払いの精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

指摘事項を踏まえ、議員の視察等について同様のことが起きないように局内で周知徹底を図ります。旅費の再計算を行う旅行社には、精算期限日を伝える等、密に共有を図ります。概算払いの精算事務に当たって、適正な事務処理を行い再発防止に努めてまいります。

【上下水道局】

○ 総務課

ア 1 者見積による随意契約について（指摘事項）

那覇市上下水道局庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託は、那覇市上下水道局契約事務規程第 22 条第 6 号を適用し、随意契約を締結している。契約の実施に当たり、2 者へ見積書を依頼したが、1 者が辞退し、1 者からしか見積書を徴取していない。

同規程第 25 条第 1 項は、随意契約によるうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規程を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項については、那覇市上下水道局契約事務規程第 25 条第 1 項の規定に基づき、原則 2 者以上から徴取するよう職員へ周知徹底を図りました。今後、このようなことがないように、関係規程を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【選挙管理委員会】

○ 選挙管理委員会事務局

ア 見積額の誤認による契約書作成の遅延について（指摘事項）

投票所警備業務委託（当日・天久小学校 期日前及び当日・真和志庁舎）の委託期間は、令和 6 年 7 月 15 日から令和 6 年 7 月 21 日までとなっていた。

徴取した当該業務委託に係る見積書の金額は、税込みで 50 万円を超えていたが、記載された 50 万円以下の税抜き金額を見積額と誤認したため、那覇市契約規則第 28 条第 1 項第 1 号の規定に該当するものとして契約書の作成を省略した。

その後、令和 6 年 8 月に見積額の誤認が判明し、契約書の作成を省略できる契約に該当しないことから委託期間経過後に契約書を作成している。

同規則第 26 条は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成することを原則としており、例外的に契約書の作成を省略できる見積額か否かは慎重に確認する必要がある。

契約に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項を踏まえ、適切な事務処理を行うよう事務局内で周知しました。今後このような事態が起こらないよう、随時関係規則を確認して適正な事務処理に努めてまいります。

那 監 公 表 第 2 号
令 和 8 年 5 月 15 日

那覇市監査委員	新 垣 淑 博
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	比 嘉 啓 登

令和 7 年度包括外部監査の結果について (公表)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告書の提出がありましたので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年度
包括外部監査報告書

使用料・手数料等の財務事務の執行について

令和 8 年 3 月
那霸市包括外部監査人
公認会計士 前島 修

～ 監査報告書の概要 ～

令和 7 年度的那覇市包括外部監査は、「使用料・手数料等に係る財務事務の執行」をテーマとした。使用料・手数料等（指定管理制度における利用料金を含む）は、特定の行政サービスを利用する者が、その受益の範囲内で対価を負担するものであり、住民負担の公平性を確保し、長期的な視点に立った受益者負担の適正化を行う必要がある。本監査では、使用料・手数料等の「設定」「収納」「減免措置」を監査要点に設定し、適切性や公平性等を検証することを目的に、33 件（使用料 18 件、手数料 6 件、指定管理施設 9 件）の使用料・手数料等を監査対象として選定し、ヒアリング等を実施した。

監査の結果、63 件の発見事項（指摘事項 17 件、意見 46 件）があり、複数の使用料・手数料等において発見された同旨の事項を別々の発見事項として集計した延べ数では 128 件の発見事項（指摘事項 34 件、意見 94 件）があった。

まず、使用料・手数料等の設定について、「受益者負担の適正化に関する指針」では、施設の性質に応じた受益者負担割合を設定し、原則として 4 年毎の料金見直しを行うこととされている。しかし、実際には料金見直しは所管課任せになっており、長期にわたり放置されているケースが散見された。このため、物価高騰や人件費の上昇により原価が増加している一方で、料金が据え置かれているため、実際の受益者負担割合が当該指針に基づき設定された割合を大幅に下回っている施設が多数確認された。このほか、設定根拠等の公文書の不存在、原価把握の未実施や公会計データの整備、共通部分やグルーピング等の算出方法の改善や積算資料の統一化、手数料の料金設定の考え方の明確化等の課題が発見された。

使用料・手数料等の収納については、債権管理等の事務誤りのほか、事務効率化の課題が発見された。

減免措置については、年齢基準の見直し、実績の未把握、根拠規定の不備、説明不足等の課題が発見された。

このほか、利用実績やアンケート結果の活用による収入増の取組についても課題が発見された。

これらの課題への対応として、全庁的な会議体として設置されている「財政健全化部会」「税外収入検討幹事会」の機能発揮が求められる。平成 25 年度の包括外部監査においても利用料金制度に関する意見が表明されていたものの、全庁的な対応が取られていなかったことから、今回の監査結果について、他の施設等についても同様の視点で検証を行うとともに、今後、同様の問題が生じないように全庁的な対応を検討されたい。

なお、本報告書では、他自治体における使用料・手数料等の検討事例や、那覇市を取り巻く社会・経済環境のデータも収録している。これらを参考に、受益者負担の適正化に取り組まれたい。

目次

第1章 監査の概要	5
1. 監査の種類	5
2. 選定した特定の事件（テーマ）	5
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	5
4. 監査対象年度	5
5. 監査の方法	6
6. 監査対象部署	8
7. 監査の実施時期	8
8. 包括外部監査人及び補助者	8
9. 利害関係	8
10. その他	8
第2章 監査対象の概要	9
1. 使用料・手数料等の概要	9
2. 市における使用料・手数料等の状況	11
3. 監査対象とした使用料・手数料等	15
4. 市における使用料・手数料等の検討体制	20
第3章 料金設定の現状と課題	21
1. 那覇市における料金設定の考え方	21
2. 那覇市における料金の見直しに関する考え方	27
3. 県内他自治体の状況	28
4. 県外の市町村の状況	32
5. 平成25年度監査	35
6. 料金設定を取り巻く環境	37
第4章 監査の結果及び意見（総論）	45
1. 総括	45
2. 特に全庁的な対応が必要な事項	46
3. その他、複数のヒアリング対象に共通して発見された事項	56
4. 個別事項	57
5. 監査結果に対する今後の対応について	59
第5章 監査の結果及び意見（各論）	60
1. 総務管理使用料（ともかぜ振興会館使用料）	60
2. 那覇市鏡水ふれあい会館	68
3. 行政財産目的外使用料（本庁舎目的外使用料）	75
4. 戸籍住民基本台帳手数料（条例に基づく手数料）	80
5. 総務管理使用料（那覇文化芸術劇場なはーと使用料）	85
6. 那覇市パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー	93

7. 社会教育使用料（文化財入園料）	101
8. 総務管理使用料（なは市民活動支援センター使用料）	108
9. 那覇市共同利用施設	116
10. 商工使用料（ITインキュベート施設使用料・なは産業支援センター入居用施設使用料）、那覇市 銘苅駐車場駐車料金収入	122
11. てんぶす那覇	131
12. 商工使用料（公設市場使用料）	138
13. 清掃手数料（家庭ごみ処理手数料）	144
14. 清掃手数料（し尿等処分手数料）	150
15. 霊園使用料（合葬室使用料・合葬用納骨室使用料・短期収蔵納骨室使用料）	153
16. 那覇市総合福祉センター	158
17. 那覇市安謝福祉複合施設	168
18. 那覇市壺川老人福祉センター	176
19. 那覇市大名児童館	185
20. 督促手数料（保険税督促手数料）	193
21. 保健衛生手数料（食品関係申請手数料）	196
22. 民生使用料（認定こども園使用料3歳未満）	201
23. 都市計画手数料（許可申請等手数料）	207
24. 都市計画使用料（公園使用料）、行政財産目的外使用料（公園占用料）	212
25. 新都心公園、外13公園	220
26. 那覇市松山公園文化交流施設	227
27. 住宅使用料（市営住宅使用料）、駐車場使用料（市営住宅駐車場区画賃貸使用料）、行政財産目的外 使用料（市営住宅目的外使用料・駐車場区域賃貸使用料）	235
28. 那覇市立森の家みんな	247
29. 那覇市繫多川公民館	252
30. 保健体育使用料（小学校体育施設使用料）	260
31. 那覇市体育施設	265
32. 那覇市宮奥武山体育施設	274
33. 行政財産目的外使用料（学校職員駐車土地使用料）	282
【参考】発見事項一覧	285

（本報告書における記載内容の注意事項）

1. 表示数値

本報告書中の数値は、原則として、表示単位未満について四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

2. 語句の説明（指摘と意見）

本報告書においては、監査人の発見事項を「指摘」と「意見」に区分して記載している。「指摘」と「意見」の内容は次のとおりである。

指摘	合規性に違反する事項（法令、条例、規則等に抵触する事項）、あるいは社会通念上著しく適切性を欠いていると判断される事項
意見	「指摘」以外で、有効性・経済性・効率性・正確性の視点から、監査人が改善を要望する事項

3. 各種資料の出典について

各種資料については、特に断りのない限り、那覇市の公表資料及び本監査の過程において監査人が入手した資料に基づくものである。

第 1 章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（以下、「自治法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

使用料・手数料等に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

使用料・手数料は、特定の行政サービスを利用する者が、その受益の範囲内で対価を負担するものである。そのため、住民負担の公平性確保の観点や受益者負担の原則に立ち、適正な負担額を設定する必要があり、長期的な視点に立った受益者負担の適正化を行う必要がある。

那覇市の令和 7 年度一般会計当初予算における「使用料及び手数料」の歳入額は 36.6 億円であり、歳入総額 1,854.0 億円に対する割合は 2.0%であるが、自主財源としては「市税」「繰入金」に次いで 3 番目に多く、貴重な自主財源の一つと言える。「那覇市中期財政運営方針（2023 年度（令和 5 年度）～2027 年度（令和 9 年度））」においても、財政運営の方針の一つとして「受益者負担の適正化の観点からの使用料・手数料の見直し」により歳入確保に努めることが掲げられている。

これまで、那覇市では、平成 19 年 10 月に策定された「受益者負担の適正化（使用料の見直し）に関する指針」（平成 29 年 8 月最終改定、以下「見直し指針」という。）に基づき、公の施設の使用料の適正化を図ってきたところであるが、平成 25 年度に実施された包括外部監査「公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について」（以下、「平成 25 年度監査」という。）において、利用料金算定方法が見直し指針に基づいていない施設や、施設の性質別負担割合について問題がある施設があったことが指摘されている。当該事象については改善措置が講じられているが、前回監査から相当の期間が経過しており、公の施設の新設等が行われていることや、物価水準の高騰等の経済情勢の変化もあることから、これらを踏まえた適切な料金設定や必要な料金見直しが行われているかを検証することは有意義であると考えられる。

また、令和 7 年 2 月には、市営住宅の家賃算定において、算定上の基礎となる入居者収入に係る控除の適用方法に誤りがあり、これにより、一部の入居者から家賃を過大に徴収していることが判明した。当該事象については、過大徴収の調査や返還対応等が行われているところであるが、徴収や減免等の手続において、公平性、公正性、透明性が確保されているかを検証することは有意義であると考えられる。

このような観点から、見直し指針においては対象外となっている行政財産の目的外使用や手数料も含め、使用料・手数料に係る財務事務の執行について、外部の立場から全庁統一的・横断的に監査を実施することとした。さらに、利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制度を導入している施設では、指定管理者における管理運営経費と利用料金が相殺されるため、利用料金が市の使用料収入として計上されず、運営実態が把握しづらい側面があることから、当該利用料金も監査対象に含めている。

4. 監査対象年度

令和 6 年度（ただし、必要に応じて他年度も対象とした。）

5. 監査の方法

（1）監査の要点

本年度の包括外部監査における監査要点（監査手続によって検証すべき事項）は、以下のとおりである。

① 使用料・手数料等の設定

- ・ 使用料・手数料等の設定は、関連法令、条例、規則等に準拠しているか。
- ・ 使用料・手数料等が適切な設定・水準となっているか（稼働率の低迷等により、利用しない者への転嫁（税負担）がなされていないか）。
- ・ 使用料・手数料等の金額について、定期的な分析及び見直しが行われているか。
- ・ 使用料・手数料等を徴収していないが、本来は徴収すべき施設又は業務はないか。

② 使用料・手数料等の収納

- ・ 使用料・手数料等の徴収に係る事務手続は、関連法令、条例、規則等に基づき適正に実施されているか。
- ・ 使用料・手数料等は、多様な支払方法が認められる等、納付方法の利便性が確保されているか。
- ・ 使用料・手数料等の未収債権管理と不納欠損に関する規程が整備され、滞納が生じている場合、適切に督促等の手続が行われているか。

③ 減免措置

- ・ 減免の設定基準は適切か。公平性、公正性、透明性が確保されているか。
- ・ 減免の手続は適切に実施されているか。

なお、上記の監査要点の設定にあたっては、公文書管理の視点と内部統制の視点も重視している。公文書管理については令和 5 年度の包括外部監査「那覇市における公文書の管理について」、内部統制については平成 29 年度の行政監査「財務事務執行リスクに係る内部統制への取り組みについて」が実施されており、これらの監査結果も踏まえて監査を実施した。

（2）主な監査手続

①に記載した監査要点を検証するために実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ・ 使用料・手数料等に係る関係法令、条例、規則等の根拠規定の確認
- ・ 使用料・手数料等の概要について、監査調書による回答の入手
- ・ 関係書類の閲覧及び監査対象部署へのヒアリング
- ・ 使用料・手数料等の金額の設定根拠の検討
- ・ 使用料・手数料等の徴収及び減免に係るサンプル検証
- ・ 施設の利用状況等の確認、現地視察

(3) 監査の手順

本年度の監査の手順を時系列で示すと、以下のとおりである。

日付	手続	内容
R6.4.25	監査委員との意見交換	自治法第 252 条の 30 に規定する監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮として、監査テーマ候補について意見交換。
R7.5.19	監査委員に対し補助者の協議	自治法 252 条の 32 の規定に基づく協議。
R7.5.21	キックオフミーティング	監査補助者(候補者)と監査テーマ等について協議。
R7.5.26	監査委員より補助者を承認する旨の通知	自治法 252 条の 32 の規定に基づく協議結果の通知。
R6.6.10	監査基本計画を通知	自治法 252 条の 30 第 1 項の規定に基づく通知。
R6.6.11	監査実施通知	監査基本計画に基づき監査を実施する旨を通知。監査実施にあたり、使用料・手数料等に関する監査調書の提出を依頼(第 2 章 3.(1)①参照)。
R7.6.23	監査チーム打合せ	ヒアリング対象や質問事項等について協議。
R7.6.26	プレヒアリング	企画財務部企画調整課より、見直し指針の概要等をヒアリング。
R7.7.4	監査調書の提出期限	使用料・手数料等の所管部署から監査調書を徴収。
R7.7.10	ヒアリング対象の通知	監査調書に基づきヒアリング対象を選定し(第 2 章 3.(1)②参照)、所管部署へ通知。 あわせて、補助者との間で各論の担当割を決定。
R7.7.21	ヒアリング日程の提示	所管部署からの希望日時を基に、ヒアリング日程(案)を通知。
R7.7.22	監査チーム打合せ	プレヒアリングの内容共有、及び今後のヒアリングの進め方等について協議。
R7.7.29~	個別ヒアリング等	監査調書を基に所管部署からヒアリング。 必要に応じて、現場視察や質問票による関係資料の追加徴求等を実施。
R7.9.25	監査チーム打合せ	ヒアリング状況を共有し、各論及び総論での発見事項を協議。
R7.10~	報告書(原案:各論)の協議	所管部署との間で、発見事項等について事実誤認等がないかを確認。
R7.11.13~	報告書(原案:総論)の協議	企画財務部企画調整課との間で、総論の発見事項等について事実誤認等がないかを確認。
R8.2.6~	報告書(案)の最終調整	報告書(案)について、市担当部局との間で事実誤認等がないかを確認。
R8.3.19	監査報告書の提出	監査報告書を那覇市へ提出。

(※) 上記のほか、監査チーム内や市担当部署との間で、メール等により適宜情報交換を行っている。

6. 監査対象部署

令和 6 年度那覇市一般会計・特別会計決算の歳入うち、款「使用料及び手数料」に計上された科目を所管する部署、公の施設（指定管理者制度を導入している施設を含む）を所管する部署、その他使用料・手数料等に係る財務事務の執行に関与していると監査人が判断する部署

7. 監査の実施時期

令和 7 年 7 月 11 日～令和 8 年 3 月 31 日

8. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人 前島 修（公認会計士）
 補助者 友利 健太（公認会計士）
 野村 嘉伸（弁護士）
 原田 泰人（公認会計士）

9. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. その他

本報告書作成にあたり、以下の包括外部監査報告書を参考としている。

自治体名	年度	テーマ
那覇市	平成 25 年度	公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について
奈良県	令和 4 年度	使用料及び利用料金に係る財務事務の執行について
富山市	令和 5 年度	公の施設の使用料について
高槻市	令和 6 年度	使用料・手数料等に係る財務事務の執行について
高松市	令和 6 年度	使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について
那覇市	令和 6 年度	那覇市の人件費～平成 30 年度監査をふまえた業務効率化の検討～

第 2 章 監査対象の概要

1. 使用料・手数料等の概要

(1) 使用料

使用料とは、地方自治法第 225 条の規定に基づき、行政財産の目的外使用又は公の施設の利用につき徴収する対価のことをいう。

ここで、行政財産の目的外使用とは、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することをいう（自治法第 238 条の 4 第 7 項）。また、公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設のことをいう（自治法第 244 条第 1 項）。

使用料の金額は条例で定める必要がある（自治法第 228 条第 1 項）。

那覇市では、一部の施設を除き、見直し指針に基づき使用料が設定されている。「受益者負担の適正化」の考え方については、平成 11 年度の「那覇市行政改革実施計画」に明記され、「経営改革アクションプラン」にもその考え方が引き継がれた。その趣旨は、施設の利用を含め、市民に提供される行政サービスについては、その性質に応じて公費で負担する部分と、便益を受ける受益者が負担すべき部分を明確にし、利用する市民と利用しない市民の公平性を確保するという考えからであり、平成 19 年 10 月に見直し指針を策定するに至ったものである。

(2) 手数料

手数料とは、自治法第 227 条の規定に基づき、地方公共団体の事務で特定の者のためにするものについて徴収する対価のことをいう。

手数料についても、使用料と同様、条例で定める必要があるが、このうち全国的に統一して定めることが特に必要と認められるもの（以下、「標準事務」という。）については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないとされている（自治法第 228 条第 1 項）。

(3) 利用料金

地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、当該地方公共団体が指定する法人その他の団体（以下、「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせることができるとされている（自治法第 244 条の 2 第 3 項）。

指定管理者制度が導入された公の施設では、利用者からの利用料を直接指定管理者に収入できる「利用料金制」とするか、指定管理者に徴収を委託するが最終的には使用料として市の歳入とするかは、個々の条例で定めることとなる。

ここで、利用料金制とは、指定管理者の自立的な経営努力を發揮しやすくし、かつ、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図るため、公の施設の料金を指定管理者の収入として収受することをいう（自治法第 244 条の 2 第 8 項）。この場合の料金のことを「利用料金」というが、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例で定める利用料金額の範囲内で指定管理者が市の承認を受けて利用料金を定めることになる（自治法第 244 条の 2 第 9 項）。

なお、那覇市においては、平成 22 年 7 月に策定された「指定管理者制度に関する運用指針」（以下、「指定管理者指針」という。）において、利用者からの料金は、法令により事業主体（市）が徴収

するものとされている施設を除き、利用料金制によることを原則とされている。

2. 市における使用料・手数料等の状況

(1) 使用料及び手数料の推移

那覇市一般会計における令和4～6年度の使用料及び手数料の決算額等の推移は、下表のとおりである。一般会計における使用料及び手数料の決算額は、令和4年度から令和5年度にかけて49,355千円増加しており、令和5年度から令和6年度にかけて52,170千円増加している。なお、歳入合計に占める割合は1.9%で推移しており、大きな変化はみられない。

(単位：千円、%)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
使用料及び手数料	3,486,200	1.9	3,535,555	1.9	3,587,745	1.9
うち使用料	2,782,695	1.5	2,847,000	1.6	2,901,317	1.6
うち手数料	703,505	0.4	688,556	0.4	686,428	0.4
歳入合計	187,995,584	-	181,819,174	-	185,140,399	-

使用料及び手数料の増減内訳は下表のとおりである。

令和4年度から令和5年度にかけての使用料の増加については、市営住宅の住宅使用料が36,389千円増加したこと等により、土木使用料が54,968千円増加したことが主な要因である。

また、令和5年度から令和6年度にかけての使用料の増加については、道路占用料が29,574千円増加したこと等により、土木使用料が35,199千円増加したことが主な要因である。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
			前年度比	前年度比
使用料及び手数料	3,486,200	3,535,555	49,355	52,170
使用料	2,782,695	2,847,000	64,304	54,317
総務使用料	109,252	100,138	▲ 9,114	16,978
民生使用料	50,878	52,776	1,898	▲ 2,823
衛生使用料	26,648	28,050	1,402	6,322
商工使用料	130,625	135,947	5,322	▲ 2,307
土木使用料	2,342,754	2,397,722	54,968	35,199
消防使用料	4,519	4,390	▲ 129	421
教育使用料	118,019	127,976	9,958	526
手数料	703,505	688,556	▲ 14,949	▲ 2,127
総務手数料	163,769	161,316	▲ 2,453	1,656
民生手数料	3	2	▲ 1	▲ 2
衛生手数料	516,182	502,698	▲ 13,484	▲ 3,053
農林水産業手数料	10	14	5	3
商工手数料	11	263	253	▲ 260
土木手数料	18,209	17,558	▲ 652	▲ 304

消防手数料	5,315	6,700	1,385	6,538	▲ 163
教育手数料	6	5	▲ 1	0	▲ 5

なお、特別会計における令和4～6年度の使用料及び手数料の決算額は、下表のとおりである。

(単位：千円)

会計名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病院事業債管理特別会計	-	-	-
介護保険事業特別会計	3,243	3,988	3,317
国民健康保険事業特別会計	7,728	7,490	7,000
後期高齢者医療特別会計	839	879	950
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	-	-	-
土地区画整理事業特別会計	0	0	0
市街地再開発事業特別会計	-	-	-
計	11,810	12,357	11,267

(2) 令和6年度における使用料及び手数料の調定額、収入済額等

令和6年度における使用料及び手数料の調定額・収入済額等は、下表のとおりである。なお、不納欠損額や収納未済額の多くは、市営住宅（土木使用料のうち住宅使用料）に係るものである。

(単位：千円)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
使用料及び手数料	3,653,510	3,587,745	4,364	61,413
使用料	2,967,082	2,901,317	4,364	61,413
総務使用料	117,351	117,116	-	234
民生使用料	52,976	49,953	1,263	1,760
衛生使用料	34,372	34,372	-	-
商工使用料	136,150	133,640	-	2,509
土木使用料	2,492,337	2,432,921	2,863	56,565
消防使用料	4,811	4,811	-	-
教育使用料	129,085	128,503	238	344
手数料	686,429	686,428	-	0
総務手数料	162,972	162,972	-	-
民生手数料	-	-	-	-
衛生手数料	499,645	499,645	-	-
農林水産業手数料	17	17	-	-
商工手数料	4	4	-	-
土木手数料	17,254	17,254	-	-
消防手数料	6,538	6,538	-	-

教育手数料	0	0	-	0
-------	---	---	---	---

(3) 利用料金制度導入施設における利用料金の状況

那覇市においては、令和 7 年 4 月 1 日現在、以下の 85 施設において指定管理者が指定されており、このうち利用料金制を導入している施設は 61 施設である。

施設の名称	施設数	指定管理者	利用料金
那覇市共同利用施設 ・田原自治会館 ・安次嶺自治会館 ・宮城自治会館 ・高良自治会館 ・宇栄原自治会館 ・當間自治会館 ・小禄自治会館 ・真嘉比自治会館	8	関係自治会	○
てんぶす那覇	1	ミライ那覇創造共同事業体	○
那覇市総合福祉センター ・社会福祉センター ・金城児童館 ・金城老人憩の家 ・金城ボランティアセンター ・金城老人デイサービスセンター	5	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会	○
那覇市障がい者福祉センター	1	一般社団法人那覇市身体障害者福祉協会	
那覇市精神障がい者地域生活支援センター	1	一般社団法人セレニティパークジャパン沖縄	
那覇市安謝複合施設 ・安謝老人憩の家 ・安謝児童館	2	日本赤十字社沖縄県支部	○
那覇市末吉老人福祉センター	1	社会福祉法人陽風会	○
那覇市壺川老人福祉センター	1	社会福祉法人陽風会	○
那覇市辻老人憩の家	1	社会福祉法人陽風会	○
那覇市総合福祉センター ・那覇市母子・父子福祉センター	1	公益社団法人那覇市母子寡婦福祉会	
那覇市母子生活支援センターさくら	1	公益社団法人那覇市母子寡婦福祉会	○
那覇市古波蔵児童館	1	社会福祉法人ボプラ福祉会	
那覇市若狭児童館	1	NPO 法人地域サポートわかさ	○
那覇市国場児童館	1	一般社団法人沖縄じんぶん考房	○
那覇市大名児童館	1	社会福祉法人若杉福祉会	○
那覇市久場川児童館	1	社会福祉法人若杉福祉会	○
那覇市緑ヶ丘公園集会所	1	一般社団法人くもじ地域福祉協議会	○
児童館・老人福祉センター（併設型施設） ・小禄児童館及び小禄老人福祉センター ・識名児童館及び識名老人福祉センター	4	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会	○
那覇市首里金城村屋	1	首里金城町自治会	○
新都心公園外 13 公園	14	沖縄文化スポーツイノベーション株式会社	○
那覇市波の上ビーチ広場	1	ナハ・シー・パラダイス共同企業体	○
那覇市松山公園文化交流施設 ・福州園 ・松山公園連携施設 ・松山公園駐車場	3	沖縄華僑華人 PM コンソーシアム	○
那覇市立森の家みんな	1	沖縄自然環境ファンクラブ	○
・那覇市民体育館 ・漫湖公園市民庭球場 ・那覇市民首里石嶺プール	3	NPO 法人那覇市体育協会	○
・那覇市宮奥武山野球場 ・那覇市宮奥武山屋内運動場	3	NPO 法人那覇市体育協会	○

・那覇市営奥武山トレーニング室			
那覇市営住宅（20 団地）	20	株式会社レキオス	
那覇市鏡水ふれあい会館	1	字鏡水自治会	○
・那覇市パレット市民劇場 ・那覇市民ギャラリー	2	久茂地都市開発株式会社	○
那覇市繁多川公民館	1	NPO 法人1 万人井戸端会議	○
那覇市若狭公民館	1	NPO 法人地域サポートわかさ	○
那覇市字大嶺自治会館	1	字大嶺自治会	○

また、これらの施設の令和4年度から令和6年度までの利用料金合計額の推移は下表のとおりである。

令和4年度から令和5年度にかけての増加については、松山公園文化交流施設の利用料金が5,316千円増加したこと等が主な要因である。また、令和5年度から令和6年度にかけての増加のうち、新都心公園等が利用料金制度導入施設となったことによる影響（18,306千円）を除くと15,039千円の増加となっており、那覇市営奥武山野球場等の利用料金が15,898千円増加したこと等が主な要因である。

（単位：千円）

令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		前年度比		前年度比
173,958	179,677	5,718	213,022	33,346

（注1）令和7年4月1日時点で利用料金制度を導入していない施設については含まれていない。

（注2）那覇市共同利用施設については、各自治会からの収支等の報告が把握可能な範囲に限定されており、正確な金額が把握できていないため、上記集計から除外している。

3. 監査対象とした使用料・手数料等

(1) 監査対象の選定方法

① 監査調書による回答の入手

監査実施に先立ち、監査対象とする使用料・手数料等を選定するため、令和 6 年度那覇市一般会計・特別会計決算の歳入うち、款「使用料及び手数料」に計上された科目を所管する部署、及び指定管理者制度を導入している公の施設を所管する部署に対し、下表の条件に該当する使用料・手数料等に関する監査調書の提出を求め、これを入手した。

- ・ 細節単位で、令和 6 年度の決算見込額が 500 万円以上のもの
- ・ 細節単位で、令和 6 年度の決算見込額が 500 万円以上のものがない所管課については、上位 1 件（ただし、当該決算見込額が 100 万円未満のものを除く）
- ・ 利用料金制を導入している指定管理施設

なお、監査調書は使用料、手数料、指定管理施設毎に異なるが、主な質問事項としては下表のとおりである。

(徴収) 根拠法令・条例有無
施設の所在地
施設の開設時期
条例に定める施設の目的
施設の営業時間
利用者数
料金体系
料金改定の有無(令和以降)、最終料金改定年月日
現行料金の算定根拠が分かる資料
改定の検討の有無
改定要否の検討の実施サイクル
維持管理費、職員人件費、備品購入費及び減価償却費、用地取得費、建物減価償却費
料金に係る消費税課税区分、インボイス発行の有無
現年度調定額、収納額、不納欠損額
過年度調定額、収納額、不納欠損額
収納件数、不納欠損件数
過年度収納未済額のうち最も古い債権の発生年度
料金減免の有無、減免額、減免件数
減免に関する規程(要領・要項等)の有無
納付方法の有無
収納事務に関する事務処理マニュアル等(事務引継書面など)の有無
事務処理誤りの有無(例:現金過不足)
事務事業評価実施の有無
使用料収入の経年比較の実施有無
利用者アンケート(意向)調査の実施有無
その他運営上の課題等

(注) 上記のほか、平成 25 年度監査において監査対象とされた公の施設については、当該監査報告書での指摘及び意見事項に対する現状についても質問を行っている。

② 監査対象とする使用料・手数料等の選定

監査調書の回答を踏まえ、金額的な重要性が低いものや性質的に重複するものなどを除外し、以下の 33 件の使用料・手数料等(うち、使用料 18 件、手数料 6 件、指定管理施設 9 件)を監査対象として選定した。

番号	部課	種類	名称
1	総務部平和交流・男女参画課	使用料	総務管理使用料 (ともかぜ振興会館使用料)
2	総務部平和交流・男女参画課	指定管理	那覇市鏡水ふれあい会館
3	総務部管財課	使用料	行政財産目的外使用料 (本庁舎目的外使用料)
4	市民文化部ハイサイ市民課	手数料	戸籍住民基本台帳手数料
5	市民文化部文化振興課	使用料	総務管理使用料 (那覇文化芸術劇場なは一と使用料)(※)
6	市民文化部文化振興課	指定管理	那覇市パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー
7	市民文化部文化財課	使用料	社会教育使用料 (文化財入園料)
8	市民文化部まちづくり協働推進課	使用料	総務管理使用料 (なは市民活動支援センター使用料)
9	市民文化部まちづくり協働推進課	指定管理	那覇市共同利用施設
10	経済観光部商工農水課	使用料	商工使用料 (ITインキュベート施設使用料・なは産業支援センター入居用施設使用料)、那覇市銘苅駐車場駐車料金収入
11	経済観光部商工農水課	指定管理	てんぶす那覇
12	経済観光部なはまち振興課	使用料	商工使用料 (公設市場使用料)
13	環境部環境政策課	手数料	清掃手数料 (家庭ごみ処理手数料)
14	環境部クリーン推進課	手数料	清掃手数料 (し尿等処分手数料)
15	環境部環境保全課	使用料	霊園使用料 (合葬室使用料・合葬用納骨室使用料・短期収蔵納骨室使用料)
16	福祉部福祉政策課	指定管理	那覇市総合福祉センター
	こどもみらい部こども教育保育課		
	福祉部チャーがんじゅう課		
17	福祉部チャーがんじゅう課	指定管理	那覇市安謝複合施設
	こどもみらい部こども教育保育課		
18	福祉部チャーがんじゅう課	指定管理	那覇市壺川老人福祉センター
19	こどもみらい部こども教育保育課	指定管理	那覇市大名児童館
20	健康部国民健康保険課	手数料	督促手数料 (保険税督促手数料)
21	健康部保健所生活衛生課	手数料	保健衛生手数料 (食品関係申請手数料)
22	こどもみらい部こどもみらい課	使用料	民生使用料 (認定こども園使用料 3 歳未満)
23	都市みらい部都市計画課	手数料	都市計画手数料 (許可申請等手数料)
24	都市みらい部公園管理課	使用料	都市計画使用料 (公園使用料)、行政財産目的外使用料 (公園占用料)
25	都市みらい部公園管理課	指定管理	新都心公園、外 13 公園
26	都市みらい部公園管理課	指定管理	那覇市松山公園文化交流施設
27	まちなみ共創部市営住宅課	使用料	住宅使用料 (市営住宅使用料)、駐車場使用料 (市営住宅駐車場区画賃貸使用料)、行政財産目的外使用料 (市営住宅目的外使用料・駐車場区域賃貸使用料)
28	生涯学習部生涯学習課	指定管理	那覇市立森の家みんな
29	生涯学習部生涯学習課	指定管理	那覇市繁多川公民館
30	生涯学習部市民スポーツ課	使用料	保健体育使用料 (小学校体育館施設使用料)
31	生涯学習部市民スポーツ課	指定管理	那覇市体育施設
32	生涯学習部市民スポーツ課	指定管理	那覇市宮奥武山体育施設
33	生涯学習部施設課	使用料	行政財産目的外使用料 (学校職員駐車土地使用料)

(※) 監査当初は、文化芸術観覧料もヒアリング対象としていたが、当該科目は那覇文化芸術劇場なは一における自主公演の観覧料であり、受益者負担とは性質の異なるものであったことから、直接の監査対象としていない。

(2) 監査対象とした使用料・手数料等の状況

① 監査対象とした使用料・手数料等の金額

監査対象とした 33 件の使用料・手数料等について、令和 6 年度の収入済額 (指定管理施設の場合

合は利用料収入) は下表のとおりである。

番号	名称	収入済額等(千円)
1	総務管理使用料 (ともかぜ振興会館使用料)	8,262
2	那覇市鏡水ふれあい会館	1,085
3	行政財産目的外使用料 (本庁舎目的外使用料)	4,736
4	戸籍住民基本台帳手数料	129,668
5	総務管理使用料 (那覇文化芸術劇場なはーと使用料)	86,998
6	那覇市パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー	27,363
7	社会教育使用料 (文化財入園料)	40,494
8	総務管理使用料 (なは市民活動支援センター使用料)	2,534
9	那覇市共同利用施設	(※1)
10	商工使用料 (ITインキュベーション施設使用料・なは産業支援センター入居用施設使用料)、那覇市銘苅駐車場駐車料金収入	58,588
11	てんぷす那覇	32,739
12	商工使用料 (公設市場使用料)	62,800
13	清掃手数料 (家庭ごみ処理手数料)	440,602
14	清掃手数料 (し尿等処分手数料)	18,552
15	霊園使用料 (合葬室使用料・合葬用納骨室使用料・短期収蔵納骨室使用料)	33,945
16	那覇市総合福祉センター	491
17	那覇市安謝複合施設	-
18	那覇市壺川老人福祉センター	58
19	那覇市大名児童館	134
20	督促手数料 (保険税督促手数料)	6,857
21	保健衛生手数料 (食品関係申請手数料)	28,485
22	民生使用料 (認定こども園使用料3歳未満) (※2)	43,520
23	都市計画手数料 (許可申請等手数料)	4,444
24	都市計画使用料 (公園使用料)、行政財産目的外使用料 (公園占用料)	66,127
25	新都心公園、外 13 公園	18,306
26	那覇市松山公園文化交流施設	20,072
27	住宅使用料 (市営住宅使用料)、駐車場使用料 (市営住宅駐車場区画賃貸使用料)、行政財産目的外使用料 (市営住宅目的外使用料・駐車場区域賃貸使用料) (※3)	2,122,117
28	那覇市立森の家みんな	363
29	那覇市繁多川公民館	642
30	保健体育使用料 (小学校体育館施設使用料)	8,660
31	那覇市体育施設	57,865
32	那覇市菅奥武山体育施設	49,537
33	行政財産目的外使用料 (学校職員駐車土地使用料)	52,179

(※1) 各自治会からの収支等の報告が把握可能な範囲に限定されており、正確な金額が把握できていない。

(※2) 認定こども園使用料 (2号認定滞納繰越分) を含む。

(※3) 市営住宅使用料のうち (改良店舗) を除き、市営住宅駐車場区画賃貸使用料のうち (滞納繰越分) を除く。

② 不納欠損又は回収不能となった金額

監査対象とした 33 件の使用料・手数料等について、令和 6 年度において不納欠損 (指定管理施設の場合は回収不能) が発生したのは以下の 2 件である。

番号	名称	不納欠損額(千円)
22	民生使用料 (認定こども園使用料3歳未満)	1,114
27	住宅使用料 (市営住宅使用料)、駐車場使用料 (市営住宅駐車場区画賃貸使用料)、行政財産目的外使用料 (市営住宅目的外使用料・駐車場区域賃貸使用料)	2,848

(※) 30. 督促手数料 (保険税督促手数料) については、那覇市会計規則第 20 条第 2 項に基づき収納後に測定しているため、不納欠損は発生していない。

③ 減免した使用料・手数料等の金額

監査対象とした 33 件の使用料・手数料等について、令和 6 年度における減免額は以下のとおりであり、減免額が一番多かったのは住民基本台帳手数料の 21,307 千円である。

なお、減免額について未把握のものが 5 件あった。

番号	名称	減免額(千円)
1	総務管理使用料(ともかぜ振興会館使用料)	11,756
2	那覇市鏡水ふれあい会館	3,999
3	行政財産目的外使用料(本庁舎目的外使用料)	11,343
4	戸籍住民基本台帳手数料	21,307
5	総務管理使用料(那覇文化芸術劇場なはーと使用料)	(※)
6	那覇市パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー	4,612
7	社会教育使用料(文化財入園料)	2,807
8	総務管理使用料(なは市民活動支援センター使用料)	42
9	那覇市共同利用施設	(※)
10	商工使用料(ITインキュベート施設使用料・なは産業支援センター入居用施設使用料)、那覇市銘苅駐車場駐車料金収入	9,211
11	てんぷす那覇	1,624
12	商工使用料(公設市場使用料)	335
13	清掃手数料(家庭ごみ処理手数料)	117
14	清掃手数料(し尿等処分手数料)	-
15	霊園使用料(合葬室使用料・合葬用納骨室使用料・短期収蔵納骨室使用料)	2,070
16	那覇市総合福祉センター	4,425
17	那覇市安謝複合施設	-
18	那覇市壺川老人福祉センター	20
19	那覇市大名児童館	-
20	督促手数料(保険税督促手数料)	-
21	保健衛生手数料(食品関係申請手数料)	-
22	民生使用料(認定こども園使用料3歳未満)	-
23	都市計画手数料(許可申請等手数料)	-
24	都市計画使用料(公園使用料)、行政財産目的外使用料(公園占用料)	(※)
25	新都心公園、外 13 公園	(※)
26	那覇市松山公園文化交流施設	(※)
27	住宅使用料(市営住宅使用料)、駐車場使用料(市営住宅駐車場区画賃貸使用料)、行政財産目的外使用料(市営住宅目的外使用料・駐車場区域賃貸使用料)	11,711
28	那覇市立森の家みんな	2
29	那覇市繁多川公民館	1,423
30	保健体育使用料(小学校体育館施設使用料)	945
31	那覇市体育施設	7,910
32	那覇市営奥武山体育施設	5,200
33	行政財産目的外使用料(学校職員駐車土地使用料)	-

(※) 減免額について所管課に確認したところ、把握できていないとの回答であった。

④ 料金の改定及び見直しの検討状況

監査対象とした 33 件の使用料・手数料等の最終改定年月日を確認したところ、最終改定年月日が古い使用料・手数料等の上位 10 件は下表のとおりである。このうち 6 件については、当該改定以降、料金見直しについての検討もなされていなかった。

番号	名称	最終改定年月日	検討の有無
9	那覇市共同利用施設	S58.3.31	無
20	督促手数料(保険税督促手数料)	S60.4.1	無
28	那覇市立森の家みんな	H14.6.1(※2)	有
33	行政財産目的外使用料(学校職員駐車土地使用料)	H21.4.1	無
7	社会教育使用料(文化財入園料)	H22.4.1	有
29	那覇市繁多川公民館	H22.4.1	有
14	清掃手数料(し尿等処分手数料)	H23.4.1	有
21	保健衛生手数料(食品関係申請手数料)	H25.4.1(※3)	無
23	都市計画手数料(許可申請等手数料)	H25.4.1	無
2	那覇市鏡水ふれあい会館	H26.1.1	無

(※1) 同一番号内で、料金が複数の施設や区分等に分かれている場合は、最新の最終改定年月日を記載している。

(※2) 冷房機設置に伴う改定を除く。

(※3) 営業許可業種の再編に伴う改定を除く。

4. 市における使用料・手数料等の検討体制

(1) 所管部署

那覇市事務分掌条例第 2 条第 2 項において、企画財務部の事務分掌として「財政に関すること」が掲げられており、これを受けた事務分掌規則第 6 条において、企画財務部企画調整課の分掌事務として「税外収入の総括に関すること」が掲げられている。

(2) 財政健全化部会

那覇市では、新しい時代の課題への対応や、21 世紀にふさわしい市民本位の行政経営体制を推進するため「那覇市経営改革本部」が設置されている。那覇市経営改革本部設置要綱第 3 条によれば、市長を本部長とし、部長クラス以上の庁議出席者が構成員とされている。また、同要綱第 6 条によれば、特定の分野に関する事項を調査、検討、及び推進を図るために分野別部会が設置されており、その 1 つとして「財政健全化部会」がある。

構成員	政策統括調整監、企画財務部長（部会長）、総務部長、経済観光部長
調査、検討及び推進する主な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政計画及び財政健全化の数値目標の設定に関すること ・ 税源拡充方策に関すること ・ 使用料手数料、有料広告等税外収入の拡充方策に関すること ・ その他財政健全化に関し重要な事項

なお、直近 3 年間（令和 4 年度～ 6 年度）における開催実績はないとのことであった。

(3) 税外収入検討幹事会

同要綱第 6 条第 2 項によれば、部門別部会の部会長は、特定の分野に関する事項を調査、検討するため幹事会を設置できるとされており、上記の財政健全化部会の下に「税外収入検討幹事会」が設置されている。

構成員	企画財務部企画調整課長（幹事長）、企画財務部財政課長（副幹事長）、税外収入を所管する課長等で財政健全化部会長が指名する者
調査、検討する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料公告事業の推進に関すること ・ 受益者負担（使用料・手数料）の適正化に関すること ・ その他税外収入に関し、財政健全化部会長から指示された事項に関すること

なお、直近 3 年間（令和 4 年度～ 6 年度）における開催実績はないとのことであった。

第 3 章 料金設定の現状と課題

1. 那覇市における料金設定の考え方

(1) 見直し指針における料金設定の基本的考え方

見直し指針では、使用料設定に関する基本的考え方として以下の 2 つを挙げている。

① 受益者負担の原則

受益者負担の原則とは、市民が市の施設を利用する際、利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担（使用料等）をすることによって、はじめて利用しない人との負担の公平性が確保されるという考え方である。

このため、施設の建設費、維持管理費等の経費については、そのすべてを公費で負担することは困難であることから、「受益者負担の原則」に基づき、原価（コスト）について受益者に応分の負担を求めることとされている。

② 算定方法の明確化

算定方法の明確化とは、市が受益者に応分の負担を求めるためには、使用料の積算根拠を明らかにし、市民に分かりやすく説明できるようにする必要があるという考え方である。

このため、国や県が算定している経費を基に使用料を定めているものや、近隣市町村との統一基準により改定を行っているものについても、基本的には市独自の算定方法を明確にしていくものとされており、具体的には使用料算定の基本的方式として下記の計算式を掲げている。

$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担割合}$ <ul style="list-style-type: none"> ・ 原価：施設の維持管理費、人件費等を基に算定 ・ 性質別負担割合：各施設サービスの性質別分類に基づき受益者が負担する割合
--

(2) 原価算定

見直し指針では、「負担の公平性」を確保する観点から、施設の建設からサービスの提供に至る全ての経費を対象とした上で、妥当と思われる「積算根拠」を選定し、適正な使用料を設定することを基本的な考え方とし、専ら市民が日常的に利用する部分に要する経費として「ア. 維持管理経費」、「イ. 職員人件費のうち施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費」及び「ウ. 高額備品を除く備品購入に要する経費」を「原価の基礎」とし、具体的には下表のように整理している。

施設の整備・運営に要する経費	公費負担の範囲	受益者負担の範囲
ア. 維持管理経費	大規模修繕費	恒常的維持管理費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、修繕費、使用料及び賃借料等）
イ. 職員人件費	右記を除いた施設の事業運営等に係る人件費	施設の日常的な維持管理や貸出し業務等に係る人件費
ウ. 備品購入費（減価償却費）	高額備品購入費	高額備品を除く備品購入に要する経費（減価償却費含む）

エ. 用地取得費	用地取得費 (用地賃借料を含む)	
オ. 建物建設費 (減価償却費) 等	建物建設費 (減価償却費含む)	

なお、公費負担とされている用地取得費や建物建設費等について、使用料の積算根拠に含めることは施設の設置及び管理に係るフルコストという意味では必要であると考えられる一方、これらの施設は「市民全体の財産」であり、土地代、建物建設費については、全ての市民に利用の機会を提供するための費用であると考えられることから、使用料の対象となる経費からは除外されている。

ただし、特例として、①祝日に利用する場合、及び②使用目的が専ら販売、入場料等を徴収するなど営利を目的とする場合には、用地取得費、建物建設費、維持管理費及び職員人件費 (以下、「用地取得費等」という。) の一部を受益者負担の範囲に含めて使用料を設定できるものとされている。

(3) 原価の単位

使用料算定にあたっての原価の単位として、見直し指針では以下のものが挙げられており、利用者数の稼働状況の想定によっても使用料の算定結果が異なることとなる。

① 1㎡当たりの時間原価

会議室の利用のように、ある一定の部屋 (区画) を、貸し切り (占有) で利用する場合については、1㎡・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じ施設毎の「原価」とすることとされている。ただし、公民館等同一種類の施設については、当該同一種類の全施設について統一した「原価」を設定することができることとされている。

$1 \text{ ㎡} \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} = (\text{恒常的維持管理費} + \text{備品購入費} + \text{職員人件費}) \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間}$ <p>※ 年間使用可能時間 = 前年度の使用実績を基に設定した、当該年度の使用時間</p>
--

なお、施設に付帯している冷房、音響設備及び特殊な照明等の設備については、利用者が選択可能な場合は、上記とは別に、1時間当たりの原価を算定することとされている。

② 利用者1人当たりの原価

温水プールなどのように、ある一定の部屋 (区画) を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者1人当たりの原価を施設毎の「原価」とすることとされている。

$1 \text{ 人当たりの原価} = (\text{恒常的維持管理費} + \text{備品購入費} + \text{職員人件費}) \div \text{施設利用者目標数}$ <p>※ 施設利用者目標数 = 前年度の利用実績を基に設定した、当該年度の利用者数</p>
--

(4) 施設の性質別負担割合

見直し指針では、公園や道路などのように日常生活に必要不可欠で、市場では提供されにくい施設がある一方、体育施設や公民館など特定の市民が利益を受けるサービスで、民間にも類似のサービスが存在するものもあることから、このような施設ごとのサービスの内容について検討し、サービスの性質別に、原価に対する「受益者負担割合」を設定することを基本的な考え方としている。

具体的には、以下の基準による仕分を組み合わせることにより4分類枠を設定し、それぞれの施設が設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較等によりどの分類枠に属するかを整理している。

○ サービス内容が必需的还是选择的かによる区分【横軸】

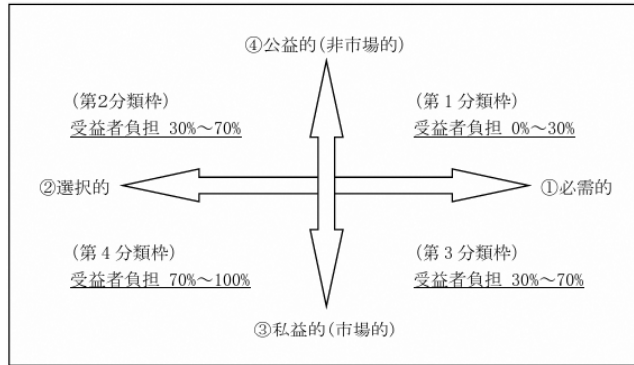
- ① 必需的服务：市民の日常生活においてほとんどの人に必要とされるサービス
- ② 选择的的服务：生活や余暇をより快適にするためのサービスで、人によって必要性が異なるサービス

○ サービスの内容が私益的还是公益的还是かによる区分【縦軸】

- ③ 私益的 (市場的) サービス：民間でも同種類のもの提供されているサービス
- ④ 公益的 (非市場的) サービス：民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

	选择的	必需的
公益的 (非市場的)	(第 2 分類枠) 受益者負担 30%~70%	(第 1 分類枠) 受益者負担 0%~30%
	人によって必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス	専ら行政が提供するサービス
私益的 (市場的)	(第 4 分類枠) 受益者負担 70%~100%	(第 3 分類枠) 受益者負担 30%~70%
	人によって必要性が異なり、民間にもあるサービス	主として行政が提供しているが、民間にもあるサービス

これを図式化したものが見直し指針に掲載されている。



(5) 料金減額・免除に関する考え方

減額・免除制度については、「受益者負担の原則」徹底の観点から、あくまでも「政策的で特例的な措置」であることを確認し、その適用については、真にやむを得ないものに限定するとされている。また、よりいっそうの公平性・公正性を確保するため、減額・免除については、以下のとおり共通の適用事由及び設置目的に応じた個別事由を定め、できるだけ共通の対応となるよう基準の統一

を図るものとされている（なお、団体にかかる規定については、原則 10 人以上とされている）。

① 共通の適用事由

個人にかかる規定	団体にかかる規定
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者（介助者 1 名含む）が利用するとき【減額】 	<ul style="list-style-type: none"> 本市及び本市の機関が主催するとき【免除】 当該施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき【免除】 市及び本市の機関が共催するとき【減額】 公共的団体、登録団体等が行政活動への協力目的で利用するとき【免除】 構成員の半数以上が障がい者の団体が利用するとき【減額】

② 設置目的等に応じた個別適用事由

個人にかかる規定	団体にかかる規定
<ul style="list-style-type: none"> 65 歳以上の者が利用するとき【減額】 学齢前の幼児、小・中学生並びに高校生が利用するとき【減額】 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の保育園、幼稚園、小・中学校及びその他の学校が教育目的で利用するとき【減額】 構成員の半数以上が中学生以下の団体が利用するとき【減額】 公共的団体が本来の活動目的で利用するとき【減額】 構成員の半数以上が 65 歳以上の団体が利用するとき【減額】

※ 団体にかかる減額については、団体の属性によって異なる場合には収納事務上の煩雑さが増すことから、できるだけ簡素な構造とし、また、利用者・非利用者間の公平性を担保する観点から、利用者である受益者が負担する分と、市（公費）が負担する分を「等分」とし、一律に 5 割減額とすることとされている。

※ 個人にかかる減額については、下表のとおりとされている。

障がい者	5 割減額
65 歳以上	5 割減額
高校生	2.5 割減額
小中学生	5 割減額
学齢前の幼児	7.5 割減額

ただし、その他市長が特に必要と認める場合は、上記の規定とは別に免除若しくは減額できるものとされているが、その場合でも「市民負担の公平性」と「公共性・公益性」とを十分検討した上、判

断するものとされている。

また、施設の利用については、年間の開館時間から利用には一定の限界が生じることから、より適切かつ公平な施設利用を促進するため、減額・免除の適用について、必要に応じ、回数制限等を設けることができるとされている。

なお、使用料を減額・免除する場合、基本的にはその都度申請に基づき決定すべきものであるが、利用者にとって事務手続きが煩雑になるため、申請の簡素化を図ることとされている。

（6）市外利用者の利用について

施設等における費用は、市費（税）負担であり、公平性・公正性を確保する観点からも、市外利用者（市内在学者及び市内在勤者を除く）については、適切な負担を求めることができるとされている。

（7）指定管理者制度導入施設について

当該施設に指定管理者制度を導入する際は、見直し指針に基づき、利用料の算定や政策判断としての減額免除の範囲について、双方で協議を行い、協定書を締結するものとされている。

（8）近傍施設の料金との調整等

近隣市町村や類似団体並びに民間施設と比較して使用料額に大きな格差が生じるような場合は、調整することができるものとされているほか、使用料を改定することにより、利用率の低下等施設本来の利用目的を損なう恐れがある場合は、調整することができるものとされている。

（9）見直し指針の対象外となっている料金について

見直し指針の対象には、予算科目の使用料収入にあたる施設に限定されず、負担金収入・雑入の施設なども含まれるとされている一方、以下については対象外とされている。

- ・ 算定方法が法令等で定められている施設（国・県の機関が算定している経費を基に使用料額を定めている施設）（例：市営住宅）
- ・ 措置または介護サービスとしての施設（例：知的障害者援護施設、デイサービスセンター）

また、行政財産の目的外使用については、使用可能時間や利用者目標数の設定が困難である等、見直し指針の算定方法がなじまないことから、統一的な算定方法は設定せず、個別に料金を算定することとされている。

さらに、手数料についても見直し指針の対象外とされているが、この点に関する庁内での議論はなされていないとのことであった。

（10）料金設定に係る決定プロセスについて

使用料・手数料等は条例において定められるが、議会に条例案を提出するにあたり、まず課長クラスの税外収入検討幹事会で議論した後、部長クラスの財政健全化部会で議論され、最終的に庁議で決定されるというプロセスになっている。税外収入検討幹事会では、使用料が指針に沿ったものかどうかを確認している。

なお、公の施設ができた場合には、関連する条例が制定されるので、仮に料金不徴収のものがあれば上記の幹事会等で検討されることになるとのことであった。

2. 那覇市における料金の見直しに関する考え方

（1）見直し指針における料金設定の基本的考え方

見直し指針においては、使用料について一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として4年ごとの見直しとするとされている。

なお、見直し指針導入時には、使用料の原価の基礎に「職員人件費」が加えられたことや、施設の性質別分類を行うことにより、使用料が急激な負担増とならないようにするため、下表のように改定率の制限を設けることができるものとされた。

現行料金	上限改定率
500 円以下	50%
500 円を超え 2,000 円以下	40%
2,000 円を超え 10,000 円以下	30%
10,000 円を超える	20%

但し、営利目的の施設について、用地取得費等の一部を受益者負担の範囲に含める場合、2年を超えない期間を目途として上記改定率に関わらず使用料の引き上げを設定するとされた。これは、平成29年の見直し指針の改定時に導入された考え方であり、具体的には牧志公設市場の建替え時に上限改定率を超える使用料が見込まれたことから検討されたとのことであった。

（2）料金見直しに係る全庁的な検証体制について

料金見直しの検討については、監査実施時においては全庁的な検証体制等はなく、所管部署任せとなっている。

3. 県内他自治体の状況

(1) 沖縄県

沖縄県では、平成23年9月に「使用料及び手数料の見直しの考え方」が策定されている。那覇市の見直し方針とは異なり、料金設定の基本的な考え方は記されておらず、見直しに関する考え方に限定されているが、那覇市の見直し指針にない点として、以下のものが挙げられる。

① 対象範囲

当該考え方については、「使用料及び手数料」とされており、行政財産の目的外使用や手数料についてもその対象とされている。ただし、料金設定が法律や他の条例に準じているものが除外されている点は那覇市の見直し指針と同じである。

② 料金見直し

使用料及び手数料の料金がサービス提供経費をまかなっていないもので、以下のいずれかに該当するものは見直しが必要とされている。

- ・ 前回の見直しから3年以上経過したもの
- ・ 前回の見直しから3年未満であるが、当該行政サービスに係る状況の変化等（消費税率の改定に係るサービス提供経費の増も含む）により見直しを行う必要があるもの

これに基づき、沖縄県では「使用料及び手数料見直し結果」を毎年度公表している。例えば、令和7年3月に公表された「令和6年度使用料及び手数料見直し結果」によれば、見直し件数は下表とおりであり、見直し対象1,503件に対して34.5%にあたる519件の料金改定が行われている。また、公表資料には、使用料及び手数料別の現行料金や料金改定案、年間適用数や1件当たりのコスト、コスト回収率等が記載されている。

(単位：件数)

見直し対象	料金改定	改定	現状維持	廃止	継続検討
1,503	519	102	613	106	165

(※) 改定：法令等の改正により、料金形態や区分等に変更が生じたもの

【参考】令和6年度使用料及び手数料見直し結果（抜粋）

令和6年度使用料及び手数料見直し結果 詳細											
部局名：土木建築部											
使用料及び手数料一覧					現行料金		料金改定案等				
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
No	条例等名 (省略しない)	使用料及び手数料名	細区分	所管課	現行単価 適用日	現行料金	新単価 適用日	新料金	年間 適用数	1件当た りのコス ト	コスト回 収率 (1/7K *100)
					(円)	(円)	(円)	(円)	(件)	(円)	(%)
25	沖縄県国営沖縄記念公園内施設 の設置及び管理に関する条例	首里城地区内施設入場料	一般(個人)	都市公園課	H31.2.1	830	R8.4.1	1,200	802,960	995	120.6%
26	沖縄県国営沖縄記念公園内施設 の設置及び管理に関する条例	首里城地区内施設入場料	高校生(個人)	都市公園課	H31.2.1	630	R8.4.1	910	16,522	995	91.5%
27	沖縄県国営沖縄記念公園内施設 の設置及び管理に関する条例	首里城地区内施設入場料	中学生及び小学生(個人)	都市公園課	H31.2.1	310	R8.4.1	450	53,256	995	45.2%

③ 改定上限率

見直しの額の設定については、サービス提供経費をまかなう料金と現行料金の 1.5 倍の料金のいずれか低い額（以下「基本改定額」という）に改定することを基本とするが、対外的な説明が困難と所管部局が認める場合は、所管部局の責任において現行料金と基本改定額の範囲内で設定することも可とするとされている。

④ 料金未徴収の行政サービス

これまで使用料又は手数料を徴収していない行政サービスのうち、その内容や性格に照らし、使用料又は手数料を徴収することが適当であると考えられるものについては、その徴収を検討することとされている。

(2) 名護市

沖縄県内では、名護市が令和 6 年 11 月に「使用料・手数料の設定に関する基本的な考え方」を策定している。那覇市の見直し指針にない点として、以下のものが挙げられる。

① 対象範囲

当該考え方については、「使用料及び手数料」とされており、行政財産の目的外使用や手数料についてもその対象とされている。

また、対象外のものとして、法律等で算定方式が定められているものが除外されている点は那覇市の見直し指針と同じであるが、以下についても対象外として明記されている。

- ・ 土地や建物の貸付料としての性格が強く、原価となるべき経費がそもそも存在しないもの（例：道路占用料等）
- ・ 別の基準により定められているもの、又は本方法による算定等が適切ではないもの（例：上下水道料金、斎場使用料等）

なお、手数料については、以下のものが対象外とされている。

- ・ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令により標準額が定められているもの（例：戸籍事務手数料等）
- ・ 別の基準により定められているもの、又は本方法による算定等が適切ではないもの（例：上下水道に関する手数料、名護市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例に規定する手数料等）

② 使用料の算定方法

使用料の算定については、原価と受益者負担割合に基づく算定方式であり、原価の範囲や性質別分類に応じた受益者負担割合を設定する点は那覇市の見直し指針とほぼ同様である。

ただし、受益者負担割合については、下表のように異なっている。

	選択的		必需的	
公益的 (非市場的)	(第 2 分類枠)		(第 1 分類枠)	
	那覇市	名護市	那覇市	名護市
	30%~70%	50%	0%~30%	0%
私益的 (市場的)	(第 4 分類枠)		(第 3 分類枠)	
	那覇市	名護市	那覇市	名護市
	70%~100%	100%	30%~70%	50%

また、原価の算定にあたっては、直近 3 年間の決算 (実績) 額を考慮して算定することが明記されている。

③ 手数料の算定方法

手数料の算定についても、原価と受益者負担割合に基づく算定方式であり、その際の受益者負担割合は、特定の者の利益のために発生した事務に係る経費であることから 100%とされている。

具体的には、下記の方法により算定することとされている。

①	1 件あたりの人件費 = 1 分あたりの人件費 × 1 件あたりの処理時間 (分) ※ 1 件あたりの処理時間は標準処理時間とし、できる限り平均的に当該処理にかかる時間のみを算入する。
②	1 件あたりの物件費 = 物件費 × 物件費投入割合 ÷ 年間の処理件数 ※ 物件費投入割合は、消耗品や事務機器使用料等で、複数の事務に係る費用のうち、当該事務に直接要した部分の割合とし、処理時間や処理件数の按分等により算出する。 ※ 電算に係る費用については、行政が本来行うべき業務 (住民情報等を保管するシステムの管理・運用) と、個人利用のために本来業務から派生した業務 (証明書発行用端末機等の管理・運用) とを区別し、後者にかかる費用をコストとして算入する。
③	1 件あたりの手数料 = (① + ②) × 受益者負担割合

④ 料金見直し

市民ニーズや社会情勢の変化により、行政サービスの提供方法やそれに要する経費等にも変化が生じることが想定されることから、定期的・継続的に使用料等の妥当性を確認し、見直しを検討する必要があるとされている。

具体的には、使用料等の妥当性の確認は、原則として 3 年毎に実施することとし、現行の料金と本考え方により算出した料金を比較して「概ね ± 20%」を超える乖離が生じている場合に見直しを検討することとされている。

なお、改定率については、那覇市の見直し指針と同様に激変緩和措置として上限の目安が定められており、その水準もほぼ同じものである。

⑤ 営利目的利用者の取扱い

営利・営業・宣伝を目的とした利用の場合、施設の設置目的や性質等のほか、利用状況、稼働率などを考慮した上で割増料金を設定できることが明記されている。

4. 県外の市町村の状況

令和以降に実施された、中核市の包括外部監査において使用料・手数料の設定等をテーマとした主なものとして、以下のものがある。

年度	自治体名	テーマ
令和 5 年度	富山県富山市	公の施設の使用料について
令和 6 年度	大阪府高槻市	使用料・手数料等に係る財務事務の執行について
	香川県高松市	使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について

以下では、上記の監査報告書に記載された当該自治体の状況や、比較対象や先進事例として取り上げられた他自治体の状況について、那覇市との比較を行う。

(1) 富山県富山市

富山市では、令和 5 年度包括外部監査において、使用料適正化に向けた体制整備や施設別の個別検討を行っているものの、「受益者負担の適正化に関する基本方針」の作成には至っていないことから、指摘事項とされたところである。

(2) 大阪府高槻市（及び豊中市、枚方市、八尾市）

高槻市では、平成 29 年 2 月に改定された「施設使用料の見直しに関する指針」に基づき使用料の適正化が図られている。当該基準については、高槻市 HP に掲載されていないが、高槻市の令和 6 年度監査報告書に記載された内容によれば、那覇市の見直し指針との相違点として以下のものが挙げられる。

① 原価算定

高槻市の見直し指針では、原価の対象とする経費として、建設費（減価償却費）や大規模修繕費も含まれている。この点は、近隣自治体である豊中市、枚方市、及び八尾市においても同様である。

② 性質別分類による受益者負担割合

市場性と必需性の基準により受益者負担割合を定める点は那覇市の見直し指針と同じであるが、その分類区分毎の受益者負担割合は明確となっていない。

なお、近隣自治体である豊中市、枚方市、及び八尾市においては、以下のような取扱いとなっている。

豊中市	枚方市	八尾市
原則として受益者負担 50% （一部例外あり）	各種施設の性質等に応じ「性質別負担割合」を設定しているが、具体的な割合の記載はない	市場性と公共性により施設を分類し、0%、25%、50%、75%、100%で設定

（出典：令和 6 年度高槻市包括外部監査報告書より抜粋）

(3) 香川県高松市

高松市では、令和 4 年 6 月に改定された「高松市受益者負担見直し基準」に基づき使用料の適正化が図られている。当該基準については、高松市 HP に掲載されていないが、高松市の令和 6 年度監査報告書に記載された内容によれば、那覇市の見直し指針との相違点として以下のものが挙げられる。

① 原価算定

高松市の見直し基準では、原価の対象とする経費として、以下のものが含まれている。なお、施設整備費については、実務上、市財政局財政課が毎年作成している「統一的な基準による地方公会計の固定資産台帳」情報に基づき算出するよう、行政改革推進室が各所管課に通知している。

補助費等	保険料、謝礼金、補助金、負担金などの施設の管理・運営に必要な経費
公債費	主に施設整備に伴い発行した市債の償還金利子分
施設整備費	建物等建設費・高額備品の減価償却費の当該年度分

他方、受益者負担以外の以下の収入について、原価から控除することとされている。

運営費補助金等	運営費など原価を対象として交付される補助金等は、原価から補助金交付（収入）額を控除する
整備補助金等	建物や備品などの償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金等は、その同額を原価から控除する
その他の収入	ネーミングライツに伴う命名権料等の受益者負担金以外の収入は、原価から控除する（受益者負担金以外の収入が、原価の対象費用と対象外費用のどちらに当たるのか明確でない場合は、按分して算出する）

② 性質別分類による受益者負担割合

市場性と必需性の基準により受益者負担割合を定める点は那覇市の見直し指針と同じであるが、その分類区分が 9 区分あり、受益者負担割合も 5 段階となっている。

③ 手数料の算定方法

手数料の見直し基準は、使用料と同じであるが、前述の名護市と同様の理由により、受益者負担割合は 100%とされている。

(4) 福島県郡山市及び東京都町田市

高松市の監査報告書においては、受益者負担に関する情報開示を毎年行い、検討する体制を構築している自治体として、郡山市と町田市が紹介されている。

郡山市においては、「公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準」に基づき、受益と負担の公平性について、毎年の決算額を基に、料金水準と受益者負担割合について分析し公表することでより負担の透明性を図ることとされている。これを受け、効率性や適正性を分析する必要がある。

ある事業を選定し、施設の有形固定資産減価償却率（老朽化比率）や受益者負担割合などの指標の設定や、各個別事業についてのコスト情報を把握して、コスト分析などを行い、事業改善にも活用する観点から、事業別等財務諸表を作成し公表を行っている。

また、町田市においては、「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、見直しの主目的を行政マネジメントの改善と設定しており、毎年7月に前年度実績に基づき見直しを実施している。見直しの結果、あるべき負担比率と実態に乖離がある場合、次年度予算に向けて、その解消に向けた見直しを行っている。また、9月にはその結果を「施設別受益者負担割合一覧表」として市のホームページで公表している。

5. 平成 25 年度監査

（1）平成 25 年度監査における意見

平成 25 年度監査は、使用料・手数料等を直接のテーマとしたものではないが、その中で指定管理者制度を導入している施設の利用料金について、以下のような意見を行っている。

（平成 25 年度監査結果（同報告書 P34～37 より抜粋））

（i）利用料金算定方法が使用料見直し指針に基づいていない施設がある。

使用料見直し指針によれば、公費負担とされる用地取得費や建物建設費に基づいて算定されている施設や、使用料見直し指針に定める「使用料算定の基本的方式」に依っていない施設がある。使用料見直し指針に基づき算定すべきである。

（ii）施設の性質別負担割合について

「使用料算定の基本的方式」では、使用料は、原価に施設の性質別負担割合を乗じて算定するため、負担割合の算定基礎は重要な要素である。使用料見直し指針によれば負担割合を決める施設ごとの分類枠決定については、以下の通りの考え方がとられている。

（中略）

この点に関して、一部の施設について使用料の算定方法を検討した結果、各分類枠への仕分け方法について問題がある施設があった。

例えば、緑化センターの室料は、使用料見直し指針に基づき「利用面積 1 平方メートルにつき 1 時間あたり 8 円」と算定されており、これは原価 15.55 円に第 2 分類枠を適用し、負担割合 50% を乗じて算出したものである。しかし、第 2 分類枠をこの施設に適用するのは、施設の現状を踏まえて判断すれば適切でない。個別施設の検討結果でも触れているが、施設の現状は当初の設置目的とかけ離れており、飲食業への施設貸与、市民のサークル活動への貸室についてもどれだけ緑化の推進や地域の活性化に貢献しているか明確ではない。使用料見直し指針によれば、第 2 分類枠は「選択的・公益的サービス、人によって必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス 受益者負担割合は、30%～70%」とされている。しかし、現状では、公益的なサービスが十分に提供されているとは考えられないことから、実態に即して分類枠を判断すれば、第 4 分類枠（選択的・私益的サービス人によって必要性が異なり、民間にもあるサービス受益者負担割合は、70%～100%）と判断せざるを得ないことになる。使用料見直し指針では、「施設を各分類枠へ仕分けする際は、施設の設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較等によって行う。」とされており、指針を適用するには施設の現状を踏まえて判断するべきであるが、判断の結果、施設の設置目的とはかけ離れた結果になれば、使用料算定以前の問題であり、施設の設置目的そのものに関わることとなる。

なお、負担割合については、先進事例があり、考え方そのものは不合理であるとは思われないが、上記回答にあるように負担割合は自治体間でバラつきがある。どのような割合が正しいかを一律に決めることは困難であり、今後は、4 分類枠の判断基準、受益者負担割合の算定方法などを客観的に判断することができるようチェックリストなどを整備して適用する必要がある。また、使用料については、指定期間終了時など、一定期間ごとの見直しが必要である。

(2) 平成 25 年度監査の改善措置状況

上記意見に対し、「包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）」（平成 27 年 9 月 15 日付。以下、「平成 27 年改善措置」という。）において、以下のように改善措置状況を公表している。

指摘事項及び意見の内容	改善計画又は改善が不要な理由	実施日及び実施内容
③利用料金制度について ・利用料金算定方法が使用料見直し指針に基づいていない施設がある	【花とみどり課】 利用料金については、消費税引き上げに合わせて H26 年度中に既定方針に従い、原価算定を明確にし、見直しが必要であれば、平成 27 年 4 月に向け料金改定を実施する。	【花とみどり課】 利用料金の見直しを図り、平成 27 年 4 月に料金改定を実施。
・施設の性質別負担割合について 4 分類枠の判断基準、受益者負担割合の算定方法などを客観的に判断することができようチェックリストなどを整備して適用する必要がある。 ・使用料については、指定期間終了時など、一定期間ごとの見直しが必要である。	【花とみどり課】 使用料については、指針で原則的に 4 年ごとの改正になっており、それに準じて見直す。	【花とみどり課】 平成 26 年度に見直しを図った。今後も指針に基づき 4 年ごとに見直す。

上記のように、個別施設についての改善措置は講じられているものの、これを踏まえた全庁的な見直し等については特段記載されていない。

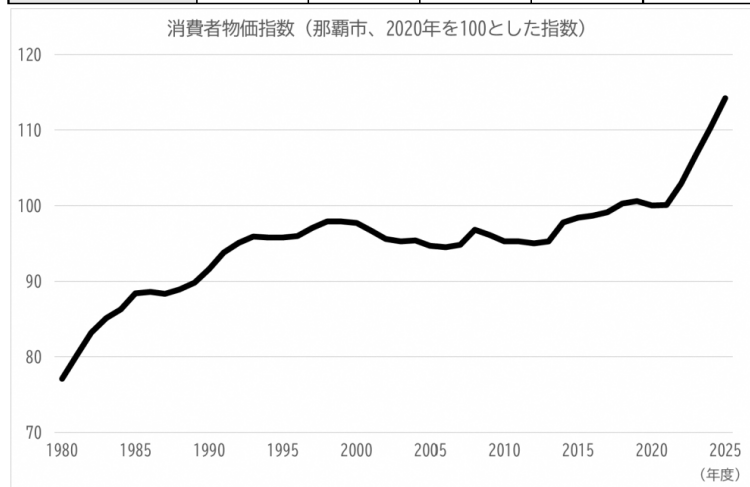
6. 料金設定を取り巻く環境

(1) 物価水準の推移

料金設定においては、当該業務に係る原価が重要な要素となるが、このうち維持管理費等の水準に大きな影響を与えるものとして物価水準がある。

令和 2 (2020) 年を 100 とした消費者物価指数によれば、令和 7 年の那覇市の指数は 114.2 となっており、5 年間で 14.2% 増加している。特に、令和 4 年以降は毎年 3% 程度の上昇を示しており、ここ数年は那覇市においても物価高騰の状況にあると言える。

年	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
消費者物価指数	100.1	102.9	106.8	110.4	114.2
前年度比	0.1%	2.8%	3.8%	3.4%	3.5%



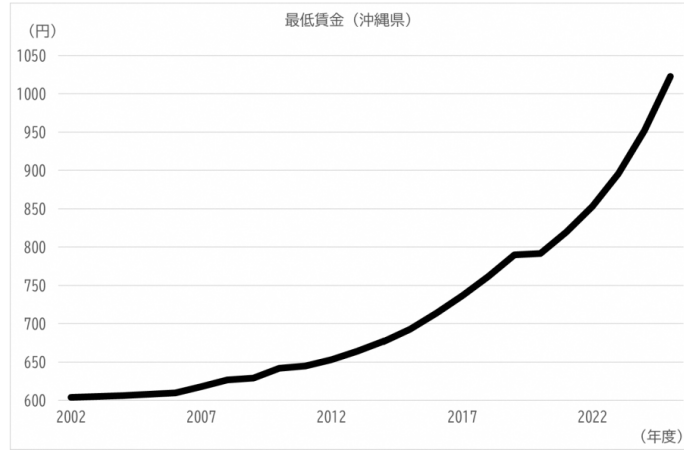
(出典：沖縄県「消費者物価指数年表」)

(2) 人件費水準の推移

料金設定においては、当該業務に係る人件費の水準も大きな影響を与えるものである。

まず、沖縄県内の最低賃金はここ数年上昇傾向にあり、増加率も上昇している。令和 3 年度と令和 7 年度の最低賃金を比較すると 24.8% 増加している。

年度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
最低賃金 (円)	820	853	896	952	1,023
引上げ額 (円)	+28	+33	+43	+56	+71
増減率	(+3.5%)	(+4.0%)	(+5.0%)	(+6.3%)	(+7.5%)



(出典：厚生労働省「都道府県別最低賃金額」)

また、那覇市役所における人件費の水準については、令和 6 年度に実施された包括外部監査「那覇市の人件費～平成 30 年度監査をふまえた業務効率化の検討～」(以下、「令和 6 年度監査」という。)に詳細に記載されている(同報告書 P15～20)。そのうち、那覇市職員の給料改定状況を再掲すると以下のとおりであり、例えば、大卒程度初任給について令和 3 年度と令和 7 年度を比較すると 27.3% 増加している。また、一般行政職平均引上額でも、令和元年度と令和 7 年度を比較すると 19.1 倍となっており、人件費についても高騰している状況にあると言える。

年度	1 級 25 号大卒程度初任給	一般行政職平均引上額
平成 29 年度	178,200 円→179,200 円へ引き上げ	665 円
平成 30 年度	179,200 円→180,700 円へ引き上げ	698 円
令和元年度	180,700 円→182,200 円へ引き上げ	573 円
令和 2 年度	月額改定なし	—
令和 3 年度	月額改定なし	—
令和 4 年度	182,200 円→185,200 円へ引き上げ ※会計年度任用職員も同様。但し、R5.4 月より適用(遡及適用なし)。	1,108 円
令和 5 年度	185,200 円→196,200 円へ引き上げ ※会計年度任用職員も同様(遡及適用)。	4,184 円
令和 6 年度	196,200 円→220,000 円へ引き上げ ※会計年度任用職員も同様(遡及適用)。	11,451 円
令和 7 年度	220,000 円→232,000 円へ引き上げ ※会計年度任用職員も同様(遡及適用)。	10,938 円

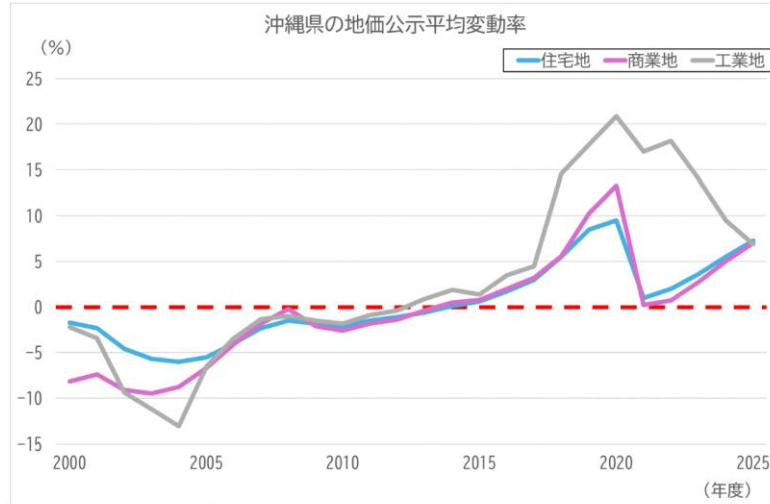
(出典：令和 6 年度包括外部監査報告書、令和 7 年度は監査人確認)

(3) 地価水準の推移

見直し指針において、用地取得費は基本的に公費負担とされているが、使用料の中には駐車場のよう
に地価動向によって影響を受けるものもある。国土交通省が公表している公示地価によると、工業地は平成 25 年から、住宅地と商業地は平成 26 年から上昇傾向にある。令和 3 年と令和 4 年はコロナ禍の影響で上昇率は低下したものの、令和 5 年以降は再び上昇傾向にある。なお、令和 7 年の住宅地の変動率は全国平均が+2.1%に対して沖縄県は+7.3%、商業地は全国平均が+3.9%に対して沖

縄県は+7.0%、工業地は全国平均が+4.8%に対して沖縄県は+6.9%であり、いずれも全国平均を大きく上回っており、地価高騰の状況にあると言える。

用途	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
住宅地（%）	1.0	2.0	3.6	5.5	7.3
商業地（%）	0.2	0.7	2.7	5.0	7.0
工業地（%）	17.0	18.2	14.1	9.5	6.9

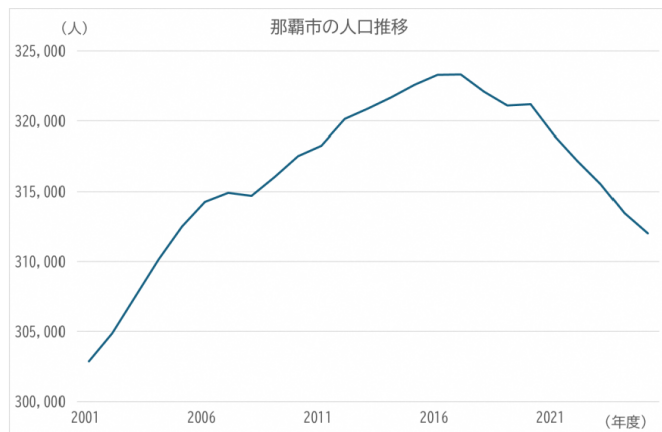


（出典：沖縄県不動産鑑定士協会「令和7年地価公示動向」）

（4）人口等の推移

使用料等の算定にあたっては、利用者数等も重要な要素となるが、これに影響を与えるものとして那覇市の人口動態がある。住民基本台帳人口で見ると、那覇市の人口は平成29年あたりをピークに減少傾向になっている。

時点	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
人口（人）	319,012	317,191	315,539	313,463	312,021

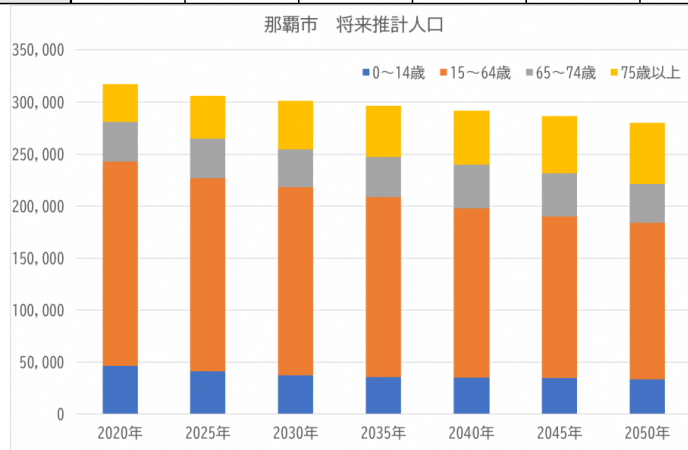


(出典：那覇市毎月人口動態表)

この人口減少傾向について、国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）によると、今後も人口減少が見込まれており、令和32（2050）年には28万人となることが見込まれている。また、年齢階層別で見ると、75歳以上の人口が30年間で2.2万人増加する一方、14歳以下の人口は1.3万人、15～64歳の人口は4.6万人も減少することが見込まれている。この人口動態が与える影響は施設毎の性質等によって異なるが、これらを念頭に入れて今後の施設運営を考えることが不可欠となっている。

(単位：人)

年齢階層	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～14歳	46,371	41,098	37,176	35,484	34,997	34,497	33,589
15～64歳	196,556	185,928	181,260	173,486	162,859	155,628	150,306
65～74歳	38,065	37,986	36,432	38,245	42,084	41,524	37,416
75歳以上	36,633	41,270	46,735	49,575	52,001	54,867	58,797
計	317,625	306,282	301,603	296,790	291,941	286,516	280,108



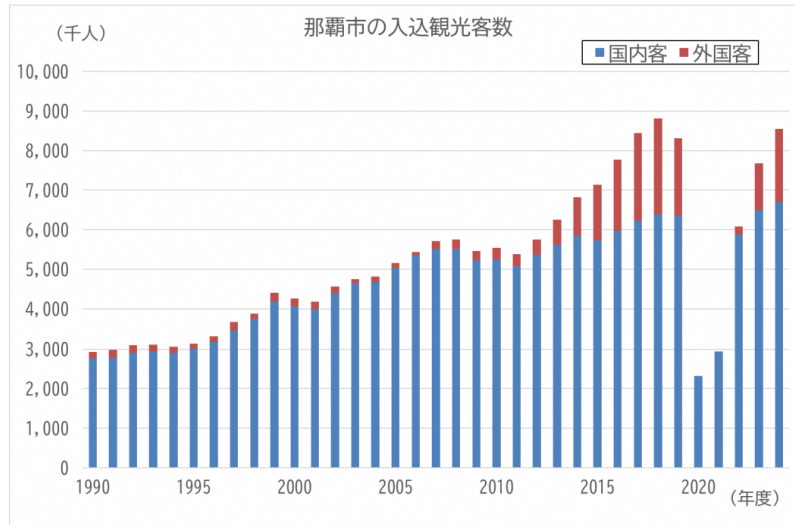
(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5年推計」)

(5) 入込観光客数の推移

那覇市の公の施設の利用者には、市外からの観光客等も想定されることから、入込観光客数の推移も重要な要素となる。入込観光客数は、平成 30 年度に 8,818 千人まで増加したが、コロナ禍により令和元年度以降激減した。しかしながら、令和 4 年度以降は再び回復傾向にあり、令和 6 年実績はコロナ禍前の水準に近づいている。施設によっては、市民利用を妨げない範囲で観光客も取り込んで稼働率を向上し、割増料金の設定等により使用料等を確保することも重要である。

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6 (※)
国内客 (千人)	2,327	2,936	5,885	6,484	6,696
外国客 (千人)	0	0	199	1,196	1,846
計 (千人)	2,327	2,936	6,084	7,680	8,542

(※) 令和 6 年については、暦年ベースの客数である。



(出典：令和 6 年度版那覇市の観光統計)

なお、上記統計は令和 6 年までであるが、沖縄県の入域観光客数によれば、令和 7 年度も増加傾向が続いている。今後の動向は不透明ではあるが、令和 8 年には首里城正殿の復元も完成予定であることから、さらなる増加も見込まれるところである。

(単位：千人、%)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
令和 6 年	629	719	845	752	710	748	915	1,004	831	887	811	816
令和 7 年	783	781	913	883	843	839	948	1,075	949	986	895	863
前年比	154	62	68	130	132	91	32	71	118	99	83	46
増減率	24.5%	8.6%	8.0%	17.3%	18.6%	12.2%	3.5%	7.1%	14.2%	11.2%	10.3%	5.7%

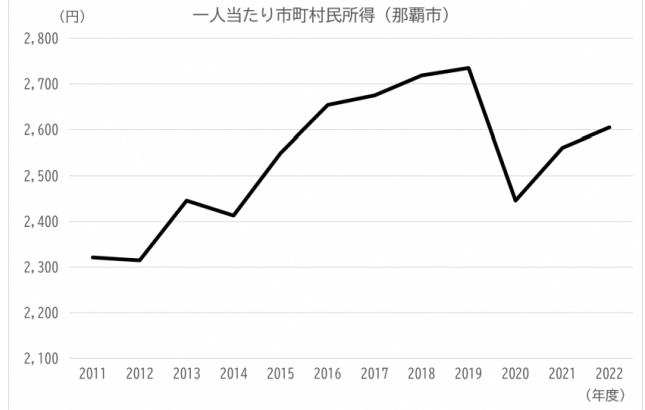
(出典：沖縄県「入込観光客統計月報」)

(6) 経済環境

料金改定が実施されるかどうかについては、その時々を経済状況によっても左右されてきた。沖縄県市町村経済計算によると、那覇市の 1 人当たり市町村民所得は令和元年度まで増加傾向にあっ

たが、コロナ禍の影響により令和 2 年度は大きく減少し、令和 3 年度以降は回復傾向にある。

年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
1 人当たり所得 (円)	2,718	2,735	2,446	2,561	2,605



(出典：沖縄県市町村経済計算)

なお、上記統計は令和 4 年度までであるが、沖縄振興開発金融の県内企業景況調査によれば、業績判断 D.I. はプラスが続いており、引き続き県内景況は拡大していることがわかる。

(単位：%ポイント)

年 月	令和 5			令和 6			令和 7				
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12
業況判断 DI	+26.0	+18.0	+21.0	+18.2	+12.5	+22.0	+9.7	+8.5	+12.7	+9.5	+11.8

(※1) D.I. は、「好転」と回答した企業割合から「悪化」と回答した企業割合を差し引いた数値

(※2) 令和 7 年 10~12 月については見通し

(出典：沖縄振興開発金融公庫「県内企業景況調査」)

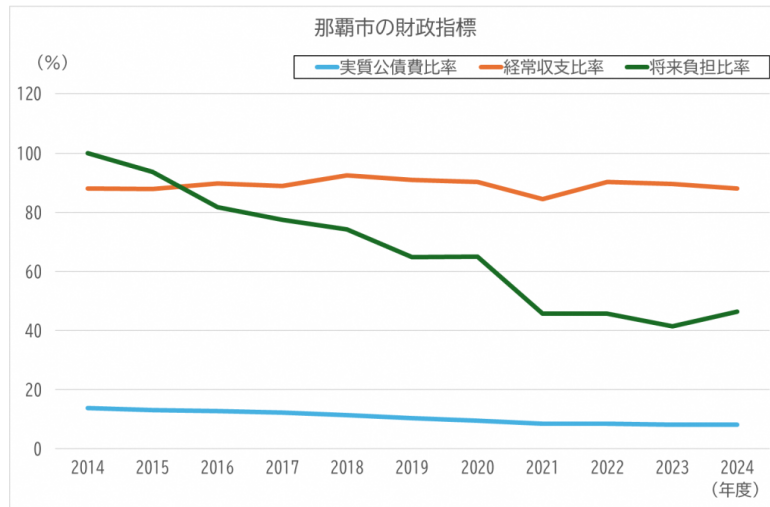
(5) 財政状況

令和 5 年度における那覇市の主要財政指標をみると、財政力指数や経常収支比率は類似団体平均よりも優れた数値を維持しているが、将来負担比率や実質公債費比率は類似団体平均よりも悪い数値となっている。

指標	那覇市	類似団体平均	備考
財政力指数	0.83	0.76	基準財政収入額÷基準財政需要額(過去 3 年間の平均値) 財政力指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。
経常収支比率	89.7%	93.0%	経常的経費に充当された一般財源÷経常一般財源等 経常収支比率が高いほど、財政が硬直的であるといえる。
将来負担比率	41.4%	17.1%	将来負担すべき実質的な負債÷標準財政規模等 比率が高いほど、将来財政を圧迫する可能性が高いといえる。
実質公債費比率	8.2%	5.2%	元利償還金等÷標準財政規模等(過去 3 年間の平均値) 比率が高いほど、地方債の返済額が大きいといえる。

(出典：令和 5 年度財政状況資料集、備考欄は監査人作成)

なお、那覇市の財政指標の推移をみると、財政力指数はほぼ同程度で推移しているが、それ以外の指標については以下のように改善傾向にある。



(出典：令和7年10月 那覇市中期財政シミュレーション)

また、沖縄総合事務局財務部理財課が令和6年度に実施した財務状況把握ヒアリングの結果によれば、財務指標の推移は以下のとおりであり、積立金等月収倍率や行政経常収支率が類似団体平均に比べて悪い数値となっている。このため、「積立低水準」と診断されており、その要因として扶助費や国民健康保険事業への繰出金が類似団体平均に比べて多いこと等により「積立原資が低水準」とされている。

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	類似団体平均
債務償還可能年数(年)	11.1	13.9	6.4	9.0	10.1	7.8
実質債務月収倍率(月)	10.5	10.1	8.5	8.3	8.5	9.2
積立金等月収倍率(月)	2.4	2.3	2.7	2.5	2.5	2.7
行政経常収支率(%)	7.8	6.0	11.0	7.6	7.0	10.6

- (※) 各指標の定義は以下のとおり。
- ・ 債務償還可能年数＝実質債務÷行政経常収支 (低い方が望ましい)
 - ・ 実質債務月収倍率＝実質債務÷(行政経常収入÷12) (低い方が望ましい)
 - ・ 積立金等月収倍率＝積立金等÷(行政経常収入÷12) (高い方が望ましい)
 - ・ 行政経常収支率＝行政経常収支÷行政経常収入 (高い方が望ましい)

(出典：沖縄総合事務局理財課「財務状況把握の結果概要」)

さらに、令和9年度の財務指標の見直しは以下のとおりであり、いずれも悪化が予想されていることから、使用料・手数料の見直しをはじめとする行政経常収支の確保に向けた取組の実施に努めることが留意点として掲げられている。

年度	令和5	令和9	備考
債務償還可能年数(年)	10.1	14.7	実質債務：地域居住機能再生推進事業や那覇市立病院建替え事業などにより地方債現在高は増加する見通しであることに加えて、後述のとおり積立金等残高は減少する見通しであることから、実質債務は増加する見通し。
実質債務月収倍率(月)	8.5	10.4	

積立金等月収倍率(月)	2.5	1.8	積立金等:地方債償還へ充当するため減債基金を取崩す見通しであることに加えて、財政調整基金を 65 億円までは取崩す見通しであることから、積立金等残高は減少する見通し。
行政経常収支率 (%)	7.0	5.8	行政経常収入:固定資産税などの増加に伴い地方税は増加する見通しであるものの、地方交付税や国庫支出金などが減少する見通しであることから、行政経常収入は減少する見通し。 行政経常収支:新型コロナウイルス感染症対策事業などが減少することから補助費等や物件費、繰出金は減少する見通しであり、行政経常支出は減少する見通しである。結果として収入の減少額が支出の減少額を上回ることから行政経常収支は減少する見通し。

(出典:沖縄総合事務局理財課「財務状況把握の結果概要」)

この点について、令和 7 年 10 月の那覇市中期財政シミュレーションにおいても、「令和 8 年度以降の歳入歳出差引額(財調・減債基金繰入前)は黒字化が続くものの、物件費や病院事業費運営負担金等の増の影響を受け、令和 7 年度から減債基金の繰入を見込み、令和 6 年度末約 124 億円の同基金残高は、令和 12 年度には約 24 億円にまで減少する」ことが見込まれている。主な歳出増要因は以下のとおりであるが、これ以外にも小中学校長寿命化計画や LRT 整備事業、病院事業運営費負担金のさらなる負担増等も想定されることから、より効率的・効果的な財政運営が必要であることが記載されている。

主な歳出増要因	令和 6 年度から令和 12 年度の増加額
扶助費(生活保護費、障害者福祉サービス費、児童手当等)	約 93.9 億円増
補助費等(病院事業運営費負担金、学校給食費支援等)	約 29.2 億円増 (令和 9 年度から新病院分の起債償還が本格化)
物件費(光熱水費・燃料費、委託料等)	約 9.1 億円増(物価・人件費の上昇)

以上を踏まえれば、歳入確保の取組の 1 つである「受益者負担の適正化の観点からの使用料・手数料の見直し」を実施することが重要となってくる。

第4章 監査の結果及び意見（総論）

1. 総括

本監査では、第2章で記載した33件の使用料・手数料等について個別検討を実施するとともに、税外収入の総括部署である企画財務部企画調整課に対してヒアリングを実施し、全般的な状況について検討を実施した。

これらの検討による発見事項は63件であり、うち指摘事項17件、意見46件であった。なお、複数の使用料・手数料等において発見された同旨の発見事項については1件と数えているが、これらを別々の発見事項として集計した場合（延べ数）は、発見事項は128件、うち指摘事項34件、意見94件となる。

これらの発見事項について、監査要点毎に分類すると以下のとおりである。

監査要点	発見事項		（参考：延べ数）	
	指摘	意見	指摘	意見
使用料・手数料等の設定	6	25	21	59
使用料・手数料等の収納	3	-	3	-
減免措置	1	5	2	12
その他	7	16	8	23
合計	17	46	34	94

本章では、全庁的な対応が必要な発見事項を中心に説明し、その他の結果については第5章において詳述する。

2. 特に全庁的な対応が必要な事項

以下の事項については、税外収入の所管課である企画調整課が中心となり、税外収入検討幹事会等で全庁的な議論を行い、見直し指針の改正等により統一的な対応を図られたい事項である。

(1) 使用料・手数料等の設定に関する事項

① 利用料金に対する市長等の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘 1】

条例上、料金設定については市長等の承認を得て指定管理者が定めるとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかったものがあったことから、決裁文書を作成し適切に保存すべきである。

指定管理者が定める利用料金は、地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定を受け、条例に基づき市長（教育委員会が所管する施設については教育委員会）の承認を得ることとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかった利用料金があった。

当該行為は地方自治法に基づくものであることから、当該承認に関する決裁文書を作成して公文書として適切に保存すべきである。

【第 5 章 監査の結果及び意見（各論）における関連事項】

同一の指摘項目	頁
2. 那覇市鏡水ふれあい会館	72
6. 那覇市パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー	98
9. 那覇市共同利用施設	120
25. 新都心公園、外 13 公園	226
28. 那覇市立森の家みんな	250
29. 那覇市繁多川公民館	256
31. 那覇市体育施設	272
32. 那覇市営奥武山体育施設	280

② 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見 1】

現行料金の設定根拠となる資料が残されていないものがあったことから、当該料金が適用される期間内においては適切に保存されたい。

現在の利用料金に関する積算資料等が残されていない使用料・手数料等があった。そのため、例えば、受益者負担割合が料金設定時の想定を下回っているものの、その要因が料金の設定方法によるものか、原価の増加によるものか、利用時間の減少によるものかを分析することができなかった。

どのような考え方で料金を設定したのかは市民への説明責任の観点から重要なものである。後日の検証のためにも、当該料金が適用される期間内においては、当該積算資料を那覇市文書取扱規程第 46 条第 1 項に定める「延長保存を適当と認める文書」とする等、全庁的に適切に保存する仕組みを構築されたい。

【第 5 章 監査の結果及び意見（各論）における関連事項】

同一の意見項目	頁
6. 那覇市パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー	98

7. 社会教育使用料 (文化財入園料)	106
10. 商工使用料 (IT インキュベート施設使用料・なほ産業支援センター入居用施設使用料)、那覇市銘苅駐車場駐車料金収入	129
19. 那覇市大名児童館	189
20. 督促手数料 (保険税督促手数料)	195
23. 都市計画手数料 (許可申請等手数料)	209
28. 那覇市立森の家みんな	251

③ 手数料の設定に関する全庁的な考え方が整理されていない【意見 2】

見直し指針は、その対象範囲に手数料が含まれていないことから、使用料と同様に基本的な考え方や具体的な算定方法、改定のサイクル等についての考え方を明確にされたい。

見直し指針については、その対象を基本的に公の施設の使用料としており、手数料は含まれていない。手数料についても、受益者から必要な経費を負担してもらうという点で使用料と同様の性格を有するものであることから、見直し指針の対象に含める等の方法により、料金設定に関する基本的な考え方や具体的な算定方法、改定のサイクル等についての考え方を明確にされたい。

その際、具体的な算定方法については、名護市の「使用料・手数料の設定に関する基本的な考え方」等も参考に、対象となる手数料の範囲、算定方式、原価の算定、受益者負担割合、円滑な改定のための措置、減免制度等を整理されたい。

なお、手数料の中には、「21. 保健衛生手数料 (食品関係申請手数料)」のように県で使用されていた検討資料を用いて詳細に原価算定を行っているものもあることから、各所管課の検討資料について全庁的に共有し、効果的かつ効率的な手数料算定を実施されたい。

④ 原価算出において共用部分に係るコストが反映されていない【意見 3】

料金設定時の 1㎡単価の算出にあたり、料金徴収しない部分が含まれた施設面積で原価を除いているため、1㎡・1時間当たりの原価が過少に算出され、結果として利用料金が低く設定されているものがあつたことから、今後の料金設定にあたっては適切な面積を用いて算出されたい。

見直し指針によれば、料金設定時の 1㎡単価の算出にあたっては、原価を施設面積で除することとしているが、この施設面積については特段の考え方が示されていないことから、施設によって貸出面積の合計に一致している場合と、一致していない場合がある。

施設面積と貸出面積の合計に差異が生じる主な要因としては、図書室のように無料で使用させる部分もあるが、トイレや事務室等の共用部分もある。この部分の面積の取扱いによって、1㎡・1時間当たりの原価や利用料金の水準が異なることとなり、施設間での不公平が生じることから、面積の考え方を全庁的に統一し、見直し指針に反映されたい。

その際、共用部分については施設利用者が利用していることから、原価に含めることが適切と考えられることから、今後の料金設定にあたっては、施設面積から共用部分を除外するか、共用部分を貸出面積に按分する等して、適切な面積を用いて算出されたい。

【第 5 章 監査の結果及び意見 (各論) における関連事項】

同一の意見項目	頁
---------	---

1. 総務管理使用料（ともかぜ振興会館使用料）	66
2. 那覇市鏡水ふれあい会館	72
12. 商工使用料（公設市場使用料）	143
29. 那覇市繁多川公民館	258

⑤ 見直し指針に利用時間帯や利用者等に応じた割増料金に関する記載がない【意見 4】

休日や夜間等の割増料金を設定している施設はあるものの、見直し指針には割増料金に関する記載がないことから、これらの設定方法の考え方を整理した上で記載し、受益者負担の適正化に向けて積極的に導入されたい。

休日や夜間等の割増料金の設定している施設はあるものの、見直し指針には祝日や営利目的の場合には用地取得費等の一部を受益者負担に含めて料金を設定できることは記載されているのみで、名護市の使用料・手数料の設定に関する基本的な考え方にあるような割増料金に関する記載がない。

多くの施設において実際の受益者負担割合は 100% を下回っている状況にあり、割増料金を設定することで受益者負担の適正化につながるものと期待できる。また、施設の中には、観光客等の市外利用者が多いものや、商業イベントの開催等により高収益が期待できるものもある。割増料金の設定方法の考え方を整理した上で見直し指針に記載し、本来の施設設置の目的を損ねない範囲で積極的に導入されたい。

⑥ 料金設定の積算資料が全庁的に統一されていない【意見 5】

使用料等の設定時における積算資料等について、全庁的な統一様式となっていないことから、見直し指針における原価の区分等に合わせた様式により全庁的な審議を実施されたい。

使用料等の設定時における原価や使用時間等の積算資料については、当該使用料等の所管課任せとなっていることから、項目設定等がそれぞれで異なっている。

この点については、平成 25 年度監査においても「4 分類枠の判断基準、受益者負担割合の算定方法などを客観的に判断することができるようチェックリストなどを整備して適用する必要がある。」（同報告書 P37）との意見が表明されていたところであるが、今回の監査においてもチェックリスト等は確認できなかった。

使用料の設定については、見直し指針に沿ったものであるかも含め、全庁的な会議体で審議の上で条例案が提出されることになっているが、異なる項目等で記載された資料では一目して見直し指針に沿ったものであるかを判別することは困難であるため、税外収入の所管課である企画調整課が中心となって統一的な様式を用意し、これに基づいて全庁的な会議等において審議を実施されたい。

なお、この様式については、後述する料金見直し時においても活用できるものでもあり、早急に整備されたい。

⑦ 料金見直しに関する検討が全庁的に実施されていない【意見 6】

見直し指針上、一定の期間ごとに見直しを行うこととされているが、その見直し作業については当該使用料等の所管課任せになっていることから、全庁的な料金見直しに関する事務フローを構築されたい。

見直し指針では、四 3「改定のサイクル」として、「一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として4年ごとの見直しとする。」とされているが、当該見直しの実施については担当課任せとなっている。

このため、見直しサイクルが設定されず、長期にわたり見直しの検討が行われていないものがあり、実際の受益者負担割合についても料金設定時の想定を大きく下回っているものがあった。

この点について、ここ数年は、新型コロナウイルスの流行による施設の休館等の影響や、その後の物価高騰等により適切な原価算定や料金改定の実施が困難であったという特殊事情もあったが、平成25年度監査においても「使用料については、指定期間終了時など、一定期間ごとに見直しが必要である。」(同報告書 P37)との意見が表明されていたところでもあり、このような事態が生じないよう、税外収入の所管課である企画調整課が中心となって、全庁的な料金見直しに関する事務フローを構築されたい。

そのためには、まず、当該使用料の見直しサイクルを設定した上で、沖縄県における「使用料及び手数料見直し結果」等も参考に、見直し年度にあたる使用料について統一的な様式等を用いて受益者負担割合等を検証し、料金改定の是非について税外収入検討幹事会等において審議を行い、その結果のウェブサイト等で公表することが望ましいと考えられる。全庁的な会議体で議論されることにより、積算資料や議論の過程についても会議資料や議事録という形で公文書として作成・保存されることとなる。

また、見直しサイクルについて、見直し指針では原則4年毎の見直しとしていることから、これと異なる期間を設定する場合には、その理由を明示されたい。また、VUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）と呼ばれる時代にあっては、急激な外的要因の変化により原価が増加することも想定されることから、定期的な見直し期間を待たずに必要な検討を行う体制構築も必要である。

なお、実際には諸般の事情を勘案して料金が決定されることから、見直しが実際の料金改定につながるとは限らず、結果として受益者負担割合が料金設定時の想定を大きく下回ることも考えられるが、議会等において議論する材料として、あるべき料金水準や料金を据え置いた場合に市が税金等の一般財源で負担する額等を提示し、それらを踏まえて政策的な判断を行うことは重要である。料金据置時の市の負担額は、利用者に対して同額の補助金を支給しているのと同等と考えることもでき、当該金額を明らかにすることにより、後日の政策効果の検証等も可能となると考えられる。

【第5章 監査の結果及び意見（各論）における関連事項】

【指摘2】料金見直しのサイクルが設定されていない	頁
1. 総務管理使用料（ともかぜ振興会館使用料）	66
2. 那覇市鏡水ふれあい会館	73
5. 総務管理使用料（那覇文化芸術劇場なは一と使用料）	90
16. 那覇市総合福祉センター	165
17. 那覇市安謝複合施設	174
18. 那覇市壺川老人福祉センター	182
19. 那覇市大名児童館	191
26. 那覇市松山公園文化交流施設	233

【意見16】受益者負担割合が料金設定の想定を大きく下回っている	頁
1. 総務管理使用料（ともかぜ振興会館使用料）	66
2. 那覇市鏡水ふれあい会館	73
5. 総務管理使用料（那覇文化芸術劇場なは一と使用料）	90
6. 那覇市パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー	99
7. 社会教育使用料（文化財入園料）	106
8. 総務管理使用料（なは市民活動支援センター使用料）	113
10. 商工使用料（ITインキュベート施設使用料・なは産業支援センター入居用施設使用料）、那覇市銘苅駐車場駐車料金収入	129
12. 商工使用料（公設市場使用料）	143
26. 那覇市松山公園文化交流施設	233
28. 那覇市立森の家みんな	251
29. 那覇市繁多川公民館	258
【意見17】料金見直しの検討が（長期間）なされていない	頁
4. 戸籍住民基本台帳手数料	83
13. 清掃手数料（家庭ごみ処理手数料）	148
14. 清掃手数料（し尿等処分手数料）	152
21. 保健衛生手数料（食品関係申請手数料）	199
27. 住宅使用料（市営住宅使用料）、駐車場使用料（市営住宅駐車場区画賃貸使用料）、行政財産目的外使用料（市営住宅目的外使用料・駐車場区域賃貸使用料）	244
33. 行政財産目的外使用料（学校職員駐車土地使用料）	284

⑧ 原価算定に資する公会計データが整備されていない【意見7】

料金見直しを検討する上で重要な原価算定について、必要な決算データ等を容易に取得できるよう、公会計情報を整備されたい。

料金見直しを検討する上で、実際にどの程度の原価が発生したかを把握することは重要であるが、現状においては各種決算データ等を取得するために多大な労力がかかる事例がある。業務効率化の観点から、必要なデータを容易に取得できるよう、公会計情報を整備されたい。

この点について、「地方公会計の推進に関する研究会報告書（令和元年度版）」において、「公共施設マネジメントへの活用策として、施設別の財務書類を作成して、コスト分析等を行うことにより、施設の維持管理の方針の検討や、統廃合の検討、受益者負担の適正化の検討等に役立てる」ことが記載されている。また、「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書（令和6年12月）」においては、システムで自動的に分析される自治体ほどセグメント分析の負担感が少ないことから、「地方公会計情報を効率的に活用へつなげるためには、活用段階を見越してデータ整備を行うシステムを導入していることが重要」とされており、具体的には「予算執行」という上流工程において、あらかじめ活用を見据えたデータ整備に取り組むこと等が挙げられている。

総務省における「統一的な基準による財務書類の作成状況等に関する調査（令和6年度末時点）」によれば、「使用料・手数料の見直し・改定の検討にあたり、地方公会計情報を活用している」と回

答した自治体は 118 団体（6.6%）に留まっているが、他自治体の先進事例等についても情報収集を行い、効果的な方法を検討されたい。

⑨ 無料施設に対する検討が不十分である【意見 8】

使用料等を徴収しない公の施設等について、その妥当性を検証する仕組みが構築されていないことから、税外収入検討幹事会等において漏れがないように検討されたい。

公の施設については設置条例等が制定され、その中に使用料等に関する条項が設けられることから、当該条例案を課長クラスの税外収入検討幹事会や部長クラスの財政健全化部会で審議する過程において使用料の妥当性についても審議されることとなっている。

しかしながら、使用料等を徴収しない公の施設の場合には該当条項がないことから、審議が不十分になることが懸念される。使用料等を徴収しない公の施設としては、障がい者福祉センターや母子・父子福祉センターのように政策的な配慮が必要なものがあるが、例えば、那覇市児童館及び児童遊園条例において定められている児童館のうち、古波蔵児童館のみが使用料に関する規定がない。この点について、古波蔵児童館は、開館当初は施設の広さや構造上の問題から外部利用者に提供できなかったことや、移転前の施設が老朽化により早急な移転が求められていたため現在地へ移転したが、当該物件は賃貸借契約において料金徴収が禁止されていること等、使用料を設定しないことについてやむを得ない理由があることを確認できたが、このような確認は税外収入検討幹事会等ではなされていなかった。

今後は、公の施設の新設や移転等の際には、使用料を徴収しないことが適切である理由について税外収入検討幹事会等に提示する等、漏れがないような検討体制を構築されたい。

(2) 使用料・手数料等の収納に関する事項

① 収納事務の効率化について検討されていない【意見 9】

収納事務については自動化できるものがないかを検討し、業務効率化を図られたい。

収納事務については、各種システムから出力された情報について、Excel シートへのデータ貼り付けや突合等の作業を行っているものもある。これらの作業については、Excel のマクロ機能や RPA 等により自動化できる余地がないか、業務効率化について検討されたい。

その際は、当該使用料・手数料等の所管課の職員だけで検討を行うことは限界があることから、IT 等に詳しい職員も交えた全庁横断的な検討チームを組織して検討されたい。

【第 5 章 監査の結果及び意見（各論）における関連事項】

同一の意見項目	頁
4. 戸籍住民基本台帳手数料	84

(3) 減免措置に関する事項

① 減免となる年齢基準が社会情勢の変化にそぐわなくなっている【意見 10】

現在の見直し指針では 65 歳以上を減免対象としているが、高年齢者の雇用に関する法規制の変化等も踏まえ、適切な年齢を検討されたい。

見直し指針においては、設置目的等に応じた個別の減免適用事由として「65 歳以上の者が利用す

るとき」とされている。

この規定は、見直し指針が制定された平成 19 年以降改正されていないが、高齢化社会の進行等を背景に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律が令和 3 年 4 月に改正され、働き手確保と高齢者の生活資金確保のため、事業主は 70 歳までの就業機会の確保（高齢者就業確保措置）が努力義務とされる等、高齢者に関する法規制等は変化している。また、沖縄労働局の「令和 7 年高齢者雇用状況等報告」によれば、70 歳までの就業確保措置を実施済の企業は前年度比+4.6%pt の 33.8%と増加傾向にある。

このような社会情勢の変化により、現役世代並みの所得のある高齢者も多いことから、衡平性の観点から減免対象とすべき年齢が適切なものであるかを検討されたい。

【第 5 章 監査の結果及び意見（各論）における関連事項】

同一の意見項目	頁
29. 那覇市繁多川公民館	258
30. 保健体育使用料（小学校体育館施設使用料）	264
31. 那覇市体育施設	273

【参考 1】高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号、抜粋）

（高齢者就業確保措置）
 第 10 条の 2 定年（65 歳以上 70 歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主又は継続雇用制度（高齢者を 70 歳以上まで引き続いて雇用する制度を除く。以下この項において同じ。）を導入している事業主は、その雇用する高齢者（第 9 条第 2 項の契約に基づき、当該事業主と当該契約を締結した特殊関係事業主に現に雇用されている者を含み、厚生労働省令で定める者を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる措置を講ずることにより、65 歳から 70 歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならない。（以下略）

【参考 2】高齢者就業確保措置について

- ① 70 歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70 歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入
 ※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70 歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

（出典）厚生労働省ウェブサイトより抜粋

② 減免実績のデータが料金見直し等に反映されていない【意見 11】

減免に関する実績（金額、件数等）が分析されていないことから、その内訳等毎に集計・分析を行い、料金見直しの際にはこれらに基づき減免措置や使用料・手数料等の適切性を検討されたい。

減免制度がどの程度の政策効果を発揮しているかを把握するためには、減免額や減免件数の実績を把握することは重要であり、またどのような理由で減免を受けているか等、減免実績の内訳を確認することも重要であるが、これらの減免実績に関するデータが集計されていない施設があった。また、減免実績を集計している場合でも、その内容を分析して料金見直しに反映させている事例は確認できなかった。

使用料の減免については、見直し指針三 1（3）において、「施設の利用については、年間の開館時間から利用には一定の限界が生じる。そこでより適切かつ公平な施設利用を促進するため、減額・免除の適用について、必要に応じ、回数制限等を設けることができるものとする」という公平性の確保を目的とした規定が設けられているが、減免実績に関する具体的なデータが把握・分析されていないため、回数制限の必要性やその妥当性を検討するための客観的な根拠を欠いている状況である。

今後は以下のように、減免実績を集計するとともに、これらのデータを基に減免措置や使用料・手数料等の適切性を検討されたい。

ア．データの把握・分析	使用料の減免適用実績（件数、減免額、利用者層など）を正確に把握し、その推移や傾向を分析する。
イ．妥当性の検討	上記の分析結果に基づき、現行の使用料水準および減免額の妥当性を検証する。
ウ．回数制限の要否検討	その上で、公平で適切な施設利用を促進するために回数制限導入の要否について、具体的な検討を行う。

【第 5 章 監査の結果及び意見（各論）における関連事項】

【意見 18】減免に関する実績が（一部）把握されていない	頁
5．総務管理使用料（那覇文化芸術劇場なは一と使用料）	91
8．総務管理使用料（なは市民活動支援センター使用料）	114
24．都市計画使用料（公園使用料）、行政財産目的外使用料（公園占用料）	219
25．新都心公園、外 13 公園	226
26．那覇市松山公園文化交流施設	234

（4）その他の事項

① 利用実績に対する検討が不十分である【意見 12】

利用実績に対する検証の場がないことから、利用実績を分析して、使用料算定方法の適切性や稼働率向上に向けた取組について検討する仕組みを構築されたい。

見直し指針においては、受益者負担とされる原価を年間使用可能時間や施設利用者目標数で除して単位当たり原価を算出し、これを基礎として使用料を算定している。このため、この算定で使用される使用時間や利用者数が、基本的には使用料算定上の損益分岐点となっている。例えば、使用時間については、開館時間から算定している場合と、前年度の稼働率等を考慮して算定している場合があるが、前者の場合は稼働率 100%、後者の場合は当該稼働率を下回った場合には、受益者が負担すべき原価を使用料で賄えず、税金等の一般財源から補填されることとなる。割増料金を設定している場合には、直ちに一般財源が負担することにつながるわけではないが、料金設定時に想定していた収入

が減少していることには変わりはない。

しかし、稼働率をはじめとする利用実績に対する検証がなされない場合、運営努力のインセンティブが働きにくくなり、結果として一般財源からの安易な持ち出しが増え、施設の財務規律が緩む恐れがある。

現状、公の施設の利用実績を全庁的に検証する場がないことから、料金見直し等のタイミングをとらえ、税外収入検討幹事会等の場において時間単位・入場料区分・利用時間区分等に応じた利用実績（稼働率、利用者数当）を分析し、料金設定時の想定と乖離がある場合にはその要因を確認し、使用料算定方法の適切性や稼働率向上に向けた取組等について検討する仕組みを構築されたい。その際、利用者登録から利用申請までオンラインで手続きが完結するシステムの活用等、利用者への利便性についても検討されたい。

また、手数料についても、料金設定時に想定する申請者数が適切であるかを検証する観点から、料金見直し等のタイミングで実績を検証されたい。

なお、指定管理者に対しては、市民利用の優先を前提としたうえで、好立地を利用した高収益コンテンツの誘致を促す施策を検討されたい。

【第 5 章 監査の結果及び意見（各論）における関連事項】

【意見 19】稼働率の実績把握方法が不十分である	頁
5. 総務管理使用料（那覇文化芸術劇場なは一と使用料）	91
11. てんぶす那覇	136
【意見 20】指定管理者以外の利用がない（少ない）ため利用料金が僅少である	頁
16. 那覇市総合福祉センター	166
17. 那覇市安謝複合施設	174
18. 那覇市壺川老人福祉センター	183
19. 那覇市大名児童館	191
【意見 21】ウェブサイトから空き状況は確認できるが利用申請ができない	頁
5. 総務管理使用料（那覇文化芸術劇場なは一と使用料）	91
6. 那覇市パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー	99

② 利用者アンケートの結果が活用されていない【意見 13】

利用者アンケートの結果が活用されていないことから、分析したうえで、使用料の改定や業務改善に活用する仕組みを構築されたい。

公の施設等の稼働率を高めるためには、利用者の声を反映することが重要であり、一部の施設では利用者に対してアンケートを実施しているものの、結果の集計にとどまっているケースが多い。

アンケートは使用料の改定、業務改善はもとより、利用者の満足度を高めて稼働率を向上させる施策を策定するための貴重な情報となり得ると考えられることから、税外収入検討幹事会等の場を活用して定期的にアンケート結果を分析し、稼働率向上に向けた施設の改善等に活用する仕組みを構築されたい。

また、税外収入検討幹事会等の場を通じて設問内容や回答方法等を全庁的に共有し、施設の改善に繋がる設問内容になっているか、回答率を上げるための実施方法になっているか等の観点から、効果

的かつ効率的なアンケートとなるような工夫を検討されたい。例えば、アンケートの回答方法については、回答・集計・分析作業の効率化の観点から QR コード等の利用を推進することも重要である。場合によっては、利用者以外の一般市民を対象としたアンケートを実施し、利用されていない要因等を確認することも重要と考えられる。施設によっては、利用者が不特定多数ではない場合もあることから、アンケートではなく日頃の対面での会話等から得た情報を窓口担当者と所管課で共有し、改善策を検討することも重要である。

なお、手数料等についても、必要に応じてアンケート等の方法により申請者等の声を聴取し、業務改善等につなげる取組を実施されたい。

【第 5 章 監査の結果及び意見（各論）における関連事項】

【意見 22】 来場者アンケートが対象者区分に応じたものになっていない	頁
6. 那覇市パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー	100

③ 見直し指針における用語の使用が不明確である【意見 14】

見直し指針における用語の使用が不明確であり、複数の意味に解釈できる部分があることから、文言を整理されたい。

見直し指針における以下の規定については、複数の意味に解釈できることから、文言を整理されたい。

- ・ 【P4】 料金設定においては、平日以外の土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日をまとめて割増料金を設定している事例が多いが、「一 2（3）使用料算定式の特例」のうち「②祝日に利用する場合」については、土曜日、日曜日、慰霊の日も含まれるのかを明確にされたい。
- ・ 【P9】「四 3 改定のサイクル」について、文章の主語がないことから、見直し指針ではなく個別の使用料についての改定のサイクルであることを明確にされたい。

④ 財政健全化部会や税外収入検討幹事会での議論が条例制定時に留まっている【意見 15】

財政健全化部会や税外収入検討幹事会での議論が条例制定時に留まっていることから、条例案制定時だけでなく、能動的に各課が所管する使用料・手数料等についての検証を実施されたい。

那覇市では、使用料・手数料等について検討する全庁的な会議体として財政健全化部会や税外収入検討幹事会がある。

しかし、これらの会議体では、条例等により使用料・手数料等を制定・改正する場合は審議されているが、料金見直し実施の有無、無料施設の妥当性、稼働率向上に向けた取組等といった点については審議されていない。これらについても付議事項に含まれると考えられることから、今後は所管課からの条例案提出を待った審議を行うだけでなく、財政健全化部会の指示の下で、税外収入検討幹事会において能動的に各課が所管する使用料・手数料等についての検証を実施されたい。

なお、例えば都市公園における公募設置管理制度（以下、「Park-PFI」という。）のように、税外収入は減少するものの、トータルとしての市の財政負担は軽減されるものもあることから、財政健全化部会においては、最少の経費で最大の効果を挙げているかどうかという視点で適切な検討がなされているかを確認されたい。

3. その他、複数のヒアリング対象に共通して発見された事項

上記のほか、複数のヒアリング対象に共通して発見された事項を整理すると、以下のとおりである。
 なお、今回の監査は、監査時間等の制約から全ての使用料・手数料等を網羅的に検証したものではなく、他の施設でも同様の問題が生じている可能性があること、現時点では問題が生じていなくても社会情勢の変化等により将来的に問題が生じる可能性があること等を踏まえ、必要に応じて税外収入検討幹事会等において以下の観点から全庁的な検討を実施されたい。

(1) 使用料・手数料等の設定に関する事項

【意見 23】当該事務に係る原価を把握していない	頁
20. 督促手数料（保険税督促手数料）	195
23. 都市計画手数料（許可申請等手数料）	210
【意見 24】料金設定のグルーピングが適切でない	頁
18. 那覇市壺川老人福祉センター	181
19. 那覇市大名児童館	190
29. 那覇市繁多川公民館	257
【意見 25】利用料金の見直しが実施されていない	頁
16. 那覇市総合福祉センター	166
17. 那覇市安謝複合施設	174
18. 那覇市壺川老人福祉センター	182
19. 那覇市大名児童館	191
31. 那覇市体育施設	272
32. 那覇市営奥武山体育施設	281

(2) 減免措置に関する事項

【指摘 3】減免額についての規定がない	頁
3. 行政財産目的外使用料（本庁舎目的外使用料）	78
27. 住宅使用料（市営住宅使用料）、駐車場使用料（市営住宅駐車場区画賃貸使用料）、行政財産目的外使用料（市営住宅目的外使用料・駐車場区域賃貸使用料）	245

(3) その他の事項

【指摘 4】要綱（要領）において参照する条例の条項が誤っている	頁
21. 保健衛生手数料（食品関係申請手数料）	200
22. 民生使用料（認定こども園使用料3歳未満）	206
【意見 26】自動販売機の設置について非公募のままのものがある	頁
3. 行政財産目的外使用料（本庁舎目的外使用料）	79
27. 住宅使用料（市営住宅使用料）、駐車場使用料（市営住宅駐車場区画賃貸使用料）、行政財産目的外使用料（市営住宅目的外使用料・駐車場区域賃貸使用料）	246

4. 個別事項

このほか、個別発見事項については以下のとおりである。これらについても、必要に応じて税外収入検討幹事会等において以下の観点から全庁的な検討を実施されたい。

(1) 使用料・手数料等の設定に関する事項

1. 総務管理使用料（ともかぜ振興会館使用料）	頁
【指摘5】料金改定に関する公文書が確認できなかった	65
2. 那覇市鏡水ふれあい会館	頁
【意見27】開設時に参考にした他施設の料金が不適切であった	73
3. 行政財産目的外使用料（本庁舎目的外使用料）	頁
【意見28】普通財産と行政財産で使用料の計算式が異なっている	78
6. 那覇市パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー	頁
【指摘6】施設に係る支出を区別把握していない	99
8. 総務管理使用料（なは市民活動支援センター使用料）	頁
【意見29】料金設定時に原価が考慮されていない	113
11. てんぶす那覇	頁
【意見30】利用料金の承認時に受益者負担割合が考慮されていない	136
15. 霊園使用料（合葬室使用料・合葬用納骨室使用料・短期収蔵納骨室使用料）	頁
【意見31】将来収支シミュレーションが行われていない	157
16. 那覇市総合福祉センター	頁
【意見32】浴室の利用料金の算定方法が誤っている	167
18. 那覇市壺川老人福祉センター	頁
【意見33】料金算出過程において不要な消費税調整が行われている	183
19. 那覇市大名児童館	頁
【意見34】集会室のスタジオ利用に係る料金設定が適切でない	190
22. 民生使用料（認定こども園使用料3歳未満）	頁
【意見35】3歳未満児保育に係る原価が把握できていない	205
26. 那覇市松山公園文化交流施設	頁
【意見36】原価算出において人件費が含まれていない	232
【意見37】駐車場設置許可使用料の設定が不明確である	232
27. 住宅使用料（市営住宅使用料）、駐車場使用料（市営住宅駐車場区画賃貸使用料）、 行政財産目的外使用料（市営住宅目的外使用料・駐車場区域賃貸使用料）	頁
【指摘7】家賃算定事務の見直しが検討されていない	244
28. 那覇市立森の家みんな	頁
【指摘8】リネン代の利用料金が条例で定られていない	251
33. 行政財産目的外使用料（学校職員駐車土地使用料）	頁
【意見38】受益者負担割合の設定や原価把握がなされていない	284

(2) 使用料・手数料等の収納に関する事項

24. 都市計画使用料（公園使用料）、行政財産目的外使用料（公園占用料）	頁
【指摘 9】不納欠損処理が漏れていた	218
【指摘 10】公園施設設置許可手続きに瑕疵があり、債権管理も不十分な事例があった	218
27. 住宅使用料（市営住宅使用料）、駐車場使用料（市営住宅駐車場区画賃貸使用料）、行政財産目的外使用料（市営住宅目的外使用料・駐車場区域賃貸使用料）	頁
【指摘 11】口座振替が行われない事例があった	245

(3) 減免措置に関する事項

4. 戸籍住民基本台帳手数料	頁
【意見 39】手数料が減免される場合に関する説明が不十分である	84
13. 清掃手数料（家庭ごみ処理手数料）	頁
【意見 40】規則上の減免手続きが実態と異なっている	149

(4) その他の事項

1. 総務管理使用料（ともかぜ振興会館使用料）	頁
【指摘 12】市ウェブサイト掲載の料金表に誤りがある	67
【意見 41】長期にわたり利用されていない設備がある	67
3. 行政財産目的外使用料（本庁舎目的外使用料）	頁
【指摘 13】食堂及び売店に関する規則への委任規定がない	79
5. 総務管理使用料（那覇文化芸術劇場なは一と使用料）	頁
【意見 42】文化芸術観覧料が使用料の歳入科目に含まれていた	92
7. 社会教育使用料（文化財入園料）	頁
【意見 43】施設の特性を活かした収入増加の施策を検討されたい	107
8. 総務管理使用料（なは市民活動支援センター使用料）	頁
【指摘 14】条例は指定管理を前提としているが長期間直営となっている	114
9. 那覇市共同利用施設	頁
【指摘 15】利用状況に関する報告が不十分である	121
16. 那覇市総合福祉センター	頁
【指摘 16】ウェブサイト掲載の利用時間に誤りがある	166
19. 那覇市大名児童館	頁
【指摘 17】利用者の範囲がウェブサイトでは不明確である	192
【意見 44】利用料金がウェブサイトに掲載されていない	192
23. 都市計画手数料（許可申請等手数料）	頁
【意見 45】違反広告物への対応が不十分である	210

5. 監査結果に対する今後の対応について

① 平成 25 年度監査について全庁的な対応がなされていなかった【意見 46】

平成 25 年度監査において利用料金制度に関する意見が表明されていたものの、全庁的な対応が取られていなかったことから、今回の監査結果について、他の施設等についても同様の視点で検証を行うとともに、今後、同様の問題が生じないように全庁的な対応を検討されたい。

本報告書で記載した指摘及び意見については、その趣旨に沿った改善措置を講じることを期待するものである。

平成 25 年度監査においても、利用料金制度に関する意見が表明されていたものの、平成 27 年改善措置」では、「緑化センター」に対する改善措置が記載され、「改善済み」とされていた。

しかしながら、同報告書の趣旨を踏まえれば、他の施設等についても同様の視点で検証を行うとともに、今後、同様の問題が生じないように全庁的な対応を検討することが期待されたところである。

包括外部監査報告に対する那覇市の対応状況については、令和 6 年度監査において詳細に記載されており(同報告書 P53～57)、下記の指摘事項への改善措置状況については自治法第 252 の 38 条第 6 項に基づき公表されることとなっているが、今回の監査結果についても、対応部署の選定や措置内容の確認等について適切に対応されたい。

【令和 6 年度監査における指摘事項(抜粋)】

- ① 運用委員会が指摘や意見に対処すべき所管部署を報告書の形式面だけではなく内容をふまえた上で選定し、対応を求める体制を構築すべきである。
- ② 運用委員会は、所管部署の提出内容(改善措置票に記載された内容)が妥当かどうか、措置内容が実践されているか否か、措置済み(処理済み)として良いか否かの確認を行うようにすべきである。
- ③ 措置の内容に照らして継続的にチェックを行うべき事項については、一定の期間毎(例えば5年に1度等)に継続的にチェックする体制を構築すべきである。
- ④ 指摘が意見かに関わらず、「措置済み」(具体的な措置が完了した。),「措置中」(具体的な措置を実施中だが、完了に至っていない。),「検討中」(措置の要否及び内容を検討中である。),「不措置」(措置を実施しないことを決定した。),「その他」と整理し、上記③の事項については、「措置済み」に「(要継続確認)」と付記すべきである。

(出典：令和 6 年度監査報告書 P57)

なお、前述のとおり、今回の監査は、全ての使用料・手数料等を検証したものではない。本報告書においては、現時点において全庁的な対応が望ましいものを記載しているが、それ以外の各論意見も含め、他の施設で同様の問題が生じていないかを検証されることを期待したい。また、現時点では問題が生じていなくても、社会情勢の変化等により将来的に問題が生じる可能性も踏まえ、必要に応じて全庁的な検討を期待したい。

使用料

第 5 章 監査の結果及び意見（各論）

1. 総務管理使用料（ともかぜ振興会館使用料）

(1) 概要

所管部署	総務部平和交流・男女参画課			
根拠法令・条例	那覇市ともかぜ振興会館条例（以下、この項において「条例」という。）第 9 条・第 10 条、那覇市ともかぜ振興会館条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第 8 条・第 9 条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	(※) 7,044	5,121	8,262
	収入済額	(※)	5,121	8,262
	減免額	6,426	17,778	11,645
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	(※)	9,909	13,964
	減免件数	152	556	1,125
	不納欠損件数	(※)	-	-

(※) 令和 4 年度については、指定管理施設であったため、「調定額」の欄は利用料収入を記載している。また、「収入済額」「不納欠損額」「収納件数」「不納欠損件数」については、該当する数値がないため空欄となっている。

(2) 施設の概要

所在地	那覇市金城 3 丁目 5 番地 3		
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/shisetsu/kurasi/1004893/1004894.html		
開設時期	令和 2 年 8 月 29 日		
条例に定める施設の目的	沖縄戦直前の旧日本軍による飛行場建設に伴う用地接収により失われた旧大嶺集落の歴史等を次世代へ継承し、平和を希求する想いを発信するとともに、市民の健康づくり、地域のコミュニティ活動や文化芸術活動の場を提供すること等により地域の振興及び活性化に寄与するため		
施設の営業時間	午前 9 時～午後 10 時 休館日：火曜日、12 月 29 日～1 月 3 日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	42,328	46,208	49,308

(※) 当該施設については、令和 2 年 8 月 29 日～令和 5 年 3 月 31 日の間、一般社団法人ともかぜ振興会が指定管理者となっていたが、令和 5 年 4 月 1 日以降は指定管理者が不在となり、市の直営施設となっている。

(3) 使用料の設定

① 料金体系（主なもの）

使用料については、条例第 9 条第 2 項において「別表の区分に従い、それぞれに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。

区分				使用料(円)					
				午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9~12	13~17	18~22	9~17	13~22	9~22
多 目 的 ホ ー ル	入場料による区分 (会費制を含む。)	1,000 円以下 (無料の場合を含む。)	平日	8,400	17,240	21,050	24,410	39,310	42,220
			休日等	10,920	22,400	27,320	31,800	47,120	54,940
		1,000 円超 2,000 円以下	平日	10,200	21,130	25,750	30,230	48,080	51,660
			休日等	13,180	27,040	33,230	38,470	57,370	66,800
		2,000 円超 3,000 円以下	平日	13,640	28,190	34,460	40,100	63,940	69,090
			休日等	17,710	36,040	44,520	51,580	76,420	89,390
		3,000 円超	平日	14,990	31,020	37,920	44,100	70,320	76,020
			休日等	19,490	39,650	48,960	56,740	84,080	98,330
企画展示室				990	1,690	2,280	2,270	3,470	4,240
会議室及び相談室				180	300	410	410	630	770
伝統芸能指導スペース				1,410	2,400	3,250	3,230	4,940	6,040
研修室				580	990	1,340	1,340	2,050	2,510
トレーニング室				200					

なお、当該料金については那覇市のウェブサイトにも掲載されているが、確認したところその一部に誤りがあった(後述(6)⑤参照)。

② 使用料の決定プロセス(内部統制の状況)

現行の使用料については、令和5年4月1日に改定されたものである。この料金改定は、券売機の導入にあたり10円未満の端数を切り捨てたものであるが、条例改正等の手続きは行われていない。

なお、指定管理施設であった令和4年度までの料金については、条例に定める料金と同一であったことから、指定管理者による申請や市長による許可等の手続は行われていない。

③ 現行使用料の考え方

当該使用料については、見直し指針における第4分類に該当するものとして、受益者負担割合を100%として設定している。当施設では、トレーニング室とそれ以外の区分(多目的ホール等)を分けて料金設定を行っている。

ア. トレーニング室以外(多目的ホール等)の料金設定

原価については、鏡水ふれあい会館やパレット市民劇場等での実績を基に下表のように算出し、受益者負担とする原価を3,153.2万円と見積もっている。

費目	金額(円)	備考
恒常的維持管理費	14,531,967	
消耗品費	439,237	H28 パレット実績
印刷製本費	21,083	H28 パレット実績
水道光熱費	5,452,600	H28 パレット実績
役務費(通信費、保険料)	441,616	H28 パレット、H29 鏡水実績
委託料(清掃保守等)	6,507,139	H28 パレット、H29 鏡水実績、見積りによる
修繕費	785,562	H28 パレット実績
使用料及び賃借料(複写機、PCリース)	384,367	H28 パレット実績
衛生費	109,341	H27~H29 鏡水平均

雑費	391,022	H28 パレット実績
備品購入費	9,477,310	購入予定額 (100 万円未満)
職員人件費	7,522,904	H28 パレット、H29 大綱実績
合計 (受益者負担の範囲)	31,532,181	

年間使用可能時間については、下表のように最大稼働時間から那覇市等が使用する時間を除いた 2,075 時間と見積もっている。

項目	時間	備考
最大稼働時間	3,874	1 日 13 時間 (9~22 時) × 298 日 (休館日、保守点検日等を除いた日)
那覇市が実施する事業等	809	健診事業等
近隣小中高校の文化事業	384	音楽演劇等
平和交流・男女参画課の事業利用	28	
ともかぜ振興会が実施する自主事業	690	
一般貸出可能時間 (最大)	1,963	(=ア-イ-ウ-エ-オ)
うち、一般貸出時間	1,373	
多目的ホール	491	1,963 時間 × 稼働率 25%
小会議室	294	1,963 時間 × 稼働率 15%
伝統芸能指導スペース	294	1,963 時間 × 稼働率 15%
研修室	294	1,963 時間 × 稼働率 15%
年間使用可能時間	2,075	(=オ+カ)

また、施設面積は 2,557 m²であることから、これらに基づき 1 m²・1 時間当たりの原価を 5.94 円とし、各区分の 1 時間当たり使用料を算定している。

$$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} = 31,532,181 \text{ 円} \div 2,557 \text{ m}^2 \div 2,075 \text{ 時間} = 5.94 \text{ 円}$$

区分	原価(A)	貸出面積(B)	性質別負担割合(C)	(A) × (B) × (C)	1 時間当たり使用料
多目的ホール(実践練習場・控室 3 室含む)	5.94 円	470.55 m ²	100%	2,795.1	2,800 円
企画展示室	5.94 円	55.25 m ²	100%	328.2	330 円
小会議室・相談室	5.94 円	10.20 m ²	100%	60.6	60 円
伝統芸能指導スペース	5.94 円	78.00 m ²	100%	463.3	470 円
研修室	5.94 円	32.50 m ²	100%	193.1	195 円

多目的ホールについては、パレット市民劇場の料金設定を参考に、利用時間帯や土・日・祝日の使用に応じて上記 1 時間当たり使用料を増額している。

	増加率					
	午前 9~12	午後 13~17	夜間 18~22	昼間 9~17	昼夜間 13~22	全日 9~22
平日	-	54%	88%	9%	56%	16%
休日等	30%	100%	144%	42%	87%	51%

また、市民会館大ホールの料金設定を参考に、入場料に応じて上記 1 時間当たり使用料を増額している。

入場料による区分(会費制を含む。)		増加率					
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		9～12	13～17	18～22	9～17	13～22	9～22
1,000 円 超 2,000 円以下	平日	21.5%	22.5%	22.3%	23.8%	22.2%	22.4%
	休日等	20.8%	20.7%	21.6%	20.9%	21.7%	21.6%
2,000 円 超 3,000 円以下	平日	62.4%	63.5%	63.7%	64.2%	62.7%	63.6%
	休日等	62.3%	60.9%	62.9%	62.2%	62.2%	62.6%
3,000 円超	平日	78.5%	79.9%	80.1%	80.7%	78.9%	80.1%
	休日等	78.5%	77.0%	79.2%	78.4%	78.4%	78.9%

イ. トレーニング室の料金設定

原価については、平成 29 年度の石嶺スポーツプラザの実績を基に、受益者負担とする原価を 572.4 万円と見積もっている。なお、基本的な算出方法については、ア. と同様である。

また、施設利用者目標数を平成 29 年度の石嶺スポーツプラザの実績を基に 9,097 人と設定し、利用者 1 人当たりの原価を 629.2 円としている。

$$1 \text{ 人当たりの原価} = 5,724,198 \text{ 円} \div 9,097 \text{ 人} = 629.2 \text{ 円}$$

他方、近傍施設における使用料は下表のとおりであったことから、結果として、当施設の使用料についても 1 人 1 回（2 時間以内）200 円と設定された。

施設名	面積	使用料
那覇市民体育館トレーニングルーム	168 m ²	1 人 1 回（2 時間以内）200 円
石嶺スポーツプラザ	134 m ²	1 人 1 回（2 時間以内）200 円

ウ. 冷房料の料金設定

多目的ホールの 1 時間当たり冷房料については、使用電力量が同程度の鏡水ふれあい会館多目的ホールと同額の 1,330 円としている。また、会議室の 1 時間当たり冷房料については、那覇市職員厚生会会議室と同額の 100 円とし、研修室（200 円）及び企画展示室（300 円）については会議室との面積比から設定している。

④ 使用料改定の検討状況

料金について、条例上の料金表については改定されていないが、実際に徴収される料金については、収納事務の効率化の観点から 10 円未満の端数を切り捨てる改定が令和 5 年 4 月 1 日に行われている。

なお、所管課に確認したところ、上記以外に料金改定の検討は行われていないとのことである。これについて、受益者負担の適正化を検討するには一定の利用実績に基づく必要があるが、令和 2 年 8 月の供用開始からコロナ禍にあり、また、令和 3 年度はワクチン接種会場となったことから、一般利用の実績がほとんどない状態であったことを理由として挙げている。

なお、料金改定の見直しサイクル等については特段定められておらず、今後の料金改定の検討予定も未定であった。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	15,667	12,461	14,512
職員人件費	13,809	23,220	27,431
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・・イ	13,809	23,220	27,431
備品購入費及び減価償却費	431	-	17
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・ウ	431	-	17
使用料の原価の基礎・・・・エ (＝ア＋イ＋ウ)	29,907	35,681	41,960
受益者負担割合設定値	100%	100%	100%
調定額【再掲】・・・・・・・・・・オ	7,044	5,121	8,262
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	23.6%	14.4%	19.7%
減免額【再掲】・・・・・・・・・・カ	6,426	17,793	11,756
減免額も含めた受益者負担割合・・(オ＋カ)÷エ	45.0%	64.2%	47.7%

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(4) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QRコード	その他
○ (券売機)	○ (納付書)	-	-	-	-

使用料については、基本的には券売機での現金購入であり、遠方の利用者や公的機関の利用については納付書による入金を依頼している。

② 消費税関係

当該使用料は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。

インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況 (内部統制の状況)

収納事務については、当該施設の職員にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。具体的には、利用許可や料金収納等について職員間で確認の上、当日の利用時間終了後に歳入調定事務を行い、翌日に銀行口座への入金を行っている。なお、担当職員は会計年度任用職員であり、収納事務に関する注意事項を記した書類が存在する。

令和6年度には、附属設備の使用料について、事前に収納済であるにもかかわらず、当日も券売機での支払いがあり、二重払いとなった事例があった。この事象では、窓口職員の確認不足により生じ

たものであり、当該過払金については利用者と調整の上で次回利用料として収納するとともに、再発防止に向けて職員間で情報共有を行った。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはほぼない。

(5) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 10 条及び規則第 9 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
特定地域住民（旧大嶺集落の住民及びその関係者）が利用する場合	全額
本市が主催をする事業又は行事に利用するとき	全額
本市が共催をする事業又は行事に利用するとき	使用料（冷房料を除く）の 2 分の 1 の額
本市内に存する学校（学校教育法第 1 条の学校をいう。）が教育上の目的で利用する場合	全額
その他指定管理者が特別の理由があると認める場合	指定管理者が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

減免に関する判断については当該施設の職員にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。具体的には、利用許可時に職員間で確認の上、処理がなされている。なお、減免とされている利用については、市やともかぜ振興会による利用のほか、学校等による利用も多い。

(6) 監査の結果及び意見

① 料金改定に関する公文書が確認できなかった【指摘 5】

令和 5 年 4 月 1 日の料金改定の経緯に関する公文書が確認できなかったことから、今後は適切に公文書を作成・保存すべきである。

当該施設は、令和 5 年 4 月 1 日に、券売機の導入にあたり条例で定められた料金の 10 円未満の端数を切り捨てる料金改定を行っている。

条例では、指定管理者であることを前提として、利用料金については別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっているが、料金改定時点で指定管理者が存在しなかったことから、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 14 条第 2 項により、条例に定められている利用料金と同一の額をもって使用料を徴収することとなる。

この点について所管課に確認したところ、当該料金改定については、令和 4 年度中に本市と当時の指定管理者の間で合意を得ており、これに基づき実施したとのことであったが、当該合意に係る公文書は確認できなかった。

当該料金改定は、端数処理のみで料金体系を抜本的に見直したものではないが、このような意思決定については、那覇市事務決裁規程等に基づき処理されるものである。現状は、当時の意思決定過程が文書化されていない状態となっていることから、当該料金改定について行政文書として作成・保存するとともに、今後の料金改定についても公文書として適切に作成・保存すべきである。

② 1㎡当たりの原価算出において共用部分が反映されていない【意見 3】

料金設定時の 1㎡単価の算出にあたり、料金徴収しない部分が含まれた施設面積で原価を除しているため、1㎡・1時間当たりの原価が過少に算出され、結果として使用料が低く設定されていることから、今後の料金設定にあたっては適切な面積を用いて算出されたい。

料金設定時の 1㎡単価の算出にあたり、トレーニング室以外については、原価を敷地面積 2,557㎡で除しているが、この中には料金徴収されない部分の面積も含まれており、実際に料金徴収する部分の貸出面積は下表のとおり 646.5㎡（敷地面積に対する割合 25%）であった。

多目的ホール	企画展示室	小会議室・相談室	伝統芸能指導スペース	研修室	合計
470.55㎡	55.25㎡	10.2㎡	78㎡	32.5㎡	646.5㎡

料金徴収されない施設面積には、トイレや事務室等の施設利用者が利用する共用部分も含まれていることから、原価に含めることが適切と考えられる。現状の算出方法では、1㎡・1時間当たりの原価が過少に算出され、結果として使用料が低く設定されていることから、今後の料金設定にあたっては、施設面積から共用部分を除外するか、共用部分を貸出面積に按分する等して、適切な面積を用いて算出されたい。

③ 料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘 2】

見直し指針上、一定の期間ごとに見直しを行うこととされているが、当該施設に関する見直しサイクルが設定されていなかったことから、定期的な検討を行う期間を設定すべきである。

見直し指針では、四 3「改定のサイクル」として、「一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として 4 年ごとの見直しとする。」とされているが、所管課に確認したところ、当該施設についてどのタイミングで料金見直しを行うか検討されていなかった。

当該施設については、令和 5 年 4 月 1 日に料金改定がなされているが、収納事務の効率化の観点から 10 円未満の端数を切り捨てたものであり、原価の増加等を踏まえたものではない。供用開始からコロナ禍にあり、利用実績が異常値であることから、受益者負担の適正化を検討するのが困難であったという特殊事情はあるものの、どの程度の期間で料金見直しを検討すべきかあらかじめ設定すべきである。

なお、見直し指針では、原則 4 年毎の見直しとしていることから、これとは異なる期間を設定する場合には、その理由を明示すべきである。

④ 受益者負担割合が料金設定の想定を大きく下回っている【意見 16】

当該施設については、受益者負担割合を 100%として料金設定を行っているが、令和 6 年度の実績値に基づく受益者負担割合はこれを大きく下回っていることから、早急に料金見直しを検討されたい。

当該施設は、見直し指針における第 4 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 100%として料金を設定しているが、令和 6 年度実績に基づく受益者負担割合は 19.7%となっている。料金設定時には減免対象となるともかぜ振興会の自主事業による利用時間も含まれているが、これによる減免額も利用料に含めた受益者負担割合も 47.7%であり、料金設定時の 100%を大きく下回っている。

この要因については、料金の設定方法によるもの、原価の増加によるもの、利用時間の減少による

ものが考えられる。料金の設定方法に係る問題点は前述②のとおりであり、これにより本来あるべき利用料の 25%の水準になっていることから、上記乖離の大部分はこの要因と考えられる。また、原価についても、令和 6 年度実績値は料金設定時の見込みと比較して 33%増加している。他方、利用時間（減免利用を除く）については、令和 6 年度実績値は 3,239 時間であり、料金設定時に見込んだ利用時間 1,963 時間を 65%上回っている。

このように使用料が本来あるべき水準を下回っていることは、当該施設を利用しない一般市民の税金等により原価を負担していることとなる。実際に、どの程度の料金水準とするかは最終的には議会等による政策判断となるが、その検討に資するよう、あるべき料金水準等を早急に検討されたい。

⑤ 市ウェブサイト掲載の料金表に誤りがある【指摘 12】

使用料を市ウェブサイト等に掲載する際（料金改定による修正を含む）は、本来の料金と相違することがないように、確認体制を整備すべきである。

多目的ホール（入場料 1,000 円以下、平日、全日利用）の料金については、本来 42,220 円であるにもかかわらず、市ウェブサイトには 42,240 円と掲載されていた。

今後、同様の事態が生じないように、ウェブサイト掲載時の確認体制を整備すべきである。

⑥ 長期にわたり利用されていない設備がある【意見 41】

機能回復ケアルームにあるベッド型マッサージ器については長期にわたり利用されていないことから、効果的な活用方法を検討されたい。

機能回復ケアルームについては、ベッド型マッサージ器（オスピナレーターフロンティア）が常置されているものの、施設案内等にも記載されておらず、令和 4 年度より使用されていない状態が続いている。

所管課に確認したところ、機能回復ケアルームは、令和 3 年度まではトレーニング室利用者が申請及び料金不要で利用できたものの、それ以降は通常施錠された状態となっており、施設利用者の飲食スペース等として利用される程度とのことであった。

当該器具が遊休化しないよう、効果的な活用方法（その場合の料金徴収の有無を含む）について検討されたい。

指定管理

2. 那覇市鏡水ふれあい会館

(1) 概要

所管部署	総務部平和交流・男女参画課			
根拠法令・条例	那覇市鏡水ふれあい会館条例（以下、この項において「条例」という。）第 8 条・第 9 条、那覇市鏡水ふれあい会館条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第 4 条・第 5 条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	利用料収入	1,371	1,090	1,085
	未収入金	-	-	-
	減免額	3,125	4,099	3,999
	回収不能額	-	-	-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	利用件数	568	547	566
	減免件数	220	312	307
	回収不能件数	-	-	-

(2) 施設の概要

所在地	那覇市字小祿 909 番地 4		
開設時期	平成 24 年 4 月 1 日		
条例に定める施設の目的	那覇市域において沖縄戦直前の旧日本軍による飛行場建設に伴う用地接収によりコミュニティが分散されたため地域の発展や伝統・文化の進歩が阻害された背景を持つ特定地域の住民について、地域活動への参加意識を高め、交流の促進による地域づくりを進展させ、伝統及び歴史的な文化を踏まえたコミュニティを再構築し、地域振興に資するため		
施設の営業時間	午前 9 時～午後 9 時		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	18,853	15,091	17,000

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	字鏡水自治会
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(4) 利用料金の設定

① 料金体系（主なもの）

利用料金については、条例第 8 条第 2 項において「別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。

区分(部屋名)		利用料金(円)						
		室料						冷房料
		午前 9~12	午後 13~17	夜間 18~21	昼間 9~17	昼夜間 13~21	全日 9~21	
多目的ホール (舞台を含む。)	平日	8,850	17,600	18,050	24,780	34,700	44,250	1時間当 たり
	土・日・祝 祭日	12,200	20,650	20,890	31,390	41,300	53,100	
会議室 1		1,260	2,150	2,180	2,890	3,930	4,990	270
会議室 2		660	1,130	1,140	1,510	2,060	2,610	150
調理室		1,050	1,790	1,820	2,410	3,280	4,160	230
キッズルーム		750	1,280	1,300	1,720	2,340	2,970	160
和室		540	920	930	1,240	1,690	2,140	120

② 利用料金の決定プロセス (内部統制の状況)

現行の利用料金については、平成 26 年 1 月 1 日に改定されたものである。決定にあたっては、庁議後に市長決裁を受け、条例案を議会に上程し可決されたものである。

なお、当該料金については、条例において定められたものと同一であるが、市と指定管理者との間で料金決定に係る承認行為が分かる文書は確認できなかった。

③ 現行利用料金の考え方

当該利用料金については、見直し指針における第 4 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 100%として設定している。当施設では、室料と冷房料に分けて料金設定を行っている。

ア. 室料の料金設定

原価については、平成 25 年度予算額等を基に下表のように算出し、受益者負担とする原価を 812.5 万円と見積もっている。

費目	金額 (円)	備考
恒常的維持管理費	5,154,654	
消耗品費	50,000	H25 予算
印刷製本費	100,000	H25 予算の 1/3
水光熱費	831,574	H24 実績
役務費 (通信費、保険料)	164,000	H25 予算
委託料 (清掃保守等)	3,509,080	H25 予算
修繕費	200,000	H25 予算
図書新聞費	300,000	H25 予算
備品購入費	570,000	H25 予算
職員人件費	2,400,000	H25 予算
合計 (受益者負担の範囲)	8,124,654	

年間使用可能時間については、平成 24 年度の利用実績に基づき 515 時間と見積もっている。また、施設面積は 2,819.33 m²であることから、これらに基づき 1 m²・1 時間当たりの原価を 5.59 円とし、各区分の 1 時間当たり料金を算定している。

$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} = 8,124,654 \text{ 円} \div 2,819.33 \text{ m}^2 \div 515 \text{ 時間} = 5.59 \text{ 円}$

区分	原価(A)	貸出面積(B)	性質別負担割合(C)	(A)×(B)×(C)	1時間当たり利用料金
多目的ホール	5.59 円	529 m ²	100%	2,957.1	2,950 円
会議室 1	5.59 円	76 m ²	100%	424.8	420 円
会議室 2	5.59 円	41 m ²	100%	229.2	220 円
調理室	5.59 円	64 m ²	100%	357.8	350 円
キッズルーム	5.59 円	46 m ²	100%	257.1	250 円
和室	5.59 円	33 m ²	100%	184.5	180 円

なお、近隣施設（市民会館中ホール）の料金設定を参考に、利用時間帯や土・日・祝日の使用に応じて上記 1 時間当たり利用料金を増減させている。

		増減率					
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		9~12	13~17	18~22	9~17	13~22	9~22
多目的ホール	平日	-	49%	104%	5%	47%	25%
	休日等	38%	75%	136%	33%	75%	50%
上記以外		-	28%	73%	▲14%	17%	▲1%

イ. 冷房料の料金設定

冷房料については、平成 24 年 5～6 月における多目的ホール及び会議室 1 でのガス使用量実績に、平成 24 年度の実績単価を乗じて原価を算定している。

区分	1 時間当たりガス使用量(A)	平成 24 年度実績単価(B)	(A)×(B)	利用料金
多目的ホール	5.7 m ³	232.6 円/m ³	1,332.9	1,330 円
会議室 1	1.2 m ³	232.6 円/m ³	279.1	270 円

また、上記以外の区分に係る冷房料については、会議室 1 の利用料金に基づき面積比によって算出している。

④ 利用料金改定の検討状況

利用料金については、平成 26 年 1 月 1 日に改定が行われている。それ以前の料金は、当該施設の開設時に設定されたものであり、機能的に類似する市立公民館の利用料金を基に設定されたものであった。しかし、実際の実原価がこれを上回り、指定管理者の収支状況が厳しくなったことから、指定管理者から市に対して利用料金改定の要請がなされ、所管課において検討がなされたとのことである（当該料金の考え方は前述③のとおり）。この際、当初の料金設定が著しく低く設定されていたため、激変緩和措置の上限率を超える料金改定となっている。

なお、所管課に確認したところ、指定管理者から料金見直しに関する議論はあったものの、これ以降、市として料金改定の検討は行われていないとのことである。また、料金改定の見直しサイクル等については特段定められておらず、今後の料金改定の検討予定も未定であった。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	6,553	6,883	10,254
職員人件費	2,400	1,300	2,360
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・・イ	2,400	1,300	2,360
備品購入費及び減価償却費	458	776	1,641
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・ウ	458	776	1,641
利用料金の原価の基礎・・・・・・・・エ (=ア+イ+ウ)	9,411	8,959	14,255
受益者負担割合設定値	100%	100%	100%
利用料収入【再掲】・・・・・・・・オ	1,371	1,090	1,085
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	14.6%	12.2%	7.6%
減免額【再掲】・・・・・・・・カ	3,125	4,099	3,999
減免額も含めた受益者負担割合・・(オ+カ)÷エ	47.8%	57.9%	35.7%

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(5) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QRコード	その他
○	○	-	-	-	-

利用料金については、基本的には窓口での現金払いであるが、入金があった毎に銀行口座への入金を行い、通帳に入金の記録が残るようにしている。また、利用頻度が多い利用者には振込での入金を依頼している。

② 消費税関係

当該利用料金については消費税の課税対象であるが、指定管理者である鏡水自治会は免税事業者であることから消費税を徴収していない。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況 (内部統制の状況)

収納事務については、当該施設の指定管理者にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。具体的には、利用許可や料金収納等については指定管理者の職員間で確認の上、処理がなされている。また、担当職員の中には開館以来勤務している者もあり、収納事務に関する事務処理マニュアル等は存在しない。

所管課においては、指定管理者に対するモニタリングとして、利用料金収入の金銭管理状況や記

録簿の整備状況等を確認している。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはほぼない。

(6) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第9条及び規則第5条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
特定地域住民が利用する場合	全額
本市が主催をする行事に利用する場合	全額
本市が共催をする行事に利用する場合	利用料金の2分の1の額
その他指定管理者が特別の理由があると認める場合	指定管理者が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

減免に関する利用については指定管理者である鏡水自治会の主催事業によるものであり、減免に関する判断について、本庁職員は特段関与していない。なお、当該施設については市からの指定管理料は支払われておらず、当該減免分に係る原価は指定管理者が負担していることとなる。

(7) 監査の結果及び意見

① 利用料金に対する市長の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘1】

条例上、料金設定については市長の承認を得て指定管理者が定めるとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかったことから、決裁文書を作成し適切に保存すべきである。

指定管理者が定める利用料金は、地方自治法第244条の2第9項の規定を受け、条例第8条第2項に基づき市長の承認を得ることとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかった。

この点について所管課に確認したところ、条例と同一料金である場合には承認等の手続きは不要と解釈し、指定管理者からの承認申請や市長による承認行為は行わなかったとのことであったが、当該行為は地方自治法に基づくものであることから、当該承認に関する決裁文書を作成して公文書として適切に保存すべきである。

② 1㎡当たりの原価において共用部分が反映されていない【意見3】

利用料金設定時の1㎡単価の算出にあたり、料金徴収しない部分が含まれた施設面積で原価を除いているため、1㎡・1時間当たりの原価が過少に算出され、結果として利用料金が低く設定されていることから、今後の料金設定にあたっては適切な面積を用いて算出されたい。

料金設定時の1㎡単価の算出にあたっては、原価を施設面積2,819.33㎡で除しているが、この中には料金徴収されない部分の面積も含まれており、実際に料金徴収する部分の貸出面積は下表のとおり789㎡（施設面積に対する割合28%）であった。

多目的ホール	会議室1	会議室2	調理室	キッズルーム	和室	合計
529㎡	76㎡	41㎡	64㎡	46㎡	33㎡	789㎡

料金徴収されない施設面積には、図書室のように無料で使用させるものもあるが、その多くはトイ

レや事務室等の施設利用者が利用する共用部分であることから、原価に含めることが適切と考えられる。現状の算出方法では、1㎡・1時間当たりの原価が過少に算出され、結果として利用料金が低く設定されていることから、今後の料金設定にあたっては、施設面積から共用部分を除外するか、共用部分を貸出面積に按分する等して、適切な面積を用いて算出されたい。

③ 開設時に参考にした他施設の料金が不適切であった【意見 27】

当該施設開設時の料金設定において、他の施設の利用料金を参考に設定したが、当該施設の原価と比べて著しく低い水準であったことから、今後の新設施設の料金設定時に参考とする他の施設が、適切なものであるかを十分検討されたい。

当該施設の開設時においては、前年度の使用実績がないことから、機能的に類似する市立公民館の利用料金を参考に設定されたものであるが、実際の原価がこれを上回ったことから見直しを検討した結果、激変緩和措置の上限率を超える料金改定に至った。

今後、このような事態が生じないよう、新設施設の料金設定時に参考とする他の施設については、見込まれる原価発生額が同程度のものであるかを十分に検討した上で、当該数値を採用すべきである。

④ 利用料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘 2】

見直し指針上、一定の期間ごとに見直しを行うこととされているが、当該施設に関する見直しサイクルが設定されていなかったことから、定期的な検討を行う期間を設定すべきである。

見直し指針では、四 3「改定のサイクル」として、「一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として4年ごとの見直しとする。」とされているが、所管課に確認したところ、当該施設についてどのタイミングで利用料金の見直しを行うか検討されていなかった。

実際、平成 25 年 10 月 4 日に料金改定以降は特段の検討はなされておらず、どの程度の期間で料金見直しを検討すべきかあらかじめ設定すべきである。

なお、見直し指針では、原則4年毎の見直しとしていることから、これとは異なる期間を設定する場合には、その理由を明示すべきである。

⑤ 受益者負担割合が料金設定の考え方を大きく下回っている【意見 16】

当該施設については、受益者負担割合を 100%として料金設定を行っているが、令和 6 年度の実績値に基づく受益者負担割合はこれを大きく下回っていることから、早急に利用料金見直しを検討されたい。

当該施設は、見直し指針における第 4 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 100%として料金を設定しているが、令和 6 年度実績に基づく受益者負担割合は 7.6%となっている。利用料金設定時には減免対象となる鏡水自治会の主催事業による利用時間も含まれているが、これによる減免額も利用料に含めた受益者負担割合も 35.7%であり、利用料金設定の考え方である 100%を大きく下回っている。

この要因については、利用料金の設定方法によるもの、原価の増加によるもの、利用時間の減少によるものが考えられる。利用料金の設定方法に係る問題点は前述②のとおりであり、これにより本来

あるべき利用料の 28%の水準になっていることから、上記乖離の大部分はこの要因と考えられる。また、原価についても、令和 6 年度実績値は料金設定時の見込みと比較して 75%増加している。他方、利用時間（減免利用を除く）については、令和 6 年度実績値は 1,670 時間であり、料金設定時に見込んだ 515 時間を 224%上回っている。

当該施設については指定管理料が支払われていないことから、利用料金が本来あるべき水準を下回ることが市の財政負担に直結するわけではないが、公の施設である以上、他の施設の利用者との公平性の観点から問題なしとは言えない。実際に、どの程度の料金水準とするかは最終的には議会等による政策判断となるが、その検討に資するよう、あるべき料金水準等を早急に検討されたい。

使用料

3. 行政財産目的外使用料（本庁舎目的外使用料）

(1) 概要

所管部署	総務部管財課			
根拠法令・条例	那覇市行政財産使用料条例（以下、この項において「条例」という。）第2条・第3条・第4条、本庁舎における食堂及び売店の使用料の徴収に関する規則（以下、この項において「食堂売店規則」という。）第3条・第4条・第5条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	調定額	5,309	4,816	4,736
	収入済額	5,309	4,816	4,736
	減免額	13,318	11,810	11,343
件数の推移 （単位：件）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	収納件数	20	20	23
	減免件数	15	17	16
	不納欠損件数	-	-	-

(2) 施設の概要

所在地	沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
開設時期	平成25年1月4日
施設の営業時間	午前8時30分～午後5時15分

(3) 使用料の設定

① 料金体系（主なもの）

当該使用料については、行政財産の目的外使用のうち建物に関するものであるため、条例第3条第1項第2号に基づき以下のように算定される。

$$(\text{当該建物の } 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの再調達価格} \times \text{使用許可の面積} \times 0.1 + \text{当該建物敷地の } 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額} \times \text{使用土地の面積} \times 0.03 \times 0.61) \times 1.1$$

なお、自動販売機の設置については、平成23年12月6日「市有財産における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針」（以下、「自販機基本方針」という。）が策定され、その詳細については「市有施設における自動販売機設置に係る事務処理要領」（以下、「自販機要領」という。）に定められている。これらによれば、原則公募により事業者を選定し、行政財産の貸付けにより行うものとされており（ただし、従前から設置されているもの等については、公募によらず行政財産の目的外使用により設置。）、公募の際は、上記算定式による金額を最低貸付賃料として、最低貸付賃料以上で最高の価格で入札を行ったものを設置事業者として選定している。

② 使用料の決定プロセス（内部統制の状況）

現行の使用料については、令和2年3月26日に決定されたものである。決定にあたっては、庁議

後に市長決裁を受け、議会上に上程し可決されたものである。

③ 現行使用料の考え方

条例第3条第1項(2)の計算式については、建物部分と敷地部分の金額を合計し、消費税相当分を加味した金額を使用料として算定している。

建物部分については、1㎡あたりの再調達価格に使用許可の面積を乗じた上で、当年度の減価分として10%を乗じた額としている。なお、令和6年度における本庁舎の場合における1㎡あたりの再調達価格は269,000円である。

また、敷地部分については、前年度の1㎡あたりの固定資産税評価額に使用土地の面積を乗じ、期待利回り調整率を乗じた額としている。なお、期待利回りについては、民法第404条の法定利率を基に3%としているほか、調整率については、民間賃借料との均衡を図るため不動産鑑定評価の結果を踏まえて普通財産貸付賃借料と同じ61%を乗じている。

なお、沖縄本島に所在する他市の行政財産目的外使用料の算定式は以下のとおりである。計算式の考え方等が異なるため単純な比較はできないが、再調達価格に対する係数部分について、那覇市の10%は最大値となっている。また、敷地部分については考慮されていない市もある。

宜野湾市	建物の使用許可面積に対応する公有財産台帳価格×0.075×(使用許可日数/365)
浦添市	標準再調達価額×0.04
名護市	【建物の敷地が市有地の場合】 建物の使用面積に対応する再調達価額×0.06×使用許可日数÷365+当該建物の建て面積に相当する土地の使用料×当該建物の使用許可面積÷当該建物の延べ面積
	【建物の敷地が借地の場合】 建物の使用面積に対応する再調達価額×0.06×使用許可日数÷365+当該建物の建て面積に相当する土地の借地料×当該建物の使用許可面積÷当該建物の延べ面積
糸満市	建物の使用面積に対応する時価×0.07×(使用許可日数÷365)×1.1
沖縄市	【建物の敷地が市有地の場合】 建物の使用面積に対応する時価×0.06×使用許可日数÷365+当該建物の建て面積に相当する土地の使用料×当該建物の使用許可面積÷当該建物の延べ面積
	【建物の敷地が借地の場合】 建物の使用面積に対応する時価×0.06×使用許可日数÷365+当該建物の建て面積に相当する土地の借地料×当該建物の使用許可面積÷当該建物の延べ面積
豊見城市	建物の使用面積に対応する時価×0.06×(使用許可日数÷365)
うるま市	建物の使用許可面積価格×0.08×(使用許可日数÷365)
南城市	建物の使用面積に対応する固定資産税評価額に準ずる額×0.05

(出所) 各市例規集等より監査人作成

④ 使用料改定の検討状況

使用料については、令和2年4月1日に改定されている。これは、同日から施行される民法第404条の法定利率の改定及び不動産鑑定評価結果を踏まえた調整率の見直しによるものであり、期待利回りを5%から3%に変更するとともに、調整率を30%から61%に変更している。

なお、普通財産については、那覇市管財事務取扱要領に基づき、5年に一度、賃料を見直すこととしており、直近では令和7年4月1日より調整率を67%に改定している。この際、行政財産についても同じ時期に改定を行う予定であったが、見直しに係る業務委託が入札不調により遅れたため、令和7年度からの条例改正のタイミングに間に合わなかったことから、現時点では普通財産と行政財産の間で乖離が生じている状況である。所管課によれば、県外も含めた他自治体の情報を収集し、条例改正に向けて準備を進めているとのことである。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

当該使用料は、行政財産の余剰スペースを有効活用するために使用させているものであり、受益者負担について整理された考え方はない。

参考までに、直近 3 年間の本庁舎に係る維持管理費の合計額と目的外使用料の実績を比較すると下表のとおりである。

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	387,684	364,728	393,579
目的外使用料・・・・・・・・・・イ	5,309	4,816	4,736
(イ÷ア)	1.4%	1.3%	1.2%
減免された目的外使用料・・・ウ	13,318	11,810	11,343
((イ+ウ)÷ア)	4.8%	4.6%	4.1%

(4) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
-	○	-	-	-	-

② 消費税関係

当該使用料は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。

インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況 (内部統制の状況)

収納方法は全て振込であるため、使用許可後に所管課の担当職員が納付書を送付している。

なお、収納事務に関するマニュアル等は存在しない。

④ 滞納整理の状況

料金滞納が発生することはほぼない。

過去には納付期限を過ぎても支払いがないことがあったが、最終的に支払われており、不納欠損となった事例はない。令和 4 年度以降、滞納は発生していない。

(5) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 4 条において減免する場合を以下のように定められている。

主として市の職員を構成員とする団体がその事務所のため、又はその構成員の研修若しくは福利厚生の事業を行うために使用するとき。
他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
地震、火災、水害等の災害その他の緊急やむを得ない理由により行政財産を応急収容施設として短期間使用させるとき。
市の委託を受けた者がその事業の執行のため使用するとき。

行政財産の使用許可を受けた者（公共団体及び公共的団体を除く）が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用すると認められるとき。

なお、減免額については、食堂売店規則第 4 条において、食堂（共有部分を除く）及び売店については 10 分の 7 を減額し、共有部分については全額免除とすると定められているが、それ以外については減免額について定められた規則等はない。

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

減免に関する判断については、利用者からの使用許可申請のときに減免の要望があれば、使用許可の審査と一緒に減免に当たるかどうかの審査も行っている。減免額については、食堂及び売店に関するものは食堂売店規則に基づき一部免除、それ以外については全額免除となっている。

なお、減免利用について金額ベースで見ると、金融機関の出張所のほか、職員労働組合や職員厚生会による利用で大半を占めている。

（6）監査の結果及び意見

① 普通財産と行政財産で使用料の計算式が異なっている【意見 28】

行政財産の目的外使用に係る使用料については条例で定められるが、普通財産の賃付料は要領で定められており、改正スケジュールの都合により乖離が生じていることから、目的外使用料の計算式のうち技術的な部分については規則等に委任することにより、迅速に改正できるように見直されたい。

公有財産の使用料の算定式について、普通財産は要領で定められている一方、行政財産は条例で定められている。要領については、総務部長までの決裁で改正できる一方、条例については庁議を経て議会での承認が必要となり、改正までに相応の時間を要する。このため、本来であれば令和 7 年 4 月から普通財産の賃料計算式における調整率と、行政財産の使用料計算式における調整率を見直す予定であったが、前述のとおり令和 7 年度からの条例改正のタイミングに間に合わなかったことから、現時点では普通財産と行政財産の間で乖離が生じている状況である。また、令和 2 年 3 月 26 日の条例改正も同じ要因で生じた普通財産と行政財産の間での乖離を解消するものであった。

このように、定められている例規が異なるという理由だけで本来同じ計算式であるものが異なる状態になっているのは好ましくない。使用料については自治法第 228 条第 1 項の規定により条例で定める必要があるが、調整率等の係数については、不動産鑑定結果に基づいて設定される技術的なものである。県内他市で同様に敷地部分を使用料算定式に含めている名護市や沖縄市の条例では「土地の使用料」という文言で規定されており、具体的な係数は条例では規定されていない。例えば「調整率については不動産鑑定結果に基づき規則で定める」といった形で、具体的な係数を規則等に委任することは問題ないと考えられ、むしろ今回のような普通財産と行政財産の不均衡といった問題を回避できると考えられることから、迅速に改正できるような規定体系に見直されたい。

② 減免額についての規定がない【指摘 3】

条例では減免できる場合を定めているが、食堂及び売店を除き、具体的な減免額に関する規定がないことから、規則等において当該減免額に関する規定を整備すべきである。

行政財産目的外使用に関する減免について、本庁舎の食堂及び売店については食堂売店規則第 4

条に減免額の規定があるものの、それ以外については減免額について定められた規則等がない。

他の条例においては、使用料を減免できる場合と減免額を規定しており（委任規定を含む）、行政財産目的外使用料についても、規則等において減免額に関する規定を整備すべきである。

③ 自動販売機の設置について非公募のままのものがある【意見 26】

自動販売機の設置業者の選定について、非公募のままとなっているものがあることから、今後は公募による選定を拡大されたい。

自動販売機の設置については、自販機基本方針や自販機要領に基づき、原則公募により事業者を選定するものとされているが、従前から設置されているもの等については、当分の間、公募によらず行政財産の目的外使用により設置できるとされている。

この例外規定については、制度変更に伴う激変緩和措置として理解できるものであり、また対象となる団体も公益社団法人那覇市寡婦福祉会や一般社団法人那覇市身体障害者福祉協会といった福祉関係団体であることから政策的意義があるものと考えられる。

他方、多くの来庁者が訪問する市庁舎内の自動販売機設置は相応の売上が想定されるものであり、また、これらの福祉団体については条例第 4 条第 2 号に該当するとして使用料が全額免除されていることを踏まえれば、非公募により事業者を選定し続けることは公平性の観点から疑念が生じる恐れもある。福祉団体への支援という意味では、議会の審議を経て予算措置により補助金等を支給するのがあるべき方法であり、予算統制を通さない支援は例外的なものと考えられる。あるいは、長野市では寄付金型自動販売機を設置しており、貸付料を全額免除する代わりに市の子育て支援事業への寄付額を提案する公募型プロポーザルを実施しているが、このような透明性のある形で事業者を選定することが望ましい。

自販機基本方針や自販機要領が制定されて 10 年以上が経過していることも踏まえ、非公募により設置している自動販売機についても、今後は公募による事業者選定について検討されたい。

④ 食堂及び売店に関する規則への委任規定がない【指摘 13】

本庁舎食堂及び売店について、規則において減免の特例を設けているが、これに関する委任規定が条例にないことから、当該減免に関する規則への委任規定を整備すべきである。

行政財産目的外使用に関する減免措置は条例第 4 条に規定されているが、これとは別に本庁舎の食堂及び売店については、食堂売店規則第 4 条により使用料の減免が規定されている。

この点について、条例第 4 条ではこのような食堂や売店に関する減免は規定されておらず、「その他規則で定める場合」といったような委任規定も存在しない。食堂売店規則自体は、条例第 7 条の「この条例の施行について必要な事項は、規則で定める」を根拠にしたものであるが、減免の特例を定めるのであれば、減免に関する規定の中で委任規定を整備すべきである。

手数料

4. 戸籍住民基本台帳手数料 (条例に基づく手数料)

(1) 概要

所管部署	市民文化部ハイサイ市民課			
根拠法令・条例	那覇市手数料条例 (以下、この項において「条例」という。) 第 2 条			
収納額等の推移 (単位: 千円)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	131,655	129,066	129,668
	収入済額	131,655	129,066	129,668
	減免額	24,815	24,155	21,307
	不納欠損額	-	-	-
件数の推移 (単位: 件)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	389,015	382,031	380,678
	減免件数	53,780	53,555	46,255
	不納欠損件数	-	-	-
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/todoke/1001738/1001739.html			

(2) 手数料の設定

① 料金体系 (主なもの)

手数料については、条例第 2 条及び別表第 1 において下表のように定められている。

なお、当該手数料の一部は那覇市のウェブサイトにも掲載されており、確認したところその内容に誤りはなかった。

ア. 戸籍法に基づく事務

手数料の名称	手数料の額
戸籍謄本(抄本)又は戸籍証明書交付手数料	1 通につき 450 円
戸籍記載事項証明書交付手数料	証明事項 1 件につき 350 円
戸籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円
除籍謄本(抄本)又は除籍証明書交付手数料	1 通につき 750 円
除籍記載事項証明書交付手数料	証明事項 1 件につき 450 円
除籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円
届出(申請)の受理、届書その他書類の記載事項又は届書等情報内容証明手数料	1 通につき 350 円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1 通につき 1,400 円)
届書等又は届書等情報内容閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1 件につき 350 円

イ. 住民基本台帳法に基づく事務

手数料の名称	手数料の額
住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	1 件につき 300 円
住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料	1 通につき 300 円(多機能端末機による交付にあつては、200 円)
住民票の写しの特例交付手数料	1 通につき 300 円
除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料	1 通につき 300 円
戸籍の附票の写しの交付手数料	1 通につき 300 円(多機能端末機による交付にあつては、200 円)
戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1 通につき 300 円

ウ. その他の事務

手数料の名称	手数料の額
身分証明書の交付手数料	1 枚につき 300 円
印鑑登録証の交付手数料	1 件につき 300 円
印鑑登録証明書交付手数料	1 枚につき 300 円(多機能端末機による交付にあっては、200 円)

② 手数料の決定プロセス（内部統制の状況）

現行の手数料については、令和 6 年 3 月 1 日に改定されたものである。決定にあたっては、庁議後に市長決裁を受け、条例案を議会に上程し可決されたものである。

③ 現行手数料の考え方

当該手数料のうち、戸籍法に基づくものについては地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下、この項において「政令」という。）に基づき設定されている。

また、住民基本台帳法に基づくもの等については、平成 23 年 4 月 1 日に料金改定されたものであるが、その際、以下のとおり原価を算定した上で、近隣市町村とのバランス等を考慮して料金を決定している。

ア. 窓口交付

窓口交付の場合の手数料について、1 件当たりの事務処理単価を以下のように算出している。

まず、事務処理に要する人件費については、2010 年度給与実態調査による一人当たりの人件費積算資料（行政職給与表適用者）における一般職平均の時間単価から、1 分当たり 54.2 円と見積もっている。

また、1 件当たりの処理時間を 7 分（本人確認 2 分、証明書発行 5 分）と見積もっている。

このほか、サービス提供に要する物件費を 1 件当たり 86.7 円と見積もった上で、以下の計算式により 1 件当たりの処理コストを 466.1 円と見積もっている。

$$1 \text{ 件当たりの処理コスト} = 54.2 \text{ 円} \times 7 \text{ 分} + 86.7 \text{ 円} = 466.1 \text{ 円}$$

イ. 自動交付機

自動交付機の場合の手数料について、1 件当たりの事務処理単価を以下のように算出している。

まず、自動交付機の年間運用コストについて、26,165,336 円（6 台分）と見積もっている。

また、年間の発行枚数を 65,554 枚（平成 21 年度実績の 2 倍）と見積もった上で、以下の計算式により 1 件当たりの処理コストを 399.1 円と見積もっている。

$$1 \text{ 件当たりの処理コスト} = 26,165,336 \text{ 円} \div 65,554 \text{ 枚} = 399.1 \text{ 円}$$

④ 手数料改定の検討状況

住民基本台帳法に基づくもの等に関する料金改定は、これまでに少なくとも 4 回実施されたことが確認できている。

このうち、平成 7 年 5 月 1 日の改正は、上記③アと同様の考え方で原価算定を行い、その原価が手数料の 2 倍以上となっていることを踏まえたものである。その際に見積もられた 1 件当たりの処理

コストは、住民票の写しは 504 円、印鑑証明は 443 円であったが、近隣市町村とのバランス等を考慮して 100 円増額の 300 円としたところである。なお、この改定前の手数料 200 円については、昭和 60 年に改定されたものであることは確認できたものの、その改定内容や料金設定の考え方等については確認できなかった。

また、平成 16 年 4 月 1 日の改正は、手数料の算定単位を「1 枚あたり」から「1 通あたり」に変更したものである。

さらに、平成 23 年 4 月 1 日には、証明書自動交付機の利用促進及び窓口混雑の解消を図るため、自動交付機の発行手数料を 100 円減額する改定を行った。

なお、所管課に確認したところ、これ以降、料金改定の見直しに関する検討はなされていないとのことであった。

⑤ 受益者負担割合（実績ベース）

所管課に確認したところ、受益者負担割合について整理された考え方はないとのことである。当該業務に係る原価の検討は行っておらず、受益者負担割合は不明である。

(3) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
○	-	○	○	○	○（定額小為替）

当該手数料について、窓口申請分については券売機での購入（現金又はキャッシュレス）であり、郵送やオンラインによる申請分については定額小為替やカード決済等による支払となっている。

② 消費税関係

当該手数料は、消費税法第 6 条第 1 項により非課税とされている。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

収納事務については、毎日の集計マニュアルとキャッシュレス決済収納事務マニュアルが存在する。現金分については、当日の利用時間終了後に券売機から現金を回収し、一時金庫に保管、翌営業日に券売機のデータや申請書の出力情報等を突合し、無料交付分や返金対応等も考慮した上で現金残高が一致することを担当職員で確認の上、歳入調定事務を行い、銀行口座への入金を行っている。なお、郵送申請による定額小為替については事務頻度が週 2 回、キャッシュレス決済については月 2 回となるが、同様の流れで処理がなされている。

なお、支所分については支所の職員にて業務が完結しており、本庁職員は特段関与していない。

④ 滞納整理の状況

事前に料金を支払った者に対して証明書等を交付しており、料金滞納が発生することはない。

(4) 減免の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 6 条及び住民票の写し等各種証明書及び各種カードの手数料の免除等に関する要綱第 2 条第 6 項から第 9 項において手数料を免除できる場合が列挙されており、このうち当該手数料に関するものは以下のとおりである。

官公署から事務上の必要により請求があったとき。
生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による扶助を受けている者又は扶助を受けるため必要とする者から請求があったとき。
戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づく証明の請求があったとき。
公的年金の受給のため行政庁又は団体が発給した書面により住民票又は戸籍の記載事項証明の請求があったとき。
日本年金機構が、国民年金事業等の実施に必要として、日本年金機構法第 27 条第 1 項等の規定に基づき、住民票の写し又は戸籍謄本等の請求があったとき。
出稼労働者手帳の住民票記載事項証明の請求があったとき。
り災証明書を有する被災者から住民票の写し等各種証明書の請求があったとき。
多機能端末機の故障等を原因として窓口で住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し又は印鑑登録証明書を交付請求した場合(手数料を減額し 1 通につき 200 円とする)。
利用者がその錯誤により多機能端末機で住民票の写し又は住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し(以下「住民票等」という。)の交付を受けた場合で、窓口でのみ交付可能な住民票等へ差替え交付を窓口で申し出た場合(手数料を減額し 1 通につき 100 円とすることができる)。
利用者がその錯誤により窓口又は多機能端末機で交付を受けた証明書の差替え交付を窓口で申し出た場合。
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者又は支援給付を受けるため必要とする者から請求があったとき。

② 減免措置に関する事務の状況(内部統制の状況)

減免に関する判断については、申請者からの申出により窓口担当者が証明書等を確認し、審査担当者による確認の上、処理がなされている。

(5) 監査の結果及び意見

① 料金見直しの検討が長期間なされていない【意見 17】

当該手数料について、長期にわたり見直しの検討がなされていないことから、定期的に検討を行う期間を定め、原価積算を実施して料金水準の妥当性について検証されたい。

当該手数料のうち、戸籍法に基づく事務については政令により定められた標準額があるものの、それ以外の手数料については政令で定められた標準額があるわけではなく、所管課に確認したところ、平成 23 年の改正以降、料金見直しを検討した資料等は残っていなかった。

当該証明書等の発行事務に係る原価については、あるべき手数料の水準を考える上で重要な資料であるだけでなく、業務効率化の観点から経費削減を考えるきっかけともなりうるものである。

また、現行の料金は近隣市町村のバランス等を考慮して設定されたものであるが、近隣市町村の料金水準についても、定期的に情報収集すべきものと考えられる。ちなみに、監査人において沖縄本島に所在する他市の手数料について現状を確認したところ、同じ金額となっている市もあるものの、一部の市では相違があった。

	住民票	住民票除票	戸籍の附票	身分証明書	印鑑登録証	印鑑登録証明書
那覇市	300 円(*)	300 円	300 円(*)	300 円	300 円	300 円(*)
宜野湾市	300 円(*)	300 円	300 円(*)	300 円	400 円	300 円(*)
浦添市	300 円(*)	300 円	300 円(*)	300 円	300 円	300 円(*)
名護市	300 円(*)	300 円	300 円(*)	300 円	300 円	300 円(*)

糸満市	300 円	300 円	300 円	300 円	400 円	300 円
沖縄市	200 円	200 円	200 円	200 円	300 円	200 円
豊見城市	300 円(*)	300 円	300 円(*)	300 円	400 円	300 円(*)
うるま市	300 円(*)	300 円	300 円(*)	300 円	300 円	300 円(*)
南城市	300 円(*)	300 円	300 円(*)	300 円	400 円	300 円(*)

(*)多機能端末機による交付（コンビニ交付）の場合は 200 円

（出所）各市例規集等より監査人作成

使用料については、見直し指針において「一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として 4 年ごとの見直しとする。」こととされているが、手数料についても定期的な検討を行う期間を設定した上で、原価積算を実施して料金水準の妥当性について検証されたい。その際、戸籍法に基づく事務のように政令で標準が定められているものについても、機械的に標準額を適用するのではなく、当該事務に係る原価を確認し、経費削減の余地等がないかを検討されたい。

② 手数料が減免される場合に関する説明が不十分である【意見 39】

手数料の減免については申請者からの申出に基づいて行っているが、どのような場合に減免されるか申請窓口において明示されていないことから、申請書に記載する等の方法により漏れが生じないように対応されたい。

手数料の減免についてはいくつかのケースがあり、窓口においては申請者からの申出に基づいて対応しているものの、市側から積極的な確認はなされていない。

所管課に確認したところ、例えば生活保護受給者に対しては、受給開始時に当該手数料が減免される旨の説明がなされており、これまで減免が受けられなかったとの苦情は生じていないとのことであった。しかしながら、証明書等の交付申請時に減免が受けられることを失念し、減免を受けられたことに後日気がついたとしても、収納済となった料金については還付手続きが用意されていないとのことであり、このような事態が生じないように対応を考えるべきである。

申請窓口において、減免に係るケースの全てに該当しないことを確認することは相当の時間を要するため現実的ではないが、申請書の裏面にチェックリストを設けたり、申請窓口の記載台に減免するケースを記載した案内を掲示する等の対応は可能であると考えられる。担当職員に過重な負担とならない範囲で、減免される場合の周知を図られたい。

③ 収納事務の効率化について検討されていない【意見 9】

収納事務については、いくつかのシステムから出力されたデータを加工しているが、自動化できるものがないかを検討し、業務効率化を図られたい。

毎日の集計マニュアルによれば、券売機のデータや申請書の出力情報等について、Excel シートへのデータ貼り付けや突合等の作業を行っているが、その作業はかなりの工数が生じている。これらの作業については、Excel のマクロ機能や RPA 等により自動化できる余地があると考えられるが、所管課に確認したところ、これまでそのような検討はなされていないとのことであったため、システム更新等があればそれらの情報も踏まえた上で、業務効率化について検討されたい。

使用料

5. 総務管理使用料 (那覇文化芸術劇場なは一と使用料)

(1) 概要

所管部署	市民文化部文化振興課			
根拠法令・条例	那覇文化芸術劇場なは一と条例 (以下、この項において「条例」という。) 第 9 条、第 10 条、那覇文化芸術劇場なは一と条例施行規則 (以下、この項において「規則」という。) 第 9 条、第 10 条			
収納額等の推移 (単位: 千円)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	93,356	75,499	87,232
	収入済額	93,356	75,499	86,998
	減免額	(※)	(※)	(※)
	不納欠損額	-	-	-
件数の推移 (単位: 件)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	671	659	710
	減免件数	(※)	(※)	(※)
	不納欠損件数	-	-	-

(※) 減額後の額で調定を起票しているが、減免額や減免件数の集計資料が無い。

(2) 施設の概要

所在地	沖縄県那覇市久茂地 3 丁目 26 番 27 号		
ウェブサイト	https://www.nahart.jp/		
開設時期	令和 3 年 10 月 31 日		
条例に定める施設の目的	文化芸術に関する活動を促進し、並びに多様な文化芸術を鑑賞する機会及び創造する環境を提供すること等により、文化芸術の継承及び発展、市民の交流並びに地域の活性化を図り、もって心豊かな市民生活の実現に資するため		
施設の営業時間	午前 9 時～午後 10 時 休館日: 毎月の第 1 月曜日及び第 3 月曜日、12 月 29 日～1 月 3 日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	173,255	244,394	293,431

(3) 使用料の設定

① 料金体系 (主なもの)

料金については、条例第 9 条第 2 項において「使用料は、別表により算定した額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。

ア. 劇場及びスタジオの使用料

区分			金額(円)							
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		
			9~12	13~17	18~22	9~17	13~22	9~22		
大劇場	入場料による区分	1,000 円以下(無 料含む。)	平日	48,600	64,800	64,800	129,600	145,800	210,600	
			休日等	58,200	77,600	77,600	155,200	174,600	252,200	
		1,001 円以上 3,000 円以下	平日	61,800	82,400	82,400	164,800	185,400	267,800	
			休日等	74,100	98,800	98,800	197,600	222,300	321,100	
		3,001 円以上 5,000 円以下	平日	75,000	100,000	100,000	200,000	225,000	325,000	
			休日等	90,000	120,000	120,000	240,000	270,000	390,000	
		5,001 円以上	平日	88,500	118,000	118,000	236,000	265,500	383,500	
			休日等	106,200	141,600	141,600	283,200	318,600	460,200	
		楽屋のみの場合			6,300	8,400	8,400	16,800	18,900	27,300
		小劇場	入場料による区分	無料	平日	9,000	12,000	12,000	24,000	27,000
休日等	10,800				14,400	14,400	28,800	32,400	46,800	
1 円以上 1,000 円以下	平日			13,800	18,400	18,400	36,800	41,400	59,800	
	休日等			16,500	22,000	22,000	44,000	49,500	71,500	
1,001 円以上 3,000 円以下	平日			18,300	24,400	24,400	48,800	54,900	79,300	
	休日等			21,900	29,200	29,200	58,400	65,700	94,900	
3,001 円以上	平日			23,100	30,800	30,800	61,600	69,300	100,100	
	休日等			27,600	36,800	36,800	73,600	82,800	119,600	
楽屋のみの場合				2,700	3,600	3,600	7,200	8,100	11,700	
大スタジオ	入場料による区分			無料	平日	5,700	7,600	7,600	15,200	17,100
		休日等	6,900		9,200	9,200	18,400	20,700	29,900	
		1 円以上 3,000 円以下	平日	7,800	10,400	10,400	20,800	23,400	33,800	
			休日等	9,300	12,400	12,400	24,800	27,900	40,300	
		3,001 円以上	平日	9,900	13,200	13,200	26,400	29,700	42,900	
			休日等	11,700	15,600	15,600	31,200	35,100	50,700	
小スタジオ	入場料による区分	無料	平日	3,600	4,800	4,800	9,600	10,800	15,600	
			休日等	4,200	5,600	5,600	11,200	12,600	18,200	
		1 円以上 3,000 円以下	平日	4,800	6,400	6,400	12,800	14,400	20,800	
			休日等	5,700	7,600	7,600	15,200	17,100	24,700	
		3,001 円以上	平日	6,000	8,000	8,000	16,000	18,000	26,000	
			休日等	7,200	9,600	9,600	19,200	21,600	31,200	

イ. 練習室、託児室兼会議室、展示室及びロビーの使用料

区分	単位	金額(円)
練習室 1	1 時間につき	200
練習室 2	1 時間につき	200
練習室 3	1 時間につき	500
練習室④	1 時間につき	200
託児室兼会議室	1 時間につき	300
展示室	1 日につき	3,900
ロビー(1 m ² 当たり)	1 時間につき	8

ウ. 附属設備の使用料

区分	単位	金額
舞台設備類	1 点当たり 1 時間につき	2,000 円以内で規則で定める額
音響設備類	1 点当たり 1 時間につき	2,250 円以内で規則で定める額
照明設備類	1 点当たり 1 時間につき	750 円以内で規則で定める額
楽器類	1 点当たり 1 時間につき	3,000 円以内で規則で定める額
その他設備	1 点当たり 1 時間につき	5,000 円以内で規則で定める額

(※) 規則において、使用する品名ごとに使用料が定められている。

工. 空調設備の使用料

区分	単位	金額(円)
大劇場(舞台部分を含む。)	1時間につき	11,600
大劇場の舞台のみの場合	1時間につき	900
小劇場(舞台部分を含む。)	1時間につき	2,400
小劇場の舞台のみの場合	1時間につき	800
大スタジオ	1時間につき	800
小スタジオ	1時間につき	400

なお、当該料金については那覇市のウェブサイトにも掲載されているが、確認したところその一部に誤りがあった(後述(6)④参照)。

② 使用料の決定プロセス(内部統制の状況)

現行の使用料については、令和3年10月31日に適用開始されたものである。以降、改訂されていない。

③ 現行使用料の考え方

当該使用料については、見直し指針における第4分類に該当するものとして、受益者負担割合を75%として設定している。

原価については以下のように試算し、受益者負担とする原価を2億9,937万円と見積もっている。

費目	金額(円)	備考
恒常的維持管理費	188,855,162	
備品購入費	69,561,073	
職員人件費	40,961,000	
合計(受益者負担の範囲)	299,377,235	

年間使用可能時間については、下表のように最大稼働時間から那覇市等が使用する時間(自主事業等)を除いた4,060時間と見積もっている。

項目	時間	備考
最大稼働時間・・・・・・・・・・ア	4,342	1日13時間(9~22時)×334日(休館日、保守点検日等を除いた日)
那覇市が実施する事業等・・・・・・・・イ	282	自主事業等
年間使用可能時間	4,060	(=ア-イ)

また、施設面積は14,582㎡であることから、これらに基づき1㎡・1時間当たりの原価を5.06円とし、さらに1㎡・1時間当たりの原価に各区分の貸出面積と受益者負担割合75%を乗じて、1時間当たり使用料を算定している。

1㎡・1時間当たりの原価 = 299,377,235円 ÷ 14,582㎡ ÷ 4,060時間 = 5.06円
1時間当たりの使用料 = 原価(1㎡当たりの時間原価×貸出面積) × 受益者負担割合75%

(※) 貸出面積には、各区分の面積比で按分した共用部の面積相当分が加算される。

(※) 1時間当たりの使用料は計算結果の100円未満を切捨て。

区分	原価(A)	貸出面積(B) (共用部按分)	性質別 負担割合(C)	(A)×(B)× (C)	1時間当たり 使用料
大劇場	5.06 円	7,779.30 m ²	75%	29,503.8	29,500 円
小劇場	5.06 円	2,040.87 m ²	75%	7,740.2	7,700 円
大スタジオ	5.06 円	873.77 m ²	75%	3,313.9	3,300 円
小スタジオ	5.06 円	548.94 m ²	75%	2,081.9	2,000 円
練習室 1、2、4	5.06 円	69.87 m ²	75%	265.0	200 円
練習室 3	5.06 円	143.31 m ²	75%	543.5	500 円
展示室	5.06 円	89.57 m ²	75%	339.7	300 円
託児室兼会議室	5.06 円	97.52 m ²	75%	369.9	300 円
ロビー (1 m ² あたり) ※	5.06 円	2,799.12 m ²	75%	10,615.9	8 円

(※) 小間貸しできるような単価で設定。1時間当たり使用料を共用部按分前の貸出面積 1,250 m²で除して算出。

なお、劇場及びスタジオについては、入場料及び利用時間帯や土・日・祝日の使用に応じた増減率を加味して、上記 1 時間当たり使用料を調整している。

大劇場

利用時間帯		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	休日等 割増比率
料金区分 以上	以下	9~12	13~17	18~22	9~17	13~22	9~22	
0 円	1,000 円	55%						120%
1,001 円	3,000 円	70%						
3,001 円	5,000 円	85%						
5,001 円	-	100%						

小劇場

利用時間帯		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	休日等 割増比率
料金区分 以上	以下	9~12	13~17	18~22	9~17	13~22	9~22	
-	0 円	40%						120%
1 円	1,000 円	60%						
1,001 円	3,000 円	80%						
3,001 円	-	100%						

スタジオ (大・小)

利用時間帯		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	休日等 割増比率
料金区分 以上	以下	9~12	13~17	18~22	9~17	13~22	9~22	
-	0 円	60%						120%
1 円	3,000 円	80%						
3,001 円	-	100%						

④ 使用料改定の検討状況

使用料について、条例上の料金表については改定されていない。

見直し指針では、四 3「改定のサイクル」として、「一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として 4 年ごとの見直しとする。」とされており、令和 3 年 10 月の開館から約 4 年経過している。しかし、所管課に確認したところ、料金改定の見直しサイクル等については特段定められておらず、今後の料金改定の検討予定も未定であった。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	223,349	242,329	274,005
職員人件費	95,216	107,100	115,481
うち、施設の日常的な維持管理・ 貸出業務に要する経費・・・・・・・・イ	38,714	56,700	61,137
備品購入費及び減価償却費	2,012	1,493	8,963
うち、高額備品を除く備品購入 に要する経費・・・・・・・・ウ	2,012	1,492	658
使用料の原価の基礎・・・・・・・・ エ (=ア+イ+ウ)	264,075	300,522	335,800
受益者負担割合設定値	75%	75%	75%
調定額【再掲】・・・・・・・・オ	93,356	75,499	87,232
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	35.4%	25.1%	26.0%

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(4) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
○	○ (納付書)	-	-	-	-

使用料については、原則、納付書払いとなっている。

② 消費税関係

当該使用料は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。

インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況 (内部統制の状況)

収納事務 (債権管理を含む) については、Microsoft の Access で構築したシステムを使用している。当該システムのトップ画面で利用方法が掲示されている。

令和 4 年～6 年の間は、現金過不足等の事務処理誤りは発生していない。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはほぼない。但し、附属設備使用料は、利用終了後の支払いであるため滞納のリスクは存在する。

(5) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 10 条及び規則第 10 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
本市が主催する事業に利用する場合	全額
学術、芸術若しくは文化に関する団体、公共団体又は公共的団体が本市との共催により利用する場合	使用料の 5 割の額
構成員の半数以上が本市に通学する高校生以下の団体(本市内の学校を除く)が利用する場合(大劇場又は小劇場を利用する場合を除く)	同上
構成員の半数以上が本市に住所又は居所を有する満 65 歳以上の者である団体が利用する場合(大劇場又は小劇場を利用する場合を除く)	同上
構成員の半数以上が本市に住所又は居所を有する障がい者の団体が利用する場合(大劇場又は小劇場を利用する場合を除く)	同上
学校教育法第 1 条に規定する本市内の学校が教育目的のために利用する場合	使用料の 3 割の額
前各号に掲げる場合を除くほか、利用者が行事に利用する日以外の日に、準備、リハーサル等のために利用する場合	使用料の 2.5 割の額
その他市長が特別の理由があると認める場合	市長が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

規則第 10 条第 2 項及び 3 項に従い、使用料の減免の申請は、那覇文化芸術劇場なは一と使用料減免申請書に市長が必要と認める書類を添えて行われる。市長は、使用料の減免の申請を承認したときは、那覇文化芸術劇場なは一と使用料減免承認書を交付する。

なお、減額後の額で調定を起票されているが、減免の額や件数に関するデータは把握されていない。

(6) 監査の結果及び意見

① 料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘 2】

見直し指針上、一定の期間ごとに見直しを行うこととされているが、当該施設に関する見直しサイクルが設定されていなかったことから、定期的な検討を行う期間を設定すべきである。

見直し指針では、四 3「改定のサイクル」として、「一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として 4 年ごとの見直しとする。」とされているが、所管課に確認したところ、当該施設についてどのタイミングで料金見直しを行うか検討されていなかった。

なお、見直し指針では、原則 4 年毎の見直しとしていることから、これとは異なる期間を設定する場合には、その理由を明示すべきである。

② 受益者負担割合が料金設定時の想定を大きく下回っている【意見 16】

当該施設については、受益者負担割合を 75%として料金設定を行っているが、令和 6 年度の実績値に基づく受益者負担割合はこれを大きく下回っていることから、早急に料金見直しを検討されたい。

当該施設は、見直し指針における第 4 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 75%として料金を設定しているが、令和 6 年度実績に基づく受益者負担割合は 26.0%であり、料金設定時の 75%を大きく下回っている。

この要因については、稼働率によるもの、料金の設定方法によるもの、原価の増加によるもの、利用時間の減少によるものが考えられる。稼働率に係る問題点は後述⑤も参照されたい。また、原価についても、令和 6 年度実績値は料金設定時の見込みと比較して 33%増加している。

このように使用料が本来あるべき水準を下回っていることは、当該施設を利用しない一般市民の税金等により原価を負担していることとなる。実際に、どの程度の料金水準とするかは最終的には議会等による政策判断となるが、その検討に資するよう、あるべき料金水準等を早急に検討されたい。

③ 減免に関する実績が把握されていない【意見 18】

減免の額や件数に関するデータが把握されていなかったことから、当該データを集計・分析し、使用料や減免措置の妥当性を検討されたい。

減免制度がどの程度の政策効果を発揮しているかを把握するためには、減免額や減免件数の実績を把握することは重要であり、またどのような理由で減免を受けているか等、減免実績の内訳を確認することも重要であるが、これらの減免実績に関するデータが集計されていなかった。

使用料の減免については、見直し指針の三 1（3）において、「施設の利用については、年間の開館時間から利用には一定の限界が生じる。そこでより適切かつ公平な施設利用を促進するため、減額・免除の適用について、必要に応じ、回数制限等を設けることができるものとする」という公平性の確保を目的とした規定が設けられているが、現状では使用料減免の適用実績に関する具体的なデータが把握・分析されていないため、回数制限の必要性やその妥当性を検討するための客観的な根拠を欠いている状況である。

④ 稼働率の実績把握方法が不十分である【意見 19】

稼働率の集計方法について、利用時間に関わらず 1 日単位で集計していることから、今後はきめ細かな集計方法に見直されたい。

当該施設の稼働率については日単位で集計しているが、劇場やスタジオについて、午前（9 時～12 時）しか利用がなかった場合でも、稼働日として 1 日がカウントされているため、実態と乖離している可能性が高い。

利用実績（稼働率等）が適切に把握されていない場合、料金収入の減少要因を適切に分析することができず、結果として運営努力のインセンティブが働きにくくなり、財務規律が緩む恐れがある。今後は、時間単位・入場料区分・利用時間区分等に応じた稼働率を把握できるような集計方法に見直されたい。

今後は減免実績を集計するとともに、これらのデータを基に使用料や減免措置の適切性を検討されたい。

⑤ ウェブサイトから空き状況は確認できるが利用申請ができない【意見 21】

「那覇文化芸術劇場なは一と施設空き状況確認システム」で空き状況は確認できるが、ネット予約もできるように改善されたい。

当該施設の利用にあたっては、施設ウェブサイトからリンクしている「那覇文化芸術劇場なは一と施設空き状況確認システム」で空き状況は確認できるが、予約手続きはできない仕様となっており、窓口、メール、FAX、郵送のいずれかで申請書を提出することによる予約方法となっている。

利便性の観点からは、ネット上で予約も出来るように改善されたい。

⑥ 文化芸術観覧料が使用料の歳入科目に含まれていた【意見 42】

歳入科目「(項) 使用料」に計上されている「(細目) 文化芸術観覧料」は、行政財産の目的外使用又は公の施設の利用につき徴収されるものではないことから、今後は適切な歳入科目に計上されたい。

当該施設に関し、歳入科目「(款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 総務管理使用料」として計上されているものとして、「(細目) 那覇文化芸術劇場なは一と使用料」のほかに「(細目) 文化芸術観覧料」がある。これは、当該施設の自主公演に係るチケット収入等が該当するものであるが、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項において「第 238 条の 4 第 7 項に規定による許可を受けてする行政財産の目的外使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」と規定されていることを踏まえれば、当該収入を使用料として計上することは適切ではないと考えられる。

当該細目については下表のとおり相応の金額が計上されており、歳入科目の分類によって各種の決算統計の数値にも影響するものであることから、今後は「(款) 雑収入 (項) 雑入」等の適切な歳入科目に計上されたい。

(単位：千円)

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
5,130	7,602	8,844

指定管理

6. 那覇市パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー

(1) 概要

所管部署	市民文化部文化振興課			
根拠法令・条例	那覇市パレット市民劇場条例（以下、この項において「劇場条例」という。）第 11 条、第 12 条、那覇市パレット市民劇場条例施行規則（以下、この項において「劇場規則」という。）第 9 条、第 10 条 那覇市民ギャラリー条例（以下、この項において「ギャラリー条例」という。）第 10 条、第 11 条、那覇市民ギャラリー条例施行規則（以下、この項において「ギャラリー規則」という。）第 5 条、第 6 条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	利用料収入	24,650	25,632	27,363
	未収入金	-	-	74
	減免額	4,922	5,368	4,612
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	利用件数	267	280	277
	減免件数	52	70	63
	回収不能件数	-	-	-

(2) 施設の概要

所在地	那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号		
ウェブサイト	https://naha-palette.jp/gekijo/		
開設時期	平成 3 年 4 月		
条例に定める施設の目的	劇場	市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため	
	ギャラリー	市民に美術及び工芸に関する作品を展示する場を提供し、市民の美術及び工芸に関する理解と関心を深めるとともに創作活動の奨励と普及を図り、もって市民文化の向上に資するため	
施設の営業時間	劇場	午前 9 時～午後 10 時、火曜及び年末年始休館（※）	
	ギャラリー	午前 10 時～午後 7 時、月曜及び年末年始休館	
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 劇場	30,267	39,059	40,963
② ギャラリー	33,717	34,681	38,666

（※）令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）は、施設機能強化工事を実施しており休館している。

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	パレットグループ (久茂地都市開発株式会社、沖縄ビル管理株式会社) ※令和 7 年 4 月 1 日からは久茂地都市開発株式会社
指定期間	パレットグループ：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 久茂地都市開発株式会社：令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

(4) 利用料金の設定

① 料金体系

利用料金については、劇場条例第 11 条第 2 項及びギャラリー条例第 10 条第 2 項において「別表の区分に従い、それぞれに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。

なお、当該料金については那覇市のウェブサイトにも掲載されており、確認したところその内容に誤りはなかった。

ア. 劇場施設利用料金

区分			金額(円)					
			午前 9～12	午後 13～17	夜間 18～22	昼間 9～17	昼夜間 13～22	全日 9～22
入 場 料 に よ る 区 分 (会 費 制 を 含 む。)	1,000 円未満 (無料の場合を含む。)	平日	8,321	17,140	20,865	24,218	38,979	41,855
		土・日・祝祭日	10,805	22,231	27,076	31,422	46,574	54,275
	1,000 円以上 2,000 円未満	平日	10,308	21,114	25,709	29,808	44,215	51,542
		土・日・祝祭日	13,165	26,951	32,913	38,129	56,635	65,949
	2,000 円以上 3,000 円未満	平日	14,407	27,324	34,403	40,489	59,119	68,807
		土・日・祝祭日	17,636	36,266	44,339	51,419	76,259	88,679
	3,000 円以上	平日	15,028	30,926	37,756	43,842	64,956	75,638
		土・日・祝祭日	19,375	39,744	48,438	56,138	83,337	97,000

イ. 劇場附属設備利用料金

種別	単位	金額(円)
舞台設備	1点につき1回	7,560
楽器	1点につき1回	7,560
音響設備	1点につき1回	8,640
照明設備	1点につき1回	2,160
照明設備 Aセット	1セットにつき1回	10,800
照明設備 Bセット	1セットにつき1回	5,400
映写機	1点につき1回	4,860
その他	一式につき1回	1,080

(※) 冷房利用料金は、1時間につき2,160円

ウ. ギャラリー

区分	1 日当たりの金額(円)	
	展示品等の販売(入場料又は会費の徴収その他これらに類する行為を含む。以下同じ。)を行わない場合	展示品等の販売を行う場合
第一展示室	8,942	26,827
第二展示室	21,902	65,707
第三展示室	6,350	19,051

② 利用料金の決定プロセス(内部統制の状況)

現行の利用料金については、平成 27 年 4 月 1 日に最終改定されたものである。決定にあたっては、庁議後に市長決裁を受け、条例案を議会に上程し可決されたものである。

また、現行の利用料については、条例において定められたものと同一であるが、指定管理者への承認文書は確認できなかった。

③ 現行利用料金の考え方

当該利用料については、見直し指針における第 4 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 70%として設定している。

当時の検討過程においては、平成 25 年度の原価実績と受益者負担割合 70%に基づき 1 時間当たり原価を算出していた。具体的には、原価等について以下のように試算した結果、1 時間当たりの単価はパレット市民劇場で 10,330 円、市民ギャラリーで 6,859 円となった。

項目	パレット市民劇場	市民ギャラリー
原価(A)	47,970,440 円	24,528,517
恒常的管理運営費	39,540,402 円	20,609,445
人件費	8,430,038 円	3,919,072
年間利用時間(B)	3,251 時間	2,503 時間
受益者負担割合(C)	70%	70%
1 時間当たり単価 (A)÷(B)×(C)	10,330 円	6,859 円
改定前の 1 時間当たり単価	2,696 円~11,773 円	4,018 円~12,054 円

上記の試算結果によれば、改定前の最低額の利用料については改定の余地があったが、市民に利用しやすい施設を志向した結果、消費税率が 5%から 8%に改正されたことによる増額分のみを値上げするという改定内容となった。

なお、改定前の料金は、平成 21 年度の条例改正によるものであるが、当時の利用料算定基礎資料が存在しないことから、消費税率分を値上げする基となった料金の積算根拠は確認できなかった。

④ 利用料金改定の検討状況

利用料金については、令和 4 年度に見直しを検討を行っているが、過年度の原価実績に基づくものではなく、消費税率が 8%から 10%に改正されたことによる増額分のみを値上げするというものであった。しかし、当時はコロナ禍の影響や物価高騰の影響を考慮し、全庁的に利用料金の改定を見送っている。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

当該施設に係る収支について、収入は劇場とギャラリーを区別して把握されているが、支出（経費）は区別して把握されていない。

そのため、以下は、収支ともに劇場とギャラリーの合算となっている。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	86,610	82,397	92,667
職員人件費	20,891	19,580	27,172
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・・イ	20,891	19,580	27,172
備品購入費及び減価償却費	5,560	5,916	4,394
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・ウ	2,495	2,154	1,204
利用料金の原価の基礎・・・・・・・・エ (＝ア＋イ＋ウ)	109,996	104,130	121,044
受益者負担割合設定値	70%	70%	70%
利用料収入【再掲】・・・・・・・・オ	24,650	25,632	27,363
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	22.4%	24.6%	22.6%
減免額【再掲】・・・・・・・・カ	4,921	5,368	4,612
減免額も含めた受益者負担割合・・(オ＋カ)÷エ	26.9%	29.8%	26.4%

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(5) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QRコード	その他
○	○	-	-	-	-

② 消費税関係

当該利用料は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。

インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況 (内部統制の状況)

収納事務については、当該施設の指定管理者にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。具体的には、利用許可や料金収納等については指定管理者の職員間で確認の上、処理されている。

また、所管課においては、年1回の指定管理者に対するモニタリングのなかで、指定管理者が適切に収納事務を行っていることを確認している。

なお、収納事務に関する事務処理マニュアル等は存在しない。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはほぼない。但し、附属設備利用料は、利用終了後の支払いであるため滞納のリスクは存在する。

(6) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

ア. 劇場

減免措置については、劇場条例第 12 条及び劇場規則第 10 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
本市が主催する事業に利用する場合	全額
学術、芸術又は文化に関する団体等が本市と共催により利用する場合	利用料金の 5 割の額
公共団体、公共的団体、社会福祉団体等が本市と共催により利用する場合	利用料金の 5 割の額
学校教育法に規定する市内の学校が教育目的のために利用する場合	利用料金の 3 割の額
行事に利用する日以外の日で、準備、リハーサル等のために利用する場合	利用料金の 2.5 割の額
その他指定管理者が特に必要と認める場合	指定管理者が必要と認める額

イ. ギャラリー

減免措置については、ギャラリー条例第 11 条及びギャラリー規則第 6 条第 1 項において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
本市が主催する事業に利用する場合	全額
学術、芸術又は文化に関する団体等が本市と共催により利用する場合	利用料金の 5 割の額
公共団体、公共的団体、社会福祉団体等が本市と共催により利用する場合	利用料金の 5 割の額
学校教育法に規定する市内の学校が教育目的(全国的又は全国的なコンクール等の入選作品等の展示に限る。)に利用する場合	利用料金の 3 割の額
その他指定管理者が特に必要と認める場合	指定管理者が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況 (内部統制の状況)

利用料金の減免の申請は、利用料減免申請書を指定管理者に提出し、指定管理者は、利用料金の減免の申請を承認したときは、利用料金減免承認書を交付する。

また、所管課においては、年 1 回の指定管理者に対するモニタリングのなかで指定管理者が適切に減免事務を行っていることを確認している。

(7) 平成 25 年度監査の指摘事項等

(平成 25 年度監査結果 (同報告書 P267 より抜粋))

【意見】

まず、入場者数は、市民劇場の利用者(主催者)が申告した数の合計数であるが、正しい数字を把握できていない利用者(主催者)もいるものと思われ、利用者(主催者)の自己申告であるから、入場者数の合計数は、必ずしも正しい数字だとは言い難い。

稼働率(1回でも利用があった日/稼働できる日)は、施設の改修工事を行っていた平成 24 年でも 74.2%、それ以外の年や 80%程度であり、この数字だけ見ると利用件数は悪くはないと思われる。しかし、上記稼働率は、1日に1回でも利用があれば稼働があったものとみなした集計数字

であり、夜間だけの利用の場合で、昼間に利用がなかった場合でも、利用があったものと集計されている。実際には、平日の昼間などにおいては、空きが多いものと思われるところ、さらに稼働率を上げる取組みを行ってもよからう。

上記意見のうち、稼働率の算出方法について確認したところ、市からの回答は「劇場利用は基本的に準備から片付けまでまとまったスケジュール単位で借用されるものがほとんどで、多くの催事は昼間（9-17時）、昼夜間（13-22時）、全日（9-22時）の区分利用となっており、午前（9-12時）、午後（13-17時）、夜間（18-22時）の区分の借用は年間数件であります。よって、日単位での稼働率集計が一般的であり、本市でも同集計方法が合理的であると考えております。」とのことであった。

なお、上記の集計方法に基づく直近3年間の稼働率は以下のとおりである。この点については、「令和4年度以降、コロナ禍から緩やかに稼働が回復していますが、令和3年度的那覇文化芸術劇場なは一との閉館の影響も一定程度あり、伸びは緩やかとなっている。稼働率向上のため、平成25年度以降、舞台機構・音響・照明等の改修工事を実施し、劇場の機能向上へ取組んだほか、令和5年にホームページをリニューアルし、情報発信の強化を行いました。また、利用者の利便性向上のため、令和7年度現在、施設内のバリアフリー化及び照明設備導入の工事を実施中です。」との回答であった。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
73.6%	33.2%	48.4%	64.0%	67.1%	68.1%

(8) 監査の結果及び意見

① 利用料金に対する市長の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘1】

条例上、料金設定については市長の承認を得て指定管理者が定めるとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかったことから、決裁文書を作成し適切に保存すべきである。

指定管理者が定める利用料金は、地方自治法第244条の2第9項の規定を受け、劇場条例第11条第2項、並びにギャラリー条例第10条第2項に基づき市長の承認を得ることとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかった。

この点について所管課に確認したところ、利用料金及び附属設備利用料金は、平成27年度の条例改正時に定められたもので、以降、改正がないことから、承認行為等を行っていないとのことであったが、当該行為は地方自治法に基づくものであることから、当該承認に関する決裁文書を作成して公文書として適切に保存すべきである。

② 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見1】

利用料金については、平成27年度に消費税率のアップを受けて改定しているが、その基となっている平成21年度改定時の資料等が保存されていないために、料金の設定根拠が不明確な状態であることから、その考え方を明確にするとともに、当該根拠資料を確実に保存されたい。

現在の利用料金は平成27年4月に設定されたものであり、消費税率のアップを受けて、平成21年度に設定された従前の料金を同率で引き上げたものであるが、その基となっていた平成21年度の料金改定の根拠資料等が保存されていない。

どのような考え方に基づき当該料金を徴収しているかは、市民に対して説明する必要があるだけでなく、今後の料金改定等においても考え方の基礎となるものである。現行の料金がどのような考え

方で設定されたのかを明確にするとともに、当該料金が適用される間は、その考え方や基となるデータ等について記した根拠資料を確実に保存されたい。

③ 施設に係る支出を区別把握していない【指摘6】

当該施設に係る支出について劇場とギャラリーで区別して把握されていないことから、利用料金の妥当性を検証するため、区別して把握すべきである。

当該施設に係る収支について、収入は劇場とギャラリーを区別して把握されているが、支出（経費）は区別して把握されていない。

利用料は、見直し指針に準拠し、施設の建設費、維持管理費等の経費（原価）について「受益者負担の原則」に基づき決定される。しかし、当該施設の利用料の算定基礎となる原価には、1時間当たり利用料単価が異なる劇場とギャラリー双方の原価が混在していることから、利用料金が適切に算定されているか検証できない状況にある。

利用料金の妥当性を検証するため、支出についても、劇場とギャラリーで区別して把握すべきである。

④ 受益者負担割合が料金設定の考え方を大きく下回っている【意見 16】

当該施設については、受益者負担割合を 70%として料金設定を行っているが、令和 6 年度の実績に基づく受益者負担割合はこれを大きく下回っていることから、早急に料金見直しを検討されたい。

当該施設は、見直し指針における第 4 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 70%として料金を設定しているが、令和 6 年度実績に基づく受益者負担割合は 22.6%であり、料金設定時の 70%を大きく下回っている。

この要因については、稼働率によるもの、料金の設定方法によるもの、原価の増加によるもの、利用時間の減少によるものが考えられる。稼働率については、コロナ禍前の平成 31 年度が 73.6%であったのに対し、令和 6 年度の実績は 68.1%である。また、原価についても、令和 4 年度実績と令和 6 年度実績を比較すると 1 割程度増加している。しかしながら、前述のとおり料金設定時の原価積算資料がないことから、その要因を特定することが困難である。

このように利用料金が本来あるべき水準を下回っていることは、当該施設を利用しない一般市民の税金等により原価を負担していることとなる。実際に、どの程度の料金水準とするかは最終的には議会等による政策判断となるが、その検討に資するよう、あるべき料金水準等を早急に検討されたい。

なお、令和 4 年度の料金見直しでは、消費税率が 8%から 10%に改正されたことによる増額分のみを値上げするというものであり、過年度の原価実績に基づくものではなかったことから、今後の検討においては、見直し指針の受益者負担の考え方に沿って、当該業務において発生する原価を把握した上であるべき料金水準を試算されたい。

⑤ ウェブサイトから空き状況は確認できるが利用申請ができない【意見 21】

ウェブサイトで空き状況は確認できるが、利用申請手続きもできるように改善されたい。

当該施設の利用にあたっては、施設ウェブサイトで空き状況は確認できるが、申請手続きはできない仕様となっており、窓口、メール、FAXで申請書を提出する方法となっている。

劇場の舞台設備やギャラリーの展示方法など、詳細な打ち合わせは対面で実施する必要があると考えられるが、利便性の観点からは、申請手続きについてはネット上で出来るように改善されたい。

⑥ ギャラリーの来場者アンケートが対象者区分に応じたものになっていない【意見 22】

来場者アンケートが鑑賞者と施設利用者で区分したものになっていないことから、対象者毎に設問等を設定するとともに、利用料金の改定や業務改善に活用する仕組みを構築されたい。

当該施設では、来場者アンケートを実施しているが、イベント・公演の「鑑賞者」と、利用料を支払う「施設利用者」が混在しており、アンケート項目も両者を区別したものになっていない。

アンケートは利用料の改定、業務改善はもとより、来場者（鑑賞者、施設利用者）の満足度を高め稼働率を向上させる施策を策定するための貴重な情報となり得ると考えられる。

そのため、アンケート項目について、鑑賞者と施設利用者を区別すること、結果について、分析したうえで、業務改善に活用する仕組みを構築されたい。なお、アンケートの回答方法についても、回答・集計・分析作業の効率化の観点からQRコード等の利用を推進し、回答したくなる施策を検討されたい。

使用料

7. 社会教育使用料 (文化財入園料)

(1) 概要

所管部署	市民文化部文化財課			
根拠法令・条例	那覇市玉陵及び識名園条例 (以下、この項において「条例」という。) 第3条、第4条 那覇市玉陵及び識名園条例施行規則 (以下、この項において「規則」という。) 第5条、第6条			
収納額等の推移 (単位:千円)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	調定額	33,079	42,083	40,494
	収入済額	33,079	42,083	40,494
	減免額	2,549	2,800	2,807
	不納欠損額	-	-	-
件数の推移 (単位:件)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	収納件数 (※)	154	153	148
	減免件数	8,095	8,987	8,746
	不納欠損件数	0	0	0

(※) 収納事務委託業者による銀行収納件数。

(2) 施設の概要

① 玉陵

所在地	沖縄県那覇市首里金城町1丁目3番		
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/shisetsu/reisure/1007835/1003522.html		
開設時期	1996年より一般公開		
条例に定める施設の目的	史跡玉陵その他これに附帯する文化財及び市長が指定する区域並びに特別名勝識名園を市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため		
施設の営業時間	玉陵 午前9時～午後6時		
利用者数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	53,597	61,743	58,525

② 識名園

所在地	沖縄県那覇市字真地421番1		
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/shisetsu/reisure/1007835/1003523.html		
開設時期	1995年より一般公開		
条例に定める施設の目的	史跡玉陵その他これに附帯する文化財及び市長が指定する区域並びに特別名勝識名園を市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため		
施設の営業時間	4月～9月 午前9時～午後6時5時30分		

	10月～3月 午前9時～午後5時30分 休園日：水曜日 玉陵は年中無休		
利用者数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	56,837	78,263	74,738

(3) 使用料の設定

① 料金体系

料金については、条例第3条において「別表に定める額の観覧料を納付しなければならない。」とされており、具体的には下表のように定められている。

なお、当該料金については那覇市のウェブサイトにも掲載されており、確認したところその内容に誤りはなかった。

区分		単位	観覧料(1人につき)(円)	
			大人	小人(中学生以下)
玉殿	個人	1日	300	150
		1年	600	300
	団体(20人以上)	1日	240	120
識名園	個人	1日	400	200
		1年	800	400
	団体(20人以上)	1日	320	160

② 使用料の決定プロセス（内部統制の状況）

現行の観覧料については、平成22年4月1日に最終改定されたものである。

③ 現行使用料の考え方

当該使用料については、見直し指針における第4分類に該当するものとして、受益者負担割合を70%として設定している。

ア. 玉殿の料金設定

原価については、平成20年度実績を基に、受益者負担とする原価を恒常的維持管理費、備品購入費及び職員人件費の合計額（内訳額は不明である。）25,941千円と見積もっている。

また、施設利用者目標数を80,813人と設定し、利用者1人当たりの原価を321円としている。

$$1人当たりの原価 = 25,941千円 \div 80,813人 = 321円$$

イ. 識名園の料金設定

原価については、平成20年度実績を基に、受益者負担とする原価を恒常的維持管理費、備品購入費及び職員人件費の合計額（内訳額は不明である。）42,040千円と見積もっている。

また、施設利用者目標数を75,856人と設定し、利用者1人当たりの原価を554円としている。

$$1人当たりの原価 = 42,040千円 \div 75,856人 = 554円$$

④ 使用料改定の検討状況

使用料については、令和4年度に見直しの検討を行っている。

玉陵については、令和 4 年度当初予算に基づき原価を以下のとおり見積もっている。

費目	金額 (円)	備考
恒常的維持管理費	35,299,655	
需用費	3,591,723	印刷製本費 (観覧券・リーフレット) 等
役務費	89,700	通信運搬費 (電話料金) 等
委託料	31,618,232	夜間警備業務委託等
備品購入費	-	
人件費	2,693,554	
合計	37,993,209	

また、施設利用者数については、首里城周辺地域整備事業等による利用者数の向上を目標としていること等を踏まえ、平成 26～30 年度の平均値の 1.1 倍である 70,643 人を目標数とし、これに基づき観覧料を以下のように試算している。

原価 (円) (A)	施設利用者目標数(人) (B)	受益者負担割合(%) (C)	(A)÷(B)×(C)	観覧料 (円)
37,993,209	70,643	70	376	380

識名園については、令和 4 年度当初予算に基づき原価を以下のとおり見積もっている。

費目	金額 (円)	備考
恒常的維持管理費	50,453,112	
需用費	4,209,323	印刷製本費 (観覧券・リーフレット)、光熱水費等
役務費	535,572	手数料、通信運搬費等
委託料	45,708,217	夜間警備業務委託等
備品購入費	-	
人件費	2,743,954	
合計	53,197,066	

また、施設利用者数については、首里城周辺地域整備事業等による利用者数の向上を目標としていること等を踏まえ、平成 26～30 年度の平均値の 1.1 倍である 80,937 人を目標数とし、これに基づき観覧料を以下のように試算している。

原価 (円) (A)	施設利用者目標数(人) (B)	受益者負担割合(%) (C)	(A)÷(B)×(C)	観覧料 (円)
53,197,066	80,937	70	460	460

これらの試算によれば、使用料の値上げが必要と考えられたが、他方で、県内外の文化施設観覧料とも比較検討した結果、改定を見送っている。

なお、所管課に確認したところ、料金改定の見直しサイクル等については特段定められていないが、前回検討時から 4 年後となる令和 8 年度を目途に再検討を行いたいとのことである。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

ア. 玉陵

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	33,133	33,023	37,957

職員人件費	2,671	2,752	3,438
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・イ	2,671	2,752	3,438
備品購入費及び減価償却費	-	-	-
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・・・ウ	-	-	-
使用料の原価の基礎・・・・・・ エ (=ア+イ+ウ)	35,804	35,774	41,395
受益者負担割合設定値	70%	70%	70%
調定額・・・・・・オ	13,769	15,909	15,357
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	38.5%	44.5%	37.1%
減免額・・・・・・カ	1,069	1,063	1,005
減免額も含めた受益者負担割合・・ (オ+カ)÷エ	41.4%	47.4%	39.5%

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

イ. 識名園

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・ア	45,369	48,618	52,719
職員人件費	2,687	2,758	3,456
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・イ	2,687	2,758	3,456
備品購入費及び減価償却費	-	-	-
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・・・ウ	-	-	-
使用料の原価の基礎・・・・・・ エ (=ア+イ+ウ)	48,056	51,376	56,175
受益者負担割合設定値	70%	70%	70%
調定額・・・・・・オ	19,310	26,174	25,137
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	40.2%	50.9%	44.7%
減免額・・・・・・カ	1,480	1,737	1,802
減免額も含めた受益者負担割合・・ (オ+カ)÷エ	43.3%	54.3%	48.0%

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(4) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
○	-	-	-	-	-

② 消費税関係

当該使用料は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。

インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

収納事務については、民間事業者に委託している。

施設名	委託事業者
玉殿	末吉園株式会社
識名園	有限会社グリーンアルファ

日々の収納事務は委託事業者の職員にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。具体的には、料金収納や減免に関する判断等について職員間で確認の上、当日の利用時間終了後に「施設使用料受託収納内訳書」を作成し、2～3日以内に銀行口座への入金を行っている。

また、所管課においては、週1回のモニタリングのなかで、「施設使用料受託収納内訳書」及びナンバリングされた観覧券の半券を照合し、委託事業者が適切に収納事務を行っていることを確認している。

なお、収納事務に関する事務処理マニュアル等は存在しない。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはほぼない。

(5) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第4条及び規則第6条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による本市内の学校の幼児、児童及び生徒並びにその引率者が教育上の目的で観覧する場合	全額
就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)による就学奨励を受けている保護者の保護する児童及び生徒が観覧する場合	
特別支援学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特別支援学級(学校教育法第81条に規定する特別支援学級をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合	
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している幼児及び少年並びにその引率者が観覧する場合	
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合	
生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が観覧する場合	
知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障がい者と認定された者をいう。)及びその引率者が観覧する場合	
老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者が観覧する場合	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定	

による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合	観覧料の 5 割の額
本市が共催する行事のため観覧する場合	
国及び他の地方公共団体が主催する行事のため観覧する場合	
本市に住所を有する満 65 歳以上の者が個人で観覧する場合	観覧料の 2 割の額
市長が認める観光用クーポン等で観覧する場合	
その他市長が特に必要と認める場合	市長が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

減免に関する判断については委託事業者の職員にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。

また、所管課においては、週 1 回の委託事業者に対するモニタリングのなかで委託事業者が適切に減免事務を行っていることを確認している。

（6）監査の結果及び意見

① 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見 1】

使用料について、設定当時の検討資料等の一部が保存されておらず、その根拠が不明確な状態であることから、その考え方を明確にするとともに、当該根拠資料を確実に保存されたい。

現在の使用料は平成 21 年 9 月に設定されたものであるが、設定当時の検討資料等のうち、受益者負担とする原価（恒常的維持管理費、備品購入費及び職員人件費）の合計額の記載はあるが、その内訳額を確認できる資料が保存されていなかった。

どのような考え方に基づき当該料金を徴収しているかは、市民に対して説明する必要があるだけでなく、今後の料金改定等においても考え方の基礎となるものである。現行の料金がどのような考え方で設定されたのかを明確にするとともに、当該料金が適用される間は、その考え方や基となるデータ等について記した根拠資料を確実に保存されたい。

② 受益者負担割合が料金設定の考え方を大きく下回っている【意見 16】

当該施設については、受益者負担割合を 70%として料金設定を行っているが、令和 6 年度の実績値に基づく受益者負担割合はこれを大きく下回っていることから、早急に料金見直しを検討されたい。

当該施設は、見直し指針における第 4 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 70%として料金を設定しているが、令和 6 年度実績に基づく受益者負担割合は玉陵が 37.1%、識名園が 44.7%であり、料金設定時の 70%を大きく下回っている。

この要因については、入場者数によるもの、料金の設定方法によるもの、原価の増加によるものが考えられる。原価については、令和 6 年度実績値は料金設定時（平成 21 年度）の見込みと比較して玉陵が 60%、識名園が 34%増加している。入場者数については、玉陵の令和 6 年度実績は 58,525 人であり、料金設定時の施設利用者目標数 80,813 人と比べて 28%減少している。また、識名園の令和 6 年度実績は 74,738 人であり、料金設定時の施設利用者目標数 75,856 人と比べて 1%減少している。

このように使用料が本来あるべき水準を下回っていることは、当該施設を利用しない一般市民の税金等により原価を負担していることとなる。実際に、どの程度の料金水準とするかは最終的には議

会等による政策判断となるが、その検討に資するよう、あるべき料金水準等を早急に検討されたい。

③ 施設の特性を活かした収入増加の施策を検討されたい【意見43】

受益者負担割合について、料金設定時を大きく下回る実績値を改善するため、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されているという特性を活かした、収入増加の施策を検討されたい。

前述のとおり、当該施設における令和6年度実績に基づく受益者負担割合は41.5%であり、料金設定時の70%を大きく下回っていることから、これを改善するため、料金水準の見直しはもとより、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されているという特性を活かした、収入増加の施策を検討されたい。

具体的には以下のような取組みが考えられる。

ア. 沖縄県や県内自治体と連携したプロモーション

那覇市が現在実施している当該施設のプロモーションは、那覇市のウェブサイトと広報誌への掲載のみとのことであった。那覇市民だけではなく、県内や国内外に広く訴求するという観点から、沖縄県や「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を有する他の自治体と連携したプロモーション施策を検討されたい。

イ. 使用料（観覧料）の二重価格について

条例に定める施設の目的（市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため）に照らして、那覇市民の観覧料は低価としつつ、那覇市外の県内在住者及び国内外の観光客については、前述ア.の世界遺産としてのプロモーションとセットで、高価格帯の観覧料設定を検討されたい。

使用料

8. 総務管理使用料 (なは市民活動支援センター使用料)

(1) 概要

所管部署	市民文化部まちづくり協働推進課			
根拠法令・条例	なは市民協働プラザ条例 (以下、この項において「条例」という。) 第 21 条、なは市民活動支援センター規則 (以下、この項において「規則」という。) 第 6 条			
収納額等の推移 (単位: 千円)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	1,887	2,242	2,534
	収納額	1,887	2,242	2,534
	減免額 (※)	4	7	42
	不納欠損額	-	-	-
件数の推移 (単位: 件)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	772	912	997
	減免件数 (※)	146	404	494
	不納欠損件数	0	0	0

(※) 減免額は市が共催する事業のみである。減免件数は市が主催及び共催する事業の合計である。

(2) 施設の概要

所在地	沖縄県那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号		
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/sankaku-kyoudou/1002376/1002425/1002430/1002442.html		
開設時期	平成 27 年 4 月 1 日		
条例に定める施設の目的	市民による自主的で営利を目的としない協働によるまちづくりのための社会貢献活動(以下、「市民活動」という。)を行うための拠点として利用施設、入居用施設、及びピロティーを設置することにより、市民活動を行う団体を集約し、その育成と連携を支援するとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。		
施設の営業時間	月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日 午前 9 時から午後 9 時まで 日曜日、水曜日及び土曜日 午前 9 時から午後 5 時まで 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日、6 月 23 日(慰霊の日)		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	32,163	47,982	52,057

(3) 使用料の設定

① 料金体系

利用料金については、条例第 21 条第 2 項において「別表の区分に従い、それぞれに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。

	区分	単位	利用料金(円)	冷房機(円)
利用施設	会議室①	1時間あたり	1,300	400
	会議室②		650	200
	会議室③		650	200
	会議室④		200	100
	会議室⑤		200	100
	会議室⑥		200	100
	会議室⑦		200	100
	会議室⑧		250	100
	研修室①		200	100
	研修室②		200	100
入居施設	支援ブース	1か月あたり	1,500	-
	事務室		12,000	-

② 料金の決定プロセス（内部統制の状況）

現行の使用料については、平成 27 年 11 月 1 日に改定されたものであり、指定管理者からの申請に基づき市長が承認したものである。

なお、当該施設は、供用開始した平成 27 年度は指定管理であったが、平成 28 年度に公募したところ、応募が無く、那覇市の直営となって現在に至る。

③ 現行料金の考え方

当該使用料については、見直し指針における第 2 分類に該当するものとして、受益者負担割合 70% を上限額として条例で制定し、当該上限額に基づいて供用開始時の指定管理事業者が設定した「上限額から概ね 75%」を採用している。したがって受益者負担割合設定値は約 52.5% (=70%×75%) となっている。

ア. 会議室・研修室の料金設定

原価については、下表のように算出し、受益者負担とする原価を 986.5 万円と見積もっている。

費目	金額(円)	備考
恒常的維持管理費	5,452,684	
施設維持管理費	4,122,712	総合管理委託料
光熱水費	1,258,280	H23 実績
簡易修繕費	71,693	H24 実績
備品購入費	1,105,321	年間購入予定額を耐用年数 15 年で按分
職員人件費	3,307,200	年間臨時職員 1 名
合計（受益者負担の範囲）	9,865,205	

年間使用可能時間については、下表のように最大稼働時間に那覇市が使用する時間を含む稼働率を乗じた 1,240 時間と見積もっている。

項目	時間	備考
最大稼働時間・・・・・・・・・・・・・ア	4,134	1日13時間(9~22時)×254日(休館日、保守点検日等を除いた日)+1日8時間(9~17時)×104日(日・水曜日17時以降閉館)
稼働率・・・・・・・・・・・・・イ	30%	市の使用分を含む
年間使用可能時間	1,240	(=ア×イ)

また、施設面積は635㎡であることから、これらに基づき1㎡・1時間当たりの原価を12.5288円とし、各区分の1時間当たり使用料(上限額)を算定している。

$$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} = 9,865,205 \text{ 円} \div 635 \text{ m}^2 \div 1,240 \text{ 時間} = 12.5288 \text{ 円}$$

区分	原価(A)	貸出面積(B)	性質別負担割合(C)	(A)×(B)×(C)	1時間当たり使用料
会議室1	12.5288円	198㎡	70%	1,736.49	1,730円
会議室2・3	12.5288円	99㎡	70%	868.25	860円
会議室4・8	12.5288円	40㎡	70%	350.81	350円
会議室5・6・7	12.5288円	30㎡	70%	263.10	260円
研修室1	12.5288円	28㎡	70%	245.56	240円
研修室2	12.5288円	41㎡	70%	359.58	350円

イ. 事務室の料金設定

事務室及び後述するウ.ブースの料金は、間取りの変動(事務室分割使用、1団体2ブース利用など)を可能とするため、条例上は㎡単価の設定としている。

原価については、下表のように算出し、日常的な人的対応を要さないため、人件費は算入していない。稼働率は100%を見込み、受益者負担とする1㎡当たり月額原価を1,557円と見積もっている。

項目	金額(円)	備考
事務室利用料(円/㎡)・・・・・・・・・・・・・ア	1,515.1515	沖縄県発行情報誌から入手した那覇市内民間オフィス賃料平均月額(5,000円/坪)をベースに算定。 5,000円÷3.3㎡
事務室備品月額単価(円/㎡)・・・・・・・・・・・・・イ	41.4166	年間購入予定額を耐用年数15年、12か月、施設面積15㎡で按分。 111,825円÷15年÷12月÷15㎡
事務室1㎡当たり月額原価	1,556.5681	(=ア+イ)

区分	原価(A)	貸出面積(B)	性質別負担割合(C)	(A)×(B)×(C)	月額使用料(D)	1㎡当たり月額使用料(D)÷(B)
事務室	1,556.5681円	15㎡	70%	16,343.9650	16,340円	1,080円

ウ. ブースの料金設定

原価については、下表のように算出し、受益者負担とする1㎡当たり月額原価を1,253.5378円と見積もっている。

項目	金額 (円)	備考
事務室利用料 (円/㎡) ア	1,212.1212	事務室に比しスペースの独立性・気密性が劣るため、事務室利用料の 80% に設定。 1,515.1515 円 × 80%
事務室備品月額単価 (円/㎡) イ	41.4166	年間購入予定額を耐用年数 15 年、12 か月、 施設面積 15 ㎡ で按分。 111,825 円 ÷ 15 年 ÷ 12 月 ÷ 15 ㎡
事務室 1 ㎡ 当たり月額原価	1,253.5378	(=ア+イ)

区分	原価(A)	貸出面積(B)	性質別 負担割合(C)	(A) × (B) × (C)	月額使用料	1 ㎡ 当たり 月額使用料 (D) ÷ (B)
ブース	1,253.5378 円	3 ㎡	70%	2,632.4294	2,630 円	870 円

エ. 冷房料の料金設定

冷房料の算定基礎となる原価等を含む根拠資料は存在しない。

④ 料金改定の検討状況

利用料金については、令和 3 年度に見直しの検討を行っている。

例えば、会議室・研修室については、令和 2 年度実績に基づき原価を以下のように見積もった上で、貸出面積と年間使用可能時間から 1 ㎡・1 時間当たり単価を 8.84 円と試算している。

費目	金額 (円)	備考
恒常的維持管理費	3,846,979	市民協働プラザ全体経費を面積比で按分している
備品購入費	1,929,651	年間購入予定額を耐用年数 15 年で按分
職員人件費	15,705,219	
合計	21,481,849	

$$1 \text{ ㎡} \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} = 21,481,849 \text{ 円} \div 639.57 \text{ ㎡} \div 3,800 \text{ 時間} = 8.84 \text{ 円}$$

これに基づき算出された使用料は以下のとおりであったが、当時はコロナ禍の影響や物価高騰の影響を考慮し、全庁的に利用料金の改定を見送っている。

区分	原価(A)	貸出面積 (B)	性質別負担 割合(C)	(A) × (B) × (C)	当時の 使用料
会議室 1	8.84 円	198.06 ㎡	85%	1,488	1,300 円
会議室 2	8.84 円	99.30 ㎡	85%	746	650 円
会議室 3	8.84 円	99.30 ㎡	85%	746	650 円
会議室 4	8.84 円	39.18 ㎡	85%	294	200 円
会議室 5	8.84 円	27.75 ㎡	85%	209	200 円
会議室 6	8.84 円	30.78 ㎡	85%	231	200 円
会議室 7	8.84 円	30.67 ㎡	85%	230	200 円
会議室 8	8.84 円	45.15 ㎡	85%	347	250 円
研修室 1	8.84 円	29.04 ㎡	85%	218	200 円
研修室 2	8.84 円	39.32 ㎡	85%	295	200 円

⑤ 受益者負担割合

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	13,393	25,166	32,441
職員人件費	12,412	13,061	15,955
うち、施設の日常的な維持管理・ 貸出業務に要する経費・・・・・・・・イ	12,412	13,061	15,955
備品購入費及び減価償却費	-	221	94
うち、高額備品を除く備品購入 に要する経費・・・・・・・・ウ	-	221	94
使用料の原価の基礎・・・・・・・・ エ (=ア+イ+ウ)	25,805	38,448	48,490
受益者負担割合設定値	52.5%	52.5%	52.5%
調定額【再掲】・・・・・・・・オ	1,887	2,242	2,534
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	7.3%	5.8%	5.2%
減免額【再掲】・・・・・・・・カ	4	7	42
減免額も含めた受益者負担割合・・ (オ+カ)÷エ	7.3%	5.8%	5.3%

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(4) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QRコード	その他
○	○	-	-	-	-

② 消費税関係

当該使用料は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。

インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

収納事務については、現在、直営であることから当該施設の担当職員にて完結している。具体的には、利用許可や料金収納等について職員間で確認の上、利用時間終了後に速やかに歳入調定事務を行い、銀行口座への入金を行っている。

なお、収納事務に関する業務フロー及び業務の要点を記した書類が存在する。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはほぼない。但し、支援ブース及び事務室の利用料金の支払いは、利用する月の末日までにその月分の利用料金を納

付する取扱いであるため、滞納のリスクは存在する。

（５）減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 22 条及び規則第 6 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
本市が主催する行事に施設を利用するとき	全額
本市が共催する行事に施設を利用するとき	利用料金の 2 分の 1 以上の額
その他指定管理者が特別の理由があると認める場合	指定管理者が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

減免に関する判断については、現在、直営であることから当該施設の担当職員にて完結している。なお、令和 4 年度から令和 6 年度において減免とされている利用は、すべて市が主催または共催する事業による利用である。ただし、50%を減免する共催事業については件数及び減免額を把握しているが、全額を減免する主催事業については件数のみの把握となっている。

（６）監査の結果及び意見

① 料金設定時に原価が考慮されていない【意見 29】

事務室及びブースの料金設定において、原価ではなく市内民間オフィス賃料を基に算定していることから、今後の料金見直しにおいては維持管理費等の原価も踏まえて検討されたい。

当該施設のうち事務室及びブースについては、市内民間オフィス賃料の平均月額最安値をベースに、これに備品購入費を加えた額を料金として設定している。

近隣の民間施設よりも著しく安い金額で使用させることは民業圧迫の観点から避けるべきであり、市内民間オフィス賃料を参考にしていること自体は問題ではないが、見直し指針における使用料設定の基本的な考え方は、受益者負担の原則に基づき、原価について受益者に応分の負担を求めることである。

当該施設がある市民協働プラザでは恒常的維持管理費が発生しており、料金設定時の資料によれば会議室・研修室については、1㎡当たり 8,587 円の原価が発生している。これに対して、市内民間オフィス賃料の平均月額最安値から算出された事務室使用料は 1,515 円/㎡、ブース使用料は 1,212 円/㎡であり、これに基づき設定された料金では、当初想定した受益者負担割合を達成することは困難である。

今後の料金見直しにおいては、実際に発生した維持管理費等を踏まえた料金も試算した上で、適切な料金水準について検討されたい。

② 受益者負担割合が料金設定時の想定を大きく下回っている【意見 16】

当該施設については、受益者負担割合を 52.5%として料金設定を行っているが、令和 6 年度の実績値に基づく受益者負担割合はこれを大きく下回っていることから、早急に料金見直しを検討されたい。

当該施設は、見直し指針における第 2 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 52.5%として料金を設定しているが、令和 6 年度実績に基づく受益者負担割合は 5.6%となっている。減免額も

利用料に含めた受益者負担割合も 5.3%であり、料金設定時の 52.5%を大きく下回っている。

この要因については、料金の設定方法によるもの、原価の増加によるもの、利用時間の減少によるものが考えられる。料金の設定方法に係る問題点は前述①のとおりである。原価についても、令和 6 年度実績値は料金設定時の見込みと比較して 390%以上増加しており、直近 3 年間だけでも 88%増加している。なお、直近の増加は主に維持管理費によるもので、令和 5 年度の泡消火剤取替（974.7 万円）や、令和 5～6 年度にかけて実施した LED 照明切替（令和 5 年度 38.6 万円、令和 6 年度 1,790 万円）などの一時的経費の発生が主な要因である。

このように利用料金が本来あるべき水準を下回っていることは、当該施設を利用しない一般市民の税金等により原価を負担していることとなる。実際に、どの程度の料金水準とするかは最終的には議会等による政策判断となるが、その検討に資するよう、あるべき料金水準等を早急に検討されたい。

③ 本市主催事業に係る減免額の実績が把握されていない【意見 18】

本市主催事業に係る減免額が集計されていないことから、当該金額やその内訳等を集計されたい。

減免措置については、条例及び規則において本市が主催する行事に施設を利用するときは、利用料金の全額を減免できるとされている。

令和 6 年度において、本市の主催行事による減免件数は 460 件に上るが、減免金額が把握されていなかった。

当該施設の料金設定時の利用時間には、減免となる本市利用も含めていることから、利用料金の実績に減免額を含めた額で原価の回収状況、すなわち受益者負担割合の達成状況を検証することが合理的であると考えられる。しかし、減免額が把握できていないと当該検証はできないため、本市の主催行事に係る減免額も把握されたい。

④ 条例は指定管理を前提としているが長期間直営となっている【指摘 14】

当該施設は、供用開始時は指定管理であったものの、応募がないことから長期にわたり直営となっていることから、当該施設の管理のあり方を検証し、必要に応じて見直しを行うべきである。

当該施設は、供用開始した平成 27 年度は指定管理であったが、平成 28 年度に公募したところ、応募が無く、那覇市の直営となって現在に至る。この要因について確認したところ、当時の説明会参加事業者から、市民活動支援センター（2 階・3 階）の運営に加え、地下 1 階から地上 5 階までの施設全体の管理までを担うには体制整備が困難との回答があったとのことである。また、築 23 年が経過し老朽化が著しいことから、再公募にあたっては劣化箇所の改修が必要であるが、財源確保の見通しが立たないため、当面は直営とする方針である。

指定管理者指針では「直営による施設又は指定管理者制度を導入している施設については、当該施設の管理のあり方を検証し、必要に応じて見直すものとする。」とされており、令和 3 年度において指定管理と直営のメリット及びデメリットの比較検討を行っている。当時は指定管理のメリットが大きいと判断し、指定管理に向けた検討を進めていたが、コロナ禍においてワクチン接種会場としての活用がみられ、直営のメリットも大きいとの考えに至った経緯がある。

現在は改修工事に向けた施設の劣化調査を実施中であることから、調査結果を踏まえ、今後当該施設

設の管理のあり方を検討し、必要に応じて見直しを行うべきである。

なお、検討にあたっては、指定管理者指針において「指定管理者制度又は直営のいずれが適切か、業務の内容、経費、今後の施設のあり方等を比較検討し、より効果的かつ効率的な運営方法を採用する」とされていることや、平成25年度監査において、施設の位置付け、管理運営のあり方、利用者の満足度、運営の効率性、市民とのパートナーシップの5つの視点が提示され、「これらをすべて検討してもなお、直営による管理が市民の福祉向上の達成にふさわしいと判断できる場合以外は、原則として指定管理者制度を導入すべきである」との意見が述べられていることを踏まえて検討すべきである。

指定管理

9. 那覇市共同利用施設

(1) 概要

所管部署	市民文化部まちづくり協働推進課			
根拠法令・条例	那覇市共同利用施設条例（以下、この項において「条例」という。）第8条、第9条、 那覇市共同利用施設条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第3条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用料収入	(※)	(※)	(※)
	未収入金	(※)	(※)	(※)
	減免額	(※)	(※)	(※)
件数の推移 （単位：件）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用件数	(※)	(※)	(※)
	減免件数	(※)	(※)	(※)
	回収不能件数	(※)	(※)	(※)

(※) 各自治会からの収支等の報告が把握可能な範囲に限定されており、正確な金額や件数が把握できていない。

(2) 施設の概要

① 当該施設の基本的な性質

那覇市の共同利用施設は、航空機の騒音その他の事由により学習等の活動が著しく阻害されている地域住民について、その障害の緩和に資するため、地域住民が共同して利用できるように設置されたものである。昭和50年代に建設され、小禄地域に7施設と真嘉比自治会館の計8施設がある。

小禄地域の7施設は、那覇空港の航空機騒音の影響のため、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第6条の規定に基づき、「学習、集会等の用に供するための施設その他の一般住民の生活に必要な共同利用施設」として、運輸省（当時）の補助で建設されたものである。

また、真嘉比自治会館は、新都心地区返還等の影響により、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第8条の規定に基づき、「生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設」として、防衛庁（当時）の補助で建設されたものである。

これら8施設は、各自治会からの用地の無償貸与と寄付金を受け入れ、那覇市の行政財産として建設されたが、建設工事費について那覇市の公費負担は発生していない。ただし、これらの補助金については、法律で支給対象が市町村（又は地方公共団体）とされていることから、那覇市が設置した公の施設と位置付けられている。

運営面では、各自治会と指定管理者制度に基づく協定書を締結しているが、施設運営に係るすべての経費は各自治会の自主財源で賄われている。そのため、那覇市からの支出は指定管理料を含め一切ない。施設の利用料についても、那覇市に納入することなく指定管理者の収入となっている。

なお、条例や協定書において利用料金の上限及び減免規定を定めているが、料金の詳細設定や減免の適用については、各自治会の裁量に委ねられている。

② 各施設の概要

8施設の詳細については以下のとおりである。なお、利用者数について、所管課においては施設の利用者数に関して各自治会で把握・管理できている分のみ報告を受けており、正確な数を把握できていない施設は「不明」としている。

ア. 田原自治会館

所在地	那覇市字田原 88 番地		
開設時期	昭和 54 年 3 月 31 日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	不明	不明	不明

イ. 安次嶺自治会館

所在地	那覇市字小祿 839 番地 6		
開設時期	昭和 54 年 4 月 25 日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	608	1,578	2,264

ウ. 宮城自治会館

所在地	那覇市宮城 1 丁目 9 番 10 号		
開設時期	昭和 55 年 3 月 5 日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	不明	不明	不明

エ. 高良自治会館

所在地	那覇市高良 1 丁目 7 番 1 号		
開設時期	昭和 56 年 3 月 25 日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	2,316	2,316	2,516

オ. 宇栄原自治会館

所在地	那覇市宇栄原 6 丁目 12 番 57 号		
開設時期	昭和 56 年 3 月 25 日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	1,575	1,540	不明

カ. 当間自治会館

所在地	那覇市字小禄 826 番地 8		
開設時期	昭和 57 年 3 月 24 日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	2,671	3,119	3,173

キ. 真嘉比自治会館

所在地	那覇市真嘉比 2 丁目 33 番 12 号		
開設時期	昭和 57 年 3 月 25 日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	20,317	不明	不明

ク. 小禄自治会館

所在地	那覇市小禄 5 丁目 4 番地 6		
開設時期	昭和 58 年 3 月 31 日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	5,353	5,294	5,841

(※) いずれの施設も、営業時間は午前 9 時から午後 10 時（ただし、指定管理者は必要があると認めるときは利用時間を変更できる。）とされている。

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	田原自治会 安次嶺自治会 宮城自治会 高良自治会 宇栄原自治会 当間自治会 真嘉比自治会 小禄自治会
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(4) 利用料金の設定

① 料金体系

利用料金については、条例第 8 条第 2 項において「別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。

なお、実際の取扱いについては、前述のとおり、指定管理者である各自治会の裁量に委ねられている。

区分	金額(円)				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
	9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～17 時	9 時～22 時
ホール(舞台を含む)	4,000	8,000	11,000	11,000	22,000
会議室、和室、調理室	1,000	1,700	2,300	2,300	4,300

② 料金の決定プロセス（内部統制の状況）

現行の利用料金は、施設の設置当時に設定されたものであるが、当時の利用料算定基礎資料が存在

しないため詳細が不明である。

また、利用料金の詳細設定は指定管理者である各自治会の裁量に委ねられているが、市と指定管理者との間で料金決定に係る承認行為が分かる文書は確認できなかった。

③ 現行利用料金の考え方

現行の利用料金は、施設の設置当時に設定したものであるが、当時の利用料算定基礎資料が存在しないため不明である。

④ 利用料金改定の検討状況

利用料金の詳細設定は指定管理者である各自治会の裁量に委ねられており、改定の検討は行われていない。なお、所管課に確認したところ、全ての施設が築 40 年以上経過しており、今後建替えを進める計画となっており、建替後は自治会所有の施設となり公の施設ではなくなることから、料金改定についての検討予定もないとのことであった。

⑤ 受益者負担割合（実績ベース）

当該施設に係る運営については指定管理者である各自治会の裁量に委ねられており、収支について把握されていない。

（5）収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
○	-	-	-	-	-

② 消費税関係

当該利用料は消費税の課税対象であるが、指定管理者である各自治会は免税事業者であることから消費税を徴収していない。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

収納事務については、各自治会にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。

また、収納事務に関する事務処理マニュアル等は存在しない。

④ 滞納整理の状況

収納事務については各自治会の裁量に委ねられているため、滞納整理の状況についても所管課において把握しておらず不明である。

（6）減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 9 条及び規則第 3 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
本市が単独で主催する事業に利用する場合	全額
本市が共催する行事に利用する場合	利用料金の 2 分の 1 以上の額
その他指定管理者が特別の理由があると認める場合	指定管理者が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

減免の適用については、各自治会の裁量に委ねられているため、所管課は把握しておらず不明である。

（7）平成 25 年度監査の指摘事項等

（平成 25 年度監査結果（同報告書 P75 より抜粋））

【意見】

利用状況については、自治会自らが利用する場合など、利用料金を収受して外部に貸し出す場合以外は、利用件数にカウントしていないケースもあるが、利用料金を収受しているか否かを問わず、施設の有効利用の観点からも利用状況の正確な把握に努めるべきである。

上記意見について、市からの回答は「施設の利用状況を把握するため、各自治会には年に一度、事業実績報告の提出を求めており、その中で施設の利用件数を報告していただいておりますが、その報告内容が詳細な項目が入っていない部分もあるので、今年度締結する次年度以降の協定書で必要項目を明記することで各自治会と調整済みとなっている。」とのことであった。

（8）その他

当該施設の今後の取扱いについて、「那覇市共同利用施設の今後の在り方にかかる対応方針」が令和 7 年 3 月 3 日に市長決裁されている。

現行の指定期間は令和 8 年 3 月 31 日をもって終了するが、次期も指定管理契約を更新する予定となっている。すべての施設が築 40 年以上経過しており、老朽化が懸念されているため、安全確保の観点から築後 50 年を耐用年数とし、各施設の築年数に応じた契約期間を設定する予定である。例えば、建築後 46 年が経過した田原自治会館の指定期間は 4 年間、築 42 年の小禄自治会館は 8 年間となる。

また、次期の指定管理者選定にあたっては、当該施設が地域密着型であること、建設や土地提供の歴史的経緯、および地域住民による主体的な運営が望ましいことを踏まえ、非公募による選定をしている。

なお、耐用年数に到達した施設については、すみやかに用途廃止及び関連条例の廃止手続きを行い、その後は各自治会が防衛省の補助金を活用しながら建替えを進める計画となっている。

（9）監査の結果及び意見

① 利用料金に対する市長の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘 1】

条例上、料金設定については市長の承認を得て指定管理者が定めるとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかったことから、適切に作成・保存すべきである。

指定管理者が定める利用料金は、地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定を受け、条例第 8 条第 2 項に基づき市長の承認を得ることとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかった。

この点について所管課に確認したところ、前述のとおり、建設工事費や指定管理料を含む運営経費について那覇市の公費負担は発生していないこと、利用料についても、那覇市に納入することなく指定管理者の収入となっていること、条例や協定書において利用料金の上限及び減免規定を定めているが、料金の詳細設定や減免の適用については、各自治会の裁量に委ねられているため、承認手続（公文書の提出受領）は行っていないとの回答であった。

当該施設の設定経緯等を踏まえれば、施設運営にあたって自治会の意向が最大限尊重される点は理解できる。他方、国から市に対して支給された補助金を活用して建設された公の施設である以上、承認行為は地方自治法に基づき必要なものであり、料金設定を明確化したうえで運用上の裁量を図ることは、組織運営の公平性と効率性を高めるものと考えられる。所管課によれば、「今年度締結する次年度以降の協定書で必要項目を明記することで各自治会と調整済みとなっている。」とのことであったことから、当該文書を適切に作成して、公文書として適切に保存すべきである。

② 利用状況に関する報告が不十分である【指摘 15】

指定管理者からの利用実績に関する報告内容が不十分であることから、正確な利用者数等の利用実績を把握し、その詳細を報告すべきである。

当該施設の利用者数について確認したところ、一部の施設においては正確な数が把握できていないとの回答であった。

前述のとおり、当該施設の運営については各自治会の裁量に委ねられているとはいえ、公の施設と位置付けられている以上、施設の有効活用の観点から、他の指定管理施設と同様に利用件数を正確に把握し、その内訳等を含めて市に報告すべきである。

なお、この点については平成 25 年度監査においても指摘されており、平成 27 年改善措置の中では「自治会自らの使用のみならず、全ての件数、収入金額、団体数、利用者人数を記載している」とされていた。所管課によれば、「今年度締結する次年度以降の協定書で必要項目を明記することで各自治会と調整済みとなっている。」とのことであったことから、今回の監査結果に対する措置内容の検証において、当該報告内容を確認すべきである。

使用料

10. 商工使用料(I T インキュベート施設使用料・なは産業支援センター入居用施設使用料)、
那覇市銘苅駐車場駐車料金収入

(1) 概要

所管部署	経済観光部商工農水課			
根拠法令・条例	那覇市 IT 創造館条例 (以下、この項において「IT 条例」という。) 第 10 条、那覇市 IT 創造館条例施行規則 (以下、この項において「IT 規則」という。) 第 4 条 なは市民協働プラザ条例 (以下、この項において「プラザ条例」という。) 第 34 条、なは産業支援センター規則 (以下、この項において「センター規則」という。) 第 7 条・第 8 条 那覇市銘苅駐車場条例 (以下、この項において「駐車場条例」という。) 第 5 条・第 6 条、那覇市銘苅駐車場条例規則 (以下、この項において「駐車場規則」という。) 第 4 条～第 7 条			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	46,851	49,701	58,803
	収入済額	46,851	49,647	58,588
	減免額	17,689	8,691	9,211
	不納欠損額	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	233	241	268
	減免件数	50,028	24,252	27,469
	不納欠損件数	-	-	-

(2) 施設の概要

① I T インキュベート施設

所在地	那覇市銘苅 2 丁目 3 番 6 号		
ウェブサイト	https://www.it-souzou.jp/		
開設時期	平成 15 年 6 月		
条例に定める施設の目的	情報通信産業を支援するとともに、企業及び市民の情報通信技術に関する知識及び技術の向上並びに地域の活性化に資するため		
施設の営業時間	午前 9 時～午後 9 時 休館日：月曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日、6 月 23 日		
利用室数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	最大 20 室	最大 20 室	最大 20 室

② なは産業支援センター入居用施設

所在地	那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
ウェブサイト	https://mecal45.com/
開設時期	平成 27 年 4 月 1 日

条例に定める施設の目的	情報通信産業の振興及び発展に資する企業並びに国際物流関連産業、ものづくり産業、エネルギー産業又は観光関連産業等(以下「戦略的成長産業」という。)の集積及び市場開拓に資する企業を支援するとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。		
施設の営業時間	入居企業のみが利用できる施設のため時間の指定なし。 ただし職員がいるのは平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分		
利用室数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	最大 16 室	最大 16 室	最大 16 室

③ 那覇市銘苅駐車場

所在地	ナハメカルパーキング (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号) なは市民協働プラザ地下駐車場 (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 4 号) 那覇市 IT 創造館一般駐車場 (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 6 号)		
開設時期	令和 2 年 3 月 2 日		
条例に定める施設の目的	なは市民協働プラザ、那覇市 IT 創造館等を利用する者その他市民の利便に資するため		
施設の営業時間	入庫：6 時～24 時、出庫：24 時間		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	77,776 台	54,530 台	68,283 台

(3) 使用料の設定

① 料金体系 (主なもの)

ア. IT インキュベート施設

中核企業室とインキュベート室の使用料については、IT 条例第 10 条において「別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする」とされており、具体的には下表のように定められている。

区分	単位	金額 (円)
中核企業室	1 m ² 当たり 1 月につき	1,940
インキュベート室	1 m ² 当たり 1 月につき	1,240

イ. なは産業支援センター入居用施設

入居用施設の使用料については、プラザ条例第 34 条、並びにセンター規則第 7 条及び別表において下表のように定められている。

区分	単位	金額 (円)
中核企業室	1 m ² 当たり 1 月につき	1,940
インキュベート室	1 m ² 当たり 1 月につき	1,240

なお、当該料金については那覇市のウェブサイトにも掲載されており、確認したところその内容に誤りはなかった。

ウ．那覇市銘苅駐車場

使用料については、駐車場条例第 4 条及び別表第 1 において、最初の 1 時間は 300 円、それ以降は 30 分毎に 100 円が加算され、12 時間の最大料金 1,000 円と定められている。

② 使用料の決定プロセス（内部統制の状況）

ア．IT インキュベート施設

現行の使用料については、平成 27 年 4 月 1 日に改定されたものである。

当該使用料が定められた IT 条例については、平成 26 年 11 月に開催された那覇市 IT 創造館運営審議会での審議を経て、庁議後に市長決裁を受け、条例案を議会に上程し可決されたものである。この条例を受けて、実際の料金については、市と指定管理者との間で締結された基本協定書において定められたものである。

イ．なは産業支援センター入居用施設

現行の使用料については、本施設開設時の平成 27 年 4 月 1 日に決定されたものである。決定にあたっては、庁議後に市長決裁を受け、条例案を議会に上程し可決されたものである。

ウ．那覇市銘苅駐車場

現行の使用料については、令和 6 年 2 月 15 日に施行された規則に基づき最終改定されたものである。

③ 現行料金の考え方

ア．IT インキュベート施設

当該使用料については、見直し指針における第 4 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 100%として設定している。

那覇市 IT 創造館運営審議会の資料によれば、見直し指針に基づき算出した原価額に変更はないが、消費税が 5%から 8%に改定されたことにより、条例上の金額を月額 2,300 円から 2,360 円に改定されているが、当該原価計算の資料は確認できなかった。

また、IT 条例を受けて、実際には中核企業室は 1,940 円、インキュベート室は 1,240 円と定められているが、これに関する根拠資料も確認できなかった。

イ．なは産業支援センター入居用施設

当該使用料については、見直し指針における第 4 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 100%として設定している。

原価については以下のように試算し、受益者負担とする原価を 3,099 万円と見積もっている。

費目	金額（円）
恒常的維持管理費	8,662,210
委託費等	14,545,040
備品購入費	2,582,474
職員人件費	5,197,500
合計（受益者負担の範囲）	30,987,224

これを施設面積 1,008.77 m²及び 12 ヶ月で除して、1 m²・1 月当たりの原価を 2,560 円と算定している。

$$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 月当たりの原価} = 30,987,224 \text{ 円} \div 1,008.77 \text{ m}^2 \div 12 \text{ ヶ月} = 2,560 \text{ 円}$$

他方、近隣の民間賃貸オフィスが 2,425 円であったことや、IT 創造館の使用料が 2,360 円であったこと等を踏まえ、プラザ条例では 2,360 円の範囲内において規則で定める額とされた。

なお、これを受けたセンター規則では、IT インキュベート施設と同額として、中核企業室は 1,940 円、インキュベート室は 1,240 円と定められたが、これに関する根拠資料は確認できなかった。

ウ. 那覇市銘苅駐車場

当該使用料については、当該駐車場の周辺（半径約 1 km）地域の民間駐車場の料金体系についての調査結果や利用者へのアンケート結果を踏まえ、近隣の民間駐車場と同水準となるように設定されたものである。

④ 使用料改定の検討状況

ア. IT インキュベート施設

令和元年 10 月から消費税が 8%から 10%に上がることから、料金改定の検討を行っているが、直後にコロナ禍が発生して検討が中断した。

なお、所管課に確認したところ、当該施設は開設から 20 年を超え、ハード面での施設老朽化に伴う修繕・改修が必要であることに加え、なほ産業支援センターの開設や民間のコワーキング施設等が増えてきていること、IT 技術の飛躍的な進歩により新たなニーズに対する支援を検討する時期に来ていること等から、施設をリニューアルし、インキュベートとは別の施設になる予定とのことであった（後述（6）参照）。そのため、令和 7 年度末をめどに入居企業の退去が予定されており、料金改定は考えていないとのことである。

イ. なほ産業支援センター入居用施設

令和元年 10 月から消費税が 8%から 10%に上がることから、料金改定の検討を行っているが、直後にコロナ禍が発生して検討が中断した。

なお、所管課に確認したところ、電気料金の値上り等を踏まえて料金見直しを検討する予定であるが、創業間もない企業を育てる場所でもあるので、周辺の民間の事務所と同等の価格設定にはできないと考えているとのことであった。

ウ. 那覇市銘苅駐車場

料金については、令和 6 年 2 月 6 日の規則改正により改定され、同年 4 月 1 日より新料金が適用されている。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

ア. IT インキュベート施設

(単位: 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	30,413	33,179	31,797
職員人件費	7,334	7,322	8,357
うち、施設の日常的な維持管理・ 貸出業務に要する経費・・・・イ	5,867	5,858	6,686
備品購入費及び減価償却費	230	-	-
うち、高額備品を除く備品購入に 要する経費・・・・・・・・・・ウ	230	-	-
使用料の原価の基礎・・・・ エ (=ア+イ+ウ)	36,510	39,037	38,483
受益者負担割合設定値	100%	100%	100%
調定額・・・・・・・・・・オ	23,940	24,366	26,195
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	65.6%	62.4%	68.1%

イ. なは産業支援センター入居用施設

(単位: 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	17,348	19,026	22,630
職員人件費	4,890	4,770	5,698
うち、施設の日常的な維持管理・ 貸出業務に要する経費・・・・イ	3,912	3,816	4,558
備品購入費及び減価償却費	-	-	53
うち、高額備品を除く備品購入に 要する経費・・・・・・・・・・ウ	-	-	53
使用料の原価の基礎・・・・ エ (=ア+イ+ウ)	21,260	22,842	27,241
受益者負担割合設定値	100%	100%	100%
調定額・・・・・・・・・・オ	12,957	13,690	14,468
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	60.9%	59.9%	53.1%

ウ. 那覇市銘苅駐車場

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	11,412	13,059	11,431
職員人件費	-	-	-
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・・イ	-	-	-
備品購入費及び減価償却費	-	-	-
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・・・・・ウ	-	-	-
使用料の原価の基礎・・・・エ (=ア+イ+ウ)	11,412	13,059	11,431
受益者負担割合設定値	100%	100%	100%
調定額・・・・・・・・・・オ	9,955	11,645	18,139
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	87.2%	89.2%	115.9%

(4) 収納事務の状況

① 収納方法

	現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QRコード	その他
ア・イ	-	○	-	-	-	-
ウ	○	-	○	○	-	-

(※) ア. ITインキュベート施設、イ. なは産業支援センター入居用施設、ウ. 那覇市銘苅駐車場

② 消費税関係

消費税の課税事業者で、かつ適格請求書発行事業者に登録しており、インボイスを発行している。インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

ア. ITインキュベート施設

毎月、所管課から入居者に対して請求書と納付書を送付している。

イ. なは産業支援センター入居用施設

毎月、所管課から入居者に対して請求書と納付書を送付している。

ウ. 那覇市銘苅駐車場

駐車料金徴収については、日本パーキング株式会社に委託している。

市における収納事務については、「担当業務処理マニュアル（那覇市銘苅駐車場）」及び「事務引継書（那覇市銘苅駐車場）」に基づき行っている。具体的には、毎月頭に業務委託先から送付され

る明細に基づき、駐車場料金収入の納付書を作成し、毎月 10 日までに納付してもらうこととなっている。

④ 滞納整理の状況

ア. IT インキュベート施設

令和 6 年度に滞納事例が 1 件発生している。IT 創造館事務所で対応し、分割で毎月支払う約束となっている。

イ. なは産業支援センター入居用施設

これまで滞納事例は発生していない。

ウ. 那覇市銘苅駐車場

当該駐車場はゲート式有料管理システムのため、清算しないと駐車場から出ることができず、滞納は想定されない。

(5) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

IT 創造館については、IT 条例第 11 条において減免措置が規定されているが、インキュベート施設は対象外となっている。

また、なは産業支援センターはプラザ条例第 35 条において減免措置が規定されているが、入居用施設については対象外として運用されている。

那覇市銘苅駐車場の減免措置については、駐車場条例 6 条及び駐車場規則 7 条において、以下のよう定められている。

減免する場合	減免額
市長が特に必要と認める行事、事業等に参加するため駐車するとき。	一部の額(障がい者等については、全額)
公務のため本市の公用車を駐車させるとき。	全額
本市の実施する研修、講習等の講師等が駐車するとき。 施設又は庁舎の維持管理等を行う者が駐車するとき。	
市民活動を行うため駐車するとき。	一部の額(障がい者等については、全額)
本市に対する申請、届出その他の行政手続等を行うため駐車するとき。	
投票所における投票を行うため駐車するとき。	全額
その他市長が特別の理由があると認める場合。	市長が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

銘苅駐車場については、該当する者に対して関係部署等を通じた無料券配布及び割引処理をすることにより減免を実施している。無料券の使用実績及び割引処理の実績について、まちづくり協働推進課、消防局、女性センター、メカルガーデン及び IT 創造館から所管課に対し、無料券・減免状況報告が毎月提出される。なお、災害時には市民協働プラザが避難所になった場合には、駐車場を無料開放することとなっている。

（6）その他

I T 創造館は、創業間もない企業を支援するための施設として入居企業の成長を支援してきたが、家賃の低廉な貸オフィスとしての側面が強くなっており、時代の流れに伴うニーズの変化に対応して支援内容等を見直すべき時期にきていること、また、近年は施設の老朽化も問題となっており、I T 創造館の総合的な見直しが必要となっていることを踏まえ、令和 6 年 3 月に「今後の那覇市 I T 創造館の運営管理に関する基本方針」を策定した。

この基本方針を受けて策定された「那覇市 I T 創造館の今後の運営管理に関する基本計画」（令和 7 年 7 月一部修正版）では、新たな施設のコンセプトとして、デジタル活用支援の場、課題解決・協働の場、特定分野・産業クラスターの拠点、人材育成・確保のための施設、ビジネス総合的支援拠点の 5 つを掲げている。また、運営管理の手法としては、サウンディング調査等を踏まえ、経済性、ノウハウ、効率性・迅速性、効果、サービスの質といった点の確保を図るため、PFI など民間主導の運営管理方法を優先的に検討することとされている。なお、建物の改修については解体・新築工事よりも改修工事がより現実的とされており、リニューアルのスケジュールとしては、指定管理者制度を採用した場合は令和 9 年度中、PFI を採用した場合は令和 10 年度～11 年度中、コンセッション方式を採用した場合は令和 11 年度中と想定されている。

（7）監査の結果及び意見

① 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見 1】

なは産業支援センター入居用施設の使用料について、設定当時の検討資料等が保存されておらず、その根拠が不明確な状態であることから、その考え方を明確にするとともに、当該根拠資料を確実に保存されたい。

なは産業支援センター入居用施設について、現在の使用料は平成 27 年 4 月に設定されたものであるが、設定当時の検討資料等が保存されていなかった。

どのような考え方に基づき当該料金を徴収しているかは、市民に対して説明する必要があるだけでなく、今後の料金改定等においても考え方の基礎となるものである。現行の料金がどのような考え方で設定されたのかを明確にするとともに、当該料金が適用される間は、その考え方や基となるデータ等について記した根拠資料を確実に保存されたい。

なお、I T インキュベート施設についても、料金設定当時の検討資料等が保存されていなかった。当該施設がある I T 創造館はリニューアルが予定されているが、後続の施設について同様の問題が生じないよう対応されたい。

② 受益者負担割合が料金設定時の想定を大きく下回っている【意見 16】

なは産業支援センター入居用施設については、受益者負担割合を 100%として料金設定を行っているが、令和 6 年度の実績値に基づく受益者負担割合はこれを大きく下回っていることから、早急に料金見直しを検討されたい。

当該施設は、見直し指針における第 4 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 100%として料金を設定しているが、令和 6 年度実績に基づく受益者負担割合は 53.1%となっており、料金設定時の 100%を大きく下回っている。

この要因については、料金の設定方法によるもの、原価の増加によるもの、利用時間の減少によるものが考えられるが、前述のとおり料金設定時の原価積算資料がないことから、その要因を特定することが困難である。

このように使用料が本来あるべき水準を下回っていることは、当該施設を利用しない一般市民の税金等により原価を負担していることとなる。実際に、どの程度の料金水準とするかは最終的には議会等による政策判断となるが、その検討に資するよう、あるべき料金水準等を早急に検討されたい。

なお、ITインキュベート施設があるIT創造館はリニューアルが予定されているが、後続の施設について同様の問題が生じないよう、見直し指針に基づき料金見直しサイクルを設定し、適切な検討を実施されたい。

指定管理

11. てんぶす那覇

(1) 概要

所管部署	経済観光部商工農水課			
根拠法令・条例	てんぶす那覇条例（以下、この項において「条例」という。）第 10 条・第 11 条、てんぶす那覇条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第 6 条・第 7 条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	利用料収入	42,257	42,178	32,739
	未収入金	-	-	-
	減免額	533	882	1,624
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	利用件数	47,144	53,709	30,982
	減免件数	10	33	26
	回収不能件数	-	-	-

(2) 施設の概要

所在地	沖縄県那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号		
ウェブサイト	https://tenbusukan.jp/		
開設時期	平成 16 年 10 月		
条例に定める施設の目的	沖縄の文化及び芸能並びに人材の育成を図り、もって市民文化の向上及び地域の活性化に資することを目的とした文化複合施設。		
施設の営業時間	午前 9 時～午後 10 時（祝日を除く月曜は午後 6 時まで）		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	47,144	53,709	30,982

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	ミライ那覇創造共同事業体
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 16 年 3 月 31 日

(4) 利用料金の設定

① 料金体系（主なもの）

利用料金については、条例第 10 条第 2 項において「別表に定める額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。」とされており、例えば多目的ホール（ホワイエ、楽屋等を含む。）については、下表のように定められている。

入場料による区分	1 時間当たりの利用料金（円）	
	平日	土日
無料	3,500	4,200
1 円～1,100 円	4,400	5,280
1,101 円～2,200 円	5,500	6,600
2,201 円～3,300 円	6,600	7,920
3,301 円～4,400 円	7,700	9,240
4,401 円～	8,800	10,560

② 利用料金の決定プロセス（内部統制の状況）

現行の利用料金については、令和 7 年 4 月 1 日に改定されたものであり、指定管理者からの申請に基づき市長が承認したものである。

なお、条例上の利用料金については、平成 30 年度に改定されたものである。

③ 現行利用料金の考え方

条例上の利用料金については、基本的に見直し指針における第 4 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 100%として設定している。

例えば、多目的ホールについては、入場料により 2 つに区分した上で、原価等を以下のように試算し、1 時間当たり利用料金を算定している。

項目	入場料 1,080 円未満	入場料 1,080 円以上
原価(A)	8,817,465 円	12,935,580 円
恒常的管理運営費	6,273,704 円	6,273,704 円
用地取得費	-	1,881,560 円
備品購入費	866,345 円	866,345 円
人件費	1,677,416 円	3,913,971 円
年間利用時間(B)	1,450 時間	1,200 時間
受益者負担割合(C)	100%	100%
1 時間当たり単価 (A) ÷ (B) × (C) × 1.08	6,567 円	11,642 円
1 時間当たり利用料金	6,560 円	11,640 円

また、観覧料については、不特定多数の個人が同時に利用することから、以下のように一人当たり利用料金を算定している。

項目	常設芸能公演
原価(A)	16,248,183 円
恒常的管理運営費	6,273,704 円
備品購入費	1,675,796 円
人件費	8,298,683 円
施設利用者目標数(B)	4,980 人
受益者負担割合(C)	50%
1 時間当たり単価 (A) ÷ (B) × (C) × 1.08	1,761 円
1 時間当たり利用料金	1,760 円

④ 利用料金改定の検討状況

条例上の利用料金については、令和 4 年度に見直しの検討を行っている。例えば、多目的ホールについては、営利目的かどうかに分けて、以下のように利用料金を検討している。

ア. 営利目的以外の利用の場合

まず、原価については、令和元年以降はコロナ禍による影響があることから、平成 29 年度実績等を基に以下のように算出し、受益者負担とする原価を 1,162 万円と見積もっている。

費目	金額 (円)	備考
恒常的維持管理費	6,606,279	てんぶす館全体の維持管理費 (H29 実績) を施設毎の面積に応じて按分
備品購入費	883,828	多目的ホールに係る備品購入費 (開館以降の実績、料金を徴収する附属設備分を除く)
職員人件費	4,128,923	てんぶす館全体の人件費 (H29 実績、館長分を除く) を施設毎の面積に応じて按分した上で、一般市民の利用が多いと想定し、非営利：営利 = 2 : 1 で按分
合計 (受益者負担の範囲)	11,619,030	

年間使用可能時間については、平成 29 年度の多目的ホールの利用実績 2,923 時間のうち非営利目的を 2/3 と想定し、2,435 時間と見積もっている。また、施設面積は 294.25 m² であることから、これらに基づき 1 m²・1 時間当たりの原価を 16.1 円と算定している。

$$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} = 11,619,030 \text{ 円} \div 294.25 \text{ m}^2 \div 2,435 \text{ 時間} = 16.1 \text{ 円}$$

これに施設面積 294.25 m² と消費税 (10%) 分を乗じると 5,210 円となるが、他方で料金見直し検討時の料金が 6,560 円であった。当時の料金は消費税率 8% の際に設定されたものであるため、消費税率の変更分 (8% → 10%) を調整した 6,680 円を利用料金とすることを検討したが、当時はコロナ禍の影響や物価高騰の影響を考慮し、全庁的に利用料金の改定を見送っている。

イ. 営利目的の利用の場合

まず、原価については、営利目的であることから見直し指針に基づき用地取得費等の一部も含めた上で、平成 29 年度実績等を基に以下のように算出し、受益者負担とする原価を 1,162 万円と見積もっている。

費目	金額 (円)	備考
恒常的維持管理費	6,606,279	てんぶす館全体の維持管理費 (H29 実績) を施設毎の面積に応じて按分
備品購入費	883,828	多目的ホールに係る備品購入費 (開館以降の実績、料金を徴収する附属設備分を除く)
職員人件費	2,064,461	てんぶす館全体の人件費 (H29 実績、館長分を除く) を施設毎の面積に応じて按分した上で、一般市民の利用が多いと想定し、非営利：営利 = 2 : 1 で按分
用地取得費等	1,880,852	てんぶす館全体の建物に係る減価償却費を施設毎の面積に応じて按分
合計 (受益者負担の範囲)	11,435,420	

年間使用可能時間については、平成 29 年度の多目的ホールの利用実績 2,923 時間のうち営利目的を 1/3 と想定し、1,226 時間と見積もっている。また、施設面積は 294.25 m² であることから、これらに基づき 1 m²・1 時間当たりの原価を 31.7 円と算定している。

$$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} = 11,435,420 \text{ 円} \div 294.25 \text{ m}^2 \div 1,226 \text{ 時間} = 31.7 \text{ 円}$$

これに施設面積 294.25 m² と消費税 (10%) 分を乗じると 9,325 円となるが、他方で料金見直し

検討時の料金が11,640円であった。当時の料金は消費税率8%の際に設定されたものであるため、消費税率の変更分(8%→10%)を調整した11,860円を利用料金とすることを検討したが、当時はコロナ禍の影響や物価高騰の影響を考慮し、全庁的に利用料金の改定を見送っている。

なお、指定管理者が定める料金について、令和7年4月1日の料金改定は、従前の料金基準が消費税率8%を前提としたものであったことや水光熱費や人件費等の上昇を踏まえ、かつ、周辺施設と同水準となるように改定を行ったものである。

改定前		改定後		
入場料による区分	1時間当たりの料金(円)	入場料による区分	1時間当たりの料金(円)	
			平日	土日
無料~1,079円	3,500	無料	3,500	4,200
		1円~1,100円	4,400	5,280
1,080円~2,160円	4,270	1,101円~2,200円	5,500	6,600
2,160円~3,240円	5,740	2,201円~3,300円	6,600	7,920
3,240円~	6,300	3,301円~4,400円	7,700	9,240
		4,401円~	8,800	10,560

⑤ 受益者負担割合

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	7,955	6,010	15,872
職員人件費	31,403	32,737	41,096
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・・・・・・イ	25,233	26,190	32,877
備品購入費及び減価償却費	186	-	-
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・・・・・ウ	-	-	-
利用料金の原価の基礎・・・・・・・・エ(=ア+イ+ウ)	33,375	32,200	48,749
受益者負担割合設定値	100%	100%	100%
利用料収入【再掲】・・・・・・・・オ	42,257	42,178	32,739
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	126.6%	131.0%	67.2%
減免額【再掲】・・・・・・・・カ	533	882	1,624
減免額も含めた受益者負担割合・・(オ+カ)÷エ	128.2%	133.7%	70.5%

(5) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QRコード	その他
○	○	○	○	○	-

② 消費税関係

当該利用料金は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。
インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

収納事務については、当該施設の指定管理者にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。
具体的には、利用許可や料金収納等については指定管理者の職員間で確認の上、処理がなされている。

また、年 1 回実施されている指定管理者に対するモニタリングのなかで、収納事務が適切に実施されているか確認している。

なお、収納事務に関する事務処理マニュアル等は存在しない。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはほぼない。

(6) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 11 条及び規則第 7 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
本市が主催する行事に利用する場合	全額
本市が共催する行事に利用する場合	利用料金の 2 分の 1 の額
次に掲げる者が常設芸能公演を観覧する場合 ア 本市内の学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校をいう。)が教育目的で利用する場合の当該学校の幼児、児童、生徒及び学生並びにこれらの引率者 イ 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者 ウ 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障がいと認定された者をいう。)及びその引率者 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者 オ 本市に住所を有する満 65 歳以上の者	利用料金の 2 分の 1 の額
その他指定管理者が特別の理由があると認める場合	指定管理者が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

減免に関する利用については、本庁職員は特段関与していない。

年 1 回実施されている指定管理者に対するモニタリングのなかで、減免事務が適切に実施されているか確認している。

(7) 平成 25 年度監査の指摘事項等

(平成 25 年度監査結果 (同報告書 P94 より抜粋)) 【意見】 決算は概ね適切に行われているが、現金の管理に問題がある。一般に公の施設においては、指定

管理者による現金管理について、他の事業と明確に区分された管理が求められるなど、適切な管理が必要とされる。

テンプス館においては、現金残高が 820 千円と他の公の施設に比べて、金額的にもボリュームがあり、不正や誤謬を排除する意味からも、年に 2 回程度は担当者以外の者を交え、実際残高を綿上げ、帳簿残高との一致を確認することが必要である。

また、決算書の様式を改める必要はないが、どの事業がどの程度採算に貢献しているか、あるいは採算割れしているか、内部管理上も決算書同様、全く判然としないということでは問題がないとは言えない。必要に応じて、大まかな事業別の損益を把握できるよう管理上は仕様を整える必要がある。

上記意見について、市からの回答は「平成 25 年度監査の指摘を受け、指定管理者に対し指導、指示を行い、その後、平成 26 年 7 月 15 日のモニタリングにおいて適切な決算確認に取り組んでいることを確認しました。なお、令和 6 年度より新たな指定管理者と 10 年間の指定管理業務の基本協定書を結んでおり、現在、令和 6 年度の決算処理に向け、双方で関連する証憑書類等の確認を行っております。」とのことであった。

(8) 監査の結果及び意見

① 利用料金の承認時に受益者負担割合が考慮されていない【意見 30】

当該施設については、条例で定める金額の範囲内で指定管理者が利用料金を設定しているが、令和 6 年度の受益者負担割合は当初想定を下回るものとなっていたことから、市が利用料金を承認する際には、適正な受益者負担割合となっているかという観点でも検討されたい。

当該施設の利用料金については、条例第 10 条第 2 項に基づき、別表で定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めることとされている。この別表で定められた金額は、受益者負担割合 100%を前提に設定されたものであるが、例えば多目的ホールの利用料金については、条例上は入場料により 6,560 円又は 11,640 円とされている一方、令和 6 年度に指定管理者が設定した利用料金は 3,500 円～6,300 円となっていた。このため、令和 6 年度実績に基づく受益者負担割合を試算すると 67.2%となり、当該施設の料金設定時に想定していた 100%を下回っている。

令和 6 年度に受益者負担割合が想定を下回った要因としては、指定管理者の変更による準備や体制作り等に時間を要したことにより常設芸能公演等の利用件数が減少したことによる利用料の減少や、物価高騰やウェブサイトセキュリティ監視業務の追加等による原価の増加が考えられるが、そもそも設定された利用料金が条例で定められた額よりも低く設定されていたことも要因と考えられる。

令和 7 年度からは、入場料の区分見直しや土日料金の設定を含めた利用料金の改定を行っており、受益者負担割合の上昇が見込まれるものの、指定管理者からの申請手続きや市による承認手続きにおいて受益者負担割合からの検討はなされていなかったことから、今後は受益者負担割合の適正化の観点からも検討した上で、承認の可否を検討されたい。

② 稼働率の実績が把握されていない【意見 19】

令和 6 年度は稼働率等の実績に関する報告がなかったことから、今後は適切に把握されたい。

当該施設について、指定管理者から提出された事業報告書には、月別や施設区分毎に利用日数や収

入金額が記載されており、令和6年度は4～8月に常設芸能公演が開催されなかったこと等により、利用料収入が前年度より減少したことが分析できるようになっている。

しかしながら、令和6年度の事業報告書には、前年度の報告書に記載されていた利用件数や稼働率等の情報が記載されていない。同じ利用日数でも終日使用されているのか、一部の時間だけ利用されているかによって稼働率は異なり、利用料収入にも影響を与える情報である。

利用実績（稼働率等）が適切に把握されていない場合、料金収入の減少要因を適切に分析することができず、結果として運営努力のインセンティブが働きにくくなり、財務規律が緩む恐れがある。今後は、時間単位・入場料区分・利用時間区分等に応じた稼働率を把握できるような集計方法に見直されたい。

使用料

12. 商工使用料 (公設市場使用料)

(1) 概要

所管部署	経済観光部なはまち振興課			
根拠法令・条例	那覇市第一牧志公設市場条例 (以下、この項において「条例」という。) 第 11 条～第 13 条、那覇市第一牧志公設市場条例施行規則 (以下、この項において「規則」という。) 第 7 条			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	57,058	64,070	64,000
	収入済額	56,485	62,619	62,800
	減免額	-	198	335
	不納欠損額	-	696	-
	うち現年分	-	-	-
うち過年度分	-	696	-	
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	1,087	1,118	1,115
	減免件数	-	41	133
	不納欠損件数	-	18	-

(※) 公設市場使用料のうち「滞納繰越分」を除く。

(2) 施設の概要

所在地	沖縄県那覇市松尾 2 丁目 10 番 1 号
ウェブサイト	https://www.makishi-public-market.jp/
開設時期	昭和 25 年 12 月 (令和 5 年 3 月 19 日にリニューアル)
条例に定める施設の目的	市民の消費生活の利便性の向上及び中心商店街の活性化を図るとともに、沖縄の食文化を継承し、発展させ、及び観光地としての那覇の魅力を向上させるため
施設の営業時間	午前 8 時～午後 10 時 休館日：毎月第 4 日曜日(12 月を除く)、1 月 1 日～1 月 3 日
利用者数	1,734,393 人 (※)

(※) 令和 5 年度の 4 日間の利用者数から 1 日あたりの平均利用者数を算出し、営業日数を掛けた推定値

(3) 使用料の設定

① 料金体系 (主なもの)

使用料については、条例第 11 条及び別表において下表のように定められている。

ア. 店舗等の使用料

施設	1 平方メートル当たりの月額 (円)
1 階の店舗の屋外の敷地部分	1,500
1 階の店舗の屋内部分	5,500
2 階の店舗	3,900

倉庫	660
作業室	2,400
事務室	2,400

イ. 多目的室等の使用料

施設	1時間当たりの金額(円)
多目的室大	800
多目的室小	400
調理体験室	700
3階のオープンスペースのうちエレベーターの前の部分	500
3階のオープンスペースのうち多目的室大の前の部分	200
3階のオープンスペースのうち多目的室小の前の部分	100
3階のオープンスペースのうち調理体験室の前の部分	200

② 使用料の決定プロセス(内部統制の状況)

現行の使用料については、施設がリニューアルされた令和5年3月19日に設定されたものである。決定にあたっては、庁議後に市長決裁を受け、条例案を議会に上程し可決されたものである。なお、現在の条例は令和7年3月26日に旧那覇市公設市場条例を全部改正したものであるが、当該使用料については同額のまま引き継がれている。

③ 現行使用料の考え方

当該使用料については、見直し指針における第4分類に該当するものとして、受益者負担割合を100%として設定している。

まず、原価について、恒常的維持管理費、備品購入費、人件費については、平成28年度～平成30年度までの平均と同程度と仮定して以下のとおり算出し、6,638万円と見積もっている。

費目	H28~30 平均(円)	支出見込額(円)
人件費等	23,514,400	21,382,000
業務委託料	31,154,694	40,000,000
修繕費	3,313,366	3,000,000
その他	1,433,353	2,000,000
合計	59,415,813	66,382,000

また、用地取得費等の一部(市場再整備工事費等)として以下のとおり算出し、1,471万円と見積もっている。

項目	金額(円)	備考
建設工事費(A)	3,678,611,900	基本設計業務の概算工事費 (特定推進費制度を活用するため、負担割合は国：市=8：2)
うち、建築	2,869,418,700	
うち、電気・機械	809,193,200	
25年後の設備更新費(B)	-	
50年間建設費用(C)	735,722,380	(A)×0.2+(B)
1年あたり再整備工事費	14,714,448	(C)÷50

これらのうち、公共利用面積分(8.7%)は使用料徴収対象面積から除くものとして、1ヶ月当たりの原価を月額617万円と見積もっている。

	面積(m ²)	面積割合	備考
公共利用面積	312.52	8.7%	多目的室、トイレ等
使用料徴収対象面積	3266.27	91.3%	
うち、店舗・貸付面積	1,313.7	36.7%	

$$1 \text{ ヶ月あたり原価} = (66,382,000 + 14,714,448) \times 91.3\% \div 12 \text{ ヶ月} = 6,167,888 \text{ 円}$$

上記原価に基づき、以下のとおり階別の負担すべき原価を算出した上で、最終的な使用料を以下のように設定した。

	面積(A)	階層効果比(B)	(C)=(A)×(B)	負担すべき原価(D)
1階店舗	647.79 m ²	100	64,779	6,027 円/m ² ・月
2階店舗 (食堂等)	546.05 m ²	60	32,763	3,616 円/m ² ・月
3階貸付 (倉庫等)	119.86 m ²	40	4,794.4	2,411 円/m ² ・月
計	1,313.70 m ²		102,336.4	

(※1) 階層効果比(B)については、旧市場の階別使用料比を基に設定している。

(※2) 負担すべき原価(D) = 1ヶ月あたり原価 6,167,888 円 × (B) ÷ (C) の合計 102,336.4

	負担すべき原価 (円/m ² ・月)	使用料 (円/m ² ・月)	備考
1階店舗 1等	6,027	6,000	
1階店舗 2等		5,500	旧市場での1等と2等の使用料比に基づき設定
2階店舗 (食堂等)	3,616	3,900	1階店舗との負担を近づけるため、算定結果の1.1倍とした
3階貸付 (作業室・事務室)	2,411	2,400	
3階貸付 (倉庫)		660	旧市場での使用料からの急激な増加を回避するため、現行の1.5倍とした

④ 使用料改定の検討状況

現行の使用料は令和5年3月のリニューアル時に設定されたものであるが、所管課に確認したところ、3年または5年毎の料金改定要否の検討を考えているとのことであり、リニューアル以降は赤字であることから、令和9年度に使用料を改定する方向で検討しているとのことである。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	48,331	58,381	62,009
職員人件費	30,928	45,123	40,883
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・・・・・・イ	8,975	7,718	9,404
備品購入費及び減価償却費	-	27	-
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・・・・・ウ	-	27	-

建物減価償却費 (20%相当)・・・エ	14,714	14,714	14,714
使用料の原価の基礎・・・・・・・・ オ (=ア+イ+ウ+エ)	72,020	80,841	86,128
受益者負担割合設定値	100%	100%	100%
調定額【再掲】・・・・・・・・・・カ	57,058	64,070	64,000
実際の受益者負担割合・・(カ÷オ)	79.2%	79.3%	74.3%

(※) 建物減価償却費については、料金設定時の考え方と合わせて 20%相当を計上している (前述③参照)

(4) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
-	○	-	-	-	○(口座振替)

② 消費税関係

消費税の課税事業者で、かつ適格請求書発行事業者に登録しており、インボイスを発行している。インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況 (内部統制の状況)

収納事務については、年度初めに所管課職員が市場を訪問し、納付書にて納付している利用者には 1 年分の納付書を手交し、口座振替にて納付している利用者には毎月の引き落とし予定日・金額が書かれた書面を手交している。なお、口座振替にて納付している利用者で引き落としができなかった場合には、納付書を郵送している。

なお、収入事務に関するマニュアル等は存在しない。

④ 滞納整理の状況

滞納者については、所管課職員が那覇市公設市場使用料等滞納整理要綱に基づき処理している。納期限後 20 日以内に支払いがない滞納者に対して督促状を送付している。適時、対面や電話等による納付指導を行うとともに、一括納付が困難な場合には分割納付に向けた対応を行うなど、滞納解消に努めているが、高額滞納者については使用許可を取り消すこともある。

また、債権が時効を迎えている場合には、不納欠損処理を行っている (令和 5 年度に 696 千円の処理実績あり)。要綱には訴訟提起の定めがあるが、所管課によれば事例はないとのことである。

なお、退去した者に対する回収は、令和 6 年度までは沖縄債権回収サービスに委託していたが、令和 5 年以降委託する案件がないので、令和 7 年度からは委託していない。所管課に確認したところ、今後退去した者に対する回収業務が増えてきた場合には、再び債権回収会社に委託することになるとのことであった。以前は連帯保証人を付けさせていたが、現在は連帯保証人を求めてはいない。

(5) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 12 条及び規則第 7 条において、以下のように定められている。

ア. 店舗等

減免する場合	減免額
特別の理由があると認めるとき	全部又は一部

イ. 多目的室等

減免する場合	減免額
本市が主催する事業に利用する場合	全額
本市が共催する事業に利用する場合	2 分の 1
公共団体又は公共的団体等が公用又は公共の目的で利用する場合	2 分の 1
学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校が教育目的のために利用する場合	2 分の 1
構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合	商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的としないとき 2 分の 1
構成員の半数以上が満 65 歳以上の団体が利用する場合	商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的としないとき 2 分の 1
構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合	商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的としないとき 2 分の 1
商店街振興組合、通り会その他の市長が認める団体が利用する場合	商店街の活性化を目的とする会合の開催に利用するとき全額
その他市長が特別の理由があると認める場合	市長が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

減免については、利用申請時に使用料免除申請の提出を受け、所管課において利用許可と合わせて審査を行っている。

令和 5 年 3 月のリニューアル以降、多目的室等に係る減免事例はあるものの、店舗等に関する減免事例は発生していない。

(6) 平成 25 年度監査の指摘事項等

<p>(平成 25 年度監査結果 (同報告書 P287 より抜粋))</p> <p>【意見】</p> <p>使用料、電気水道料の徴収を民間の債権回収会社に委託しているのは、収納率の向上がみられ、評価できる。長期滞納債権については、滞納状況が長期化すると、債権額も増え、回収に時間を要し回収コストもかかるなど徴収が困難になる。また、集金代行業務において、委託している集金代行業務の範囲には限界があり、特に長期延滞債権の回収については、市の職員の適正な滞納整理に困るところが大きい。延滞状況が長期化しないよう滞納整理要綱に基づき分割納付の指導、連帯保証人への対応、小間使用許可の取消等を適時に行い未収金が長期化しないよう債権管理が必要である。また、滞納者に対しては、滞納整理を適正に行い、他の使用者との公平性の点から、施設の効率的な運用の点から歳入増加の点から適時、厳格に対処すべきである。</p>

上記意見について、市からの回答は前述 (4) ④に記載のとおりである。

(7) 監査の結果及び意見

① 1ヶ月当たりの原価算出において共用部分が反映されていない【意見3】

料金設定時の1ヶ月当たりの原価算出にあたり、公共利用面積に係る原価を除外しているため、結果として使用料が低く設定されていることから、今後の使用料設定にあたってはこれを含めて算出されたい。

使用料設定時の1ヶ月当たりの原価算出にあたり、公共利用面積に係る原価を除外しているが、この部分は多目的室やトイレ等の施設利用者が利用する共用部分も含まれていることから、原価に含めることが適切と考えられる。

現状の算出方法では、1ヶ月当たりの原価が過少に算出され、結果として使用料が低く設定されていることから、今後の使用料設定にあたっては、公共利用面積分についても原価に含めて算出されたい。

② 受益者負担割合が料金設定時の想定を大きく下回っている【意見16】

当該施設については、受益者負担割合を100%として料金設定を行っているが、令和6年度の実績値に基づく受益者負担割合はこれを大きく下回っていることから、早急に料金見直しを検討されたい。

当該施設は、見直し指針における第4分類に該当するものとして、受益者負担割合を100%として料金を設定しているが、令和6年度実績に基づく受益者負担割合は74.3%となっており、料金設定時の100%を大きく下回っている。

この要因については、料金の設定方法によるもの、原価の増加によるもの、稼働率の減少によるものが考えられる。このうち、料金の設定方法に係る問題点は前述①のとおりであり、これにより本来あるべき利用料の91%の水準になっていると考えられる。また、原価合計についても、令和6年度実績値は86,128千円であり、料金設定時の見込額81,096千円と比較して6.2%増加している。なお、稼働状況については、令和6年度においては2小間において数か月の空き店舗が生じていた程度である。

現行使用料は、当該施設をリニューアルした令和5年に設定されたものであるが、所管課においても、赤字が続いていることから現行料金を設定した4年後である令和9年に料金を改定することを検討しているとのことであった。

この点について、見直し指針では料金改定のサイクルを原則4年としているので、かかる検討は指針に沿うものではあるが、料金を見直すことなく赤字のまま令和9年まで業務を継続することは、受益者負担の観点から好ましいものではない。

使用料が本来あるべき水準を下回っていることは、当該施設を利用しない一般市民の税金等により原価を負担していることとなる。実際に、どの程度の料金水準とするかは最終的には議会等による政策判断となるが、今後も黒字になる見通しが立たないのであれば、令和9年を待たずに速やかに料金の改定を検討されたい。

手数料

13. 清掃手数料 (家庭ごみ処理手数料)

(1) 概要

所管部署	環境部環境政策課			
根拠法令・条例	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例 (以下、この項において「条例」という。) 第 28 条～第 30 条、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則 (以下、この項において「規則」という。) 第 19 条・第 20 条			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	453,274	440,475	440,602
	収入済額	453,274	440,475	440,602
	減免額	18	63	117
	不納欠損額	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	72	72	72
	減免件数	2	14	7
	不納欠損件数	-	-	-
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/gomi-recycling/1001934/1007547/1001946.html			

(2) 手数料の設定

① 料金体系 (主なもの)

手数料については、条例第 28 条及び別表において下表のように定められている。

	区分	単位	手数料 (円)
燃やすごみ	大(取っ手付き)	指定ごみ袋 10 枚入り 1 組につき	360
	大		330
	中(取っ手付き)		240
	中		220
	小(取っ手付き)		180
	小		170
	特小		120
燃やさないごみ	大	指定ごみ袋 10 枚入り 1 組につき	330
	中		220
	小		170
	特小		120
粗大ごみ	大(1 立方メートル以上のもの又は 10 キログラムを超えるもの)	1 個又は 1 束につき	600
	小(大以外のもの)		300
適正処理困難物処理物 (市が収集する場合)	スプリング入りマットレス	1 個につき	2,600
	スプリング入りソファ 2 人掛け以上	1 脚につき	1,940
	スプリング入りソファ 1 人掛け	1 脚につき	1,270

② 手数料の決定プロセス (内部統制の状況)

現行の手数料については、令和元年 10 月 1 日に改定されたものである。決定にあたっては、庁議後に市長決裁を受け、条例案を議会に上程し可決されたものである。

③ 現行手数料の考え方

那覇市では、平成 11 年度に策定された「那覇市ごみ減量・資源化実行計画」に基づき、ごみ減量意識の高揚、受益者負担の原則と公平化、及びゼロエミッションの推進を目的に、平成 14 年 4 月から生活系ごみ(燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ)の有料化を実施している。

当該手数料については、ごみ処理に要する費用の一部を、指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券(以下、「指定ごみ袋等」という。)を購入する市民が負担するものであり、排出量に応じた負担の公平化及び市民のごみ減量の意識啓発を図ることを目的としていることから、見直し指針の考え方に沿って設定されたものである。

具体的には、指定ごみ袋等に係る手数料の構成要素を指定ごみ袋等製造費、手数料徴収事務委託費、及びごみ処理原価の一定割合の 3 つに分けて算出を行っている。

指定ごみ袋等製造費については、従来から製造している平型ごみ袋の平成 27~30 年度の製造実績の平均単価に消費税率 10%で掛け直して見積もっている。手数料徴収事務委託費については、検討時点における卸売り指定店が小売店に指定ごみ袋等を卸売りする際に係る経費を消費税率 10%で掛け直して見積もっている。

ごみ処理原価については、平成 28 年度実績を基に見積もっており、収集運搬に係る原価と那覇市・南風原町環境施設組合(以下、「施設組合」という。)における処理原価(管理部門・中間処理部門・最終処理部門)に分けて以下のように算出している。

		燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ
収集運搬	原価(円)	814,393,306	69,161,919	33,065,613
	収集量(t)	42,076	1,398	547
	処理原価(円/kg)	19.36	49.47	60.40
	消費税改定後(円/kg) (A)	19.72	50.39	61.52
施設処理	原価(円)	2,502,425,890	39,940,382	27,593,720
	収集量(t)	100,303	2,008	1,453
	処理原価(円/kg)	24.95	19.89	18.99
	消費税改定後(円/kg) (B)	25.41	20.26	19.34
計 (A)+(B)		45.13	70.65	80.86

燃やすごみと燃やさないごみについては、上記原価を指定ごみ袋に入のごみの重量で換算して、規格毎のごみ処理原価を以下のように算出している。また、粗大ごみについては 10 kg までとされていることから、808.6 円としている。

	重量(kg)	燃やすごみ(円)	燃やさないごみ(円)
大(45ℓ相当)	4.150	187.29	293.20
中(30ℓ相当)	2.767	124.87	195.49
小(20ℓ相当)	1.845	83.26	130.35
特小(10ℓ相当)	0.922	41.61	65.14

なお、指定ごみ袋のごみ処理原価に対する市民の負担割合について、例えば燃やすごみについては、平成 14 年度の手数料導入時の料金から算定される負担割合は 15%であったが、那覇市において策定した総合計画、環境基本計画、一般廃棄物処理計画において、平成 10 年度比で 30%のごみ処理量削減を目標値として掲げてきたことから、手数料導入前の平成 13 年度対比で 30%減量した場合でも負担する割合として 10.5% (=15%×0.7) を負担割合の目安とすることとし、以下のように算定された。

規格		大	中	小	特小
燃や す ご み	1枚あたりのごみ処理原価	187.29円	124.87円	83.26円	41.61円
	袋製造単価(税込)	6.18円/枚	4.07円/枚	2.81円/枚	2.06円/枚
	手数料徴収事務委託料(税込)	6.49円/枚	5.39円/枚	4.95円/枚	4.4円/枚
	1枚あたり価格	33円/枚	22円/枚	17円/枚	12円/枚
	1枚あたり価格中のごみ処理費用	20.33円/枚	12.54円/枚	9.24円/枚	5.54円/枚
	処理原価に対する実際の負担割合	10.85%	10.04%	11.10%	13.31%
燃や さ ない ご み	1枚あたりのごみ処理原価	293.20円	195.49円	130.35円	65.14円
	袋製造単価(税込)	8.72円/枚	5.88円/枚	4.03円/枚	2.95円/枚
	手数料徴収事務委託料(税込)	6.49円/枚	5.39円/枚	4.95円/枚	4.4円/枚
	1枚あたり価格	33円/枚	22円/枚	17円/枚	12円/枚
	1枚あたり価格中のごみ処理費用	17.79円/枚	10.73円/枚	8.02円/枚	4.65円/枚
	処理原価に対する実際の負担割合	6.07%	5.49%	6.15%	7.14%

また、粗大ごみについては、見直し指針の第1分類枠の最大値である30%以内を負担割合の目安とすることとし、以下のように算定された。

	10 kg以内	10 kg超
1枚あたりのごみ処理原価	808.60円	1,617.20円
券製造単価(税込)	13.15円/枚	26.3円/2枚
手数料徴収事務委託料(税込)	51.7円/枚	103.4円/2枚
1枚あたり価格	300円/枚	300円/2枚
1枚あたり価格中のごみ処理費用	235.15円/枚	470.3円/2枚
処理原価に対する実際の負担割合	29.08%	29.08%

④ 手数料改定の検討状況

当該手数料については、令和元年10月1日に改定が行われており、消費税率の8%から10%への変更のほか、当時の原価水準等を踏まえた検討を行っている。

所管課に確認したところ、これ以降、料金改定の検討は行われていないとのことである。その理由として、ごみ収集の有料化はごみの減量化を目的にしたもので、市民にごみを減らしていきたいと思わせる程度の値段を設定するものであり、今のところごみの量は順調に減少していることから、物価が高騰してゴミ処理原価が増えたからといって直ちに料金を改定するわけではないとのことであった。

なお、令和2年3月に策定された「第4次那覇市一般廃棄物処理基本計画」によれば、有料化開始前年度の平成13年度と平成30年度を比較すると、生活系ごみは23.2%減量化を図ることができたとのことであるが、直近のごみ処分量の推移は以下のとおりである。

部門	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集運搬	年間投入量(t)	54,006	58,517	58,156	55,328	52,652
資源化部門	年間投入量(t)	9,262	8,604	7,860	8,089	7,134
中間処理部門	ごみ処理量(t)	105,291	101,085	93,082	102,016	99,554
最終処分	飛灰処理量(t)	4,363	4,080	3,701	4,061	3,866

ごみ収集量については、現行料金設定時に参考とした平成28年度は52,277tであったものが令和5年度は52,652tと増加している。これについて所管課に確認したところ、令和3年度からごみ持ち込みが予約制となったことで環境施設組合に持ち込まれるごみ量が減少し、これまで持ち込まれていたごみが門口で排出されることになり、那覇市の直営・委託の収集対象となる家庭ごみ量が増加したことが要因と考えられるとのことであった。一方、ごみ処理量については平成28年度103,857tであったものが令和5年度は99,554tと減少している。これについては、市民及び事業者のごみ減

量に対する意識が高まったことや、新型コロナウイルス感染症の影響により経済の正常化がまだ道半ばであることから事業所から排出されるごみが減少していること等が要因と考えられるとのことであった。

また、直近のごみ処理原価については以下のとおりであり、収集運搬については平成 28 年度 27,571 円／t であったものが令和 5 年度は 30,742 円／t、施設組合については平成 28 年度 24,864 円／t であったものが令和 5 年度は 30,138 円／t と増加している。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集運搬（円／t）	26,843	24,775	25,012	26,997	30,742
資源化部門（円／t）	17,932	20,898	23,076	15,593	15,667
施設組合（円／t）	31,168	33,791	40,232	37,006	30,138

⑤ 受益者負担割合（実績ベース）

当該業務に係る原価の検討は行っておらず、受益者負担割合は不明である。

（3）収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
-	○	-	-	-	-

② 消費税関係

消費税の課税事業者で、かつ適格請求書発行事業者に登録しており、インボイスを発行している。インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

当該手数料については、「那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託要綱」（以下、この項において「事務委託要綱」という。）に基づき、市長が指定した一般廃棄物処理手数料徴収指定店（以下、この項において「指定店」という。）に委託している。具体的には、市長が指定店にごみ袋、粗大ごみ処理券及び適正処理困難物処理券（以下、「指定ごみ袋等」という。）を預託し、指定店が指定ごみ袋等を販売することにより市民から手数料を徴収し、市長に納付することとなっている。指定ごみ袋等については、入札により製造請負業者を決定している。

指定店については、業者からの申請に基づき、那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店選定委員会による審査を経て決定している。また、毎月、指定店より指定ごみ袋等販売報告報告を受けており、受託数量の合計が指定ごみ袋等の製造業者からの納品報告における納品枚数の合計等と一致することを確認の上で、月初めに納付書を送付しているほか、指定店に下表の手数料徴収事務委託料を支払っている。事務委託要綱第 9 条第 5 号では、手数料の徴収に関して著しく信頼を失う行為があったときには指定店の指定を解除することができることとされており、これらによって指定店による手数料の過少申告を防止している。

区分		単位	委託料 (円)
燃やすごみ	大(取っ手付き)	指定ごみ袋 10 枚入り 1 組につき	62
	大		59
	中(取っ手付き)		51
	中		49
	小(取っ手付き)		46
	小		45
	特小		40
燃やさないごみ	大	指定ごみ袋 10 枚入り 1 組につき	59
	中		49
	小		45
	特小		40
粗大ごみ		1 枚につき	47
適正処理困難物処理物 (市が収集する場合)	スプリング入りマットレス	1 枚につき	256
	スプリング入りソファ 2 人掛け以上	1 脚につき	196
	スプリング入りソファ 1 人掛け	1 脚につき	135

④ 滞納整理の状況

これまで滞納となった事例は発生していない。

(4) 減免の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 29 条において「災害その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減額又は免除することができる。」と定められている。

② 減免措置に関する事務の状況 (内部統制の状況)

火災や風水害により、指定のゴミ袋を使わずにゴミを収集する事例が年に数件ある。その際、被災者は「り災証明書」と「り災ごみ収集運搬確認書」を提出し、収集部門である市環境部クリーン推進課の職員が実際に現地に赴いて被災状況を確認した上で免除の可否を判断している。

(5) 監査の結果及び意見

① 料金見直しの検討がなされていない【意見 17】

当該手数料について、令和元年以降、見直しの検討がなされていないことから、定期的に検討を行う期間を定め、原価積算を実施して料金水準の妥当性について検証されたい。

当該手数料については、所管課に確認したところ、令和元年の改正以降、原価計算や料金見直しの検討は行われていなかった。ごみ処理原価のデータを料金設定時に参考とした平成 28 年度実績と直近の令和 5 年度実績を比較すると、前述のとおり収集運搬についても施設組合についても増加している状況にある。その後も、燃料費の高騰や最低賃金の引上げ等により原価が上昇していることが推察される。

当該手数料がごみ処理削減を目的に導入したものであったとしても、現行の手数料については原価に基づいて算定されたものであるため、当該原価水準が変動した場合には料金見直しの検討が必要である。実際に、令和元年の改正についても、消費税率引上げ以外にも当時の原価を反映して料金

を見直しているところである。

また、当該原価については、あるべき手数料の水準を考える上で重要な資料であるだけでなく、経費削減を考えるきっかけともなりうるものである。

使用料については、見直し指針において「一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として 4 年ごとの見直しとする。」こととされているが、手数料についても定期的な検討を行う期間を設定した上で、原価積算を実施して料金水準の妥当性について検証されたい。

② 規則上の減免手続きが実態と異なっている【意見 40】

当該手数料の減免手続きについて、規則上の令和元年以降、見直しの検討がなされていないことから、定期的に検討を行う期間を定め、原価積算を実施して料金水準の妥当性について検証されたい。

当該手数料について減免する場合、規則上は第 19 条第 1 項に基づき「一般廃棄物処分等手数料減額・免除承認申請書」を市長に提出し、同条第 2 項に基づく「一般廃棄物処分等手数料減額・免除承認書」を交付することとされているが、実際には「り災証明書」と「り災ごみ収集運搬確認書」を提出し、現地確認により免除の可否を判断している。

規則第 19 条第 3 項では、同条第 1 項及び第 2 項の手続きは省略できることとなっているが、規則上の手続との乖離が常態化していることを踏まえれば、実態に即して規則の文言を改正することを検討されたい。

また、災害時のごみ収集については、市ウェブサイト上の「被災者の救済について」という文書において問い合わせ先は記載されているのみであることから、手続きの詳細についてもウェブサイトに掲載する等により周知されたい。

手数料

14. 清掃手数料 (し尿等処分手数料)

(1) 概要

所管部署	環境部クリーン推進課			
根拠法令・条例	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例 (以下、この項において「条例」という。) 第 28 条～第 30 条、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則 (以下、この項において「規則」という。) 第 19 条・第 20 条			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	19,501	18,094	18,552
	収入済額	19,501	18,094	18,552
	減免額	-	-	-
	不納欠損額	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	2,819	2,650	2,714
	減免件数	-	-	-
	不納欠損件数	-	-	-

(2) 手数料の設定

① 料金体系 (主なもの)

手数料については、条例第 28 条及び別表において下表のように定められている。

区分	単位	手数料 (円)
仮設便所のし尿	10ℓにつき	140
公共下水道の供用が開始されている区域の浄化槽汚泥又はビルピット汚泥 (し尿を含むものに限る。)	10ℓにつき	35
公共下水道の供用が開始されていない区域の浄化槽汚泥	10ℓにつき	17

② 手数料の決定プロセス (内部統制の状況)

現行の手数料については、平成 23 年 4 月 1 日に改定されたものである。決定にあたっては、庁議後に市長決裁を受け、条例案を議会に上程し可決されたものである。なお、ビルピット汚泥 (し尿を含むものに限る) は浄化槽汚泥に類するものであるが、区分を明確化するため、令和 7 年 4 月 1 日の条例改正において区分を追記した。

③ 現行手数料の考え方

当該手数料については、以下の通り設定している。

ア. 仮設便所のし尿

仮設便所については、事業所が工事現場やイベント会場などに設置するものであり、以下のように平成 20 年度の処理原価見込み額を平成 20 年度年間処理見込み量で除して、10 リットル当たりの処理単価を 140 円と見積もって、当該金額を処分手数料をとして設定している。このため、当該手数料に係る受益者負担割合は 100%と設定されていることとなる。

	原価 (円)			し尿年間処理量 (kl)	処理単価 (円/10ℓ)
	人件費・物件費	償還金利息	減価償却費		
105,215,174	67,266,000	2,619,838	35,329,336	7,500	140

イ. 浄化槽汚泥・ビルピット汚泥

浄化槽汚泥やビルピット汚泥については、下水道が通っている家庭との格差があまり生じないようするため、平成 19 年度における 1 世帯あたりの年間下水道料金 14,822 円（平均的な世帯として 1 世帯 2.4 人と想定）と同程度の金額になるよう処分手数料を設定している。

具体的には、公共下水道の供用が開始されている区域については、1 世帯当たりの年間想定容量 1,600ℓ（5 人槽）のうち汚泥部分は 1/4 程度と想定し、10ℓ 当たり 35 円と設定している。また、公共下水道の供用が開始されていない区域は、公共下水道の供用が開始されている区域の半分程度の 10ℓ 当たり 17 円と設定した。

これにより、公共下水道供用地域においては、以下のように許可業者による清掃手数料も含めた 1 世帯当たりの平均的な負担額が年間下水道料金と同程度になると試算された。

$$1,600\ell (\text{想定容量}) \times 3.5 \text{ 円}/\ell + 10,178 \text{ 円 (清掃手数料平均額)} = 15,778 \text{ 円}$$

なお、これらの 10ℓ 当たりの処理原価は前述アと同じ 140 円であることから、公共下水道の供用が開始されている区域の手数料 35 円に係る受益者負担割合は 25%、公共下水道の供用が開始されていない区域の手数料 17 円に係る受益者負担割合は 12%と設定されていることとなる。

④ 手数料改定の検討状況

浄化槽汚泥やビルピット汚泥に係る手数料については、下水道料金を参考に設定するようにしている。直近では、令和 5 年度に下水道料金が改定されたが、月 100 円程度の値上げであったため、当該手数料の見直しは行われていない。

所管課に確認したところ、下水道料金の改定があるまでは改定する予定はないとのことであり、今後は令和 9 年度に下水道料金の見直しが想定されており、その場合には当該手数料についても改定を検討するとのことであった。

⑤ 受益者負担割合（実績ベース）

仮設便所について、令和 5 年度の処理原価等の実績は以下のとおりであり、10ℓ 当たりの処理原価は、現行料金設定時に参考とした平成 19 年度とほぼ同じ 140.5 円となった。

	原価 (円)			し尿年間処理量 (kl)	処理単価 (円/10ℓ)
	人件費	委託料	物件費・減価償却費		
60,508,564	8,512,577	22,010,039	29,985,948	4,308	140.5

(3) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
-	○	-	-	-	-

② 消費税関係

消費税の課税事業者で、かつ適格請求書発行事業者に登録しており、インボイスを発行している。インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

収納事務については、浄化槽汚泥及びし尿処分手数料請求手順に基づいて行っている。具体的には、許可業者がし尿等下水道放流施設に搬入する際、搬入量を計量して伝票を作成し、業者に控えを渡すとともに当該伝票データが施設から所管課に毎週送信され、それを月毎に許可業者に請求している。

④ 滞納整理の状況

これまで滞納となった事例は発生していない。

(4) 減免の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 29 条において「災害その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減額又は免除することができる。」と定められている。

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

これまで減免事例は発生していない。

(5) 監査の結果及び意見

① 料金見直しの検討が長期間なされていない【意見 17】

当該手数料のうち仮設便所については、長期にわたり見直しの検討がなされていないことから、定期的に検討を行う期間を定め、原価積算を実施して料金水準の妥当性について検証されたい。

当該手数料のうち、浄化槽汚泥・ビルピット汚泥に係る手数料については下水道料金の改定時期に合わせて見直しの検討を行っているものの、仮設便所に係る手数料については、平成 23 年の改正以降、料金見直しの検討は行われていなかった。

今回の監査において、令和 5 年度の原価実績を確認したところ、現行料金設定時に参考とした平成 19 年度とほぼ同水準であったものの、その後の物価水準の高騰や最低賃金の引上げ等により原価が上昇していることも推察される。

使用料については、見直し指針において「一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として 4 年ごとの見直しとする。」こととされているが、手数料についても定期的な検討を行う期間を設定した上で、原価積算を実施して料金水準の妥当性について検証されたい。

使用料

15. 霊園使用料（合葬室使用料・合葬用納骨室使用料・短期収蔵納骨室使用料）

(1) 概要

所管部署	環境部環境保全課			
根拠法令・条例	那覇市霊園条例（以下、この項において「条例」という。）第 8 条・第 9 条、那覇市霊園条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第 10 条・第 11 条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	24,793	27,615	33,945
	収入済額	24,793	27,615	33,945
	減免額	2,790	2,010	2,070
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	795	636	725
	減免件数	93	67	69
	不納欠損件数	-	-	-

(2) 施設の概要

所在地	那覇市識名霊園のうち市民共同墓（那覇市繁多川 5 丁目 240 番地 1）		
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/okuyami/1008627.html		
開設時期	平成 26 年 4 月 1 日		
条例に定める施設の目的	墳墓の設置、焼骨又はこれに準ずるものの埋蔵又は収蔵及びこれらに伴う祭祀		
施設の営業時間	午前 9 時～午後 5 時		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	885	701	789
備考	合葬室：複数の焼骨を共同で埋蔵する施設 合葬用納骨室：焼骨を合葬室に共同埋蔵する前に、使用許可を受けた日から 12 年間（13 回忌）または 32 年間（33 回忌）合葬用納骨壇に埋蔵する施設 短期収蔵納骨室：1 回の使用期間 5 年間で焼骨を預かる納骨堂としての施設		

(3) 使用料の設定

① 料金体系（主なもの）

料金については、条例第 8 条及び別表において下表のように定められている。

霊園施設	区分		単位	使用料(円)	
墳墓地	墳墓地		1 平方メートルにつき永年	49,600	
市民共同墓	合葬式墓地	合葬用納骨室	1 体用納骨壇	1 壇につき 12 年	52,000
			1 壇につき 32 年	139,000	
			2 体用納骨壇	1 壇につき 12 年	104,000
		1 壇につき 32 年	278,000		
		特殊壇	1 壇につき 12 年	208,000	
			1 壇につき 32 年	556,000	
	合葬室		1 体につき 永年	30,000	
	短期収蔵納骨室	1 体用納骨壇	1 壇につき 5 年	25,000	
		2 体用納骨壇	1 壇につき 5 年	50,000	
		特殊壇	1 壇につき 5 年	100,000	
参拝室		1 時間につき	500		

(※) 合葬用納骨室を使用する場合、例えば 1 体用納骨壇で使用期間が 12 年の場合は、上表記載の 52,000 円に合葬室利用用 30,000 円を加えた 82,000 円が実際の料金となる。

なお、墳墓地以外の料金については那覇市のウェブサイトにも掲載されており、確認したところその内容に誤りはなかった。

② 使用料の決定プロセス (内部統制の状況)

現行の使用料については、平成 26 年 4 月 1 日に改定されたものである。決定にあたっては、庁議後に市長決裁を受け、条例案を議会に上程し可決されたものである。

③ 現行使用料金の考え方

那覇市民共同墓では、保管期限のある納骨室、短期収蔵室、合葬室の 3 つの使用形態に合わせた使用料を徴収している。

まず、市民共同墓に係る維持管理費等について以下のように算出し、年間 1 体当たり負担額を 4,366 円と見積もっている。

項目	事業費(円)	年間 1 壺当たり負担額(円)	備考
建設事業費	411,892,000	717	100 年間 (想定使用期間) 及び骨壺数 5,748 で按分
起債元利償還金利息	6,213,132	11	100 年間 (想定使用期間) 及び骨壺数 5,748 で按分
人件費	6,374,860	1,025	本庁職員等は霊園従事分を算出した上で、骨壺数 5,748 で按分
需用費	1,873,000	325	骨壺数 5,748 で按分
役務費	414,000	72	骨壺数 5,748 で按分
委託料	8,127,160	1,413	骨壺数 5,748 で按分
使用料及び賃借料	197,000	34	骨壺数 5,748 で按分
備品購入費	872,000	53	10 年間 (買替までの期間) 及び及び骨壺数 5,748 で按分
基金積立相当額	36,631,350	637	電気、機械等の大規模修繕費が 10 年毎に発生するものと想定し、当該期間と骨壺数 5,748 で按分
その他	5,799,433	79	管理システム初期導入費用 (10 年)、芝貼等 (20 年) を使用期間と骨壺数 5,748 で按分
計	432,689,752	4,366	

これに基づき、合葬室使用料金を以下のように見積り、使用料を 30,000 円と設定している。このため、当該使用料に係る受益者負担割合は 100%と設定されていることとなる。

項目	金額 (円)	備考
維持管理費等	27,263	上記年間1壺当たり負担額 4,366 円を、共同墓の敷地面積 (800.72 m ²) に対する合葬室の敷地面積 (50 m ²) で按分した上で、100 年分に換算
委託費	2,300	1 体当たりコスト (賃金、袋、産廃費)
土地永年使用権相当額	1,476	路線価を市民共同墓敷地面積 595 m ² で乗じた上で、収容骨数 20,000 体で按分
計	31,039	

また、合葬室以外の使用料については、以下のように設定している。

区分	金額 (円)	備考
短期収蔵納骨壇	25,000	上記年間1壺当たり負担額 4,366 円に返還又は更新手続きのための人件費 648 円を加え、5 年分に換算
合葬用 12 年預かり収蔵納骨壇	52,000	上記年間1壺当たり負担額 4,366 円を 12 年分に換算
合葬用 32 年預かり収蔵納骨壇	139,000	上記年間1壺当たり負担額 4,366 円を 32 年分に換算

④ 使用料改定の検討状況

所管課に確認したところ、当該使用料については、これまで見直しの検討は行われていないとのことであった。この点について、当該使用料は納骨する際にまとめて支払われるものであることから、納骨するタイミングによって料金変動することは好ましくないとのことであり、現時点では料金の改定は考えていないとのことであった。また、将来的には、合葬室について 40 年から 50 年後に容量が超過することが想定されるので、新增設検討する際には使用料の改定について検討が必要とのことであった。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	10,933	11,606	11,392
職員人件費	9,106	9,678	12,788
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・・イ	9,106	9,678	12,788
備品購入費及び減価償却費	-	-	35
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・ウ	-	-	35
建物建設事業費等・・・・・・・・エ	4,181	4,181	4,181
土地永年使用権相当額・・・・オ	295	295	295
使用料の原価の基礎・・・・カ (=ア+イ+ウ+エ+オ)	24,515	25,760	28,691
受益者負担割合設定値	100%	100%	100%
調定額【再掲】・・・・・・・・キ	24,793	27,615	33,945
実際の受益者負担割合・・(キ÷カ)	101.1%	107.2%	118.3%
減免額【再掲】・・・・・・・・ク	2,790	2,010	2,070

減免額も含めた受益者負担割合・ (キ+ク)÷カ	112.5%	115.0%	125.5%
----------------------------	--------	--------	--------

(※) 建物建設事業費等と土地永代使用権相当額については、料金設定時に見積もられた金額を 100 年間で除して 1 年分の金額を算出している。(建物建設事業費には起債元利償還金利息を含む)。

⑥ その他

当該使用料については、他の施設の使用料等と異なり、例えば合葬室であれば 100 年分相当の使用料を納骨時に一括納付していることとなる。このため、単年度での収支ではなく長期的な視点で収支を考える必要がある。

前述⑤において調定額が原価を上回っている(受益者負担割合が 100%を超えている)のは、上記の理由からであり、那覇市においては今後の整備や管理運営に充てるため、以下のとおり使用料の一部を那覇市公営墓地整備等事業基金へ積み立てている。

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
基金積立額	3,278	4,207	4,810
年度末基金残高	15,006	19,213	24,024

(4) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
-	○ (納付書)	-	-	-	-

② 消費税関係

当該使用料は、消費税法第 6 条第 1 項により非課税とされている。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況 (内部統制の状況)

利用申請は那覇市役所の窓口にて受け付けており、所管課職員が申請者に対して納付書を手渡し、領収書を確認した上で使用許可証を交付している。申請者のほとんどは、庁舎 1 階にある琉球銀行で支払っている。なお、マニュアル等は作成していない。

④ 滞納整理の状況

事前に料金を支払った者に対して使用許可証を交付するので、料金滞納が発生することはない。

(5) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 9 条及び規則第 11 条において、以下のよう定められている。

減免する場合	減免額
使用者が生活保護法の規定による扶助を受けている場合において、合葬室 (生前予約の場合を除く) 又は参拝室を使用するとき	全額

墳墓地の使用者が当該墳墓地を返還し、引き続き合葬用納骨室（納骨壇又は特殊壇 1 壇に限る。）又は合葬室を使用するとき	全額
その他市長が特に必要があると認めるとき	市長が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

これまでの減免事例は生活保護受給者のみであり、生活保護受給証明書を確認の上、減免を決定している。

（6）監査の結果及び意見

① 将来収支シミュレーションが行われていない【意見 31】

当該使用料は、他と異なり将来にわたる原価を前払いしているものであるが、将来収支シミュレーションが作成されていないことから、これを作成してあるべき基金残高や使用料水準の妥当性について検証されたい。

当該使用料については、他の施設の使用料等と異なり、将来にわたる長期的な維持管理費等を納骨時に前払いしていることとなる。また、納骨室や短期収蔵室については納骨期限経過後に再度使用料の収入が見込まれるものの、短期収蔵室でも 5 年後、納骨室は 12 年後や 32 年後となる。このように、当該使用料については、単年度での収支ではなく長期的な視点で収支を考える必要があるが、これに係る将来収支シミュレーションは作成されていない。

那覇市では、今後要する維持管理費等に充てるため、那覇市公営墓地整備等事業基金を積み立てているが、現時点での残高は維持管理費の 2 年分程度である。この残高が適切な水準であるかどうかについて、将来収支シミュレーションがないことから判断が難しい状況である。

VUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）と呼ばれる予測不可能な時代にあっては、今後の社会情勢を的確に予測することは困難ではあるが、一定のシナリオに基づき将来収支シミュレーションを行うことは、今後要する維持管理費等に対して基金残高が適正な規模であるか、あるいは現行の使用料の水準が妥当であるかの一つの判断材料となることから、将来収支シミュレーションを作成してあるべき基金残高や使用料水準の妥当性を検証されたい。

指定管理

16. 那覇市総合福祉センター

(1) 概要

那覇市総合福祉センター（所在地：那覇市金城3丁目5番地4）（以下、この項において「総合福祉センター」という。）は、「市民の福祉の増進を図ること」を目的に設置されたものであり、この中には6つの施設が存在する。このうち、利用料金が定められているのは以下の3施設である。

- ・ 那覇市社会福祉センター（以下、この項において「社会福祉センター」という。）
- ・ 那覇市金城児童館（以下、この項において「児童館」という。）
- ・ 那覇市金城老人憩の家（以下、この項において「老人憩の家」という。）

所管部署	社会福祉センター	福祉部福祉政策課
	児童館	こどもみらい部こども教育保育課
	那覇市金城老人憩の家	福祉部ちやーがんじゅう課
根拠法令・条例	那覇市総合福祉センター条例（以下、この項において「条例」という。）第15条、第16条、那覇市総合福祉センター条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第4条	
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/shakai/fukushi/1003432/1003433.html https://www.nahasyakyo.org/sp/service/facility/1457618031/	

① 社会福祉センター

収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用料収入	582	589	491
	未収入金	-	-	-
	減免額	2,871	4,089	4,425
	回収不能額	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用件数	4,230	4,506	3,733
	減免件数	503	617	634
	回収不能件数	-	-	-

② 児童館

収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用料収入	-	-	-
	未収入金	-	-	-
	減免額	-	-	-
	回収不能額	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用件数	-	-	-
	減免件数	-	-	-
	回収不能件数	-	-	-

③ 老人憩の家

収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用料収入	-	-	-
	未収入金	-	-	-
	減免額	-	-	-
回収不能額	-	-	-	
件数の推移 (単位：件)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用件数	-	-	-
	減免件数	-	-	-
	回収不能件数	-	-	-

(2) 施設の概要

① 社会福祉センター

開設時期	平成7年3月31日		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の福祉の向上のための各種相談に関する事 ・社会福祉団体のための事務所及びこれらの団体が行う会議、研修等のための場の提供に関する事 ・その他福祉の向上に関する事 		
施設の営業時間	午前9時～午後9時 休館日：日曜、祝祭日、年末年始、6月23日（慰霊の日）		
利用者数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	18,130	18,131	17,094

② 児童館

開設時期	平成7年3月31日		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全な遊び場の提供に関する事 ・児童の健康増進に関する事 ・児童の情操指導に関する事 ・児童のクラブ活動及びレクリエーションの指導に関する事 		
施設の営業時間	午前10時～午後9時 ※午後6時以降は利用申請がある場合に限り、利用申請がない場合は午後6時までに退館及び閉館。 休館日：日曜、祝祭日（こどもの日を除く）、年末年始、6月23日（慰霊の日）		
利用者数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	29,430	34,284	41,239

③ 老人憩の家

開設時期	平成 7 年 3 月 31 日		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教養講座、レクリエーション等の実施に関すること ・その他市長が必要と認める事業 		
施設の営業時間	和室・調理室：午前 10 時～午後 9 時 ※午後 6 時以降は利用申請がある場合に限り、利用申請がない場合は午後 6 時までに退館及び閉館。 入浴室：午前 10 時～午後 12 時 ※入浴室は現在、一般利用休止中。 休館日：日曜、祝祭日(敬老の日を除く)、年末年始、6 月 23 日(慰霊の日)		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	15,715	17,334	18,634

なお、総合福祉センターについては、条例第 6 条において利用できる者が定められているほか、指定管理者が定める「那覇市総合福祉センター施設利用要綱」(以下、この項において「要綱」という。)第 3 条においても利用者の範囲が定められている。

施設	条例	要綱
社会福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に事務所を有する社会福祉団体 ・その他市長が適当と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に事務所を有する社会福祉団体 ・本市の健康の保持増進に資する団体 ・その他市民福祉の向上を目的とすることが認められる団体
児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 4 条の児童 ・母親クラブ、子ども会その他の児童の健全育成を目的とする団体 ・その他指定管理者が適当と認める者 	
老人憩の家	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に住所を有する 60 歳以上の者 ・半数以上が前号に規定する者で構成されている老人クラブ等の団体 ・市民の福祉向上及び健康の保持増進に資する団体 ・その他指定管理者が適当と認める者 	

また、利用時間については、条例第 4 条第 1 項において「センターの開館時間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、第 17 条第 1 項の規定により市長が指定するもの(指定管理者)は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。」とされている。他方、有料施設については、要綱に定められた開放時間において利用が認められているが、この利用時間は平成 27 年 2 月 10 日に市長が承認した文書に記載されたものと異なっている。また、指定管理者のウェブサイトには要綱の開放時間が記載されているが、市ウェブサイトには市長承認時の利用時間のみが掲載されていた。

なお、所管課に確認したところ、現在の利用時間は上表①～③のとおりであり、要綱を平成 29 年

9月1日に改正した際に変更しているとのことであった。しかし、当該営業時間は、要綱の調理室及び入浴室、市長承認・ウェブサイトの表記とも相違している。

施設	条例の開館時間	要綱の開放時間	市長承認・ウェブサイト
社会福祉センター (会議室)	午前8時30分～午後5時	午前9時～午後9時	午前10時～午後10時
児童館(遊戯室、図書室、工作室)	午前10時～午後6時	午後6時～午後9時	午後6時～午後10時
老人憩の家(和室)	午前10時～午後6時	午後6時～午後9時	午後6時～午後10時
(調理室)		午前10時～午後5時	午前10時～午後5時
(入浴室)		午後12時～午後4時	午後12時～午後4時

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日

(4) 利用料金の設定

① 料金体系

利用料金については、条例第15条第2項において「別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。

施設名	種別	金額(円/1時間あたり)	
		室料	冷房料
センター	会議室	2,000	300
児童館	遊戯室	2,000	300
	図書室	600	200
	工作室	700	200
老人憩の家	和室	1,700	300
	調理室	400	200
	浴室	入浴料(1人1回につき)150	

(※) 入浴室は現在、一般利用休止中。

なお、当該料金については指定管理者のウェブサイトにも掲載されており、確認したところその内容に誤りはなかった。

② 料金の決定プロセス(内部統制の状況)

現行の利用料については、平成27年4月1日に最終改定されたものである。当時の検討過程においては、平成25年度の原価実績と受益者負担割合40%に基づき1時間当たり原価を算出していた。

また、現行の利用料については、指定管理者により条例において定められたものと異なる料金が設定されており、当該料金設定に対し、平成27年2月10日付けで市長承認されている。

③ 現行料金の考え方

当該利用料については、見直し指針における第 2 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 40% を上限として条例で制定し、当該上限額に基づいて指定管理事業者が設定した前述の料金のうち、会議室、遊戯室、図書室、工作室、和室は「上限額から概ね 90~96%」、調理室は「上限額から概ね 83%」、浴室は条例と同額を採用している。

ア. 室料の料金設定

原価については、平成 25 年度実績額等を基に下表のように算出し、受益者負担とする原価を 3,697 万円と見積もっている。

費目	金額 (円)	備考
恒常的維持管理費	28,632,826	
施設維持管理費	17,985,615	H25 実績
光熱水費 (※)	8,700,511	H25 実績
簡易修繕費	1,946,700	H25 実績
備品購入費	23,421	H25 実績
職員人件費	8,314,683	H25 実績
合計 (受益者負担の範囲)	36,970,930	

(※) 調理室の年間ガス代 19,154 円、浴室の重油代 547,860 円は含まれていない。

年間使用可能時間については、平成 25 年度の利用実績に基づき各室の合計を 11,030 時間と見積もっている。また、貸出可能部分面積は各室の合計が 903.5 ㎡であることから、これらに基づき 1 ㎡・1 時間当たりの原価を 26.15 円とし、各区分の 1 時間当たり利用料を算定している。

$\begin{aligned} & (\text{各室の年間使用可能時間} \times \text{各室の貸出可能分面積}) \text{の合計} = 1,413,772 \\ & 1 \text{ ㎡} \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} = 36,970,390 \text{ 円} \div 11,413,772 = 26.15 \text{ 円} \end{aligned}$

区分	原価(A)	貸出面積(B)	性質別負担割合(C)	(D)=(A)×(B)×(C)	消費税等(D)×1.08	1 時間当たり利用料
会議室	26.15 円	195.0 ㎡	40%	2,039	2,202	2,200 円
遊戯室	26.15 円	198.0 ㎡	40%	2,070	2,235	2,230 円
図書室	26.15 円	58.5 ㎡	40%	611	659	650 円
工作室	26.15 円	66.0 ㎡	40%	690	745	740 円
和室	26.15 円	158.0 ㎡	40%	1,652	1,784	1,780 円
調理室 (※1)	26.15 円	88.0 ㎡	40%	920	-	480 円
浴室 (※2)	26.15 円	140.0 ㎡	40%	1,464	-	150 円

(※1) 見直し指針に基づき、現行料金からの値上げ上限 50% を採用している。

(※2) 浴室については、老人憩の家及び老人福祉センターの設置目的に照らし、公平性の観点から、那覇市内の老人憩の家及び老人福祉センターにおける料金を 150 円に統一させている。

イ. 冷房料の料金設定

冷房料の算定基礎となる原価等を含む根拠資料は存在しない。

④ 利用料金改定の検討状況

利用料金については、令和 4 年度に見直しの検討を行っている。

令和元年度の実績に基づき検討した結果は下表のとおりであったが、当時はコロナ禍の影響や物

価高騰の影響を考慮し、全庁的に利用料金の改定を見送っている。

なお、所管課に確認したところ、料金改定の見直しサイクル等については特段定められておらず、今後の料金改定の検討予定も未定であった。

区分	原価(A)	貸出面積(B)	性質別負担割合(C)	(D)=(A)×(B)×(C)	消費税等(D)×1.1	1時間当たり利用料
会議室	27.15 円	195.0 m ²	40%	2,117	2,328	2,320 円
遊戯室	27.15 円	198.0 m ²	40%	2,150	2,365	2,360 円
図書室	27.15 円	58.5 m ²	40%	635	685	680 円
工作室	27.15 円	66.0 m ²	40%	716	787	780 円
和室	27.15 円	158.0 m ²	40%	1,715	1,886	1,880 円
調理室(※1)	27.15 円	88.0 m ²	40%	955	720	720 円
浴室(※2)	27.15 円	140.0 m ²	40%	-	150	150 円

(※1) 調理室は、見直し指針に基づき、現行料金からの値上げ上限 50%を採用している。

(※2) 老人憩の家及び老人福祉センターの設置目的に照らし、公平性の観点から、那覇市内の老人憩の家及び老人福祉センターにおける浴室料金は 150 円に統一させている。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

ア. センター

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	30,740	35,389	33,974
職員人件費	11,962	11,310	8,607
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・・イ	11,962	11,310	8,607
備品購入費及び減価償却費	-	-	-
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・ウ	-	-	-
利用料金の原価の基礎・・・・・・・・エ (=ア+イ+ウ)	42,702	46,699	42,581
受益者負担割合設定値	40%	40%	40%
利用料収入【再掲】・・・・・・・・オ	582	589	491
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	1.4%	1.3%	1.2%
減免額【再掲】・・・・・・・・カ	2,871	4,089	4,425
減免額も含めた受益者負担割合・・(オ+カ)÷エ	8.1%	10.0%	11.5%

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

イ. 児童館

直近3年間の児童館の利用実績については、開館時間のほとんどが条例第3条第3項に基づく指定管理者の実施事業に係るもの(児童の健全な遊び場の提供等)で占められており、それ以外の実績はなかった。そのため、直近3年間において利用料金の徴収実績がなく、実際には受益者負担が生じていないこととなる。なお、当該施設に係る原価は以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	1,004	674	791
職員人件費	9,164	9,762	8,668
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・・イ	9,164	9,762	8,668
備品購入費及び減価償却費	-	-	-
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・・・・・ウ	-	-	-
利用料金の原価の基礎・・・・・・・・エ (＝ア＋イ＋ウ)	10,168	10,436	9,459

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

ウ. 老人憩の家

直近3年間の利用実績については、開館時間のほとんどが条例第3条第4項に基づく指定管理者の実施事業に係るもの(教養の向上やレクリエーションのための講座や同好会での使用)で占められており、それ以外の利用実績はなかった。そのため、直近3年間に於いて利用料金の徴収実績がなく、実際には受益者負担が生じていないこととなる。なお、当該施設に係る原価は以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	2,384	2,232	2,294
職員人件費	4,756	4,790	4,939
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・・イ	4,756	4,790	4,939
備品購入費及び減価償却費	35	-	68
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・・・・・ウ	35	-	68
利用料金の原価の基礎・・・・・・・・エ (＝ア＋イ＋ウ)	7,175	7,022	7,300

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(5) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QRコード	その他
○	-	-	-	-	-

② 消費税関係

当該利用料は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。

インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

収納事務については、当該施設の指定管理者にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。
具体的には、利用許可や料金収納等については指定管理者の職員間で確認の上、処理されている。

また、所管課においては、年 1 回の指定管理者に対するモニタリングのなかで、指定管理者が適切に収納事務を行っていることを確認している。

なお、収納事務に関する事務処理マニュアル等は存在しない。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはほぼない。

(6) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置（入浴室を除く）については、条例第 16 条、規則第 4 条及び要綱第 8 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
那覇市が主催する行事に利用する場合	全額
福祉センター内に事務所を有する団体が利用する場合	
障がい者が利用する場合	
母親クラブ、子ども会その他の児童の健全育成を目的とする団体が、午前 10 時から午後 6 時までの間において児童館を利用する場合	
本市に住所を有する 60 歳以上の者が、午前 10 時から午後 5 時までの間において老人憩の家を利用する場合	
半数以上が本市に住所を有する 60 歳以上の者で構成されている老人クラブ等の団体が、午前 10 時から午後 5 時までの間において老人憩の家を利用する場合	2 分の 1 の額
那覇市が主催する行事に利用する場合	
その他指定管理者（社協会長）が特別の理由があると認める場合	必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

利用料金の減免の申請は、利用団体登録票及び利用許可申請書に加えて、利用料減免申請書により申請する。

また、所管課においては、年 1 回の指定管理者に対するモニタリングのなかで指定管理者が適切に減免事務を行っていることを確認している。

なお、児童館及び老人憩の家については、前述のとおり開館時間のほとんどが指定管理者の実施事業で占められており、直近 3 年間の減免実績はなかった。

(7) 監査の結果及び意見

① 料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘 2】

見直し指針上、一定の期間ごとに見直しを行うこととされているが、当該施設に関する見直しサイクルが設定されていなかったことから、定期的な検討を行う期間を設定すべきである。

見直し指針では、四 3「改定のサイクル」として、「一定の期間ごとに見直しを行うこととし、

原則として 4 年ごとの見直しとする。」とされているが、所管課に確認したところ、当該施設についてのタイミングで料金見直しを行うか検討されていなかった。

なお、見直し指針では、原則 4 年毎の見直しとしていることから、これとは異なる期間を設定する場合には、その理由を明示すべきである。

② 利用料金の見直しが実施されていない【意見 25】

令和 4 年度はコロナウイルスの影響を考慮して利用料金の見直しを見送っているが、その後の物価高騰等も踏まえ、早急に利用料金の見直しを検討されたい。

当該施設のうちセンターについては、見直し指針における第 2 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 40%として料金を設定しているが、令和 6 年度実績に基づく受益者負担割合は 1.2%となっている。料金設定時には減免対象となる利用時間も含まれているが、これによる減免額も利用料に含めた受益者負担割合も 11.5%であり、料金設定時の 40%を大きく下回っている。

この点については、令和 4 年の時点ですでに受益者負担割合が当初設定を下回っていたことから料金改定が検討されており、その後の最低賃金の上昇等による人件費の高騰や水光熱費等の物価高騰の影響、消費税率の 8%から 10%の引き上げ等もあることから、受益者負担割合は検討当時よりも低下していることも想定される。

受益者負担割合が同じであるべき施設で、実際の負担割合に大きな差が生じたまま放置されていることは、利用者間の不公平感が生じることから、現在の原価水準を算定した上で、これに基づく利用料金の見直しを早急に検討されたい。

なお、老人憩の家については令和 6 年度実績に基づく受益者負担割合はほぼゼロであり、児童館については利用料金がゼロとなっているが、いずれもセンターと同様に令和 4 年の時点において料金改定が検討されていたこと等を踏まえれば、原価に基づく利用料金の見直しを早急に検討されたい。

③ ウェブサイト掲載の利用時間に誤りがある【指摘 16】

指定管理者ウェブサイト及び市ウェブサイトに掲載された利用時間に誤りがあったことから、利用に関する基本情報に変更があった際には指定管理者ウェブサイト及び市ウェブサイトの確認体制を整備すべきである。

前述のとおり、現在の利用時間は、指定管理者ウェブサイト（要綱）の調理室及び入浴室の表記と相違しており、市ウェブサイトには平成 27 年 4 月 1 日時点の利用時間が記載されていたもののみが掲載されており、現時点での利用時間に関する情報は掲載されていない。

このため、ウェブサイトだけを見た利用者は、利用時間を誤認し、利用を諦める恐れもあることから、今後、利用時間や利用料金等の基本情報に変更があった際には、同様の事態が生じないように、指定管理者ウェブサイト及び市ウェブサイトの確認体制を整備すべきである。

④ 指定管理者以外の利用が少ないため利用料金が僅少である【意見 20】

当該施設は指定管理者による実施事業の利用がほとんどであり、利用料金が著しく少なくなっていることから、周辺住民への周知等により有料利用を拡大されたい。

直近 3 年間の当該施設の利用実績については、指定管理者が実施する事業に関するものが大半を

占めており、年間利用料金はセンターについては 50 万円程度、老人憩の家については数万円程度となっており、児童館及については利用料金が発生していなかった。

指定管理者による実施事業の利用については、当該施設の本来の利用目的に沿ったものであるため、その利用が多いこと自体は問題ではないが、例えば令和 6 年度の夜間利用状況は以下のとおりであり、施設の有効利用の面から空き時間の解消を図る必要がある。一方で、他の公の施設では市民団体等による夜間利用の実績はあり、潜在的なものも含めた施設利用のニーズは一定程度想定されるものと考えられる。

	センター	児童館			憩の家
	大会議室	図書室	工作室	遊戯室	和室
月平均(団体数)	1.3	-	0.1	-	0.1

(※) センター大会議室は午後 5 時～午後 9 時、それ以外は午後 6 時～午後 9 時

本来の利用目的を優先しつつ、例えば 1 週間前からはそれ以外の利用予約を受け付ける等、社会福祉関係以外の団体も利用しやすい環境を整備するとともに、周辺住民に利用可能であることを周知することにより有料利用を拡大し、当該施設の稼働時間を長期化する工夫を検討されたい。

⑤ 浴室の利用料金の算定方法が誤っている【意見 32】

浴室の料金は利用者 1 人あたり原価に基づいて算定すべきところ、1 m²あたりの時間原価を基に検討されていたことから、同様の誤りが生じないよう注意されたい。

浴室については、他の施設と異なり、ある一定の区画を不特定多数の個人が同時に利用できるものであることから、見直し指針の 2 (2) (イ) に示された利用者 1 人あたり原価に基づいて利用料金を算定するのが適切であるが、料金設定時には (ア) 1 m²あたりの時間原価に基づき検討が行われていた。この際に算出された利用料金は前述のとおり 1,464 円となっているが、当該施設は時間当たりで設定されていないことから適切なものではない。

実際には、那覇市内の老人憩の家及び老人福祉センターにおける浴室の統一料金である 150 円に設定されたため上記の算定結果は採用されていないが、当該料金がどの程度の受益者負担となっているかが不明なことから、料金の妥当性を判断できない状況である。

なお、老人憩の家や老人福祉センターに設置されている浴室については、新型コロナウイルスの流行以降、利用されておらず、令和 6 年度に策定された那覇市老人福祉センター長寿命化計画においても、「浴室をはじめとする使用されていない部屋や設備を見直し、利用需要の高い部屋や設備を重点的に整備することを検討」することとされている。今後、浴室に代わる新たな施設が整備されることも想定されるが、その際には同様の誤りが生じないよう注意されたい。

指定管理

17. 那覇市安謝福祉複合施設

(1) 概要

那覇市安謝福祉複合施設（所在地：那覇市安謝2丁目15番1号）（以下、この項において「複合施設」という。）は、「児童に対する健全育成事業並びに高齢者の教養の向上及び健康の増進等に関する事業を、一体的に、かつ、隣接する児童福祉施設及び老人福祉施設並びに地域住民と協働して展開することにより、次代を担う児童及び高齢者の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに支え合う内外に開かれた地域福祉社会の形成に資するため」に設置されたものであり、老人福祉事業所のほか、利用料金が定められている以下の2施設がある。

- ・ 那覇市安謝児童館（以下、この項において「児童館」という。）
- ・ 那覇市安謝老人憩の家（以下、この項において「老人憩の家」という。）

所管部署	児童館	こどもみらい部こども教育保育課
	老人憩の家	福祉部ちゃーがんじゅう課
根拠法令・条例	那覇市安謝福祉複合施設条例（以下、この項において「条例」という。）第8条、第9条、那覇市安謝福祉複合施設条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第3条	
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/child/child-event/1008231/1004740.html https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/koureisya/fukusi/ikigai/koureiikigai.html#cmscenter https://www.aja.jrc.or.jp/	

① 児童館

収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用料収入	-	-	-
	未収入金	-	-	-
	減免額	-	-	-
	回収不能額	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用件数	-	-	-
	減免件数	-	-	-
	回収不能件数	-	-	-

② 老人憩の家

収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用料収入	-	-	-
	未収入金	-	-	-
	減免額	-	-	-
	回収不能額	-	-	-

件数の推移 (単位：件)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用件数	-	-	-
	減免件数	-	-	-
	回収不能件数	-	-	-

(2) 施設の概要

① 児童館

開設時期	平成10年4月1日		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全な遊び場の提供に関する事 ・児童の健康増進に関する事 ・児童の情操指導に関する事 ・児童のクラブ活動及びレクリエーションの指導に関する事 ・その他市長が必要と認める事業 		
施設の営業時間	午前10時～午後6時 休館日：毎月第3日曜、祝祭日（こどもの日を除く）、年末年始、6月23日（慰霊の日）		
利用者数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	30,100	32,080	32,965

② 老人憩の家

開設時期	平成10年4月1日		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教養講座、レクリエーション等の実施に関する事 ・その他市長が必要と認める事業 		
施設の営業時間	午前10時～午後6時 ※入浴室は現在、一般利用休止中。 休館日：日曜、祝祭日（敬老の日を除く）、年末年始、6月23日（慰霊の日）		
利用者数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	6,918	9,259	9,831

なお、条例第5条において利用できる者が定められているほか、指定管理者のウェブサイトにおいても利用対象が掲載されている。

施設	条例	指定管理者ウェブサイト
児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条の児童 ・母親クラブ、子ども会その他の児童の健全育成を目的とする団体 ・その他指定管理者が適当と認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住児童 ・児童健全育成を目的とした団体

老人憩の家	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に住所を有する 60 歳以上の者 ・半数以上が本市に住所を有する 60 歳以上の者で構成されている老人クラブ等の団体 ・市民の福祉向上及び健康の保持増進に資する団体 ・その他指定管理者が適当と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住 60 才以上の市民
-------	--	---

また、利用時間については、条例第 4 条第 1 項において「複合施設の利用時間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、第 15 条第 1 項の規定により市長が指定するもの(指定管理者)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。」とされており、市ウェブサイト及び指定管理者ウェブサイトには条例と異なる利用時間が記載されている。

施設	条例の開館時間	市ウェブサイト 指定管理者ウェブサイト
児童館	午前 10 時～午後 10 時	午前 10 時～午後 6 時
老人憩の家	午前 10 時～午後 10 時	午前 10 時～午後 6 時

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	日本赤十字社沖縄県支部
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(4) 利用料金の設定

① 料金体系

利用料金については、条例第 8 条第 2 項において「別表第 3 に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。

種別	金額(円/1 時間あたり)	
	室料	冷房料
中広間	700	200
多目的ホール	1,900	300
工作室・映写室	450	100
浴室	入浴料(1 人 1 回につき) 150	

(※) 入浴室は現在、一般利用休止中。

なお、当該料金については市ウェブサイト及び指定管理者のウェブサイトには掲載されていない。

② 利用料金の決定プロセス(内部統制の状況)

現行の利用料については、平成 27 年 4 月 1 日に最終改定されたものである。当時の検討過程においては、平成 25 年度の原価実績と受益者負担割合 40%に基づき 1 時間当たり原価を算出していた。

③ 現行利用料金の考え方

当該利用料金については、見直し指針における第 2 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 40%として設定している。

ア. 室料の料金設定

原価については、平成 25 年度実績額等を基に下表のように算出し、受益者負担とする原価を 851 万円と見積もっている。

費目	金額 (円)	備考
恒常的維持管理費	2,539,327	
消耗品費	773,384	H25 実績
印刷製本費	34,650	H25 実績
光熱費	1,194,863	H25 実績
委託料その他	392,580	H25 実績
修繕費	143,850	H25 実績
備品購入費	-	
職員人件費	5,970,953	H25 実績
合計 (受益者負担の範囲)	8,510,280	

年間使用可能時間については、平成 25 年度の利用実績に基づき 1,164 時間と見積もっている。また、施設面積は 400.22 m² (浴室を除く) であることから、これらに基づき 1 m²・1 時間当たりの原価を 18.26 円とし、各区分の 1 時間当たり利用料を算定している。

なお、消費税率が平成 25 年度の 5%から 8%に引き上げられることを踏まえて、調整を行っている。

$$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} = 8,510,280 \text{ 円} \div 400.22 \text{ m}^2 \div 1,164 \text{ 時間} = 18.26 \text{ 円}$$

$$18.26 \text{ 円} \div 1.05 = 17.39 \text{ 円}$$

区分	原価(A)	貸出面積(B)	消費税等(C)=(A)×(B)×1.08	性質別負担割合(C)	(D)=(A)×(B)×(C)	消費税等(D)×1.08	1 時間当たり利用料
中広間	17.39 円	86.97 m ²	1,633.40	40%	653.36	705.63	700 円
多目的ホール	17.39 円	234.69 m ²	4,407.76	40%	1,763.10	1,904.15	1,900 円
工作室・映写室	17.39 円	78.56 m ²	1,475.45	40%	590.18	637.39	450 円
浴室	17.39 円	154.67 m ²	2,904.89	40%	1,161.96	1,254.91	150 円

イ. 冷房料の料金設定

冷房料の算定基礎となる原価等を含む根拠資料は存在しない。

④ 利用料金改定の検討状況

利用料金については、令和 3 年度に見直しの検討を行っている。

令和元年度の実績に基づき検討した結果は下表のとおりであったが、当時はコロナ禍の影響や物価高騰の影響を考慮し、全庁的に利用料金の改定を見送っている。

なお、所管課に確認したところ、料金改定の見直しサイクル等については特段定められておらず、今後の料金改定の検討予定も未定であった。

区分	原価(A)	貸出面積(B)	性質別負担割合(C)	(D)=(A)×(B) ×(C)	1時間当たり利用料
中広間	31 円	86.97 m ²	40%	1,078	747 円
多目的ホール	31 円	234.69 m ²	40%	2,910	1,999 円
工作室・映写室	31 円	78.56 m ²	40%	974	480 円

⑤ 受益者負担割合

ア. 児童館

直近3年間の児童館の利用実績については、開館時間のほとんどが条例第3条第1項に基づく指定管理者の実施事業に係るもの（児童の健全な遊び場の提供等）で占められており、それ以外の実績はなかった。そのため、直近3年間に於いて利用料金の徴収実績がなく、実際には受益者負担が生じていないこととなる。なお、当該施設に係る原価は以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	5,045	5,329	4,691
職員人件費	7,866	6,934	8,409
うち、施設の日常的な維持管理・ 貸出業務に要する経費・・・・イ	7,866	6,934	8,409
備品購入費及び減価償却費	90	379	59
うち、高額備品を除く備品購入 に要する経費・・・・・・ウ	90	28	-
利用料金の原価の基礎・・・・・・・・ エ（＝ア＋イ＋ウ）	13,001	12,291	13,100

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

イ. 老人憩の家

直近3年間の老人憩の家の利用実績については、開館時間のほとんどが条例第3条第2項に基づく指定管理者の実施事業に係るもの（教養の向上やレクリエーションのための講座や同好会での使用）で占められており、それ以外の実績はなかった。そのため、直近3年間に於いて利用料金の徴収実績がなく、実際には受益者負担が生じていないこととなる。なお、当該施設に係る原価は以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	3,421	3,420	4,287
職員人件費	7,129	7,124	6,701
うち、施設の日常的な維持管理・ 貸出業務に要する経費・・・・イ	7,129	7,124	6,701
備品購入費及び減価償却費	-	266	59
うち、高額備品を除く備品購入 に要する経費・・・・・・ウ	-	176	-

利用料金の原価の基礎・・・・・・・・ エ (=ア+イ+ウ)	10,550	10,719	10,988
----------------------------------	--------	--------	--------

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(5) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
○	-	-	-	-	-

② 消費税関係

当該利用料金は消費税の課税対象であり、指定管理者はインボイス発行事業者として登録されているが、直近3年間において利用料金の徴収実績がなく、インボイスは発行していない。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

収納事務については、当該施設の指定管理者にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。具体的には、利用許可や料金収納等については指定管理者の職員間で確認の上、処理されている。

また、所管課においては、年1回の指定管理者に対するモニタリングのなかで、指定管理者が適切に収納事務を行っていることを確認している。

なお、収納事務に関する事務処理マニュアル等は存在しない。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金を支払う取扱いであるが、直近3年間において利用料金の徴収実績がないため、滞納も発生していない。

(6) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置（入浴室を除く）については、条例第16条、規則第4条及び要綱第8条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
母親クラブ、子ども会その他の児童の健全育成を目的とする団体が、午前10時から午後6時までの間において利用する場合	全額
半数以上が本市に住所を有する60歳以上の者で構成されている老人クラブ等の団体が、午前10時から午後5時までの間において利用する場合	
那覇市が主催する行事に利用する場合	
那覇市が共催する行事に利用する場合	2分の1の額
その他指定管理者が特別の理由があると認める場合	指定管理者が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

利用料金の減免の申請手続等については、条例に定めはなく、市ウェブサイト及び指定管理者ウェブサイト上にも掲載されていない。

なお、前述のとおり開館時間のほとんどが指定管理者の実施事業で占められており、それ以外の利

用実績はなかったことから、直近 3 年間の減免実績はなかった。

(7) 監査の結果及び意見

① 料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘 2】

見直し指針上、一定の期間ごとに見直しを行うこととされているが、当該施設に関する見直しサイクルが設定されていなかったことから、定期的な検討を行う期間を設定すべきである。

見直し指針では、四 3「改定のサイクル」として、「一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として 4 年ごとの見直しとする。」とされているが、所管課に確認したところ、当該施設についてのタイミングで料金見直しを行うか検討されていなかった。

なお、見直し指針では、原則 4 年毎の見直しとしていることから、これとは異なる期間を設定する場合には、その理由を明示すべきである。

② 利用料金の見直しが実施されていない【意見 25】

令和 3 年度はコロナウィルスの影響を考慮して利用料金の見直しを見送っているが、その後の物価高騰等も踏まえ、早急に利用料金の見直しを検討されたい。

当該施設は、見直し指針における第 2 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 40%として料金を設定しているが、直近 3 年間で利用料金の徴収実績がなく、受益者負担により原価が回収できていない状況にある。

しかしながら、令和 3 年に検討された料金見直しの内容を確認すると、すべての施設種別（中広間、多目的ホール、工作室・映写室）については受益者負担割合が当初設定を下回っていた。さらに、その後の最低賃金の上昇等による人件費の高騰や水光熱費等の物価高騰の影響、消費税率の 8%から 10%の引き上げ等もあることから、受益者負担割合は検討当時よりも低下していることも想定される。

受益者負担割合が同じであるべき施設で、実際の負担割合に大きな差が生じたまま放置されていることは、利用者間の不公平感が生じることから、現在の原価水準を算定した上で、これに基づく利用料金の見直しを早急に検討されたい。

③ 指定管理者以外の利用がなく利用料金が生じていない【意見 20】

当該施設は指定管理者による実施事業の利用がほとんどであり、利用料金が発生していないことから、利用時間の拡大や周辺住民への周知等により有料利用を拡大されたい。

直近 3 年間の当該施設の利用実績は、指定管理者が実施する事業に関するもののみとなっており、利用料金が発生しておらず、料金設定時に想定していた受益者負担による原価回収ができていない状況にある。

指定管理者による実施事業の利用については、当該施設の本来の利用目的に沿ったものであるため、その利用が多いこと自体は問題ではないが、例えば条例上は午後 10 時まで開館可能であるにもかかわらず、午後 6 時以降の利用を認めていない。利用料金も、夜間利用の 4 時間を前提として積算されたものであり、当該時間に開館していなければ想定していた利用料金を回収することは困難である。

他の公の施設では市民団体等による夜間利用の実績はあり、潜在的なものも含めた施設利用のニーズは一定程度想定されるものと考えられることから、費用対効果も踏まえつつ、利用時間の拡大について検討されたい。

また、本来の利用目的を優先しつつ、例えば1週間前からはそれ以外の利用予約を受け付ける等、社会福祉関係以外の団体も利用しやすい環境を整備するとともに、周辺住民に利用可能であることを周知することにより有料利用を拡大し、当該施設の稼働時間を長期化する工夫を検討されたい。

指定管理

18. 那覇市壺川老人福祉センター

(1) 概要

所管部署	福祉部チャージかんじゅう課			
根拠法令・条例	那覇市老人福祉センター条例（以下、この項において「条例」という。）第 12 条、第 13 条、那覇市老人福祉センター条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第 4 条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	利用料収入	58	39	58
	未収入金	-	-	-
	減免額	24	22	20
	回収不能額	-	-	-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	利用件数	97	78	101
	減免件数	12	11	10
	回収不能件数	-	-	-

(2) 施設の概要

所在地	那覇市壺川 2 丁目 3 番 11 号		
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/koureisyaufukusi/ikigai/koureiikigai.html#cmscenter https://www.youfukai.jp/facility/tsubogawa.html		
開設時期	昭和 56 年 4 月 11 日		
条例に定める施設の目的	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条第 5 項の規定に基づき老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を総合的に供与するとともに、市民の福祉の向上、健康の保持増進及び地域住民の交流の場として提供するため		
施設の営業時間	午前 10 時から午後 5 時まで		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	29,651	33,811	39,765

なお、条例第 5 条において利用できる者が定められているほか、市ウェブサイト及び指定管理者のウェブサイトにおいても利用対象が掲載されている。

条例	市ウェブサイト 指定管理者ウェブサイト
<ul style="list-style-type: none"> 本市に住所を有する 60 歳以上の者 本市に住所を有する 60 歳以上の者が半数以上で構成されている団体及び老人クラブ 市民の福祉向上及び健康の保持増進に資する団体 	本市に居住する 60 歳以上の高齢者の方

・その他指定管理者が適当と認める者	
-------------------	--

また、利用時間については、条例第 4 条第 1 項において「老人福祉センターの利用時間は、午前 10 時から午後 10 時までとする。ただし、第 15 条第 1 項の規定により市長が指定するもの(指定管理者)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。」とされており、市ウェブサイト及び指定管理者ウェブサイトには条例と異なる利用時間が記載されている。

条例の開館時間	市ウェブサイト 指定管理者ウェブサイト
午前 10 時～午後 10 時	午前 10 時～午後 5 時

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人陽風会
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

(4) 利用料金の設定

① 料金体系

利用料金については、条例第 12 条第 1 項において「別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。

種別	金額(円/1 時間あたり)	
	室料	冷房料
機能回復訓練室	880	200
娯楽室	220	300
教養室	220	100
大広間	1,320	100
会議室	220	100
浴室(老人福祉センター共通)	入浴料(1 人 1 回につき)150	

(※) 入浴室は現在、一般利用休止中。

なお、当該料金については市ウェブサイト及び指定管理者のウェブサイトには掲載されていない。

② 利用料金の決定プロセス(内部統制の状況)

現行の利用料金については、平成 27 年 4 月 1 日に最終改定されたものである。当時の検討過程においては、平成 25 年度の原価実績と受益者負担割合 40%に基づき 1 時間当たり原価を算出していた。

なお、那覇市内の老人福祉センターについては、4 施設(壺川、小禄、識名、末吉)をグループ化して統一的な考え方の下で料金を設定している。

③ 現行利用料金の考え方

当該利用料金については、見直し指針における第 2 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 40%として設定している。

ア. 室料の料金設定

原価については、平成 25 年度実績額等を基に下表のように算出し、受益者負担とする原価を壺川は 880.4 万円、4 施設合計で 4,040.2 万円と見積もっている。

費目	金額 (円)			合計	備考
	壺川	末吉	小禄・識名		
恒常的維持管理費	3,223,674	2,526,964	10,299,955	16,050,593	
消耗品費	78,041	83,260	2,001,440	2,162,741	H25 実績
印刷製本費	-	-	22,092	22,092	H25 実績
光熱費	2,607,483	1,863,634	4,791,815	9,262,932	H25 実績
委託料その他	342,600	381,410	2,032,533	2,756,543	H25 実績
修繕費	195,550	198,660	1,452,075	1,846,285	H25 実績
備品購入費	-	-	-	-	H25 実績
職員人件費	5,581,100	5,587,672	14,550,757	25,719,529	H25 実績
金城老人憩の家 (※)	-	-	-1,367,884	-1,367,884	
合計 (受益者負担の範囲)	8,804,774	8,114,636	23,482,828	40,402,238	

(※) 小禄、識名の両老人福祉センター及び金城老人憩の家は、同一の指定管理者であるため、当該指定管理者の決算数値から金城老人憩の家に係る原価相当を控除している。

年間使用可能時間については、平成 25 年度の利用実績に基づき見積もっている。また、施設面積は浴室を除いた部分とし、これらに基づき 1 m²・1 時間当たりの原価を算出している。

そのうえで、4 施設の平均値を 18.9 円とし、各区分の 1 時間当たり利用料を算定している。

なお、消費税率が平成 25 年度の 5% から 8% に引き上げられることを踏まえて、調整を行っている。

$$\begin{aligned} \text{壺川：} & 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} = 8,804,774 \text{ 円} \div 325.00 \text{ m}^2 \div 1,455 \text{ 時間} = 18.62 \text{ 円} \\ & 18.62 \text{ 円} \div 1.05 = 17.73 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{末吉：} & 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} = 8,114,636 \text{ 円} \div 225.61 \text{ m}^2 \div 1,455 \text{ 時間} = 24.72 \text{ 円} \\ & 24.72 \text{ 円} \div 1.05 = 23.54 \text{ 円} \end{aligned}$$

小禄・識名：

$$\begin{aligned} 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} & = 23,482,828 \text{ 円} \div 497.98 \text{ m}^2 \div 2,910 \text{ 時間} = 16.20 \text{ 円} \\ & 16.20 \text{ 円} \div 1.05 = 15.43 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$4 \text{ 施設平均：} 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} = (17.73 \text{ 円} + 23.54 \text{ 円} + 15.43 \text{ 円}) \div 3 = 18.9 \text{ 円}$$

区分	原価(A)	貸出面積(B)	消費税等(C)=(A)×(B)×1.08	性質別負担割合(D)	(E)=(C)×(D)	消費税等(E)×1.08	1 時間当たり利用料
機能回復訓練室	18.9 円	100.00 m ²	2,041.20	40%	816.48	881.80	880 円
娯楽室	18.9 円	25.00 m ²	510.30	40%	204.12	220.45	220 円
教養室	18.9 円	25.00 m ²	510.30	40%	204.12	220.45	220 円
大広間	18.9 円	150.00 m ²	3,061.80	40%	1,224.72	1,322.70	1,320 円
会議室	18.9 円	25.00 m ²	510.30	40%	204.12	220.45	220 円

イ. 冷房料の料金設定

冷房料の算定基礎となる原価等を含む根拠資料は存在しない。

④ 利用料金改定の検討状況

利用料金については、平成 30 年及び令和 3 年度に見直しの検討を行っている。

令和元年度の実績に基づき検討した令和 3 年度の結果は下表のとおりであったが、当時はコロナ禍の影響や物価高騰の影響を考慮し、全庁的に利用料金の改定を見送っている。

なお、所管課に確認したところ、料金改定の見直しサイクル等については特段定められておらず、今後の料金改定の検討予定も未定であった。

区分	原価(A)	貸出面積(B)	性質別負担割合(C)	(D) =(A)×(B)×(C)	1 時間当たり 利用料
機能回復訓練室	23 円	100.00 m ²	40%	920	920 円
娯楽室	23 円	25.00 m ²	40%	230	230 円
教養室	23 円	25.00 m ²	40%	230	230 円
大広間	23 円	150.00 m ²	40%	1,380	1,380 円
会議室	23 円	25.00 m ²	40%	230	230 円

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

直近 3 年間の利用実績については、開館時間のほとんどが条例第 3 条に基づく指定管理者の実施事業に係るもの(教養の向上やレクリエーションのための講座や同好会での使用)で占められており、それ以外の利用実績は少ないことから利用料収入や減免額は僅少になっている。

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	4,348	4,142	4,635
職員人件費	6,325	6,472	6,886
うち、施設の日常的な維持管理・ 貸出業務に要する経費・・・・イ	6,325	6,472	6,886
備品購入費及び減価償却費	-	-	-
うち、高額備品を除く備品購入 に要する経費・・・・・・・・ウ	-	-	-
利用料金の原価の基礎・・・・・・・・ エ (=ア+イ+ウ)	10,673	10,614	11,520
受益者負担割合設定値	40%	40%	40%
利用料収入【再掲】・・・・・・・・オ	57	39	58
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	0.5%	0.4%	0.5%
減免額【再掲】・・・・・・・・カ	23	22	20
減免額も含めた受益者負担割合・・ (オ+カ)÷エ	0.8%	0.6%	0.7%

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(5) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QRコード	その他
○	-	-	-	-	-

② 消費税関係

国税庁ウェブサイトの質疑応答事例において、消費税法別表第二第7号ロを根拠として「老人福祉センターを運営する事業は、消費税法上の非課税となる社会福祉事業に該当し、「施設が本来の趣旨に従い利用されている限り、利用料も非課税」とされていることから、当該利用料は非課税としている。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

収納事務については、当該施設の指定管理者にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。具体的には、利用許可や料金収納等については指定管理者の職員間で確認の上、処理されている。

また、所管課においては、年1回の指定管理者に対するモニタリングのなかで、指定管理者が適切に収納事務を行っていることを確認している。

なお、収納事務に関する事務処理マニュアル等は存在しない。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われる取扱いであり、料金滞納が発生することはほぼない。

(6) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第13条及び規則第4条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
本市に住所を有する60歳以上の者が午前10時から午後5時までの間において利用する場合	全額
本市に住所を有する60歳以上の者が半数以上で構成されている団体及び老人クラブが午前10時から午後5時までの間において利用する場合	
本市が主催する事業に利用する場合	
本市が共催する事業に利用する場合	利用料金の2分の1の額
その他指定管理者が特別の理由があると認める場合	指定管理者が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

利用料金の減免の申請は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出することにより行う。ただし、条例第5条第1項第1号に規定する者（本市に住所を有する60歳以上の者）は、この限りでないとしてされており、申請手続も省略されている。

また、所管課においては、年1回の指定管理者に対するモニタリングのなかで指定管理者が適切に減免事務を行っていることを確認している。

なお、直近3年間の減免実績については、那覇第四民生委員児童委員協議会の利用に係るものの

みである。

(7) 平成 25 年度監査の指摘事項等

(平成 25 年度監査結果 (同報告書 P135 より抜粋))

【意見】

入浴設備について、安謝老人憩の家の浴室は、明るく広く、利用者は、比較的多いが、その他の老人憩の家、老人福祉センターにおいては、利用者数は少ない。条例において入浴料は1回100円と定められているが、どの施設においても入浴サービスは無料で提供されている。老人福祉センターに浴場設備を設ける根拠となっている要綱は、昭和52年に制定されたもので、現在の利用者ニーズにあわない側面もある。入浴サービス利用者が少ない理由について、アンケート結果も参考に、今後、入浴設備を充実させて利用者を増やしていく方向に行くのか、福祉センターに入浴サービスが利用者から求められているのかコスト面も含め検討し、場合によっては、施設ごとに廃止すべきかどうかを検討すべきである。

上記意見について、市からの回答は「新型コロナウイルス流行により全施設の浴場利用が停止され、ほとんどの施設で浴室は利用していません。また、利用者から再開の要望もほとんどなく、メンテナンスや、利用者の安全管理の為に必要な人員の確保といった問題により、現時点では再開の予定もありません。令和6年度に那覇市老人福祉センター長寿命化計画を策定し、改修工事を予定している施設もあり、浴室のあり方については、その形態や廃止を含め検討していく予定です。」とのことであった。

(平成 25 年度監査結果 (同報告書 P136 より抜粋))

【意見】

利用料金制は、指定管理者にとっては、市からの指定管理料と利用料の両方の収入を得ることができるので、メリットがあると思われるが、利用料金制が採用されている老人福祉センター、老人憩の家の管理運営において、指定管理者は、利用者から利用料を得ることなく免除している。老人福祉センター及び老人憩の家の施設利用料金は、那覇市行政財産使用料条例に基づき定められており、冷房費、入浴料においては実績数値を基礎に算定されている。冷房費と入浴料に関する経費は、指定管理料の積算において、光熱水費として加味されており、利用料金制による指定管理料の削減効果は発生していない。利用料金制において、指定管理者が利用料金制を活用することを前提にした指定管理料を積算すべきである。

上記意見について、市からの回答は「現在では、指定管理料の積算について指定管理者制度に関する運用指針に基づいて、実施計画時に、直近3年の実績額と人件費・物価上昇率をかけて積算しています。」とのことであった。

(8) 監査の結果及び意見

① 料金設定のグルーピングが適切でない【意見 24】

市内4つの老人福祉センターについては統一的に料金を設定しているが、各施設において生じている原価水準が異なるために受益者負担割合に差があることから、今後は施設毎、もしくは原価水準等に応じたきめ細かなグルーピングにより料金設定をされたい。

那覇市内の老人福祉センターについては、4施設をグルーピングして統一的な考え方の下で料金を設定しているが、施設毎にその原価水準は異なっている。

例えば、平成30年度における検討資料によれば、1㎡・1時間当たりの原価について4施設の平均値28円を基に料金設定を行っているが、識名老人福祉センターは最大の40円であったのに対し、壺川老人福祉センターは最少の21円となっていた。

施設	末吉	壺川	小緑	識名	平均
1㎡・1時間当たり原価(円)	26	21	23	40	28

このため、例えば、壺川老人福祉センターの大広間について上記単価を基に1時間当たりの利用料金を試算すると、420円の差が生じることとなる。

1㎡・1時間当たり原価 (A)	面積(㎡) (B)	受益者負担割合(%) (C)	利用料金 (A)×(B)×(C)
4施設平均(28円)の場合	150	40	1,680
壺川のみ(21円)の場合	150	40	1,260

市内の老人福祉センターで統一料金とすることは、料金設定の簡便さや地域間格差を生じさせないといった点で一理あるものの、受益者負担割合の格差が大きい場合には、他の施設に係る原価を利用料金として支払っていることになり、受益者負担の原則に反することとなる。

施設によって面積や設備、建設からの経過年数等が異なることから、発生する原価の水準も一様ではないと考えられる。今後は施設毎、もしくは発生する原価水準が同程度の施設をグルーピングする等、きめ細かなグルーピングにより料金設定をされたい。

② 料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘2】

見直し指針上、一定の期間ごとに見直しを行うこととされているが、当該施設に関する見直しサイクルが設定されていなかったことから、定期的な検討を行う期間を設定すべきである。

見直し指針では、四 3「改定のサイクル」として、「一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として4年ごとの見直しとする。」とされているが、所管課に確認したところ、当該施設についてどのタイミングで料金見直しを行うか検討されていなかった。

なお、見直し指針では、原則4年毎の見直しとしていることから、これとは異なる期間を設定する場合には、その理由を明示すべきである。

③ 利用料金の見直しが実施されていない【意見25】

令和3年度はコロナウィルスの影響を考慮して利用料金の見直しを見送っているが、その後の物価高騰等も踏まえ、早急に利用料金の見直しを検討されたい。

当該施設は、見直し指針における第2分類に該当するものとして、受益者負担割合を40%として料金を設定しているが、令和6年度実績に基づく受益者負担割合は、0.5%であり、料金設定時の40%を大きく下回っている。

この点については、令和3年の時点ですでに受益者負担割合が当初設定を下回っていたことから料金改定が検討されており、その後の最低賃金の上昇等による人件費の高騰や水光熱費等の物価高騰の影響、消費税率の8%から10%の引き上げ等もあることから、受益者負担割合は検討当時より

も低下していることも想定される。

受益者負担割合が同じであるべき施設で、実際の負担割合に大きな差が生じたまま放置されていることは、利用者間の不公平感が生じることから、現在の原価水準を算定した上で、これに基づく利用料金の見直しを早急に検討されたい。

④ 指定管理者以外の利用が少ないため利用料金が僅少である【意見 20】

当該施設は指定管理者による実施事業の利用がほとんどであり、利用料金が著しく少なくなっていることから、利用時間の拡大や周辺住民への周知等により有料利用を拡大されたい。

直近 3 年間の当該施設の利用実績については、指定管理者が実施する事業に関するものが大半を占めており、年間利用料金は数万円程度に留まっている。この点については、受益者負担割合が低い要因の 1 つとなっている。

指定管理者による実施事業の利用については、当該施設の本来の利用目的に沿ったものであるため、その利用が多いこと自体は問題ではないが、例えば条例上は午後 10 時まで開館可能であるにもかかわらず、午後 5 時以降の利用を認めていない。利用料金も、夜間利用の 5 時間を前提として積算されたものであり、当該時間に開館していなければ想定していた利用料金を回収することは困難である。

他の公の施設では市民団体等による夜間利用の実績はあり、潜在的なものも含めた施設利用のニーズは一定程度想定されるものと考えられることから、費用対効果も踏まえつつ、利用時間の拡大について検討されたい。

また、本来の利用目的を優先しつつ、例えば 1 週間前からはそれ以外の利用予約を受け付ける等、社会福祉関係以外の団体も利用しやすい環境を整備するとともに、周辺住民に利用可能であることを周知することにより有料利用を拡大し、当該施設の稼働時間を長期化する工夫を検討されたい。

⑤ 料金算出過程において不要な消費税調整が行われている【意見 33】

見積原価の算定上、職員人件費に本来不要な消費税調整を加えたため、原価が過大となっているおそれがあることから、実績値を調整するには全ての科目に関連するものであるか確認されたい。

現行の利用料金は、当時の検討過程において、平成 25 年度の原価実績と受益者負担割合 40%に基づいて 1 時間当たり原価を算出したものである。その際、消費税率が平成 25 年度の 5%から 8%に引き上げられることを踏まえて調整が行われた。

具体的には、平成 25 年度の原価実績が税込額であったため、まず 1.05 で除して税抜額を算出し、次に 1.08 を乗じて原価を見積もっている。しかし、職員人件費は不課税であるにもかかわらず消費税調整を行った結果、1 時間当たり原価の算定基礎となる 4 施設合計の見積原価が過大になっていると考えられる。

職員人件費(A)：25,719,529 円（平成 25 年度実績の 4 施設合計額（※））

消費税調整後(B)：26,454,373 円 = 25,719,529 円 ÷ 1.05 × 1.08

差額(B)－(A)：734,844 円（2.86%過大）

（※）金城老人憩の家に係る原価内訳（職員人件費）が不明なため控除していない。

これによる当施設の1㎡・1時間当たりの原価への影響額は1.55円であり、例えば一番面積が広い大広間の利用料金に換算すると93円の過大となる。

$$1 \text{ ㎡} \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価（壺川）} : 734,844 \text{ 円} \div 325.00 \text{ ㎡} \div 1,455 \text{ 時間} = 1.55 \text{ 円}$$

$$\text{大広間} : 1.55 \text{ 円} \times 150 \text{ ㎡} \times 40\% = 93 \text{ 円}$$

実際には、間接的に人件費が同程度上昇していることも否定できないが、当該施設の利用料金も非課税であり、税込価格ではないことも踏まえれば、人件費分を約3%上昇させる理由が乏しいこととなる。消費税率に限らず、料金見直しを検討する際に将来的な価格上昇等を見込んで過去の実績値を調整することが想定されるが、当該事象が全ての費目に関係するものかを確認する等、同様の誤りが生じないように注意されたい。

指定管理

19. 那覇市大名児童館

(1) 概要

所管部署	こどもみらい部こども教育保育課			
根拠法令・条例	那覇市児童館及び児童遊園条例（以下、この項において「条例」という。）第 13 条、第 14 条、那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第 5 条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	利用料収入	128	163	134
	未収入金	-	-	-
	減免額	-	-	-
	回収不能額	-	-	-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	利用件数	73	91	182
	減免件数	-	-	-
	回収不能件数	-	-	-

(2) 施設の概要

所在地	那覇市首里大名町 2 丁目 75 番地		
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/child/child-event/1008231/1004740.html https://oona.oona.jp/		
開設時期	平成 4 年 7 月 1 日		
条例に定める施設の目的	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 35 条第 3 項の規定に基づき児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、市民の福祉の向上及び地域住民の交流の活動拠点として提供するため		
施設の営業時間	午前 10 時～午後 6 時（夜間利用：午後 6 時～午後 9 時 30 分）		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	18,741	22,165	20,132

なお、条例第 5 条において利用できる者が定められているほか、市ウェブサイト及び指定管理者のウェブサイトにおいても利用対象が掲載されている。

条例	市ウェブサイト	指定管理者ウェブサイト
<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第 4 条の児童 母親クラブ、子ども会その他の児童の健全育成を目的とする団体 その他市長又は指定管理者が適当と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> 本市に住む乳幼児から高校生まで（乳幼児は保護者同伴） 	<ul style="list-style-type: none"> 0 歳から高校生まで 利用者登録届においては「0 歳から 18 歳未満の子どもたちが利用できる」 夜間利用においては「地域住民による集会、地域におけるコミュニティー活動」

条例で定める児童福祉法第 4 条の児童とは「満十八歳に満たない者」であるが、市ウェブサイト上は、明記されておらず、指定管理者ウェブサイト上も「高校生」と「18 歳未満」が混在している。

また、利用時間については、条例第 4 条第 1 項において「児童館の利用時間は、午前 10 時から午後 6 時までとする。ただし、別表に掲げる施設にあつては午前 10 時から午後 10 時までとする。」、第 2 項において「市長又は第 15 条第 1 項の規定により市長が指定するもの(指定管理者)は、必要があると認めるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。」とされており、市ウェブサイト及び指定管理者ウェブサイトには条例と異なる利用時間が記載されている。

条例の開館時間	市ウェブサイト	指定管理者ウェブサイト
午前 10 時～午後 6 時 ※別表に掲げる施設（遊戯室（1 階）、図書室（1 階）、談話室（1 階）、集会室兼工作室）は、午前 10 時～午後 10 時	午前 10 時～午後 6 時	午前 10 時～午後 6 時 ※夜間利用 午後 6 時～午後 9 時 30 分

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人若杉福祉会
指定期間	平成 31 年 1 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

(4) 利用料金の設定

① 料金体系

利用料金については、条例第 13 条第 2 項において「別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。

種別	金額(円/1 時間あたり)	
	室料	冷房料
遊戯室(1 階)	710	100
図書室(1 階)	160	
談話室(1 階)	30	
集会室兼工作室	210	

なお、当該料金については市ウェブサイト及び指定管理者のウェブサイトには掲載されていない。

② 利用料金の決定プロセス（内部統制の状況）

現行の利用料金については、平成 27 年 4 月 1 日に最終改定されたものである。当時の検討過程においては、平成 23 年度～25 年度の原価実績の平均と受益者負担割合 40%に基づき 1 時間当たり原価を算出していた。

なお、那覇市内の児童館については、別の条例で定められている金城及び安謝、並びに利用料金が設定されていない古波蔵を除く 7 施設（久場川、若狭、壺屋、小禄、識名、国場、大名）をグルーピングして統一的な考え方の下で料金を設定している。

③ 現行利用料金の考え方

当該利用料金については、見直し指針における第 2 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 40%として設定している。

ア. 室料の料金設定

平成 23 年度～25 年度の原価実績の平均を基に $1 \text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりの原価は 9.23 円と算出し、各区分の 1 時間当たり利用料を算定している。

区分	原価(A)	貸出面積(B)	消費税等(C)=(A)×(B)×1.08	性質別負担割合(D)	(E)=(C)×(D)	消費税等(E)×1.08	1 時間当たり利用料
遊戯室	9.23 円	165.00 m^2	1644.79	40%	657.91	710.55	710 円
図書室	9.23 円	38.50 m^2	383.78	40%	153.51	165.79	160 円
談話室	9.23 円	6.50 m^2	64.79	40%	25.92	27.99	30 円
集会室兼工作室	9.23 円	49.50 m^2	493.44	40%	197.37	213.16	210 円

なお、 $1 \text{ m}^2 \cdot 1$ 時間あたりの原価の算出式は以下とおりであり、施設面積は 7 施設合計で 1,794.94 m^2 であるが、受益者負担とする原価及び年間使用可能時間は当時の根拠資料がないため不明である。

$$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの原価} = (\text{恒常的維持管理費} + \text{備品購入費} + \text{職員人件費}) \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間}$$

イ. 冷房料の料金設定

冷房料の算定基礎となる原価等を含む根拠資料は存在しない。

④ 利用料金改定の検討状況

利用料金については、令和元年度に見直しの検討を行っている。

原価については、平成 29 年度実績に基づき $1 \text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たり原価を以下のように 10.59 円と試算している。

施設	面積 (m^2)	恒常的維持管理費(円)	備品購入費(円)	職員人件費(円)	合計(円)
小祿	293.96	2,959,225	-	317,428	3,276,653
識名	312.05	4,120,194	-	277,343	4,397,537
若狭	174.10	1,235,858	10,000	437,392	1,683,250
国場	223.49	2,902,095	-	366,993	3,269,088
大名	259.50	2,660,631	-	470,524	3,131,155
久場川	168.34	2,291,944	-	370,096	2,662,040
壺屋	363.50	6,367,947	-	456,107	6,824,054
合計	1,794.94	22,537,894	10,000	2,695,883	25,243,777

$$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの原価} = 25,243,777 \text{ 円} \div 1,794.94 \text{ m}^2 \div 1,328 \text{ 時間} = 10.59 \text{ 円}$$

これに基づき試算された各区分の料金は以下のとおりであるが、当時はコロナ禍の影響や物価高騰の影響を考慮し、全庁的に利用料金の改定を見送っている。

区分	原価(A)	貸出面積(B)	性別負担割合(C)	(D) =(A)×(B)×(C)×1.1	1時間当たり 利用料
遊戯室	10.59 円	165.00 m ²	40%	768.85	760 円
図書室	10.59 円	38.50 m ²	40%	179.40	170 円
談話室	10.59 円	6.50 m ²	40%	30.29	30 円
集会室兼工作室	10.59 円	49.50 m ²	40%	230.66	230 円

なお、所管課に確認したところ、料金改定の見直しサイクル等については特段定められておらず、今後の料金改定の検討予定も未定であった。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

直近 3 年間の利用実績については、開館時間のほとんどが条例第 3 条に基づく指定管理者の実施事業に係るもの(児童の健全な遊び場の提供等)で占められており、それ以外の利用実績は少ないことから利用料収入は僅少になっている。

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	143	143	143
職員人件費	10,480	10,623	12,354
うち、施設の日常的な維持管理・ 貸出業務に要する経費・・・・・・・・イ	(※1) 10,480	(※1) 10,623	(※1) 12,354
備品購入費及び減価償却費	-	-	-
うち、高額備品を除く備品購入 に要する経費・・・・・・・・・・ウ	-	-	-
利用料金の原価の基礎・・・・・・・・ エ (=ア+イ+ウ)	10,623	10,766	12,497
受益者負担割合設定値	40%	40%	40%
利用料収入【再掲】・・・・・・・・オ	127	162	133
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	1.3%	1.5%	1.1%

(※1) 利用料金の原価の基礎について、所管課に確認したところ、職員人件費のうち施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費部分を特定することが困難であるとの回答であったため、職員人件費の全額を計上している。

(※2) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(5) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
○	-	-	-	-	-

② 消費税関係

当該利用料金は消費税の課税対象であるが、指定管理者は免税事業者であることから消費税を徴収していない。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

収納事務については、当該施設の指定管理者にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。具体的には、利用許可や料金収納等については指定管理者の職員間で確認の上、処理されている。

また、所管課においては、年 1 回の指定管理者に対するモニタリングのなかで、指定管理者が適切に収納事務を行っていることを確認している。

なお、指定管理者である社会福祉法人若杉福祉会は、同法人の経理規程第 8 条に準拠し、統括会計責任者、会計責任者及び出納職員を配置しているが、収納事務に関する事務処理マニュアル等は存在しない。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われる取扱いであり、料金滞納が発生することはほとんどない。

(6) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 14 条及び規則第 5 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
母親クラブ、子ども会その他の児童の健全育成を目的とする団体が午前 10 時から午後 6 時までの間において利用する場合	全額
本市が主催する事業に利用する場合	
本市が共催する事業に利用する場合	利用料金の 2 分の 1 の額
その他指定管理者が特別の理由があると認める場合	指定管理者が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

利用料金の減免の申請は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出することにより行う。

また、所管課においては、年 1 回の指定管理者に対するモニタリングのなかで指定管理者が適切に減免事務を行うこととなっている。

なお、前述のとおり開館時間のほとんどが指定管理者の実施事業で占められており、直近 3 年間の減免実績はなかった。

(7) 監査の結果及び意見

① 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見 1】

利用料金について、設定当時の検討資料等の一部が保存されておらず、その根拠が不明確な状態であることから、その考え方を明確にするとともに、当該根拠資料を確実に保存されたい。

現在の利用料金は平成 26 年 12 月に設定されたものであるが、設定当時の検討資料等のうち、受益者負担とする原価（恒常的維持管理費、備品購入費及び職員人件費）、及び年間使用可能時間を確認できる資料が保存されていなかった。

どのような考え方に基づき当該料金を徴収しているかは、市民に対して説明する必要があるだけでなく、今後の料金改定等においても考え方の基礎となるものである。現行の料金がどのような考え方で設定されたのかを明確にするとともに、当該料金が適用される間は、その考え方や基となるデー

タ等について記した根拠資料を確実に保存されたい。

② 料金設定のグルーピングが適切でない【意見 24】

市内 7 つの児童館については統一的に料金を設定しているが、各施設において生じている原価水準が異なるために受益者負担割合に差があることから、今後は施設毎、もしくは原価水準等に応じたきめ細かなグルーピングにより料金設定をされたい。

那覇市内の児童館については、7 施設をグルーピングして統一的な考え方の下で料金を設定しているが、施設毎にその原価水準は異なっている。

例えば、令和元年度における検討資料によれば、1 m²・1 時間当たりの原価について 4 施設の平均値 10.59 円を基に料金設定を行っているが、壺屋児童館は最大の 14.14 円であったのに対して、若狭児童館は最少の 7.28 円となっていた。

施設	小禄	識名	若狭	国場	大名	久場川	壺屋
1 m ² ・1 時間当たり原価(円)	8.39	10.61	7.28	11.01	9.09	11.91	14.14

このため、例えば、大名児童館の遊戯室について上記単価を基に 1 時間当たりの利用料金を試算すると、109 円の差が生じることとなる。

1 m ² ・1 時間当たり原価 (A)	面積(m ²) (B)	受益者負担割合(%) (C)	利用料金 (A)×(B)×(C)×1.1
7 施設平均 (10.59 円) の場合	165	40	769
大名のみ (9.09 円) の場合	165	40	660

市内の児童館で統一料金とすることは、料金設定の簡便さや地域間格差を生じさせないといった点で一理あるものの、受益者負担割合の格差が大きい場合には、他の施設に係る原価を利用料金として支払っていることになり、受益者負担の原則に反することとなる。

施設によって面積や設備、建設からの経過年数等が異なることから、発生する原価の水準も一律ではないと考えられる。今後は施設毎、もしくは発生する原価水準が同程度の施設をグルーピングする等、きめ細かなグルーピングにより料金設定をされたい。

③ 集会室のスタジオ利用に係る料金設定が適切でない【意見 34】

集会室の利用料金について、貸しスタジオとして利用した場合でも通常の集会室と同じ料金設定となっていることから、適切な料金設定を検討されたい。

当該施設の集会室は防音設備のあるスタジオを備えているが、集会室としての利用料金が設定されているのみであり、那覇市内の民間貸しスタジオに比べると安価な料金となっている。また、集会室を利用する場合には、備え置きされているギターや三線も追加料金なしで利用できる。

これらについて、児童のスタジオ利用については児童館の設置目的に沿ったものとして減免対象であるが、それ以外のスタジオ利用については単なる集会室としての利用と異なり、選択的・私益的サービス(人によって必要性が異なり、民間にもあるサービス)として、見直し指針の第 4 分類に該当するものと考えられる。

安価な利用料金とすることは、他の公の施設との公平性のみならず、民業圧迫の面でも問題がある。このため、集会室をスタジオとして利用する場合には、周辺の民間貸しスタジオの利用料金の水

準も踏まえつつ、受益者負担割合 70%~100%として算出した利用料金を適用する等、適切な受益者負担となるよう検討されたい。また、集会室にある楽器についても、購入費用等を基に楽器使用料を設定し、利用者から徴収することも検討されたい。

④ 料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘 2】

見直し指針上、一定の期間ごとに見直しを行うこととされているが、当該施設に関する見直しサイクルが設定されていなかったことから、定期的な検討を行う期間を設定すべきである。

見直し指針では、四 3「改定のサイクル」として、「一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として 4 年ごとの見直しとする。」とされているが、所管課に確認したところ、消費税率の改正及び市の指針に基づくとのことであり、当該施設について具体的にどのタイミングで料金見直しを行うか検討されていなかった。

なお、見直し指針では、原則 4 年毎の見直しとしていることから、これとは異なる期間を設定する場合には、その理由を明示すべきである。

⑤ 利用料金の見直しが実施されていない【意見 25】

令和元年度はコロナウィルスの影響を考慮して利用料金の見直しを見送っているが、その後の物価高騰等も踏まえ、早急に利用料金の見直しを検討されたい。

当該施設は、見直し指針における第 2 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 40%として料金を設定しているが、令和 6 年度実績に基づく受益者負担割合は、1.1%であり、料金設定時の 40%を大きく下回っている。

この点については、令和元年度の検討時点ですでに受益者負担割合が当初設定を下回っており、その後の最低賃金の上昇等による人件費の高騰や水光熱費等の物価高騰の影響、消費税率の 8%から 10%の引き上げ等もあることから、受益者負担割合は検討当時よりも低下していることも想定される。

受益者負担割合が同じであるべき施設で、実際の負担割合に大きな差が生じたまま放置されていることは、利用者間の不公平感が生じることから、現在の原価水準を算定した上で、これに基づく利用料金の見直しを早急に検討されたい。

⑥ 指定管理者以外の利用が少ないため利用料金が僅少である【意見 20】

当該施設は指定管理者による実施事業の利用がほとんどであり、利用料金が著しく少なくなっていることから、利用時間の拡大や周辺住民への周知等により有料利用を拡大されたい。

直近 3 年間の当該施設の利用実績については、指定管理者が実施する事業に関するものが大半を占めており、令和 4~6 年度における年間利用料金は 10 万円台に留まっている。この点については、受益者負担割合が低い要因の 1 つとなっている。

指定管理者による利用については、当該施設の本来の利用目的に沿ったものであるため、その利用が多いこと自体は問題ではないが、例えば令和 6 年度の夜間利用状況は、1 団体（空手道場）が毎週水曜日（月 3~5 回）に利用したのみであり、施設の有効利用の面から空き時間の解消を図る必要がある。一方で、他の公の施設では市民団体等による夜間利用の実績はあり、潜在的なものも含めた施

設利用のニーズは一定程度想定されるものと考えられる。

当該施設については、ウェブサイトにおいて夜間利用等の案内を行っているが、社会福祉関係以外の団体も利用しやすい環境を整備するとともに、周辺住民に利用可能であることを周知することにより有料利用を拡大し、当該施設の稼働時間を長期化する工夫を検討されたい。

また、集会室については防音設備のあるスタジオを備えており、バンド練習等の需要が高いものと想定されるが、利用時間は午前 10 時から午後 6 時までの 2 時間毎の 4 枠という設定であり、社会人の利用が困難な状況である。また、利用料金も夜間利用の 5 時間を前提として積算されたものであり、当該時間に開館していなければ想定していた利用料金を回収することは困難であることから、利用時間の拡大について検討されたい。

⑦ 利用者の範囲がウェブサイトでは不明確である【指摘 17】

利用できる者は、利用者の利便性の観点から、条例、市ウェブサイト及び指定管理者のウェブサイトで不一致が無いよう、正確かつ明確に掲載すべきである。

利用できる者については、前述のとおり条例に定められている。条例で定める児童福祉法第 4 条の児童とは「満十八歳に満たない者」であるが、市ウェブサイト上は、明記されておらず、指定管理者ウェブサイト上も「高校生」と「18 歳未満」が混在している。

利用者の利便性の観点から、利用できる者は条例、市ウェブサイト及び指定管理者のウェブサイトで不一致が無いよう、正確かつ明確に掲載すべきである。

⑧ 利用料金がウェブサイトに掲載されていない【意見 44】

利用料金については、有料利用の促進を図るには、利用者の利便性向上が求められることから、市ウェブサイト及び指定管理者のウェブサイトに掲載されたい。

利用料金については、前述のとおり条例で定められているが、当該料金は市ウェブサイト及び指定管理者のウェブサイトには掲載されていない。

有料利用の促進を図るには、利用者の利便性向上が求められることから、利用料金を市ウェブサイト及び指定管理者のウェブサイトに掲載されたい。

手数料

20. 督促手数料 (保険税督促手数料)

(1) 概要

所管部署	健康部国民健康保険課			
根拠法令・条例	那覇市税条例 (以下、この項において「条例」という。) 第 21 条第 2 項			
収納額等の推移 (単位: 千円)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	7,547	7,283	6,857
	収入済額	7,547	7,283	6,857
	減免額	-	-	-
	不納欠損額	(※2)	(※2)	(※2)
件数の推移 (単位: 件)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	75,474	72,833	68,574
	減免件数	-	-	-
	不納欠損件数	(※2)	(※2)	(※2)

(※1) 当該歳入は国民健康保険事業特別会計に係るものである。

(※2) 当該手数料については、那覇市会計規則第 20 条第 2 項に基づき収納後に調定しているため、不納欠損は発生していない。

(2) 手数料の設定

① 料金体系 (主なもの)

手数料については、条例第 21 条第 2 項において「督促状を発した場合においては、督促状 1 通について 100 円の督促手数料を徴収しなければならない」とされている。

② 手数料の決定プロセス (内部統制の状況)

現行の手数料については、昭和 60 年 4 月 1 日に設定されたものである。なお、当該料金については全て条例で定められており、庁議等での審議を経て条例案が市議会に提出されたものである。

③ 現行手数料の考え方

所管課に確認したところ、当該手数料については帳票費用や郵送料金を基に設定されたとのことであったが、設定当時の根拠資料について確認することができなかった。

④ 手数料改定の検討状況

所管課に確認したところ、これまで当該手数料の見直しに関する検討はなされていないとのことであり、下記のように周辺自治体も同額で設定していることから、現時点でも改定の予定はないとのことであった。

那覇市	宜野湾市	浦添市	名護市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	南城市
100 円	100 円	100 円	100 円	100 円	100 円	100 円	100 円	100 円

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

当該業務に係る原価の検討は行っておらず、受益者負担割合は不明である。

(3) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
○	-	-	-	-	○ (PayB、PayPay、 d払い、auPay)

② 消費税関係

当該手数料は、消費税法第 6 条第 1 項により非課税とされている。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況 (内部統制の状況)

当該手数料の収納方法は国民健康保険税の収納方法と同じであるが、口座振替については期限後納付に対応していないため、当該手数料についても対応していない。

国民健康保険税の滞納整理事務については、国税徴収法や地方税法に基づき行っている。具体的には、未納者に対して納付期限経過後 20 日以内に督促状を郵送することとしており、督促状には保険税未納額と督促手数料を分けて記載している。国税徴収法に基づき督促状を送付してから 10 日経過しても納付がなければ、差押手続きの実施について検討に入るとのことである。

また、令和 7 年度那覇市国民健康保険税滞納整理基本方針では、目標収納率を現年度 94%、滞納繰越分 24%としており、口座振替原則化の推進、初期滞納世帯への取り組み強化、適切かつ効率的な滞納整理の実施、賦課の適正化推進を主な方針として掲げている。これを受け、令和 7 年度那覇市国民健康保険税滞納整理要領では具体的な取組を定めており、重点取組事項として執行停止や差押強化を掲げている。

なお、令和 6 年度の国民健康保険税の収納状況等は以下のとおりであり、調定額に対する収納済額 (還付未済額含む) の割合は 81.9%となっている。

(単位：千円)

調定額	収納済額	不納欠損額	収納未済額	還付未済額
6,871,678	5,624,724	152,488	1,123,108	28,642

④ 滞納整理の状況

当該手数料については、那覇市会計規則第 20 条第 2 項に基づき収納後に調定しているため、収納未済や不納欠損は発生していない。

(4) 減免の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 21 条第 2 項但書に「やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない」と定められている。

② 減免措置に関する事務の状況 (内部統制の状況)

これまで減免事例は発生していない。

(5) 監査の結果及び意見

① 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見 1】

当該手数料の設定について、設定当時の検討資料等が保存されておらず、その根拠が不明確な状態であることから、その考え方を明確にするとともに、当該根拠資料を確実に保存されたい。

現在の手数料は昭和 60 年に設定されたものであり、帳票費用や郵送料金を基に設定されたとのことであったが、その際の積算資料等の設定根拠となる資料は残されていないとのことであった。

どのような考え方で料金を設定したのかは市民への説明責任の観点から重要なものである。後日の検証のためにも、当該料金が適用される期間内においては、当該積算資料を那覇市文書取扱規程第 46 条第 1 項に定める「延長保存を適当と認める文書」とする等して、公文書として適切に保存されたい。

② 当該事務に係る原価を把握していない【意見 23】

当該事務に係る人件費やシステム経費等について、どの程度要しているのか把握していないことから、定期的な原価積算を実施されたい。

手数料は受益者負担の原則に従い料金を設定すべきものであり、原価の比較分析は有用であるが、実際どの程度の経費が発生しているのかについて、把握していない。

当該手数料が周辺自治体と比較して同程度の水準であるとしても、那覇市における当該事務に係る原価を把握することは、あるべき手数料の水準を考える上で重要な資料であり、また、業務効率化の観点から経費削減を考えるきっかけともなりうるものである。このような観点から、当該事務に係る現在の原価について早急に積算作業を行うとともに、今後も定期的に原価積算を実施し、業務効率化や受益者負担の適正化を図られたい。

手数料

21. 保健衛生手数料（食品関係申請手数料）

（1）概要

所管部署	健康部保健所 生活衛生課			
根拠法令・条例	那覇市手数料条例（以下、この項において「条例」という。）第2条第2号			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	調定額	29,986	30,624	28,485
	収入済額	29,986	30,624	28,485
	減免額	-	-	-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	収納件数	1,983	2,032	1,874
	減免件数	-	-	-
	不納欠損件数	-	-	-
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/syokuhineisei/1006574.html			

（2）手数料の設定

① 料金体系

手数料については、条例第2条及び別表第2において下表のように定められている。

なお、当該手数料（再交付申請手数料を除く）については那覇市のウェブサイトにも掲載されており、確認したところその内容に誤りはなかった。

名称	金額（円）
飲食店営業許可申請手数料	16,000
調理機能付自動販売機営業許可申請手数料	9,600
食肉販売業許可申請手数料	9,600
魚介類販売業許可申請手数料	9,600
魚介類競り売り営業許可申請手数料	21,000
集乳業許可申請手数料	9,600
乳処理業許可申請手数料	21,000
特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	21,000
食肉処理業許可申請手数料	21,000
食品の放射線照射業許可申請手数料	21,000
菓子製造業許可申請手数料	14,000
アイスクリーム類製造業許可申請手数料	14,000
乳製品製造業許可申請手数料	21,000
清涼飲料水製造業許可申請手数料	21,000
食肉製品製造業許可申請手数料	21,000
水産製品製造業許可申請手数料	16,000
冰雪製造業許可申請手数料	21,000
液卵製造業許可申請手数料	21,000
食用油脂製造業許可申請手数料	21,000
みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	16,000
酒類製造業許可申請手数料	16,000
豆腐製造業許可申請手数料	14,000
納豆製造業許可申請手数料	14,000
麺類製造業許可申請手数料	14,000

そうざい製造業許可申請手数料	21,000
複合型そうざい製造業許可申請手数料	21,000
冷凍食品製造業許可申請手数料	21,000
複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	21,000
漬物製造業許可申請手数料	16,000
密封包装食品製造業許可申請手数料	21,000
食品の小分け業許可申請手数料	9,600
添加物製造業許可申請手数料	21,000
食品営業許可証再交付申請手数料	400

② 手数料の決定プロセス（内部統制の状況）

現行の手数料については、令和 3 年 6 月 1 日に改定されたものである。決定にあたっては、庁議後に市長決裁を受け、条例案を議会に上程し可決されたものである。

③ 現行手数料の考え方

食品衛生法に係る事務は、平成 25 年 4 月 1 日に那覇市が中核市に移行した際に、沖縄県から権限が委譲されたものである（食品衛生法第 77 条）。手数料については、事務が移管された際に、移管元の沖縄県の料金設定の考え方を参考にして、各業種の申請手数料を算出している。

例えば、食肉販売許可申請手数料の算定方法は以下のとおりである。

まず、原価のうち人件費について、申請 1 件当たりの各業務の所要時間数を以下のように見積もり、合計所要時間を 145 分と算出している。

業務	所要時間(分)
受付	10
審査	10
移動	60
施設調査	30
復命・起案	10
台帳登録	10
印刷・押印	5
交付	10
計	145

また、手数料事務従事職員給与を以下のように見積り、1 時間当たり平均給与を 1,866 円と算出している。

職名	年間勤務時間(時間)	年間給与総額(千円)
主任技師	2,015	4,706
主任	2,015	3,627
技師	2,015	2,947
計	6,045	11,280

このほか人件費以外の原価も含めて以下のように算出し、1 件当たりの原価を 8,961 円と見積もっている。

費目	金額（円）	備考
人件費	4,510	平均時給 1,866 円×所要時間 145 分÷60 分
印刷製本費	35	
減価償却費	99	公用車 1 台分（1 件当たり移動時間 60 分相当）
旅費	1,746	
通信運搬費	115	
消耗品費	1,147	
その他	1,309	システム費用、車リース等
計	8,961	

他方、那覇市に移管される前の手数料は 9,600 円であったことから、これにあわせて 9,600 円と設定された。

④ 手数料改定の検討状況

当該手数料については、令和 3 年 6 月 1 日に食品衛生法の改正による営業許可業種の再編に伴い改定が行われているが、原価に基づく手数料の見直しは、業務が沖縄県から那覇市に移管された平成 25 年 4 月 1 日以降一度も検討されていない。

なお、所管課に確認したところ、現時点においては食品衛生法改正の予定がなく、沖縄県など他の自治体でも改定の動きはないことから、料金見直しについては検討していないとのことであった。

⑤ 受益者負担割合

当該業務に係る原価の検討は行っておらず、受益者負担割合は不明である。

(3) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
○	-	-	-	-	○(小切手)

② 消費税関係

当該手数料は、消費税法第 6 条第 1 項により非課税とされている。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

那覇市に食品衛生法に係る事務が移管された当初から、一般社団法人沖縄県食品衛生協会（以下、この項において「協会」という。）に生活衛生課が行う許認可の申請等に係る手数料の収納業務、那覇市保健所の総合案内業務、及び食品営業施設の巡回指導業務を委託している。

協会は、業務仕様書に基づいて那覇保健所において収納業務を行っており、具体的には、収納した現金等は所管課に報告し、所管課が作成した納付通知書により指定金融機関に納付している。また、申請毎に手数料の金額に間違いがないか、所管課と協会にて二重チェックしている。

なお、小切手による収納はこれまで発生していない。

④ 滞納整理の状況

許可申請の際に手数料を徴収しているため、滞納は想定されない。

(4) 減免の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 6 条第 9 号、及び飲食店営業許可申請手数料の減免申請に関する要綱（以下、この項において「減免要綱」という。）第 2 条において、減免する場合を以下のように定められている。

官公立機関の長が申請者であって、当該営業が慈善活動又は福祉活動の一環として行われるとき。
小学校、中学校、高等学校、社会福祉施設等（以下「学校等」という。）の長又は学校等の教職員若しくは職員が申請者であって、営業許可の期間を 1 月以内とする申請であり、かつ、当該営業が教育又は福祉活動の一環として行われ、当該学校等の生徒又は施設入所者を当該営業に従事させることを目的とするとき。
上記以外の者が申請者であって、営業許可の期間を 1 月以内とする申請であり、かつ、当該営業が慈善活動、福祉活動又は地域活動の一環として行われるとき。
上記のいずれの申請者について、1 年度中に 2 回以上の営業となっておらず、営業する場所が申請者本来の活動範囲内であり、営業の目的が団体の設立趣旨に合致し、飲食物を提供することに合理的な理由がみられるとき。

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

手数料減免の申請ないし相談があると、要綱に定められた要件に該当するかどうか生活衛生課で検討し、判断している。市が本件業務を取り扱うようになって以降、減免の相談は毎年あったが、食品衛生法改正後において、営業と見なされないものについては届出が不要となったことから、同法改正後は減免の申請はない。

(5) 監査の結果及び意見

① 料金見直しの検討が長期間なされていない【意見 17】

当該手数料について、長期にわたり見直しの検討がなされていないことから、定期的に検討を行う期間を定め、原価積算を実施して料金水準の妥当性について検証されたい。

当該手数料については、令和 3 年 6 月に食品衛生法の改正による営業許可業種の再編に伴う料金の改定が行われているが、原価に基づく手数料の見直しは、平成 25 年 4 月以降一度も検討されていない。原価計算を行ったときから 10 年経過し、昨今の物価や人件費の高騰により、平成 25 年当時の原価と比べて現在の原価はかなり高くなっているものと思われる。

同様のサービスの対価としての手数料に自治体間で著しい差が生じないように、改定時期を他の自治体の動向に合わせるという考えは理解できるが、手数料は本来、受益者負担の原則に基づいて価格を決定すべきものであり、経費が手数料収入を上回ることはないよう、適宜原価を把握しておく必要がある。

また、当該原価については、あるべき手数料の水準を考える上で重要な資料であるだけでなく、経費削減を考えるきっかけともなりうるものである。

使用料については、見直し指針において「一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として 4 年ごとの見直しとする。」こととされているが、手数料についても定期的な検討を行う期間を設定した上で、原価積算を実施して料金水準の妥当性について検証されたい。

② 減免要綱において参照する条例の条項が誤っている【指摘4】

減免要綱において参照する条例の条項が誤っていることから、条例の改正等があった際には、関連する内部規程の確認体制を整備すべきである。

減免要綱第1条において、条例の「第6条第8号」を参照しているが、正しくは同条「第9条」である。

今後、条例の改正等があった際には、関連する内部規程の確認体制を整備すべきである。

使用料

22. 民生使用料 (認定こども園使用料3歳未満)

(1) 概要

所管部署	こどもみらい部こどもみらい課			
根拠法令・条例	那覇市保育の利用等に関する条例 (以下、この項において「保育利用条例」という。) 第9条、第10条、那覇市立こども園条例 (以下、この項において「こども園条例」という。) 第9条、那覇市保育の利用等に関する条例施行規則 (以下、この項において「保育利用規則」という。) 第12条、第14条、那覇市立こども園条例施行規則 (以下、この項において「こども園規則」という。) 第15条、第19条			
収納額等の推移 (単位:千円)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	調定額	48,975	48,631	46,394
	収入済額	46,004	45,952	43,520
	減免額	-	267	-
	不納欠損額	473	468	1,114
	うち現年分	-	-	-
	うち過年度分	473	468	1,114
件数の推移 (単位:件)	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	収納件数	1,776	2,363	1,731
	減免件数	-	1	-
	不納欠損件数	17	28	186

(※)「認定こども園使用料3歳未満」のほか、「認定こども園使用料(2号認定滞納繰越分)」の計数を含む。

(2) 施設の概要

所在地	天久みらいこども園：那覇市天久1丁目4番1号 大道みらいこども園：那覇市字大道146番地1 久場川みらいこども園：那覇市首里久場川町2丁目18番10号 宇栄原みらいこども園：那覇市宇栄原4丁目17番10号 樋川みらいこども園：那覇市樋川2丁目10番1号(※1)
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/shisetsu/kosodate/1002764/1002763.html
開設時期	天久みらいこども園：令和2年4月1日 大道みらいこども園：令和4年4月1日 久場川みらいこども園：令和2年4月1日 宇栄原みらいこども園：令和2年4月1日 樋川みらいこども園：令和2年4月1日
条例に定める施設の目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の規定に基づく施設として、こども園を設置する
施設の営業時間	午前7時30分～午後7時30分(※2) 休園日 日曜、祝日、慰霊の日(6月23日)、年末年始(12月29日～1月3日)

利用者数 (※3)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	2,392	2,414	2,416

(※1) 樋川みらいこども園は令和 7 年 4 月に公立こども園から公私連携こども園に移行している。

(※2) 延長保育の場合、午後 6 時 30 分～午後 7 時 30 分

(※3) 5 園の合計延べ人数。

(3) 使用料の設定

① 料金体系

料金については、規則第 12 条第 1 項第 2 号及び別表において下表のように定められている。

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分				保育料の月額(円)					
				保育標準時間認定			保育短時間認定		
階層区分		定義		第 1 子	第 2 子	第 3 子 以降	第 1 子	第 2 子	第 3 子 以降
A 階層		生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0
B 階層	B1	A 階層を除き、市町村民税の非課税世帯	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	0	0	0	0	0	0
	B2		B1 に該当する世帯以外の世帯	0	0	0	0	0	0
C 階層	C1A	A 階層を除き、市町村民税の均等割のみの課税世帯	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	6,200	0	0	6,200	0	0
	C1B		C1A に該当する世帯以外の世帯	13,200	6,600	0	12,900	6,450	0
	C2A	A 階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額が 48,600 円未満の世帯	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	7,400	0	0	7,400	0	0
	C2B		C2A に該当する世帯以外の世帯	15,600	7,800	0	15,300	7,650	0
D 階層	D1A	A 階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額が 48,600 円以上 56,300 円未満の世帯	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	9,000	0	0	9,000	0	0
	D1B		D1A に該当する世帯以外の世帯	19,100	9,550	0	18,700	9,350	0
	D2A	A 階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額が 56,300 円以上 65,500 円未満の世帯	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	9,000	0	0	9,000	0	0
	D2B		D2A に該当する世帯以外の世帯	22,900	11,450	0	22,500	11,250	0
	D3A	A 階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額が 65,500 円以上 77,101 円未満の世帯	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	9,000	0	0	9,000	0	0
	D3B		D3A に該当する世帯以外の世帯	26,400	13,200	0	25,900	12,950	0
	D3C	A 階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	77,101 円以上 84,900 円未満	26,400	13,200	0	25,900	12,950	0
	D4		84,900 円以上 97,000 円未満	29,400	14,700	0	28,900	14,450	0
	D5		97,000 円以上 119,800 円未満	34,300	17,150	0	33,700	16,850	0
	D6		119,800 円以上 169,000 円未満	38,200	19,100	0	37,500	18,750	0
D7	169,000 円以上 301,000 円未満		39,600	19,800	0	38,900	19,450	0	

	D8	301,000 円以上 397,000 円未満	40,800	20,400	0	40,100	20,050	0
	D9	397,000 円以上	53,000	26,500	0	52,000	26,000	0

② 使用料の決定プロセス（内部統制の状況）

現行の使用料については、令和元年 10 月 1 日に決定されたものである。決定にあたっては、庁議後に市長決裁を受けて規則改正を行ったものである。

当該保育料については、条例第 9 条第 2 項において「児童福祉法第 24 条第 5 項又は第 6 項の措置に係る本人又はその扶養義務者は、保育料として、その負担能力に応じて市長が同法第 56 条第 2 項の規定により規則で定める額を納付しなければならない。この場合における保育料の額は、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項第 1 号、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項第 1 号の政令で定める額を上限とする。」とされている。この政令で定める額については、子ども・子育て支援法施行令第 4 条のほか、第 5 条及び第 9 条に規定されているが、満 3 歳未満の場合は第 4 条第 2 項の規定が準用されている。

この子ども・子育て支援法施行令で定められた上限額は、幼児教育・保育の無償化が開始されたことによるものであり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点から、3 歳児クラスから 5 歳児クラスの子どもと、市民税非課税世帯の 0 歳児から 2 歳児クラスの子どもを無償化の対象としている。課税世帯の満 3 歳未満児については、以下の所得割額等に基づく階層認定により保育料を決定している。

ア. 世帯状況の確認（同一世帯の定義）

児童と「同一世帯」に属する者を特定する。これには住民基本台帳上の同一世帯者だけでなく、同一家屋に居住し実態として同一世帯と確認できる者も含む。また、同居の祖父母も「扶養義務者」として判定の対象となる。

イ. 「家計の主宰者」の認定

保育料の算定基準となる中心人物を決定する。

両親世帯の場合	原則として父または母のうち、収入金額（給与や扶助費等の合計）が多い方が「家計の主宰者」となる。
例外（祖父母の合算）	両親の収入合計が「保護費相当額（生活保護基準）」を超えない場合、同居の祖父母等のうち、保護者の収入を上回る者が主宰者として認定される。なお、2 人以上ある場合は収入金額が最多の者が認定される。

ウ. 階層区分の認定（所得割額による判定）

保護者および家計の主宰者全員の「市町村民税の所得割額」の合計に基づき、条例で定められた「階層区分」に当てはめる。

所得割額が課税されていない場合は、均等割の有無で判定する。

書類が不足している場合は、暫定的に「最高額」の階層として認定される。

工. 決定時期と適用

原則として、各月初日の世帯状況に基づき決定される。

③ 現行使用料金の考え方

当該使用料（保育料）については、子ども・子育て支援法等の規定により上限が設定されているため、見直し指針の対象外として位置付けている。

保育料設定については、国が定めた利用者負担の基準額を踏まえ、所得に応じた階層区分のあり方や1号認定児と2号認定児の教育・保育の提供時間、給食の提供や保育時間の延長などのサービスの向上などを総合的に勘案し設定している。所得に応じた階層区分は、世帯の状況により細やかに対応するため、国基準の所得階層区分8階層をさらに細分化した20階層としている。なお、市の保育料設定は、国の定める基準額を下回るほか、他の中核市等と同程度の設定となっている。

④ 使用料金改定の検討状況

子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されたことに伴い保育料についても改定している。

なお、所管課に確認したところ、これ以降、料金改定の見直しに関する検討はなされていないとのことであった。

⑤ 受益者負担割合（実績ベース）

こども園の運営経費については、職員人件費はこども教育保育課、施設整備・維持管理費はこども政策課、保育料徴収事務はこどもみらい課というように、予算・執行の管理主体が複数の部局に分散しており、それぞれ公立こども園18園分の予算を計上しているが、園単位または年齢区分単位での運営経費が把握されていないため、受益者負担割合実績を算定するのは困難な状況である。

(4) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QRコード	その他
-	○	-	-	-	○

(※) 振込入金は納付書払いである。納付書は金融機関、コンビニエンスストアに加え、QRコード決済による支払いが可能である。

(※) その他は口座振替である。

② 消費税関係

当該使用料（保育料）は、消費税法第6条第1項により非課税とされている。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

ア. 保育料の決定（階層区分の認定）

事務手続を誤らないため以下の対応を行っている。

a. 世帯分離の扱い

住民票上は別でも「同一家屋に居住し実態が同一」とみなすべき者を正確かつ網羅的に把握するため、住民基本台帳情報に基づいて判断している。

b. 低所得時の主宰者変更

両親の収入が生活保護基準を下回る際、祖父母の税額を正確に合算する（あるいは、逆に合算すべきでないケースでは合算しない）ため、入園申込書の同意事項に、同一世帯の市民税課税台帳の閲覧も含まれており、課税情報を確認することで対応している。

イ. 収納事務

口座振替にて納付しているが引き落としができなかった場合、ならびに納付書払いを希望する場合には、納付書を郵送している。

なお、上記事務に関するマニュアル等は存在しない。

④ 滞納整理の状況

令和 7 年 7 月 31 日時点における未収金残高は 1,674,500 円であった。

滞納している利用者に対しては、分納等の相談を受け付けており、その結果に基づく「保育料納付計画書」を作成し、納付を促している。

令和 6 年度の不納欠損額が 1,114,100 円と、令和 4 年度 472,900 円、令和 5 年度 468,150 円に比し多くなっている。要因は、那覇市では、平成 28 年度より公立幼稚園から認定こども園への移行が始まり、平成 31 年 4 月に全園が移行したが、それに伴い、平成 31 年度の調定額が急増（当時は全学年に使用料（保育料）が発生）したことによる。

(5) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、こども園条例第 9 条及びこども園規則第 19 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
園児の属する世帯が災害により著しい損害を受け、使用料の納付が困難となった場合	全額
その他前号に準ずる特別の事情により使用料の納付が困難となった場合	市長が認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

使用料（保育料）の減免を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出することにより申請する。

(6) 監査の結果及び意見

① 3 歳未満児保育に係る原価が把握できていない【意見 35】

こども園に係る経費のうち 3 歳未満児保育に係る経費を特定できないことから、園単位や年齢区分での原価計算を行い、保育料水準の妥当性について検証されたい。

認定こども園（3歳未満児）の保育料は、「那覇市保育料取扱要領」に基づき、市町村民税所得割額等の客観的指標を用いて階層認定を行っている。

しかし、当該園の運営経費については、職員人件費はこども教育保育課、施設整備・維持管理費はこども政策課、保育料徴収事務はこどもみらい課というように、予算・執行の管理主体が複数の部局に分散しており、それぞれ公立こども園 18 園分の予算を計上しているが、園単位または年齢区分単位での運営経費が把握されていない状況である。特に、手厚い人員配置を要する 3 歳未満児保育は高コストな運営構造にあるが、子ども・子育て支援法等の規定により保育料には上限があるため、一般財源（市税等）が投入されている。現状の縦割り管理の下では、この「市の持ち出し額」の全容が不透明であり、受益者負担と公費投入のバランスが適正であるかを客観的に検証することが困難となっている。

行政経営の透明性及び議会統制の観点からは、管理会計的手法の導入により実質的な運営コストを可視化し、使用料の水準や一般財源投入の妥当性について議会等の判断に供する仕組みを構築されたい。

② 要領において参照する条例の条項が誤っている【指摘 4】

那覇市保育料取扱要領において参照する条例の条項が誤っていることから、条例の改正等があった際には、関連する内部規程の確認体制を整備すべきである。

那覇市保育料取扱要領において、保育利用条例の「第 12 条」を参照しているが、正しくは保育利用規則「第 12 条」である。

今後、条例の改正等があった際には、関連する内部規程の確認体制を整備すべきである。

手数料

23. 都市計画手数料 (許可申請等手数料)

(1) 概要

所管部署	都市みらい部都市計画課			
根拠法令・条例	那覇市屋外広告物条例 (以下、この項において「条例」という。) 第 54 条			
目的	屋外広告法の規定に基づき、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制又は誘導を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止すること			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	3,844	4,211	4,444
	収入済額	3,844	4,211	4,444
	減免額	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	247	333	341
	減免件数	-	-	-
	不納欠損件数	-	-	-
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/matidukuri/1002523/1002539/1002541/1007396.html			

(2) 手数料の設定

① 料金体系 (主なもの)

料金については、条例第 54 条及び別表において下表のように定められている。

ア. 許可申請手数料

種類	区分	単位	金額
はり紙		1 枚	5 円
広告幕		1 枚	540 円
広告旗		1 本	210 円
立看板		1 個	210 円
気球広告		1 個	1,240 円
広告板(はり札及びアーチを含む。)、広告塔及びその他の広告物等	0.5 平方メートル未満	1 枚、 1 個又は 1 基	140 円
	0.5 平方メートル以上 1.0 平方メートル未満		240 円
	1.0 平方メートル以上 2.0 平方メートル未満		460 円
	2.0 平方メートル以上 5.0 平方メートル未満		830 円
	5.0 平方メートル以上 10.0 平方メートル未満		1,560 円
	10.0 平方メートル以上 20.0 平方メートル未満		3,000 円
	20.0 平方メートル以上 30.0 平方メートル未満		5,290 円
	30.0 平方メートル以上 40.0 平方メートル未満		7,580 円
	40.0 平方メートル以上 50.0 平方メートル未満		10,820 円
50.0 平方メートル以上		50.0 平方メートルを 10,820 円とし、50.0 平方メートルを 1.0 平方メートル増すごとに 330 円を加算した額	

電柱、街灯柱、 架線柱及び支電 柱を利用する広 告		1 枚又 は 1 基	240 円
------------------------------------	--	------------------	-------

イ. 登録料

屋外広告業の登録を受けようとするものは、申請 1 件につき 10,000 円とされている。

ウ. その他の手数料

広告物等の表示等に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の講習を受けようとする者は、講習手数料 2,000 円とされている。

② 手数料の決定プロセス (内部統制の状況)

現行の手数料については、平成 25 年 4 月 1 日に設定されたものである。決定にあたっては、庁議後に市長決裁を受け、条例案を議会に上程し可決されたものである。

③ 現行手数料の考え方

屋外広告物に係る事務は、平成 25 年 4 月 1 日に那覇市が中核市に移行した際に、沖縄県から権限が委譲されたものである (屋外広告物法第 27 条 (大都市等の特例))。手数料は沖縄県屋外広告物条例と同額で設定されている。

なお、所管課からは、「令和 4 年～6 年度の実績値に基づく原価と手数料収入は以下の通りであり概ね原価を回収しており、受益者負担の原則に沿った金額設定であると認識している」と回答があった。

まず、原価のうち人件費について、申請業務に係る人件費を令和 4～6 年度の申請件数 (平均値) 340 件で割った 1 件当たりの人件費は、12,561 円となった。

役職	年収 (千円)	業務割合 (%)	申請業務に係る人件費 (千円)
課長	6,830	0.5%	34
主幹	5,801	10%	580
主査	5,500	35%	1,925
技師	3,462	50%	1,731
計	21,594		4,270

また、人件費以外の 1 件当たりの諸経費については、以下のとおり合計 185 円であった。

費目	金額 (円)	内容
印刷製本費	52	許可ステッカー
使用料、賃借料	133	複合機、大判プリンター賃借料
計	185	

以上から、申請 1 件当たりの原価は 12,746 円と算定された。

申請 1 件当たり原価 = 人件費 12,561 円 + 諸経費 185 円 = 12,746 円

他方、申請 1 件当たりの手数料収入は平均 12,254 円であり、原価と収入が近似している。

申請 1 件当たりの令和 4～6 年の手数料収入 (平均値) 4,166 千円 ÷ 340 件 = 12,254 円
--

④ 手数料改定の検討状況

所管課に確認したところ、これまで当該手数料の見直しに関する検討はなされていないとのことであり、県の手数料が改定される際には見直しを検討する予定であるが、現時点で県の手数料改定の動きは承知していないとのことである。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

当該業務に係る原価の検討は行っておらず、受益者負担割合は不明である。

(3) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
-	-	-	-	-	○ (納付書)

② 消費税関係

当該手数料は、消費税法第 6 条第 1 項により非課税とされている。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況 (内部統制の状況)

手数料は申請の際、交付された納付書で納付される。申請書をもとに申請内容を確認した後、事業者へ納付書を交付し調定を立てる。口座に入金があると収納処理する。

④ 滞納整理の状況

調定を立てた手数料については、過去に収入未済となったものはない。

(4) 減免の状況

減免措置は定められていない。

(5) 監査の結果及び意見

① 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見 1】

当該手数料の設定について、設定当時の検討資料等が保存されておらず、その根拠が不明確な状態であることから、その考え方を明確にするとともに、当該根拠資料を確実に保存されたい。

当該事務は、平成 25 年に那覇市が中核市に移行したことに伴い沖縄県から事務権限移譲されたものであり、手数料は沖縄県屋外広告物条例と同額で設定しているが、当該手数料の設定について、設定当時の検討資料等が保存されていなかった。

今回の監査において、前述のとおり原価と収入が近似しており、現行の手数料は適正な金額とする現課の説明に疑義はないことが確認できたが、どのような考え方にに基づき当該料金を徴収している

かは、市民に対して説明する必要があるだけでなく、今後の料金改定等においても考え方の基礎となるものである。現行の料金がどのような考え方で設定されたのかを明確にするとともに、当該料金が適用される間は、その考え方や基となるデータ等について記した根拠資料を那覇市文書取扱規程第 46 条第 1 項に定める「延長保存を適当と認める文書」とする等して、公文書として適切に保存されたい。

② 当該事務に係る原価を把握していない【意見 23】

当該事務に係る人件費やシステム経費等について、どの程度要しているのか把握していないことから、定期的な原価積算を実施されたい。

手数料は受益者負担の原則に従い料金を設定すべきものであり、原価の比較分析は有用であるが、実際どの程度の経費が発生しているのかについて、把握していない。当該事務に係る経費は、おおよそ 1 名分の職員人件費程度のものである。

当該原価については、あるべき手数料の水準を考える上で重要な資料である。料金を沖縄県と同一にする場合でも、業務効率化の観点から経費削減を考えるきっかけともなりうるものである。このような観点から、当該事務に係る現在の原価について早急に積算作業を行うとともに、今後も定期的に原価積算を実施し、業務効率化や受益者負担の適正化を図られたい。

③ 違反広告物への対応が不十分である【意見 45】

未申請の広告物や許可期間満了後の広告物（違反広告物）が散見されることから、適切に対応されたい。

屋外広告物制度（条例や基準があること）の認知度が低いことから、本来申請が必要な広告物にもかかわらず、申請自体がされていない広告物が多い。市作成の「那覇市屋外広告物適正化推進計画」によると、未申請割合は 95%に及んでいる。

また、那覇市屋外広告物条例施行規則第 12 条において、許可期間は次のように定められている。

- ・ はり紙、はり札等、広告旗、つり下げ広告又は気球広告 1 月以内
- ・ 立看板又は広告幕 1 年以内
- ・ 上記以外のもの 3 年以内

しかし、市内には許可期間を経過したものの継続手続きが行われずそのまま設置され続けている広告物等や当初より未申請の広告物等（違反広告物）が散見される。市では、南部土木事務所が年数回実施している国際通りのパトロールに同行したり、住民からの苦情連絡等に基づいて、違反広告物がないか確認しているようである。

市では、許可期間満了前 3 か月を目途に継続許可の申請を促す文書を郵送している。許可期間満了したものの未申請の者に対しては、電話連絡で申請を促しているものの、これ以降は何ら督促しておらず、対応は十分とは言えない。

今年 8 月に大阪の道頓堀で起きたビル火災については、西側のビルに設置された食品会社の壁面広告が延焼の要因になったとみられている。大阪市によると市の屋外広告物条例に基づく設置許可の期限を今年 2 月に迎えていたが、更新手続きがなされず期限が切れていたようである。結果として、消防隊員 2 人が殉職するという痛ましい出来事が起きてしまった。

市の屋外広告物管理システムによると、令和6年度末時点で許可期間到来済みの広告物の件数は以下の通りであり、許可期間満了後4年以上経過しているものが、52件あった。

許可期間満了年度	件数
令和元年度以前	49
令和2年度	3
令和3年度	12
令和4年度	10
令和5年度	30
令和6年度	22
合計	126

上記のような事故を未然に防止し、屋外広告物許可を適切に実施している設置者との公平性を図る観点から、違反広告物に適切に対応されたい。

使用料

24. 都市計画使用料 (公園使用料)、行政財産目的外使用料 (公園占用料)

(1) 概要

所管部署	都市みらい部公園管理課			
根拠法令・条例	那覇市公園条例 (以下、この項において「公園条例」という。) 第 11 条・第 11 条の 2・第 15 条、那覇市公園条例施行規則 (以下、この項において「公園規則」という。) 第 9 条・第 10 条・第 11 条 那覇市真嘉比遊水地多目的広場条例 (以下、この項において「真嘉比遊水地条例」という。) 第 9 条、那覇市真嘉比遊水地多目的広場条例施行規則 (以下、この項において「真嘉比遊水地規則」という。) 第 6 条			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	75,431	79,851	66,887
	収入済額	75,363	79,784	66,127
	減免額	(※1)	(※1)	(※1)
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	15,147	14,962	14,640
	減免件数 (※2)	300	253	209
	不納欠損件数	-	-	-

(※1) 減免額について所管課に確認したところ、集計が困難なため把握していないとの回答であった (後述参照)。

(※2) 減免件数は、有料公園施設に係る件数を含まない。

(2) 施設の概要

所在地	那覇市内一円 (176 箇所)		
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/matidukuri/1002572/1002588/1002589.html https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/matidukuri/1002523/1002631/1002577.html		
開設時期	昭和 45 年 4 月 (与儀公園、城岳公園) ほか		
施設の営業時間	午前 7 時～午後 9 時 (有料公園施設)		
利用件数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	15,114	14,919	14,608

(3) 使用料の設定

① 料金体系 (主なもの)

料金については、公園条例第 11 条及び第 15 条、並びに真嘉比遊水地条例第 9 条において下表のように定められている。

使用料とは、都市公園法第 5 条に基づき、公園管理者以外の者が公園施設の設置等を行うときや、公園条例第 3 条に基づき、一時的に公園を使用するときの手数料をいう。占用料とは、同法第 6 条に基づき、公園施設以外の工作物 (例：電柱) その他物件又は施設を設けて都市公園を占用するときの手数料をいう。

なお、当該料金については那覇市のウェブサイトにも掲載されており、確認したところその内容に

誤りはなかった。

ア. 有料施設以外の使用料

区分		単位	使用料(円)
行為をする場合	行商、出店その他これらに類するものを行うとき	占有面積 1 m ² につき 1 日	27
	撮影、録音その他これらに類する行為を業として行うとき		
	興業その他これに類するものを行うとき		
	運動会、集会その他これらに類する催しを行うとき	占有面積 1 m ² 2 時間につき	1
	展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うとき	占有面積 1 m ² 2 時間につき	2
公園施設を設ける場合	売店、飲食店その他営利を目的とする施設(駐車場を除く)	占有面積 1 m ² につき 1 月	510
	駐車場	占有面積 1 m ² につき 1 月	350
	その他の施設	占有面積 1 m ² につき 1 月	230
公園施設を管理する場合	売店、飲食店その他営利を目的とする施設(駐車場を除く)	占有面積 1 m ² につき 1 月	890
	駐車場	占有面積 1 m ² につき 1 月	450
	その他の施設	占有面積 1 m ² につき 1 月	580

イ. 有料施設の使用料

有料公園施設	単位	使用料(円)
テニスコート(※1)	面	1 面 1 時間につき 350
	照明設備	1 面 1 時間につき 280
漫湖公園古波蔵側多目的グラウンド	面	1 面 1 時間につき 1,390
	照明設備	1 面 1 時間につき (※2) 1,800
真嘉比遊水地多目的広場	一般	1 時間につき 500
	高校生以下	1 時間につき 250

(※1) 松山公園、漫湖公園、大石公園、中央公園、若狭公園

(※2) 2面を使用する場合にあっては、1面1時間につき1,650円

ウ. 占用料

区分		単位	使用料(円)
公園を占用する場合	電柱、電線、変圧塔等	電柱	1 本につき 1 年 2,290
		電話柱	1 本につき 1 年 1,380
		支線その他これに類する施設	1 本につき 1 年 1,380
		高圧送電塔	占有面積 1 m ² につき 1 年 2,820
		高圧送電線	占有面積 1 m ² につき 1 年 1,410
		その他のもの	占有面積 1 m ² につき 1 年 2,820
	水道管、下水道管、ガス管、地下埋設物等	口径 10 センチメートル未満	長さ 1 m につき 1 年 84
		口径 10 センチメートル以上口径 30 センチメートル未満	長さ 1 m につき 1 年 250
		口径 30 センチメートル以上	長さ 1 m につき 1 年 840
	地下占用	地下占用施設	1 m ² につき 1 年 840
	公衆電話所	1 個につき 1 年 2,820	
	標識その他これに類するもの	1 本につき 1 月 230	
	天体、気象又は土地観測施設	占有面積 1 m ² につき 1 月 230	
	詰所、建物その他工用施設	占有面積 1 m ² につき 1 月 230	
	工用板囲、足場その他工用施設	占有面積 1 m ² につき 1 月 230	
その他の占用	占有面積 1 m ² につき 1 月 230		

② 使用料の決定プロセス(内部統制の状況)

現行の使用料については、令和 6 年 4 月 1 日に最終改定されたものである。決定にあたっては、庁

議後に市長決裁を受け、議会に上程し条例を改正している。

なお、当該改正は令和 5 年 6 月の那覇市議会定例会にて制定された「那覇市公園条例の一部を改正する条例」（令和 5 年 7 月 14 日那覇市条例第 28 号、以下「令和 5 年改正条例」という。）第 1 条により改正されたものであるが、第 2 条では令和 8 年 4 月 1 日からの料金改定についても定められている（後述③参照）。

③ 現行使用料の考え方

ア. 有料施設以外の使用料及び占用料

これまで、有料施設以外の使用料及び占用料の算定は、旧建設省都市局公園緑地課が監修している「公園管理ガイドブック」の例示に従い、「土地価格×使用料率×補正率」で算出してきたが、令和 5 年改正条例では、地価上昇を適切に反映させるため、算出式を以下に変更した。

$$\text{公園用地の固定資産税評価額（路線価方式）の平均} \times \text{期待利回り} \times \text{補正率}$$

このうち、固定資産税評価額については、174 公園の沿線の路線価を洗い出し、公園ごとの平均路線価を算出し、その平均路線価に公園ごとの面積を乗じ全体の公園面積で除した加重平均により、141,410 円/m²としている。

期待利回りについては、不動産鑑定士への調査結果をもとに次のように設定している。

営利目的（売店など）	4.4%
営利を目的としないもの	2.0%
駐車場（土地のみ）	3.0%

補正率については、占用許可の場合は占用の状態（上空、地下など）により、行為許可の場合は天候、期間消費税率などにより設定している。例えば、展示会等の行為をする場合の使用料は、那覇市における晴れの日年平均 242 日を基に、以下のように算出されている。

$$141,410 \text{ 円} \times 2.0\% \div 242 \text{ 日} \times 1.1 \text{（消費税分）} \div 24 \text{ 時間} = 1 \text{ 円/時間} \cdot \text{m}^2$$

また、令和 5 年改正条例では、Park-PFI 等の民間活力導入に向け、公園施設の設置・管理における区分を営利目的施設、駐車場、その他の施設の 3 区分とする等、利用形態にあった使用料の区分に改定している。

なお、以下の料金改定については、利用者への周知期間が必要との判断で、市ウェブサイト等を通じて周知がなされており、2 年間の周知期間経過後の令和 8 年 4 月 1 日から適用されることとなっている。

項目	区分	単位	料金	
			現行	R8.4.1~
行為をする場合	行商、出店その他これらに類するものを行うとき	占用面積 1 m ² につき 1 日	27 円	28 円
	撮影、録音その他これらに類する行為を業として行うとき			
	興業その他これらに類するものを行うとき			

イ. 有料施設の使用料

当該使用料については、見直し指針における第 4 分類に該当するものとして、受益者負担割合を

100%として設定している。

令和5年改正条例では、まず原価について、令和2年度及び3年度はコロナ禍の影響があるため、平成29年度～令和元年度の3年間の平均値から下記のように見積り、1面当たりの原価を算出している。

施設	恒常的維持 管理費(円) (A)	職員人件費 (円) (B)	施設面積 (㎡) (C)	年間使用時間 (時間) (D)	1面当たりの 面積(㎡) (E)	1面1時間 当たり原価 (F)
テニスコート	6,816,377	8,763,779	9,100	2,049	700	584
漫湖公園多目的広場	2,018,670	938,961	11,000	1,020	5,500	1,450
真嘉比遊水地	2,228,702	434,973	8,795	322	4,400	4,140

(※) 1面当たり原価(F)の算出式 $(F) = ((A) + (B)) \div (C) \div (D) \times (E)$

他方、例えばテニスコートについては漫湖公園市民庭球場の使用料が360円であることなど、近隣施設の料金とのバランスを考慮し、現行料金に消費税の税率アップ分(8%から10%)を上乗せした金額での料金改定を行うこととなった。また、市民等の利用促進を図る観点から、新たに市民等以外の者の額の区分が設けられ、市内料金の1.5倍に設定されている。

具体的な改定額は下表のとおりであるが、これらの料金改定については利用者への周知期間が必要との判断で、市ウェブサイト等を通じて周知がなされており、2年間の周知期間経過後の令和8年4月1日から適用されることとなっている。

有料施設	単位	R6.4.1～	R8.4.1～		
			(市内)	(市外)	
テニスコート	面	1面1時間につき	350円	360円	540円
	照明施設	1面1時間につき	280円	280円	280円
漫湖公園古波蔵側多目的 グラウンド	面	1面1時間につき	1,390円	1,410円	2,110円
	照明施設	1面1時間につき	1,800円	1,830円	1,830円

なお、現行料金は平成22年1月の条例改正時に決定されたものであり、当時の料金積算は以下のとおりである。

施設	恒常的維持 管理費(円) (A)	職員人件費 (円) (B)	施設面積 (㎡) (C)	年間使用時間 (時間) (D)	1面当たりの 面積(㎡) (E)	1面1時間 当たり原価 (F)
テニスコート	858,733	11,756,806	9,100	2,799	700	350
漫湖公園多目的広場	746,731	5,532,614	23,200	1,106	5,800	1,392

(※) 1面当たり原価(F)の算出式 $(F) = ((A) + (B)) \div (C) \div (D) \times (E)$

④ 使用料改定の検討状況

使用料については、前述のとおり令和5年改正条例により、令和6年4月1日より新料金が適用されているほか、令和8年4月1日からの料金改定も予定されている。

⑤ 受益者負担割合(実績ベース)

受益者負担割合については、有料施設以外の使用料及び占用料のように設定されていないものもあるが、直近3年間の原価と使用料の実績を比較すると下表のとおりである。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	416,482	430,714	403,590
職員人件費	135,437	132,414	137,309
うち、施設の日常的な維持管理・ 貸出業務に要する経費・・・・イ	-	-	-
備品購入費及び減価償却費	1,358	-	2,355
うち、高額備品を除く備品購入に 要する経費・・・・・・・・ウ	1,056	-	1,896
使用料の原価の基礎・・・・・・・・ エ (＝ア＋イ＋ウ)	417,538	430,714	405,486
調定額【再掲】・・・・・・・・オ	75,431	79,851	66,887
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	18.1%	18.5%	16.5%

(4) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QRコード	その他
-	○(納付書)	-	-	-	○(コンビニ納付)

(※) コンビニ納付は有料施設の使用料のみ。

② 消費税関係

当該使用料は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。

インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況(内部統制の状況)

収納事務については、職員が使用許可申請書、使用料免除申請書と実際振込額の一致を確認し、施設利用日に歳入調定事務を行っている。毎月、収納代行業者が各コンビニの入金情報をとりまとめ、その後、当課へ収入総額及び件数の報告があり、報告をもとに歳入調定事務を行っている。

なお、収納事務に関する事務処理マニュアル等は存在しない。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはほぼない。

(5) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、公園条例第 11 条の 2 及び公園規則第 10 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
本市が主催する行事に使用する場合	全額
学校教育法第 1 条に規定する市内の学校が教育上の目的で使用する場合 又は児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する市内の保育所等の児童福祉施設 が児童福祉の目的で使用する場合	全額 (有料公園施設の照明設備に 係るものを除く)
本市が共催する行事に使用する場合	全額 (テニスコート及び漫湖公園 古波蔵側多目的グラウンドに係る ものにあつては、2分の1)
公共的団体が公益の目的で使用する場合	同上
身体障害者福祉法第 4 条の身体障害者、精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付 を受けている者又は知的障害者(児童相談所又は知的障害者更生相談所 において知的障害者と判定された者をいう。)が使用する場合	同上
本市に住所を有する満 65 歳以上の者が使用する場合	同上
高校生以下の者が使用する場合	同上
その他市長が特に必要と認める場合	市長が必要と認める額

(※) 真嘉比遊水地多目的広場についても、真嘉比遊水地条例第 9 条において同様の規定がなされている。

② 減免措置に関する事務の状況 (内部統制の状況)

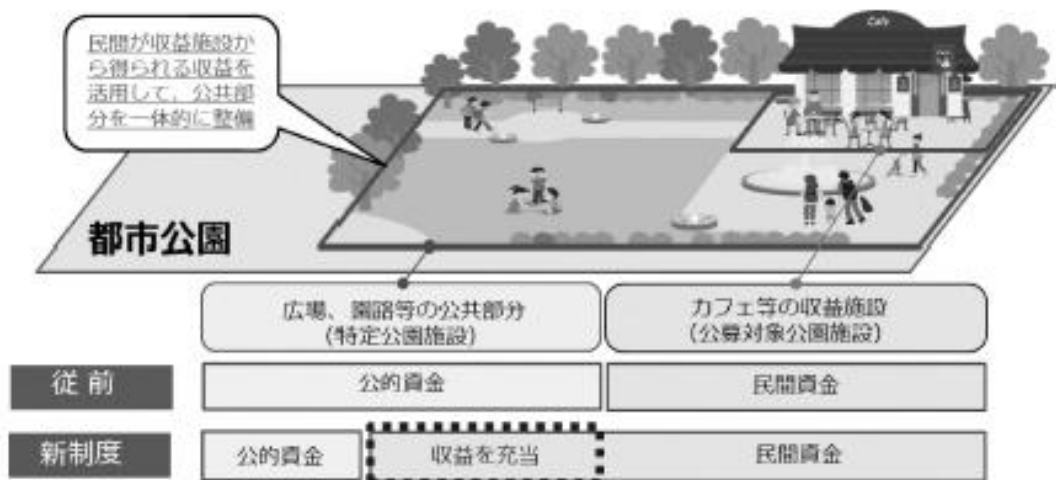
減免に関する判断については、利用者から提出される公園・有料公園施設使用料免除申請書等に基づき、職員が要件を満たすかの確認をしている。

なお、減免額について所管課に確認したところ、有料公園施設はコンビニ納付により、個別案件ごとに使用料が異なることから、集計が困難であり把握していないとの回答であった。

(6) その他

平成 29 年の都市公園法改正により Park-PFI が創設された。これは、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する「公募対象公園施設」の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定するものである。これにより使用料等が増加するものではないが、当該制度の活用により都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることが期待される。

■P-PFIのイメージ



(出典：「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」国土交通省都市局公園緑地・景観課)

Park-PFI は、令和 7 年 3 月末時点で全国 182 ヶ所の都市公園で活用されており、そのほか 165 ヶ所において活用が検討されている。那覇市においても、以下の 2 つの公園で活用されている。

① 漫湖公園鏡原側 Park-PFI 事業

下表の内容で令和 5 年 12 月 18 日に公告され、スターバックスコーヒージャパン株式会社を構成法人とするオーエスディー共同企業体からの提案に基づき、令和 6 年 8 月 21 日付で基本協定が締結された。なお、これらの施設については、令和 7 年 9 月 1 日より供用開始となった。

公募対象公園施設	オープンカフェ
特定公園施設	店舗前広場、駐車場、遊具広場、くじら広場

② 新都心公園 Park-PFI 事業

下表の内容で令和 6 年 4 月 5 日に公告され、株式会社トリドールホールディングスを構成法人とするオーエスディー共同企業体からの提案に基づき、令和 6 年 10 月 16 日付で基本協定が締結された。なお、これらの施設のうちスケートパークについては令和 7 年 8 月 25 日、遊具広場は 9 月 30 日に供用開始されており、飲食店については令和 8 年春に供用開始予定となっている。

公募対象公園施設	飲食店（大屋根空間を含む）
特定公園施設	遊具広場、スケートパーク

(7) 監査の結果及び意見

① 不納欠損処理が漏れていた【指摘 9】

令和 6 年度に消滅時効が完成した債権について不納欠損処理が行われないまま残っているものがあり、那覇市債権管理マニュアルに従い適切に処理するとともに、債権管理の体制を整備すべきである。

令和元年度に収入未済となった多目的広場の使用料 2,600 円（非強制徴収公債権）は督促状送付などの滞納処分を行っていたが、その後転居先不明となり、令和 6 年度に消滅時効が完成した。

しかし、令和 6 年度決算において不納欠損処理を失念しており、令和 7 年度において収入未済のまま残っている。

本件については、那覇市債権管理マニュアルに従い適切に処理するとともに、再発防止に向けてマニュアルを遵守する体制を整備すべきである。

② 公園施設設置許可手続きに瑕疵があり、債権管理も不十分な事例があった【指摘 10】

公園使用料納付前に公園施設設置許可書を交付し、その後も未回収となっている債権が生じていることから、許可手続きや債権管理の体制を整備すべきである。

令和 3 年度において、公園使用料（64,800 円）未納付者に対しキッチンカーの公園施設許可書を発行していたまま 3 か月間出店していた事業者がいた。その後、督促状の送付、電話督促を行っているが、現時点で納付されていない。

公園施設設置許可書は納付後に交付すべきであり、再発防止に向けて収納事務に関する事務処理マニュアル等を作成するとともに、これを遵守する体制を整備すべきである。

また、滞納者は近隣市町村に住所を有しているものの、訪問等はこちら数年行っていない。今回の監査を受け住所地を訪問したようであるが、すでに債務者は当該住所地に居住しておらず、転居先は不明であることが判明した。

本件については、引き続き適切な滞納処分を行うとともに、再発防止に向けて那覇市債権マニュアル等を遵守する体制を整備すべきである。

③ 減免に関する実績が把握されていない【意見 18】

減免の額や件数に関するデータが把握されていなかったことから、当該データを集計・分析し、使用料や減免措置の妥当性を検討されたい。

減免制度がどの程度の政策効果を発揮しているかを把握するためには、金額ベースでの減免実績を把握することは重要であり、またどのような理由で減免を受けているか等、減免実績の内訳を確認することも重要であるが、有料公園施設はコンビニ納付により、個別案件ごとに使用料が異なることから、集計が困難であるとの理由から減免額の実績が集計されていなかった。

使用料の減免については、見直し指針の三 1（3）において、「施設の利用については、年間の開館時間から利用には一定の限界が生じる。そこでより適切かつ公平な施設利用を促進するため、減額・免除の適用について、必要に応じ、回数制限等を設けることができるものとする」という公平性の確保を目的とした規定が設けられているが、現状では使用料減免の適用実績に関する具体的なデータが把握・分析されていないため、回数制限の必要性やその妥当性を検討するための客観的な根拠を欠いている状況である。

今後は減免実績を集計するとともに、これらのデータを基に使用料や減免措置の適切性を検討されたい。

指定管理

25. 新都心公園、外 13 公園

(1) 概要

所管部署	都市みらい部公園管理課			
根拠法令・条例	那覇市新都心公園等の管理に関する条例（以下、この項において「条例」という。）第 7 条・第 8 条、那覇市新都心公園等の管理に関する条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第 8 条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 4 年度(※1)	令和 5 年度(※1)	令和 6 年度
	利用料収入			18,306
	未収入金			-
	減免額			(※2)
	回収不能額			-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 4 年度(※1)	令和 5 年度(※1)	令和 6 年度
	利用件数			11,266
	減免件数			416
	回収不能件数			-

(※1) 令和 6 年度から指定管理施設に移行されており、令和 4～5 年度については「24. 都市計画使用料（公園使用料）、行政財産目的外使用料（占用料）」の収納額等に含まれている。

(※2) 減免額について所管課に確認したところ、把握していないとの回答であった。

(2) 施設の概要

所在地	新都心公園（那覇市おもろまち 3 丁目 2 番 1 号）、天久ちゅらまち公園（天久 2 丁目 32 番 1）、黄金森公園（おもろまち 2 丁目 7 番 1）、安謝東公園（安謝 1 丁目 553 番 1）、安謝東原公園（安謝 1 丁目 16 番）、天久プリン山公園（天久 1 丁目 24 番）、天久緑風公園（天久 2 丁目 24 番）、上之屋フレンドパーク（上之屋 1 丁目 14 番）、黄金森小公園（おもろまち 2 丁目 8 番 7）、タカマサイ公園（上之屋 1 丁目 6 番）、銘苺かりゆし公園（銘苺 1 丁目 5 番）、銘苺てんとうむし公園（銘苺 3 丁目 3 番）、安岡ガジュマル公園（銘苺 3 丁目 5 番）、安里緑地（おもろまち 1 丁目 6 番 6）（以下、これら 14 公園を「新都心公園等」という。）		
ウェブサイト	https://www.nahapark-obsi.jp/		
開設時期	平成 13 年 7 月 1 日（新都心公園）ほか		
施設の営業時間	午前 7 時～午後 9 時（新都心公園の多目的グラウンド、テニスコート、スケートパーク、バスケットコート、那覇市緑化センター）		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			1,038,423

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	沖縄文化スポーツイノベーション株式会社
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

(4) 利用料金の設定

① 料金体系 (主なもの)

料金については、条例第7条第2項において「別表第1及び別表第2により算定した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする」とされており、具体的には下表のように定められている。

ア. 有料施設以外の利用料金

区分	単位	料金(円)
以下に掲げる行為の許可を受けようとする場合 ・行商、出店その他これらに類する行為 ・撮影、録音その他これらに類する行為であって業として行うもの ・興行 ・その他市長が必要と認める行為	占有面積 1 m ² 1 日につき	27
運動会、集会その他これらに類する催しのための新都心公園等(※)の全部又は一部の独占的な利用の許可を受けようとする場合	占有面積 1 m ² 時間につき	1
展示会、博覧会その他これらに類する催しのための新都心公園等(※)の全部又は一部の独占的な利用の許可を受けようとする場合	占有面積 1 m ² 時間につき	2

(※)有料公園施設を除く。

イ. 有料施設の利用料金

有料公園施設		単位	料金(円)
多目的グラウンド	面	1 面 1 時間につき	1,300
	照明設備	1 面 1 時間につき	500
テニスコート	面	1 面 1 時間につき	350
	照明設備	1 面 1 時間につき	280
那覇市緑化センター	面	1 m ² 1 時間につき	22
	冷房設備	1 台 1 時間につき	100

② 利用料金の決定プロセス (内部統制の状況)

現行の利用料金については、令和6年4月1日に最終改定されたものである。決定にあたっては、庁議後に市長決裁を受け、令和5年11月議会に上程し可決されたものである。

なお、当該料金については、条例の別表で定められたものと同一であるが、市と指定管理者との間で料金決定に係る承認行為が分かる文書は確認できなかった。

③ 現行利用料金の考え方

ア. 有料施設以外の利用料金

利用料金は、「24. 都市計画使用料 (公園使用料)、行政財産目的外使用料 (占用料)」と同額に設定している。なお、新都心公園等についても、以下のとおり令和8年4月1日からの料金改定が予定されている。

区分	単位	料金	
		現行	R8.4.1~
以下に掲げる行為の許可を受けようとする場合 ・行商、出店その他これらに類する行為 ・撮影、録音その他これらに類する行為であって業として行うもの ・興行 ・その他市長が必要と認める行為	占有面積 1 m ² 日につき	27 円	28 円

イ. 有料施設の利用料金

当該利用料金については、見直し指針における第 4 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 100%として設定している。

現行料金の考え方は、「24. 都市計画使用料（公園使用料）、行政財産目的外使用料（占用料）」と同じである。

多目的グラウンドの場合、原価については、令和 2 年度及び 3 年度はコロナ禍の影響があるため、平成 29 年度～令和元年度の 3 年間の平均値から下記のように見積り、1 面当たりの原価を算出している。

恒常的維持 管理費(円) (A)	備品購入費 (円) (B)	職員人件費 (円) (C)	施設面積 (㎡) (D)	年間使用時間 (時間) (E)	1 面当たり の面積(㎡) (F)	1 面当たり原価 (円) (G)
7,696,172	221,373	2,952,570	12,000	2,062	3,000	1,317

(※) 1 面当たり原価(F)の算出式 (G) = ((A) + (B) + (C)) ÷ (D) ÷ (E) × (F)

なお、他の都市公園と同様、近隣施設の料金とのバランスを考慮して現行料金に消費税の税率アップ分（8%から 10%）を上乗せした金額での料金改定を行うこととなったが、新都心公園の多目的グラウンドの場合はいずれの計算方法によっても 1,320 円となった。また、市民等の利用促進を図る観点から、新たに市民等以外の者の額の区分が設けられ、市内料金の 1.5 倍に設定されている。

具体的な料金改定スケジュールと金額は下表のとおりである。

有料施設	単位	R6.4.1～	R8.4.1～		
			(市内)	(市外)	
多目的グラウンド	面	1 面 1 時間につき	1,300 円	1,320 円	1,980 円
	照明施設	1 面 1 時間につき	500 円	500 円	
テニスコート	面	1 面 1 時間につき	350 円	360 円	540 円
	照明施設	1 面 1 時間につき	280 円	280 円	

④ 利用料金改定の検討状況

利用料金については、「24. 都市計画使用料（公園使用料）、行政財産目的外使用料（占用料）」と一緒に見直しの検討が行われており、令和 6 年 4 月 1 日より新料金が適用されているほか、令和 8 年 4 月 1 日からの料金改定も予定されている。

⑤ 受益者負担割合（実績ベース）

受益者負担割合については、有料施設以外の使用料及び占用料のように設定されていないものもあるが、原価と利用料収入の実績を比較すると下表のとおりである。

(単位：千円)

	令和 6 年度
維持管理費・・・・・・・・・・・・・ア	36,879
職員人件費	38,854
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・・イ	38,854
備品購入費及び減価償却費	-
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・ウ	-

利用料金の原価の基礎・・・・・・・・・・エ (＝ア＋イ＋ウ)	75,733
利用料収入【再掲】・・・・・・・・・・オ	18,306
実際の受益者負担割合・・・・・・・・・・(オ÷エ)	24.1%

(5) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
○	○	○	○	○	-

② 消費税関係

当該利用料金は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。

インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況 (内部統制の状況)

収納事務については、当該施設の指定管理者にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。具体的には、利用許可や料金収納等については指定管理者の職員間で確認の上、処理がなされている。

また、年 1 回の指定管理者に対するモニタリングのなかで、指定管理者が適切に収納事務を行っていることを確認している。

なお、収納事務に関する事務処理マニュアル等は存在しない。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはほぼない。

(6) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 8 条及び規則第 8 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
本市が主催する行事に利用する場合	利用料金の全額
学校教育法第 1 条に規定する学校が教育上の目的で利用する場合	利用料金(多目的グラウンド及びテニスコートの照明設備並びに那覇市緑化センターの冷房設備に係るものを除く。第 4 号において同じ。)の全額
児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設が児童福祉の目的で利用する場合	行為許可をするとき：行為許可に係る利用料金の全額 利用許可をするとき：利用許可に係る利用料金の 2 分の 1 の額
本市が共催する行事に利用する場合	同上
公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用する場合	同上
身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は知的障害者(児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者をいう。)が利用する場合	同上

本市に住所を有する満 65 歳以上の者が利用する場合	同上
高校生以下の者が利用する場合	同上
前 3 号に規定する者が構成員の半数を占める団体が利用する場合	同上
その他指定管理者が必要と認める場合	指定管理者が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況 (内部統制の状況)

減免に関する利用については指定管理者が条件等を確認しており、本庁職員は特段関与していない。なお、減免額の集計は行っていない。

年 1 回の指定管理者に対するモニタリングのなかで指定管理者が適切に減免事務を行っていることを確認している。

(7) 平成 25 年度監査の指摘事項等

<p>(平成 25 年度監査結果 (同報告書 P36~37 より抜粋))</p> <p>例えば、緑化センターの室料は、使用料見直し指針に基づき「利用面積 1 平方メートルにつき 1 時間あたり 8 円」と算定されており、これは原価 15.55 円に第 2 分類枠を適用し、負担割合 50% を乗じて算出したものである。しかし、第 2 分類枠をこの施設に適用するのは、施設の現状を踏まえて判断すれば適切でない。個別施設の検討結果でも触れているが、施設の現状は当初の設置目的とかけ離れており、飲食業への施設貸与、市民のサークル活動への貸室についてもどれだけ緑化の推進や地域の活性化に貢献しているか明確ではない。使用料見直し指針によれば、第 2 分類枠は「選択的・公益的サービス、人によって必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス 受益者負担割合は、30%~70%」とされている。しかし、現状では、公益的なサービスが十分に提供されているとは考えられないことから、実態に即して分類枠を判断すれば、第 4 分類枠 (選択的・私益的サービス人によって必要性が異なり、民間にもあるサービス受益者負担割合は、70%~100%) と判断せざるを得ないことになる。使用料見直し指針では、「施設を各分類枠へ仕分けする際は、施設の設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較等によって行う。」とされており、指針を適用する際には施設の現状を踏まえて判断すべきであるが、判断の結果、施設の設置目的とはかけ離れた結果になれば、使用料算定以前の問題であり、施設の設置目的そのものに関わることとなる。</p>

上記意見について、市からの回答は「令和 6 年度より新都心公園及び周辺 13 公園において、指定管理制度を導入しており、緑化センターにつきましても指定管理者において、緑化に関する講座等が行われ、更なる緑化推進、地域活性化に向けて、模索中です。また、現在、那覇市緑化センターおきましては、これまで行っていました飲食店への施設貸与をとりやめ、飲食店などの営利を目的とした自主事業は認めず、緑化推進に係るものに限って認めることとしており、第 2 分類枠である「選択的・公益的サービス、人によって必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス」となるよう改善に努めているところです。」とのことであった。

<p>(平成 25 年度監査結果 (同報告書 P171~172 より抜粋))</p> <p>【意見】</p> <p>那覇市緑化センターは、施設の規模や特性から、緑化推進に限った市民の利用を拡大させていく</p>

のは容易ではない。緑化に係る市民のニーズも限られているため、建物の改築まで行うのは現実的ではなく、与えられた環境のもとで、物品販売など自主事業の拡大で緑化推進に貢献する一方、市民の需要ある多様な講習会など、地域の活性化も図る地道な努力が、引き続き求められる。

ところで飲食店の施設使用料については、固定部分のほか、一部店の収益に応じた変動使用料の設定ができるようにすることが望ましい。大半の利用客は店で昼食を済ますだけであり、センターで実施している講習会や催しなどと異なり、緑化推進はもとより地域の活性化の趣旨とは異なるように思われる。

もちろん、条例の改定を必要とするため直ちに実行可能なものではない。しかし、低廉な賃借料により特定の事業者の利益をいたずらに保護するよりも、その収益の一部をセンターへ還元させ、緑化推進又は地域活性化に役立てる方が、はるかに公の施設の目的にかなうものと思われる。

飲食店を誰が経営するかは、指定管理者に決める権限がある。仮に、使用料に係る条例を改定し賃料をあげることが難しいのであれば、緑化センターの損益を改善するために、自ら飲食店の経営を行うことも考えられる。その際、飲食店の損益の状況は、当然自主事業として明らかにされなければならない。獲得された自主事業の利益は、指定管理者を務める法人の利益に単純に帰することなく、緑化センターの目的である、緑化推進又は地域の活性化に活用することが、指定管理者の役割として強く期待される。

上記意見について、市からの回答は「令和 6 年度より新都心公園及び周辺 13 公園において、指定管理制度を導入しており、緑化センターにつきましても緑化に関する講座等が行われつつ、更なる緑化推進、地域活性化に向けて、模索中です。また、現在、那覇市緑化センターにおいて、飲食店等の営利を目的とした自主事業は認めず、緑化推進に係るものに限って認めており、改善を図っているところ。」とのことであった。

（平成 25 年度監査結果（同報告書 P330 より抜粋））

また、新都心公園は、施設概要にある通り、敷地は「人」文字形の不整形な線上をなし総延長 1.7 km となっており、実施計画では、4 つのゾーン（ウチナーのムイ、中央広場のゾーンの天久ムイ、水のみち、花のみち）が計画され現在整備中の総合公園であるが、視察を行った一部の区域において、日中でも人通りが少なく、ごみの不法投棄や青少年がたむろし易い場所もあった。市の管理区域であるので、トラブル等が無いよう適切に管理する必要がある。

上記の点について、市からの回答は「新都心公園は、令和 3 年 4 月に整備完了しました。令和 6 年度より新都心公園及び周辺 13 公園において、指定管理制度を導入しており、管理事務所に委託業者が常駐管理、公園巡回することで未然防止等の取組にも繋がっております。」とのことであった。

（8）その他

Park-PFI については、「24. 都市計画使用料（公園使用料）、行政財産目的外使用料（占用料）」に記載のとおり、新都心公園 Park-PFI 事業が実施されている。

(9) 監査の結果及び意見

① 利用料金に対する市長の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘 1】

条例上、料金設定については市長の承認を得て指定管理者が定めるとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかったことから、決裁文書を作成し適切に保存すべきである。

地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定を受け、条例第 7 条第 2 項では、料金設定は指定管理者が市長の承認を得て定めることとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかった。

この点について所管課に確認したところ、条例と同一料金である場合には承認等の手続きは不要と解釈し、指定管理者からの承認申請や市長による承認行為は行わなかったとのことであったが、当該行為は地方自治法に基づくものであることから、当該承認に関する決裁文書を作成して公文書として適切に保存すべきである。

② 減免額の実績が把握されていない【意見 18】

指定管理者において減免額が集計されていないことから、当該金額やその内訳等を集計し、市に報告されたい。

減免制度がどの程度の政策効果を発揮しているかを把握するためには、金額ベースでの減免実績を把握することは重要であり、またどのような理由で減免を受けているか等、減免実績の内訳を確認することも重要であるが、指定管理者において減免額の実績が集計されていなかった。

利用料金の減免については、見直し指針の三 1（3）において、「施設の利用については、年間の開館時間から利用には一定の限界が生じる。そこでより適切かつ公平な施設利用を促進するため、減額・免除の適用について、必要に応じ、回数制限等を設けることができるものとする」という公平性の確保を目的とした規定が設けられているが、現状では利用料金の減免の適用実績に関する具体的なデータが把握・分析されていないため、回数制限の必要性やその妥当性を検討するための客観的な根拠を欠いている状況である。

今後は減免額を集計し、年次報告書等により市に報告するとともに、市においてもこれらのデータを基に減免措置の適切性を検討されたい。

指定管理

26. 那覇市松山公園文化交流施設

(1) 概要

所管部署	都市みらい部公園管理課			
根拠法令・条例	那覇市松山公園文化交流施設条例（以下、この項において「条例」という。）第9条・第10条、那覇市松山公園文化交流施設条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第3条・第4条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用料収入	12,024	17,340	20,072
	未収入金	-	-	-
	減免額	(※)	(※)	(※)
件数の推移 （単位：件）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用件数	58,592	82,219	98,092
	減免件数	2,264	2,916	3,498
	回収不能件数	-	-	-

(※) 減免額について所管課に確認したところ、把握していないとの回答であった。

(2) 施設の概要

所在地	福州園：那覇市久米2丁目29番19号 松山公園連携施設：那覇市久米2丁目30番6号 松山公園駐車場：那覇市松山1丁目17番64号		
ウェブサイト	https://www.fksn-okinawa.jp/		
開設時期	平成4年7月1日		
条例に定める施設の目的	文化および地域の交流の場を創出することにより、松山公園の一体的な利用、地域の活性化及び観光の発展に資するため		
施設の営業時間	午前9時～午後9時（水曜定休）、飲食店のみ午前11時～午後11時		
利用者数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	60,921	84,247	100,136

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	沖縄華僑華人 PM コンソーシアム
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日

(4) 利用料金の設定

① 料金体系（主なもの）

利用料金については、条例第9条第4項において「利用許可に係る利用料金は別表第1に、入園料は別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。また、都市公園法に基づく行為許可について

は、那覇市公園条例の規定が準用される（具体的な料金は「24. 都市計画使用料（公園使用料）、行政財産目的外使用料（占用料）」参照）。

なお、当該料金については那覇市のウェブサイトにも掲載されており、確認したところその内容に誤りはなかった。

ア. 利用許可に係る利用料金

名称		単位	金額（円）
交流室	利用料	1時間あたり	210
	冷房機利用	1時間あたり	100
チュンジー広場	利用料	1日あたり	12,330

イ. 入園料

区分		入園料（円）	
		大人	小人
昼の部（午前9時～午後6時）	個人	200	100
	団体（20名以上）	160	80
夜の部（午後6時～午後9時）	個人	300	150
	団体（20名以上）	240	120

② 利用料金の決定プロセス（内部統制の状況）

現行の利用料金については、令和4年6月6日に指定管理者からの申請に基づき市長が承認したものである。具体的には、夜の部の料金について、昼間の入園料と比べて急激な値上げによる入園者への影響を考慮し、条例で定められた金額の半額に設定されている。

③ 現行利用料金の考え方

当該利用料金については、見直し指針における第2分類に該当するものとして、福州園の入園料は70%、交流室は50%に設定している。

ア. 入園料の料金設定

原価については、平成25年度実績等を基に下表のように算出し、受益者負担とする原価を2,486万円と見積もっている。

費目	金額（円）
恒常的維持管理費	24,864,807
光熱水費	11,527,829
役務費	112,162
委託料	10,751,226
修繕費	2,473,590
備品購入費	-
職員人件費	-
合計（受益者負担の範囲）	24,864,807

また、入園者目標数については、平成25年度の入園者数をもとに下表の通り見積もっている。ちなみに、平成28年度の入園者数は想定を下回る6万人であった。

（単位：人）

内訳	平成 25 年実績	目標入園者数 (※1)	有料換算 (※2)	備考
大人	95,079	66,000	66,000	目標入園者×1
小人	4,630	3,000	1,500	目標入園者×0.5
団体大人	33,941	23,000	18,400	目標入園者×0.8
団体小人	3,243	2,000	800	目標入園者×0.8×0.5
園児以下	7,488	5,000	0	目標入園者×0
合計	144,381	99,000	86,700	

(※1) 目標入園者は有料化により現状の 70%に減ると想定

(※2) 有料換算は割引等を考慮した人数を設定 (大人に対し、小人 50%、団体大人 80%、団体小人 40%)

以上から算出される 1 人当たり原価に受益者負担割合 70%を適用し、1 人当たりの入園料を 200 円と設定している。

$$1 \text{ 人当たり入園料} = 24,864,807 \text{ 円} \div 86,700 \text{ 人} \times 70\% = 200 \text{ 円}$$

イ. 夜間入園料の料金設定

原価については、平成 28~30 年度の指定管理者の自主事業の実績を基に下表のように算出し、受益者負担とする原価を 315 万円と見積もっている。

費目	金額 (円)
恒常的維持管理費	3,154,000
印刷製本費	24,000
光熱水費	1,380,000
委託料	1,512,000
修繕費	238,000
備品購入費	-
職員人件費	-
合計 (受益者負担の範囲)	3,154,000

また、入園者目標数については、平成 28~30 年度の指定管理者の自主事業の実績を基に、下表の通り見積もっている。

(単位：人)

内訳	想定入園者数	有料換算 (※)	備考
大人	3,580	3,580	目標入園者×1
小人	160	80	目標入園者×0.5
団体大人	40	32	目標入園者×0.8
団体小人	0	0	目標入園者×0.8×0.5
園児以下	120	0	目標入園者×0
合計	3,900	3,692	

(※) 有料換算は割引等を考慮した人数を設定 (大人に対し、小人 50%、団体大人 80%、団体小人 40%)

以上から算出される 1 人当たり原価に受益者負担割合 70%を適用し、1 人当たりの入園料を 600 円として条例を制定したところであるが、上記のとおり指定管理者からの申請により条例で定めた額の半額となっている。

$$1 \text{ 人当たり入園料} = 3,154,000 \text{ 円} \div 3,692 \text{ 人} \times 70\% = 597 \text{ 円}$$

ウ. 交流室の料金設定

原価については平成 25 年度実績等を基に下表のように算出し、受益者負担とする原価を 58 万

円と見積もっている。

費目	金額 (円)
恒常的維持管理費	30,553
消耗品費	684
印刷製本費	10,000
光熱水費	3,869
役務費	6,000
修繕費	10,000
備品購入費	123,010
職員人件費	423,000
合計 (受益者負担の範囲)	576,563

また、施設面積 24 m²、年間使用可能時間を 1,289 時間と見積り、1 m² 1 時間当たりの原価を 18 円と算出している。

$$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間当たりの原価} = 576,563 \text{ 円} \div 24 \text{ m}^2 \div 1,289 \text{ 時間} = 18 \text{ 円}$$

これに受益者負担割合 50%を適用し、施設面積を乗じた 210 円を 1 時間当たりの利用料金として設定している。

$$1 \text{ 時間当たり料金} = 18 \text{ 円} \times 50\% \times 24 \text{ m}^2 = 210 \text{ 円}$$

④ 利用料金改定の検討状況

入園料は、かつては無料であったが、見直し指針に基づき平成 28 年 4 月から徴収することとなった。また、夜間料金については、平成 28 年度から平成 30 年度の間、実証実験として自主事業の一環で有料での開園を行っていたが、令和 3 年 3 月の条例改正で夜間開園に伴う料金設定等が行われた。

なお、所管課に確認したところ、これ以降、市として料金改定の検討は行われていないとのことである。また、料金改定の見直しサイクル等については特段定められておらず、今後の料金改定の検討予定も未定であった。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	48,273	53,552	57,100
職員人件費	2,437	2,413	3,639
うち、施設の日常的な維持管理・ 貸出業務に要する経費・・・・イ	2,437	2,413	3,639
備品購入費及び減価償却費	-	-	-
うち、高額備品を除く備品購入 に要する経費・・・・・・ウ	-	-	-
利用料金の原価の基礎・・・・・・・・ エ (=ア+イ+ウ)	50,710	55,965	60,740
受益者負担割合設定値	50%~70%	50%~70%	50%~70%

利用料収入【再掲】・・・才	12,024	17,340	20,072
実際の受益者負担割合・・(才÷エ)	23.7%	31.0%	33.0%

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(5) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
○	○	○	○	○	○ (旅行社クーポン)

② 消費税関係

当該利用料金は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。

インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況 (内部統制の状況)

収納事務については、当該施設の指定管理者にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。具体的には、利用許可や料金収納等については指定管理者の職員間で確認の上、処理がなされている。

また、年 1 回実施されている指定管理者に対するモニタリングのなかで、収納事務が適切に実施されているか確認している。

なお、収納事務に関する事務処理マニュアル等は存在しない。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはほぼない。

(6) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 10 条及び規則第 4 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
本市が主催する行事に利用する場合	全額
本市内に存する学校が教育上の目的で利用する場合	全額
本市内に存する保育所その他の児童福祉施設が児童福祉の目的で利用する場合	全額
本市が共催する行事に利用する場合	全額(交流室利用料及び入園料にあつては、2分の1の額)
公共的団体が公益の目的で利用する場合	同上
身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合	同上
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合	同上
知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神衛生鑑定医により知的障がい者と判定された者をいう。)及びその引率者が利用する場合	同上
本市に住所を有する満 65 歳以上の者が利用する場合	同上
高校生以下の者が利用する場合(福州園に入園する場合を除く)	全額(交流室利用料にあつては、2分の1の額)
その他指定管理者が特に必要と認める場合	指定管理者が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況 (内部統制の状況)

減免に関する利用については、本庁職員は特段関与していない。なお、減免額の集計は行っていない。

年 1 回実施されている指定管理者に対するモニタリングのなかで、減免事務が適切に実施されているか確認している。

(7) 監査の結果及び意見

① 原価算出において人件費が含まれていない【意見 36】

料金設定時の原価算出にあたり、人件費が含まれていないことから、今後の料金設定にあたっては適正額を見積もって原価に反映されたい。

平成 28 年度の有料化の際、受益者負担の範囲に含めるべき原価の内訳に人件費が含まれていないが、実際には前述(4)⑤のとおり人件費は発生しており、利用料金が低く設定されていることから、今後の料金改定にあたっては適正な人件費を見積り、原価に反映されたい。

② 駐車場設置許可使用料の設定が不明確である【意見 37】

当該施設の駐車場について、指定管理者が市へ支払う使用料が駐車場管理業者からの利用料収入よりも低く、毎年 130 万円の利益が確保できる構造になっていることから、指定管理業務への収益改善への意欲を妨げないような料金設定になるよう工夫されたい。

松山公園駐車場については、指定管理者の自主事業として位置づけられており、那覇市公園条例に基づく公園施設設置許可及び管理許可を受けて実施されている。これに係る使用料については、本来は年間 1,877 万円となるところであるが、指定管理者からの提案書に基づき年間 650 万円とされ、差額については減免されている。当該使用料の提案は、指定管理者選定の審査項目に含まれていることから、実勢に比べて著しく低い金額が提案されることは想定されないと考えられる。しかしながら、当該駐車場については駐車場管理業者との間で利用契約書が締結され、定額で年間 780 万円が指定管理者に支払われることとなっている。この差額 130 万円については、業務仕様書においてイベント企画等の事業へ還元することとされており、実際には以下のように指定管理業務での赤字分を自主事業の黒字で補っている形になっている。

(単位：千円)

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
指定管理業務	収入	49,281	53,553	57,917
	うち指定管理料	27,686	27,686	27,686
	支出	50,710	55,965	60,740
	収支差①	▲1,430	▲2,411	▲2,823
自主事業	収入	8,594	9,238	9,727
	うち駐車場事業	7,800	7,800	7,800
	支出	7,069	6,788	6,885
	うち駐車場事業	6,500	6,500	6,500
	収支差②	1,525	2,450	2,842
	収支差 計 (①+②)	96	39	19
	【参考】 駐車場利用台数	60,918	71,702	72,673

(出典：那覇市松山公園文化交流施設指定管理事業報告書)

本来、指定管理業務における不足分については指定管理料で補われることとなっており、令和 4 年度から令和 8 年度における指定管理料算定についても、平成 29 年度から令和元年度までの収支実績が赤字であったこと等を踏まえて年額 2,768.6 万円と積算されたものである。これとは別に 130 万円の財源が確保されている状況は、指定管理業務において利用者増や経費削減を図る意欲が低下することとなり、好ましくない。特に、当該駐車場については、現在の指定管理者が設置したものではなく以前の指定管理者が設置したものを引き継いだものであり、指定管理者に入ってくる収入は駐車場の利用台数に関わらず一定であること等を考えると、指定管理者においてはリスクを一切負わずに 130 万円が確保できる状況になっている。

指定管理者からの提案書では「概ね 650 万円／年度を目標値」とされていること、市との指定管理基本協定書の締結と駐車場管理者との利用契約書の締結は同時期になされていることを踏まえれば、駐車場管理者からの利用料を市への使用料に反映させる工夫もできたのではないかと考えられる。今後、指定管理者との協定締結にあたっては、指定管理者の収益改善に向けた意欲を損なうことがないように、駐車場料金の設定についても十分に配慮されたい。

③ 料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘 2】

見直し指針上、一定の期間ごとに見直しを行うこととされているが、当該施設に関する見直しサイクルが設定されていなかったことから、定期的な検討を行う期間を設定すべきである。

見直し指針では、四 3「改定のサイクル」として、「一定の期間ごとに見直しを行うこととし、原則として 4 年ごとの見直しとする。」とされているが、所管課に確認したところ、当該施設についてのタイミングで料金見直しを行うか検討されていなかった。

当該施設については、令和 4 年 6 月 7 日に料金改定がなされているが、夜間開園に伴うものであり、昼間の入園料等については、平成 28 年 4 月に有料化されて以降、料金見直しについての検討がなされていない。どの程度の期間で料金見直しを検討すべきかあらかじめ設定すべきである。

なお、見直し指針では、原則 4 年毎の見直しとしていることから、これとは異なる期間を設定する場合には、その理由を明示すべきである。

④ 受益者負担割合が料金設定時の想定を大きく下回っている【意見 16】

料金設定時においては、受益者負担割合を 50%もしくは 70%として算定していたが、令和 6 年度の実績値に基づく受益者負担割合はこれを大きく下回っていることから、早急に料金見直しを検討されたい。

当該施設は、見直し指針における第 2 分類に該当するものとして、入園料については受益者負担割合を 70%、交流室については 50%として料金を設定しているが、令和 6 年度実績に基づく受益者負担割合は 33.0%となっている。

この要因については、料金の設定方法によるもの、原価の増加によるもの、利用者の減少によるものが考えられる。料金の設定方法に係る問題点は、前述①のとおり人件費を考慮していないことが考えられる。また、原価については、(4)③の料金設定時に見積もられた原価を単純合計すると 28,595 千円であるが、令和 6 年度の維持管理費は 57,100 千円であり、料金設定時の原価を上回る水準であることが想定される。なお、利用者については、令和 6 年度の福州園の入園者は 97,744 人であり、

料金設定時の目標入園者 99,000 人と同程度の水準となっている。

公の施設である以上、他の施設の利用者との公平性の観点から問題なしとは言えない。実際に、どの程度の料金水準とするかは最終的には議会等による政策判断となるが、その検討に資するよう、あるべき料金水準等を早急に検討されたい。

⑤ 減免額の実績が把握されていない【意見 18】

指定管理者において減免額が集計されていないことから、当該金額やその内訳等を集計し、市に報告されたい。

減免制度がどの程度の政策効果を発揮しているかを把握するためには、金額ベースでの減免実績を把握することは重要であり、またどのような理由で減免を受けているか等、減免実績の内訳を確認することも重要であるが、指定管理者において減免額の実績が集計されていなかった。

利用料金の減免については、見直し指針の三 1（3）において、「施設の利用については、年間の開館時間から利用には一定の限界が生じる。そこでより適切かつ公平な施設利用を促進するため、減額・免除の適用について、必要に応じ、回数制限等を設けることができるものとする」という公平性の確保を目的とした規定が設けられているが、現状では利用料金の減免の適用実績に関する具体的なデータが把握・分析されていないため、回数制限の必要性やその妥当性を検討するための客観的な根拠を欠いている状況である。

今後は減免額を集計し、年次報告書等により市に報告するとともに、市においてもこれらのデータを基に減免措置の適切性を検討されたい。

使用料

27. 住宅使用料（市営住宅使用料）、駐車場使用料（市営住宅駐車場区画賃貸使用料）、行政財産目的外使用料（市営住宅目的外使用料・駐車場区域賃貸使用料）

(1) 概要

① 市営住宅使用料・行政財産目的外使用料（市営住宅目的外使用料）

所管部署	まちなみ共創部市営住宅課			
根拠法令・条例	公営住宅法第 16 条・第 19 条、公営住宅法施行令第 2 条・第 3 条・第 16 条、住宅地区改良法第 29 条、住宅地区改良法施行令第 13 条の 2 那覇市営住宅条例（以下、この項において「住宅条例」という。）第 14 条・第 16 条・第 17 条・第 45 条・第 46 条・第 48 条、那覇市営住宅条例施行規則（以下、この項において「住宅規則」という。）第 15 条・第 16 条・第 26 条 那覇市行政財産使用料条例（以下、この項において「行政財産条例」という。）第 3 条・第 3 条の 3、那覇市道路占用料徴収条例（以下、この項において「占用料条例」という。）第 2 条の 2～第 4 条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	1,944,354	1,985,022	2,015,645
	うち滞納繰越分	41,881	38,869	47,603
	収入済額	1,899,651	1,936,693	1,958,754
	減免額	10,571	10,810	11,711
	不納欠損額（※）	5,822	771	2,848
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	63,786	64,564	64,738
	減免件数	88	91	101
	不納欠損件数	208	31	99
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/life/1002257/index.html https://lequios-koue.jp/			

(※ 1) 市営住宅使用料のうち「改良店舗」を除く。

(※ 2) 時効の完成により不納欠損処理（一般債権 5 年、確定判決債権 10 年）を行っており、全て過年度に発生した債権である。

② 市営住宅駐車場区画賃貸使用料・行政財産目的外使用料（駐車場区域賃貸使用料）

所管部署	まちなみ共創部市営住宅課			
根拠法令・条例	住宅条例第 69 条・第 70 条、住宅規則第 38 条・第 39 条 行政財産条例第 3 条・第 3 条の 3、占用料条例第 2 条の 2～第 4 条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	153,873	164,080	164,532
	収入済額	153,133	163,108	163,364
	減免額	-	-	-
	不納欠損額	-	-	-

件数の推移 (単位：件)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	21,269	22,192	22,725
	減免件数	-	-	-
	不納欠損件数	-	-	-

(※) 市営住宅駐車場区画賃貸使用料のうち「滞納繰越分」を除く。

(2) 施設の概要

① 公営住宅

公営住宅とは、市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附属施設で、公営住宅法の規定による国の補助に係るものであり、以下の 18 住宅が存在する。

名称	位置
那覇市久場川市営住宅	那覇市首里久場川町 2 丁目 18 番地
那覇市識名市営住宅	那覇市識名 1 丁目 17 番 1 号
那覇市宇栄原市営住宅	那覇市宇栄原 4 丁目 14 番 1 号
那覇市石嶺市営住宅	那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地
那覇市大名市営住宅	那覇市首里大名町 3 丁目 20 番地
那覇市真地市営住宅	那覇市字真地 270 番地
那覇市安謝第一市営住宅	那覇市字安謝 664 番地の 50
那覇市銘苅市営住宅	那覇市字銘苅 213 番地
那覇市壺川市営住宅	那覇市壺川 3 丁目 2 番地 6
那覇市汀良市営住宅	那覇市首里汀良町 3 丁目 111 番地の 1
那覇市小椋市営住宅	那覇市田原 3 丁目 2 番地の 1
那覇市石嶺第二市営住宅	那覇市首里石嶺町 4 丁目 431 番地の 1
那覇市辻市営住宅	那覇市辻 2 丁目 14 番 1 号
那覇市安謝市営住宅	那覇市安謝 2 丁目 15 番 1 号及び 2 号
那覇市末吉市営住宅	那覇市首里末吉町 3 丁目 6 番地
那覇市新都心銘苅市営住宅	那覇市銘苅 1 丁目 18 番 16 号
那覇市繁多川市営住宅	那覇市繁多川 3 丁目 4 番 40 号
那覇市樋川市営住宅	那覇市樋川 2 丁目 10 番 1 号

② 改良住宅

改良住宅とは、不良住宅が密集して、保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある一団地として国土交通大臣が指定した改良地区内に居住する者で、住宅地区改良事業の施行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められるものの世帯の数に相当する戸数の住宅として、住宅地区改良法に基づき建設されたものであり、以下の 2 住宅が存在する。

名称	位置
那覇市若狭市営住宅	那覇市若狭 3 丁目 18 番 1 号
那覇市壺川東市営住宅	那覇市壺川 1 丁目 11 番地 1

(3) 使用料の設定

① 料金体系 (主なもの)

ア. 公営住宅の家賃

市営住宅のうち、公営住宅の毎月の家賃は、公営住宅法第 16 条及び同法施行令第 2 条に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額を上限として、以下の算出式により算定される。ただし、入居者からの

収入の申告がなく、公営住宅の入居者が請求に応じないときは、近傍同種の住宅の家賃の額となる。

$$\text{月々の家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

このうち、家賃算定基礎額については、公営住宅法施行令第 2 条第 2 項において、入居者の収入に応じて以下のように定められている。

入居者の収入 (月額)	家賃算定基礎額(円)
～104,000 円	34,400
104,001 円～123,000 円	39,700
123,001 円～139,000 円	45,400
139,001 円～158,000 円	51,200
158,001 円～186,000 円	58,500
186,001 円～214,000 円	67,500
214,001 円～259,000 円	79,000
259,001 円～	91,100

また、各種係数については、公営住宅法施行令第 2 条第 1 項及び国土交通省告示において、以下のように定められている。

市町村立地係数	国土交通大臣が市町村毎に定める係数であり、那覇市の場合は 1.0
規模係数	住宅の床面積に比例して算出される係数であり、その住宅の床面積を 65.0 m ² (平均的な公営住宅面積)で割り出される数値
経過年数係数	建物の構造毎に建築からの経過年数に応じて国土交通大臣が定める係数であり、新築時を 1.0 とし、建物が古くなるほど数値が小さくなる
利便性係数	住宅の立地など様々な利便性の要素により算定される係数であり、0.5～1.6 の範囲の数値

なお、近傍同種の住宅の家賃については、公営住宅法施行令第 3 条及び国土交通省告示において、近傍同種の住宅の時価(推定再建築費から原価相当分を除いた額及び敷地の時価)に利回りを乗じた額、償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料等と定められている。

イ. 改良住宅の家賃

市営住宅のうち、改良住宅の毎月の家賃は、住宅地区改良法第 29 条第 3 項及び住宅地区改良法施行令第 13 条の 2 第 1 項に基づき、当該住宅の償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代相当額を基礎として算出されている。

具体的には、住宅規則第 26 条及び別表第 2 において以下のように定められており、収入に関わらず定額となっている。

名称	1 戸につき月額家賃	1 戸当たりの床面積	建設年度
那覇市若狭市営住宅	27,200 円～35,600 円	59.37 m ² ～75.16 m ²	昭和 53 年
那覇市若狭市営住宅(店舗)	11,000 円	18.83 m ²	昭和 53 年
那覇市壺川東市営住宅	34,000 円～36,600 円	66 m ² ～71 m ²	昭和 60 年
	22,700 円～33,000 円	44.9 m ² ～64.6 m ²	昭和 62 年
	34,800 円～41,200 円	67.5 m ² ～79.9 m ²	昭和 63 年
	27,400 円～37,700 円	53.5 m ² ～73.1 m ²	平成元年

那覇市壺川東市営住宅(店舗)	10,600 円～20,600 円	21.5 ㎡～41.6 ㎡	昭和 62 年
	10,700 円～15,000 円	21.6 ㎡～30.3 ㎡	平成元年

なお、改良住宅に引き続き 3 年以上入居している場合において、収入が一定金額を超える場合には原則住宅を明け渡す努力をする必要があるが、それが困難な場合には通常の家賃に加えて割増賃料を支払う必要がある。

収入基準額	割増賃料	備考
114,001 円～158,000 円	家賃×0.3	高齢、障がい者等については該当しない
158,001 円～191,000 円	家賃×0.5	
191,001 円～	家賃×0.8	

ウ. 市営住宅目的外使用料

当該使用料については、行政財産の目的外使用のうち建物に関するものであるため、行政財産条例第 3 条第 1 項第 2 号に基づき以下のように算定される。

$$\text{(当該建物の 1 平方メートル当たりの再調達価格} \times \text{使用許可の面積} \times 0.1 + \text{当該建物敷地の 1 平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額} \times \text{使用土地の面積} \times 0.03 \times 0.61) \times 1.1$$

なお、市営住宅に設置される自動販売機については、自販機設置理要領により、公募によらず行政財産目的外使用により設置できるとされている。また、「那覇市営住宅における自動販売機設置方針」によれば、許可基準として市営住宅自治会長が当該自治会の決議等に基づき申請した場合等が挙げられており、許可の条件として自動販売機から発生した利益を市営住宅自治会が行う事業に使用すること等が挙げられている。

エ. 市営住宅駐車場区画賃貸使用料

駐車場使用料については、住宅規則第 26 条及び別表第 2 において以下のように定められている。

市営住宅名称	1 区画当たり使用料(月額)	
那覇市壺川東市営住宅	屋内	10,500 円
	その他	5,500 円
那覇市石嶺第二市営住宅		3,300 円
那覇市石嶺市営住宅	建替前	3,300 円
	建替後	4,500 円
那覇市安謝市営住宅	屋内	7,300 円
那覇市末吉市営住宅		6,000 円
那覇市新都心銘苅市営住宅		5,900 円
那覇市繁多川市営住宅		4,000 円
那覇市久場川市営住宅		5,000 円
那覇市識名市営住宅		4,900 円
那覇市宇栄原市営住宅		5,000 円
那覇市大名市営住宅		5,000 円
那覇市真地市営住宅		3,500 円

オ. 行政財産目的外使用(駐車場区域賃貸使用料)

当該使用料については、行政財産の目的外使用のうち土地に関するものであるため、行政財産条例第 3 条第 1 項第 1 項に基づき以下のように算定される。

使用許可の期間	使用料
1 月以上	当該土地の 1 平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積 ×0.03×0.61

1月未満	当該土地の 1 平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積 ×0.03×0.61×1.1
------	--

② 使用料の決定プロセス（内部統制の状況）

公営住宅使用料については、公営住宅法及び同法施行令において定められている。入居者毎の家賃については、入居申込時に提出される所得証明書に基づき収入額を認定し、これに基づき指定管理者にて審査を行った上で、所管課にて最終確認を行い、家賃を決定している。

改良住宅使用料については平成元年 12 月 26 日、市営住宅駐車場区画賃貸使用料については令和 7 年 2 月 10 日に改定されたものであり、いずれも規則改正によるものである。

なお、公営住宅については家賃、改良住宅については割増料金算定のため、公営住宅法に基づき入居者に対して毎年収入申告書の提出を求めている。指定管理者にて収入申告書の送付、回収、確認及び審査を行い、所管課にて家賃を決定している。

③ 現行使用料の考え方

ア. 市営住宅使用料

市営住宅使用料については、公営住宅法や住宅地区改良法等に基づき算出されている。なお、改良住宅については、「公営住宅法の一部改正に伴う公営住宅及び改良住宅の家賃に係る措置について（平成 9 年 1 月 21 日 建設省住宅局住宅総務課長・住環境整備室長通知）」に基づき、公営住宅の家賃と同様に入居者の収入等に応じた家賃を設定する「応能応益的家賃制度」として、割増賃料を導入している。

イ. 市営住宅駐車場区画賃貸使用料

駐車場使用料については、住宅条例第 69 条において、近傍同種の駐車場の使用料を勘案して決定することとされている。例えば、真地市営住宅の場合は、半径 500m 以内に所在する契約駐車場の料金を確認したところ 3,000 円～4,400 円であったことを踏まえ、3,500 円と設定した。

④ 使用料改定の検討状況

当該使用料のうち、公営住宅及び改良住宅については算定方法が法律で定められている。また、市営住宅目的外使用料及び駐車場区域賃貸使用料については那覇市の行政財産に共通する算出方法に基づいている（「3. 行政財産目的外使用料（本庁舎目的外使用料）」と同じ）。

駐車場使用料については、住宅を建て替えて駐車場を整備したときに使用料を設定しており、既存駐車場についても住宅建替時に使用料を見直しているが、それ以外で料金見直しが検討されることはなかったとのことである。

⑤ 受益者負担割合（実績ベース）

当該業務に係る原価の検討は行っておらず、受益者負担割合は不明である。

(4) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QRコード	その他
○	-	-	Pay Pay等	-	○(口座振替)

② 消費税関係

当該使用料のうち、駐車場については消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。
インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

収納業務については、当該施設の指定管理者と所管課職員が担当している。

口座振替による収納については業務マニュアルが存在する。これによれば、指定管理者からの依頼に基づき、基幹系システムの業務委託会社にて口座振替依頼データを作成し、所管課にて当該データを確認した上で送信し、口座振替結果データの受信等を行っている。

また、市営住宅目的外使用については、所管課にて納付書を発行し、指定管理者が申請者に送付している。納付されたかどうかの確認は所管課にて行っている。

なお、令和7年12月分の市営住宅家賃及び駐車場利用料について、那覇市における事務手続きの不手際により口座振替が行われていない事例が発生している。

④ 滞納整理の状況

滞納者については、那覇市営住宅家賃滞納整理要綱、那覇市営住宅明渡訴訟事務処理要領に基づき対応している。

滞納者の大部分は指定管理者が対応しており、滞納額が大きく、指定管理者で対応できない者については所管課にて対応している。20万円以上もしくは6ヶ月以上滞納している者については明渡訴訟を提起することになっているが、実際には特に悪質な者について訴訟提起している。

また、株式会社沖縄債権回収サービスと集金代行業務委託契約を締結しており、家賃を滞納したまま退去した者に対する請求・回収については同社に委託している。

なお、過去3年間の家賃滞納者数、入居戸数に占める滞納者の割合は以下のとおりである。

年度	家賃滞納者数(A)				入居戸数(B)	滞納者割合(A)÷(B)	
	うち3ヶ月未満	うち3ヶ月～6ヶ月未満	うち6ヶ月～1年未満	うち1年以上			
令和4年度	257	181	34	24	21	5,274	4.9%
令和5年度	295	171	63	37	24	5,350	5.5%
令和6年度	309	152	64	51	42	5,355	5.8%

(※) 各年度末までの家賃（当該年度分に限らない）について、各年度の出納閉鎖日時点で家賃を滞納している者の数

(5) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

ア. 市営住宅

減免措置については、住宅条例第16条及び那覇市住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要領において、以下に該当する場合で、かつ世帯所得が減少した結果の収入分位が家賃算定当初の収入分位から

下がった場合に減免できると定められている。

入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
入居者又は同居者が病気にかかったとき。
入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
その他上記に準ずる特別の事情があるとき。

なお、減免額は、住宅規則第 15 条において減額前の家賃の 1/2 以内とされている。

イ. 駐車場

減免措置については、住宅条例第 69 条第 2 項及び住宅規則第 39 条において、以下の全てに該当する場合に減免できると定められている。

入居者が、身体障害者福祉法第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級表の 1 級、2 級、3 級又は 4 級に該当する障害を有するものであること。
入居者の収入が、住宅条例第 6 条第 1 項第 2 号及び第 47 条第 1 項に定める収入基準以下であること。
自動車が入居者の所有物であって、上記に該当する障害者が運転し、又は専ら当該障害者の通学、通院又は生業のため使用されるものであること。

なお、減免額について定められた規則等はない。

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

那覇市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱に基づいて行っている。

指定管理者が家賃減免申請書等を受理し、審査・決定は所管課にて行っている。新年度になった際には、減免措置を受けている入居者がまだ減免要件に該当しているかを確認している。

(6) 平成 25 年度監査の指摘事項等

(平成 25 年度監査結果 (同報告書 P212 より抜粋))

【意見】

上記のとおり、市営住宅の家賃は市の歳入となり、滞納となった場合の損失は市が被ることとなる。そして、市営住宅の年間家賃収納額は高額であり、家賃収入が市の財政に与える影響は少なくなく、家賃を回収することは市の財政上極めて重要なのである。また、家賃滞納者を放置することは、真面目に納入している者と滞納している者との間で不公平が生ずるのであり、家賃滞納者に対する対応が必要である。このように、家賃の回収業務は、指定管理者にとって重要な業務といえる。

そこで、指定管理者は、滞納家賃回収のために、家賃滞納者に対して、事案に即して迅速、適正な対応をすべきであり、指定管理者に対して、民間のノウハウを活用した効率的、効果的な家賃回収業務を行わせることが望ましい。また、家賃等の徴収に関する業務の費用は、管理業務費に含まれるのであるから、家賃等の回収業務は全面的に指定管理者の業務とし、市の業務を減らす方が、市の負担軽減や経費負担に資する。このようなことからすると、市の判定会議をなくし、指定管理者に全ての権限を委ねてしまうことが望ましいとも思える。

他方、市営住宅は、民間住宅とは異なり、生活困窮者等のために公益的に住居を提供する性質がある。このような公益的側面から、家賃の減免、徴収猶予の制度があり、住民の収入状況や健康状態、災害の被災状況など住民側の状況を考慮して家賃回収業務を行わなければならない。また、滞納家賃回収に躍起になるあまり、住民を追い詰めるような苛酷な取立てを行うということはあって

はならない。このように、市営住宅においては、民間住宅とは異なる公益的側面があるのであり、何が何でも滞納家賃を回収できれば良いというわけではないのである。このようなことからすると、指定管理者に全ての権限を委ねるのではなく、市の判定会議という形で滞納家賃回収に慎重を期していることは一定の合理性を有するといえる。

以上のとおり、滞納家賃の回収業務については、指定管理者に委ねるべき側面と、市の関与を残すべき側面があるのであり、この両面のバランスを取りながら効率的効果的な回収業務が行われることが期待される。

上記意見について、市からの回答は「滞納家賃の回収業務について、初期段階では指定管理者が担当し、分割納付の相談、督促・催告書の送付、文書や訪問、電話等での納付指導を行っております。また、指定管理者の納付指導に応じない長期または高額滞納者については、月次で情報共有を行いながら対応を進め、必要に応じて指定管理者から滞納家賃の回収業務を引き継ぎ、市職員の納付指導に応じない場合には法的措置を講じるなど、役割を分担して実施しております。」とのことであった。

（平成 25 年度監査結果（同報告書 P212～213 より抜粋））

【意見】

上記のとおり、市営住宅の家賃は市の歳入となり、滞納となった場合の損失は市が被ることとなる。そして、市営住宅の年間家賃収納額は高額であり、家賃収入が市の財政に与える影響は少なくなく、家賃を回収することは市の財政上極めて重要なのである。また、家賃滞納者を放置することは、真面目に納入している者と滞納している者との間で不公平が生ずるのであり、家賃滞納者に対する対応が必要である。このように、家賃の回収業務は、指定管理者にとって重要な業務といえる。

上記のとおり、家賃収入は全て市の歳入となるので、指定管理者が滞納家賃回収の実績を上げようとも、指定管理者の収入となることはない。

他方、指定管理者が滞納家賃回収業務を怠ったために家賃を回収し損ねた場合の責任の所在については、基本協定書において明記されていない。ただし、基本協定書第 13 条は、指定管理者の責めに帰すべき事由により市に損害を与えた場合、指定管理者は、市に対して損害を賠償しなければならないとされている。かかる規定からすると、指定管理者が滞納家賃回収業務を怠ったために家賃を回収し損ねた場合、指定管理者は、市に対して損害を賠償すべきと解釈することができる。

このように、指定管理者、滞納家賃回収業務を怠った場合に損害賠償の責任を負うとしても、滞納家賃を回収しても収入として認められないため、滞納家賃の回収業務に積極的に取り組まないという懸念がある。

そこで、指定管理者において、滞納家賃回収業務に意欲的に取り組ませるために、インセンティブを付与することも検討すべきであろう。例えば、滞納家賃が生じた場合に、回収できた金額の何パーセントかを指定管理者の収入と認めるなどである。

このように、指定管理者にインセンティブを与え、指定管理者においてより積極的、意欲的に家賃回収業務を行わせることを検討すべきである。

上記意見について、市からの回答は「指定管理者へのインセンティブ等については他自治体の事例などを調査研究したいと考えております。」とのことであった。

(7) その他

① 家賃算定誤りについて

令和 7 年 2 月、市営住宅の家賃算定において、算定上の基礎となる入居者収入に係る控除の適用方法に誤りがあり、これにより、一部の入居者から家賃を過大に徴収していることが判明した。

具体的には、家賃を決定する際に行う世帯の収入認定において、名義人が被扶養者となる場合の「老人扶養（70 歳以上）」又は「特定扶養（16 歳以上 23 歳未満）」に係る控除を行っていなかったことにより、所得が高く算定され、その結果、家賃が本来の額より高額となっていたものである。那覇市の調査結果によれば、令和 6 年度における対象世帯は 36 世帯、過大徴収見込み額は合計 2,395 千円、1 世帯・1 カ月当たりでは 2,600 円～28,000 円と公表されている。

これは、令和 6 年 6 月 28 日付国土交通省住宅局住宅総合整備課より、所得金額からの控除額の適用方法について注意喚起の事務連絡を受け、本市の取り扱いと相違があったことが判明したものである。

この点について所管課に改善状況を確認したところ、「法令や国の通知に基づき適切に収入認定の際には都度確認し、定期的に点検を行います。また、法改正や国通知等があった場合においては解釈について国、県へ問い合わせ、確認を行います。」とのことであった。

② 収入基準等の緩和について

那覇市では、人口減少・少子化対策として子育て世帯及び若者夫婦世帯に対する市営住宅を活用した入居支援を行うため、令和 8 年 2 月より収入基準の緩和等を行うこととした。

収入基準については、月収 158,000 円（改良住宅の場合は月収 114,000 円）を超えないこととされていたが、条例で定められた特に居住の安定を図る必要がある世帯（以下、「裁量階層世帯」という。）の場合は、月収 259,000 円（改良住宅の場合は月収 158,000 円）を超えないこととし、通常よりも収入基準が緩和されている。この裁量階層世帯のうち、子育て世帯については「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」から「同居者に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者がある場合」に拡大することとされた。

また、入居者及びその配偶者（事実婚等を含む）のみで市営住宅に入居する世帯であって、そのいずれもが 40 歳未満であり、かつ、婚姻後 2 年未満の世帯（以下、「新婚若年世帯」という。）について、市営住宅に入居することができる者の条件である「市内に住所を有し、又は勤務している者であること」という条件の対象外とし、裁量階層世帯として収入基準を緩和するほか、優先的に入居選考される世帯に位置付けられた。ただし、市営住宅の入居倍率が高い状況であることから、今後も多くの新婚若年世帯の入居機会を確保するため、10 年間の定期入居（期限付き入居）とされる。

なお、現在の令和 7 年 3 月末時点の市営住宅の入居率は以下のとおりである。

市営住宅名	管理戸数	入居戸数	入居率	備考
石嶺	894	860	96.20%	建替事業中
宇栄原	783	762	97.32%	建替事業中※改修工事に伴う仮移転先確保のため新規募集停止
大名	533	526	98.69%	建替事業中
真地	300	259	86.33%	建替事業中※入居者の移転があるため新規募集停止
若狭	240	168	70.00%	改修工事※入居者の移転があるため新規募集停止
安謝第一	140	110	78.57%	建替事業検討中※入居者の移転があるため新規募集停止
銘苅	160	146	91.25%	
壺川	434	393	90.55%	

汀良	144	129	89.58%	
小禄	670	622	92.84%	改修工事※入居者の移転があるため新規募集停止
壺川東	189	179	94.71%	
石嶺第二	30	27	90.00%	
辻	46	42	91.30%	
安謝	151	141	93.38%	改修工事※入居者の移転があるため新規募集停止
末吉	72	68	94.44%	
新都心銘苅	135	133	98.52%	
繁多川	180	175	97.22%	
久場川	484	474	97.93%	
識名	85	82	96.47%	
樋川	70	69	98.57%	
計	5,740	5,365	93.47%	新規募集停止を除いた空き戸数 153 戸

（8）監査の結果及び意見

① 料金見直しの検討がなされていない【意見 17】

当該使用料のうち市営住宅駐車場区画賃貸使用料については、供用開始後に見直しの検討がなされていないことから、定期的に検討を行う期間を定め、料金水準の妥当性について検証されたい。

当該使用料のうち駐車場区画賃借使用料（目的外使用を除く）について、条例では近傍同種の駐車場の使用料を勘案して定めることとなっているが、実際には、住宅を建て替えて駐車場を整備するとき以外に料金の見直しは検討されていない。

令和7年沖縄県地価調査結果の概要によれば、県内住宅地の対前年平均変動率は平成26年から令和7年の12年連続で上昇しており、令和7年は前年比+5.7%となっている。このような現状において、現行の市営住宅駐車場の使用料が近傍の民間駐車場の使用料と比較して著しく低額になっている可能性がある。

市営住宅駐車場は、市営住宅入居者のうち自動車を保有する者だけが使用するものであるから、受益者負担の原則に基づき料金を決定すべきものである。市営住宅の建て替えに関係なく、定期的定期的な検討を行う期間を設定した上で、近傍の民間駐車場の使用料を調査し、駐車場使用料の妥当性を検証されたい。

② 家賃算定事務の見直しが検討されていない【指摘 7】

当該使用料のうち家賃について、算定誤りの事例が発生したにも関わらず、事務見直しの検討がなされていないことから、事務手続きを見直すとともにマニュアル等を作成してこれを遵守する体制を整備すべきである。

前述（7）のとおり、市営住宅の家賃算定において、算定上の基礎となる入居者収入に係る控除の適用方法に誤りがあり、これにより、一部の入居者から家賃を過大に徴収していた。

この点について、所管課では法令や国の通知の定期的な確認、法改正や新規の通知があった際の解釈の確認などを行っていくとの改善策が示されたが、家賃決定に関する事務フローについての見直しは確認できなかった。

市営住宅の家賃計算は、いくつかの要素を組み合わせ、多数の算定資料を確認しながら行われるため、間違いが起りやすい。今回の過大徴収についても、他県で同様の算定誤りがあったことを受けて事務連絡が発出されたところであり、沖縄県の県営住宅でも同様の算定誤りが発生している。家賃

算定額のチェックを厳格化するなど、二度と算定誤りが起こらないよう事務手続そのものを見直すべきである。

また、収納事務のマニュアルについては、口座振替による収納に関するもののみであり、家賃算定に関するものは確認できなかった。マニュアルを作って業務の手順やルールを明確にすることで、業務の効率化を促進し、担当者が変わっても業務を一定の質に保つことができる。また、新規に配属された職員に対する引継ぎや教育に要する時間を大幅に短縮できる。算定誤りを二度と起こさないようにするためにも、見直した事務手続に基づき家賃算定業務のマニュアルを作成し、これを遵守する体制を整備すべきである。

③ 口座振替が行われない事例があった【指摘 11】

令和 7 年 12 月に家賃等の口座振替が行われない事例が発生したことから、再発防止に向けてマニュアル等を見直すとともに、これを遵守する体制を整備すべきである。

令和 7 年 12 月分の市営住宅家賃及び駐車場利用料について、那覇市における事務手続きの不便により口座振替が行われていない事例が発生している。これについて所管課に確認したところ、口座振替依頼データの作成までは行われていたものの、所管課において当該データの送信作業を失念したことにより発生したとのことであった。

当該事象に対する再発防止策を所管課に確認したところ、以下を検討しているとのことであった。

- ・ データ送信確認処理を主・副担当の 2 名で行い、双方で金額件数の内容が正しく合致したことを確かめた後、グループ長にてデータ送信結果の最終確認を行い、複数人によるチェック体制を強化する。
- ・ 組織内の情報共有システム（グループウェア）において、主担当、副担当、グループ長及び所管課のスケジュールにデータ送信日を登録するとともに、リマインド/アラーム機能による通知を検討。
- ・ 口座振替データは委託業者により作成され、所定のフォルダに格納されることから、データ格納時に委託業者から処理完了通知を関係者へ行ってもらうよう協議。

口座振替が予定どおりなされないことにより、市財政だけでなく、市営住宅入居者の資金繰りにも少なからぬ影響を及ぼすことが想定される。上記の検討事項を含め、再発防止に向けて口座振替マニュアル等を見直すとともに、これを遵守する体制を整備すべきである。

④ 減免額についての規定がない【指摘 3】

駐車場については、条例及び規則において減免できる場合を定めているが、具体的な減免額に関する規定がないことから、規則等において当該減免額に関する規定を整備すべきである。

駐車場に関する減免について、住宅条例第 69 条第 2 項及び住宅規則第 39 条に減免できる場合についての規定があるものの、減免額について定められた規則等がない。

他の条例においては、使用料を減免できる場合と減免額を規定しており（委任規定を含む）、駐車場についても、規則等において減免額に関する規定を整備すべきである。

⑤ 自動販売機の設置について非公募のままのものがある【意見 26】

自動販売機の設置業者の選定について、非公募のままとなっていることから、今後は公募による選定を拡大されたい。

自動販売機の設置については、自販機基本方針や自販機要領に基づき、原則公募により事業者を選定するものとされているが、市営住宅については、当分の間、公募によらず設置できることとされている。当該自動販売機設置に際しては行政財産目的外使用料が支払われているが、公募による場合は、行政財産目的外使用料として算定される金額を最低貸付賃料として、最低貸付賃料以上で最高の価格で入札を行ったものを設置事業者として選定していることから、非公募とすることで逸失利益が生じていることとなる。

この例外規定については、制度変更に伴う激変緩和措置として理解できるものであり、また対象となる団体も市営住宅自治会であり、自動販売機から発生した利益を当該自治会事業に使用することが条件とされているため、公益性の面でも理解できるものである。

他方、多くの市民が居住する市営住宅内の自動販売機設置は相応の売上が想定されることを踏まえれば、非公募により事業者を選定し続けることは公平性の観点から疑念が生じる恐れもある。自治会への支援という意味では、議会の審議を経て予算措置により補助金等を支給するのがあるべき方法であり、予算統制を通さない支援は例外的なものと考えられる。あるいは、長野市では寄附金型自動販売機を設置しており、透明性を確保しつつ市営住宅の居住者へも利益を還元する形で事業者を選定することも考えられる。

自販機基本方針や自販機要領が制定されて 10 年以上が経過していることも踏まえ、今後は公募による自動販売機設置業者の選定について検討されたい。

指定管理

28. 那覇市立森の家みんな

(1) 概要

所管部署	教育委員会 生涯学習部生涯学習課			
根拠法令・条例	那覇市立森の家みんな条例（以下、この項において「条例」という。）第9条・第10条、那覇市立森の家みんな条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第3条・第4条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用料収入	148	308	363
	未収入金	-	-	-
	減免額	17	26	2
件数の推移 （単位：件）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用件数	122	179	183
	減免件数	9	4	1
	回収不能件数	-	-	-

(2) 施設の概要

所在地	那覇市首里儀保町4丁目79番地8		
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/sankaku-kyoudou/1002706/1006051/index.html https://minmin-naha.com/		
開設時期	平成14年		
条例に定める施設の目的	市内にある自然の中で野外活動及び集団生活を通じて、子どもたちの健全な育成を図るため、末吉公園内に那覇市立森の家みんなを設置する。		
施設の営業時間	午前9時～午後9時		
利用者数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2,554	3,843	3,674

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	沖縄自然環境ファンクラブ
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日

(4) 利用料金の設定

① 料金体系（主なもの）

利用料金については、条例第9条第2項において「別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。

ア. 宿泊料金

区分	1 人 1 泊 当 た り	
	市 内	市 外
中 学 生 以 下	200 円	300 円
一 般	400 円	600 円

イ. 施設利用料金

区分	6 時 間 未 満 の 利 用 (1 時 間 当 た り)		6 時 間 以 上 の 利 用	
	市 内	市 外	市 内	市 外
研 修 室 (大) + ち ゅ う 房	500 円	750 円	3,000 円	4,500 円
研 修 室 (小)	300 円	450 円	1,800 円	2,700 円
宿 泊 室	200 円	300 円	1,200 円	1,800 円
リ ー ダ ー 室	100 円	150 円	600 円	900 円

(注) 冷房機の利用に係る料金は、1 台につき 1 時間当たり 100 円とする。

② 利用料金の決定プロセス（内部統制の状況）

冷房料金は、令和元年 7 月 4 日に冷房機設置の際に新たに設定したが、それ以外の現行の利用料金については、平成 14 年 6 月 1 日に設定されたものである。

なお、当該料金については、ちゅう房及びリネン代以外は条例において定められたものと同一であるが、指定管理者への承認文書は確認できなかった。

③ 現行利用料金の考え方

当該利用料金については、見直し指針における第 2 分類に該当するものとして、受益者負担割合 30%と整理されている。

当施設では、宿泊料金、室料、冷房料に分けて料金設定を行っているが、設定当時の検討資料が残されていなかったことから、設定当時の原価見積額や年間使用時間について確認することができなかった。

④ 利用料金改定の検討状況

冷房料金は、令和元年 7 月 4 日に冷房機設置の際に新たに設定したが、それ以外の現行の利用料金については、平成 14 年 6 月 1 日に設定され、その後は改正されていない。

令和 4 年 8 月に見直しの検討がなされた。実績値は本来前年度の数値を使用すべきであるが、コロナ禍による影響を考慮し令和元年度の数値を採用している。その際に計算された主な施設の原価等は以下の通りであり、実際の受益者負担割合は、当施設の受益者負担割合として設定している 30%を下回っていたことから、本来は料金改定が必要な状況であったが、当時はコロナ禍の影響や物価高騰の影響を考慮し、全庁的に利用料金の改定を見送っている。

区分	実績原価	現行料金	実際の負担割合	設定した負担割合
研修室（大）	1,793 円	500 円	27%	30%
宿泊料金（一般）	2,957 円	400 円	13%	30%

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	3,331	3,700	4,522
職員人件費	8,200	8,671	8,679
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費	(※2)	(※2)	(※2)
備品購入費及び減価償却費	1,628	46	456
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・・・・・ウ	1,628	46	456
利用料金の原価の基礎・・・・・・・・エ (=ア+ウ)	4,959	3,746	4,979
受益者負担割合設定値	30%	30%	30%
利用料収入【再掲】・・・・・・・・オ	147	307	363
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	3.0%	8.2%	7.3%
減免額【再掲】・・・・・・・・カ	17	26	2
減免額も含めた受益者負担割合・・(オ+カ)÷エ	3.3%	8.9%	7.3%

(※1) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(※2) 職員人件費について所管課に確認したところ、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費とそれ以外の経費の按分が困難との回答であった。

(5) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QRコード	その他
○	○	-	-	-	-

利用料金は指定管理者が受領しており、市職員は関与していない。

② 消費税関係

当該利用料金は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。

インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況 (内部統制の状況)

収納事務については、当該施設の指定管理者にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。具体的には、利用許可や料金収納等については指定管理者の職員間で確認の上、処理がなされている。収納事務に関する事務処理マニュアル等は存在しない。

なお、指定管理者に対するモニタリングを年1回実施しており、収納事務が適切に実施されていることを市職員が確認している。

④ 滞納整理の状況

原則として施設利用時に料金を受領しており、料金滞納が発生することはほぼない。

(6) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 10 条及び規則第 4 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第 2 条に規定する給与を受けている者の保護する児童及び生徒が利用する場合	宿泊料金：該当する者の人数分の額 施設利用料金：全額
特別支援学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特別支援学級の児童及び生徒並びにその引率者が利用する場合	同上
児童福祉法第 7 条の児童福祉施設(保育所及び児童厚生施設を除く)に入所し、又は通っている者及びその引率者が利用する場合	同上
身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合	同上
生活保護法による保護を受けている者が利用する場合	同上
知的障害者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障害と認定された者をいう。)及びその引率者が利用する場合	同上
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合	同上
本市が主催又は共催する行事に利用する場合	全額
他の地方公共団体が主催する行事に利用する場合	利用料金の 2 分の 1 の額
その他指定管理者が特別の理由があると認める場合	指定管理者が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況 (内部統制の状況)

減免に関する利用については指定管理者が減免事由に該当するか確認しており本庁職員は特段関与していない。

なお、指定管理者に対するモニタリングを年 1 回実施しており、減免事務が適切に実施されていることを市職員が確認している。

(7) 監査の結果及び意見

① 利用料金に対する市長の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘 1】

条例上、料金設定については教育委員会の承認を得て指定管理者が定めるとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかったことから、決裁文書を作成し適切に保存すべきである。

地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定を受け、条例第 9 条第 2 項では、料金設定は指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかった。

この点について所管課に確認したところ、条例と同一料金である場合には承認等の手続きは不要と解釈し、指定管理者からの承認申請や市長による承認行為は行わなかったとのことであったが、当該行為は地方自治法に基づくものであることから、当該承認に関する決裁文書を作成して公文書として適切に保存すべきである。

② 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見 1】

現行料金の設定根拠となる資料が保存されていないことから、当該料金が適用される期間内においては適切に保存されたい。

現在の利用料金は平成 14 年に設定されたが、その際の積算資料等の設定根拠となる資料は残されていないとのことであった。

どのような考え方で料金を設定したのかは市民への説明責任の観点から重要なものである。例えば、現在の受益者負担割合が料金設定時の想定を下回っている要因が、料金の設定方法によるものか、原価の増加によるものか、利用時間の減少によるものかを分析することができなかった。

後日の検証のためにも、当該料金が適用される期間内においては、当該積算資料を那覇市文書取扱規程第 46 条第 1 項に定める「延長保存を適当と認める文書」とする等して、公文書として適切に保存されたい。

③ リネン代の利用料金が条例で定められていない【指摘 8】

リネン代の利用料金が条例で定められていないことから、条例で定めるべきである。

条例第 9 条第 2 項では、料金設定は指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることとされているが、リネン代については条例に料金設定されていない。

この点について所管課に確認したところ、リネン代については基本協定書第 6 条第 2 項において、「条例に定める利用料金以外に受益者負担として、リネン料金（シーツのクリーニング代）等の徴収を予定している料金については、その料金について事前に甲に報告しなければならない」と定められていることから条例で定める必要はないとの回答であった。

すべての利用料金は条例で定める必要があり、リネン代についても条例で定めるべきである。

④ 受益者負担割合が料金設定の想定を大きく下回っている【意見 16】

当該施設は、受益者負担割合 30%として整理されているが、令和元年度の実績値に基づく受益者負担割合はこれを大きく下回っていることから、早急に料金見直しを検討されたい。

当該施設は、見直し指針における第 2 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 30%として整理されているが、令和 6 年度実績に基づく受益者負担割合を試算した結果は 7.3%となっている。この試算には、職員人件費が含まれていないが、実際には施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する人件費も発生していると考えられることから、実際の受益者負担割合はさらに低いものと推測される。

この要因については、料金設定時の積算資料が残されていなかったことから、分析することはできなかった。

なお、前述のとおり、令和 4 年度は料金改定の検討を行っているもののコロナ禍のため料金改定を見送ったところであるが、その後の物価高騰等も踏まえて実際の原価を再算定した上で、料金見直しを検討されたい。

指定管理

29. 那覇市繫多川公民館

(1) 概要

所管部署	教育委員会 生涯学習部生涯学習課			
根拠法令・条例	那覇市公民館条例（以下、この項において「条例」という。）第9条・第10条・第23条、那覇市公民館条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第5条・第6条・第7条、那覇市公民館の運営に関する要綱第5条・第6条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用料収入	590	655	642
	未収入金	-	-	-
	減免額	1,326	1,381	1,423
件数の推移 （単位：件）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用件数	2,690	2,884	2,964
	減免件数	1,806	1,927	2,024
	回収不能件数	-	-	-

(2) 施設の概要

所在地	那覇市繫多川4丁目1番38号		
ウェブサイト	http://www.hantagawa-kominkan.com/		
開設時期	平成17年4月1日		
条例に定める施設の目的	社会教育法第24条の規定に基づき、公民館の設置及び管理について必要な事項を定めるため。公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情報の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。		
施設の営業時間	午前9時～午後10時 休館日：国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、慰霊の日、年末年始、その他教育長が特に必要と定めた日		
利用者数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	33,899	32,182	34,233

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	NPO 法人 1万人井戸端会議
指定期間	令和3年度～令和7年度

那覇市内には公民館が7施設設置されているが、指定管理者制度を適用している施設は2施設（若狭公民館、繫多川公民館）である。

(4) 利用料金の設定

① 料金体系 (主なもの)

利用料金については、条例第9条第1項及び第23条第1項において「指定管理者は第9条第1項に規定する使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、その利用に係る料金を定めるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。

なお、当該料金については那覇市のウェブサイトにも掲載されており、確認したところその内容に誤りはなかった。

区分	1時間当たり室料 (円)	1時間当たり冷房料 (円)
ホール	930	300
研修室 1	320	100
研修室 2	240	100
和室	240	100
実習室	400	100

② 利用料金の決定プロセス (内部統制の状況)

公民館設置以来、利用料金は無料であったが、見直し指針に基づき平成22年4月1日から有料化している。決定にあたっては、平成20年11月開催の那覇市公民館等の使用料に関する検討委員会の結果を受けて庁議にかけ、市長決裁後に議会へ上程し、平成21年9月30日に条例を改正している。

なお、当該料金については、条例において定められたものと同一であるが、指定管理者への承認文書は確認できなかった。

③ 現行利用料金の考え方

那覇市内の公民館については、7施設をグルーピングして統一的な考え方の下で料金を設定している。

受益者負担割合については、那覇市公民館等の使用料に関する検討委員会において設定している。当施設については、見直し指針における第2分類に該当するものとして、ホールを30%、会議室を40%として料金設定を行っている。また、冷房料については、見直し指針における第4分類に該当するものとして100%としている。

使用料算定調書によると、各施設の料金は次のとおり決定している。なお、料金検討時において、繫多川公民館は開館して間もなく、稼働率が他の6施設よりも低かったため、繫多川公民館を除いた実績を基に算定している。

ア. ホール

平成17年度実績に基づき、公民館ごとに算出した稼働率の平均は85.2%であり、コスト単価の平均値は3,119円であった。

公民館	原価合計 (円) (A)	利用可能時間(時間) (B)	稼働率 (%)	コスト単価(円/時間) (A)÷(B×C)
中央公民館(424 m ²)	5,123,548	3,259	83	1,845
久茂地公民館(252 m ²)	6,288,217	2,599	78	2,839
小祿南公民館(422 m ²)	7,372,038	2,040	92	4,241
首里公民館(634 m ²)	7,010,829	2,031	81	4,052
若狭公民館(373 m ²)	4,630,861	2,415	83	2,251
石嶺公民館(332 m ²)	8,069,708	2,717	94	3,486
平均値			(C) 85.2	3,119

(注) 原価合計は、経常的管理運営費(冷房費除く)及び人件費の合計額である。

これに基づき、7公民館のホール使用料を以下のように算出している。

$$1 \text{ 時間あたり単価} = 3,100 \text{ 円/時間 (端数切捨て)} \times \text{受益者負担割合 } 30\% = 930 \text{ 円}$$

イ. ホール以外

ホール以外についても、ア. と同様に公民館ごとに「原価(平成17年度の実績値)÷利用可能時間×稼働率」で算出したコスト単価を算出したところ、1部屋当たりの平均面積61m²に対し、コスト単価は平均849円であった。

公民館	部屋数	原価合計 (円)	コスト単価(円/時間)	面積 (m ²)
中央公民館	1	2,406,676	1,370	39
久茂地公民館	5	4,446,794	3,182	203
小祿南公民館	7	6,851,337	6,289	392
首里公民館	6	5,500,130	5,021	497
若狭公民館	5	4,442,056	3,312	306
石嶺公民館	4	6,614,941	4,599	276
合計	28	30,261,934	23,773	1,713
1部屋あたり平均			849	61

上記の算出結果を踏まえ、各部屋の面積に応じて下表のとおり設定することとされた。

面積 (m ²)	コスト単価(円/時間)	受益者負担割合 (%)	料金(円/時間)
~39	400	40	160
40~59	600	40	240
60~79	800	40	320
80~99	1,000	40	400
100~	1,200	40	480

これを受け、繁多川公民館においては、以下のように料金を定めたところである。

区分	面積 (m ²)	料金(円/時間)
研修室 1	70	320
研修室 2	51	240
和室	52	240
実習室	99	440

④ 利用料金改定の検討状況

利用料金については、令和3年度に見直しの検討を行っている。実績値は本来前年度の数値を使用すべきであるが、コロナ禍による影響を考慮し令和元年度の数値を採用しており、その際に計算された原価等は以下のとおりである。

貸出部分の人員費	51,928,188 円	役職ごとに業務割合を乗じて算出
貸出部分の恒常的維持管理費	46,513,197 円	合計額を総面積に占める貸出部分の面積比で按分
貸出部分の原価 (年間)	80,551,694 円	恒常的維持管理費は開館時間 (13 時間/日) に対する利用可能時間 (8 時間/日) の割合で按分
1 m ² ・1 時間当たり原価	5.31 円	年間原価を利用可能時間 (2,744 時間) と貸出部分面積 (5,530.09 m ²) で除して算出

これに基づき算出された受益者負担割合は、ホール 43.48%、会議室 87.9% (平均値) であり、当初設定した受益者負担割合を上回っていたため、料金の改正は行なわないこととした。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

前述のとおり、那覇市内の公民館については、7 施設をグルーピングして統一的な考え方の下で料金を設定していることから、下表では令和 6 年度における 7 施設の実績の合計値に基づき分析を行っている。

(単位：千円)

	令和 6 年度	
		うち繁多川公民館
維持管理費 (直営 5 施設) ア	21,478	
維持管理費 (指定管理 2 施設) ア	42	21
職員人員費 (直営 5 施設)	109,741	
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費 イ	55,249	
職員人員費 (指定管理 2 施設)	38,466	19,656
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費 イ	17,350	8,845
利用料金の原価の基礎 ウ (=ア+イ)	94,119	8,866
利用料収入 (7 施設合計) エ	10,801	642
実際の受益者負担割合 (エ÷ウ)	11.5%	7.2%
減免額 (7 施設合計) オ	14,181	1,423
減免額も含めた受益者負担割合 (エ+オ) ÷ ウ	26.5%	23.3%

(※) 料金設定時において、備品購入費、減価償却費、用地取得費については考慮していない。

(5) 収納事務の状況

① 収納方法

現金収受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
-	-	-	-	-	○ (券売機)

② 消費税関係

当該利用料金は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。
インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

収納事務については、当該施設の指定管理者にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。
 なお、指定管理者に対するモニタリングを年 1 回実施しており、収納事務が適切に実施されていることを市職員が確認している。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはほぼない。

(6) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 10 条及び規則第 7 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
本市が主催又は共催する行事に利用する場合	全額
公共団体又は公共的団体が公用又は公益の目的で利用する場合	全額
構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合	全額
構成員の半数以上が満 65 歳以上の団体が利用する場合	冷房料を除く使用料の 2 分の 1 の額
構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合	冷房料を除く使用料の 2 分の 1 の額
その他市長が特に必要と認める場合	全額又は利用料金の 2 分の 1 の額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

減免に関する利用については、申請の際に減免の要件に該当することを確認できる書類、団体を確認できる会員名簿を添付し、指定管理者が要件を満たしているか確認している。本庁職員は特段関与していない。減免とされている利用については、「構成員の半数以上が 65 歳以上の団体」が大半を占めている。

減免する場合	件数（割合）
本市が主催又は共催する行事に利用する場合	4 (0.2%)
公共団体又は公共的団体が公用又は公益の目的で利用する場合	368 (18.2%)
構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合	442 (21.8%)
構成員の半数以上が満 65 歳以上の団体が利用する場合	1,076 (53.2%)
構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合	134 (6.6%)
その他市長が特に必要と認める場合	-

なお、指定管理者に対するモニタリングを年 1 回実施しており、減免事務が適切に実施されていることを市職員が確認している。

(7) 監査の結果及び意見

① 利用料金に対する市長の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘 1】

条例上、料金設定については市長の承認を得て指定管理者が定めるとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかったことから、決裁文書を作成し適切に保存すべきである。

地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定を受け、条例第 23 条第 1 項では、料金設定は指定管理者が市長の承認を得て定めることとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかった。

この点について所管課に確認したところ、条例と同一料金である場合には承認等の手続きは不要と解釈し、指定管理者からの承認申請や市長による承認行為は行わなかったとのことであったが、当

該行為は地方自治法に基づくものであることから、当該承認に関する決裁文書を作成して公文書として適切に保存すべきである。

② 料金設定のグルーピングが適切でない【意見 24】

市内 7 公民館においては統一的に料金を設定しているが、各公民館において生じている原価水準が異なるために受益者負担割合に差があることから、今後は公民館毎、もしくは原価水準等に応じたきめ細かなグルーピングにより料金設定をされたい。

那覇市内の公民館については、7 施設をグルーピングして統一的な考え方の下で料金を設定しているが、公民館毎にその原価水準は異なっている。

例えば、ホールについて、コスト単価の平均値 3,119 円を基に料金設定を行っているが、小祿南公民館のコスト単価は最大の 4,241 円であったのに対して、中央公民館は最少の 1,845 円となっており、2,396 円の差があった。また、これに基づき公民館毎に受益者負担割合をすると、最大で 28.5% pt の差が生じていた。

公民館	コスト単価(円/時間) (A)	設定された料金(円) (B)	受益者負担割合(%) (B)÷(A)
中央公民館(424 m ²)	1,845	930	50.4
久茂地公民館(252 m ²)	2,839	930	32.8
小祿南公民館(422 m ²)	4,241	930	21.9
首里公民館(634 m ²)	4,052	930	23.0
若狭公民館(373 m ²)	2,251	930	41.3
石嶺公民館(332 m ²)	3,486	930	26.7
6 施設平均	3,119	930	29.8

また、ホール以外については、面積に応じて料金に差を設けているため単純な比較はできないものの、中央公民館のコスト単価は最少の 1,370 円であったのに対して、小祿南公民館は最大の 6,289 円となっており、4,919 円の差があった。

公民館	コスト単価 (円/時間)	部屋数	1 部屋当たり単価 (円)	面積 (m ²)	1 m ² 当たり単価 (円)
中央公民館	1,370	1	1,370	39	35.1
久茂地公民館	3,182	5	636	203	15.7
小祿南公民館	6,289	7	898	392	16.0
首里公民館	5,021	6	837	497	10.1
若狭公民館	3,312	5	662	306	10.8
石嶺公民館	4,599	4	1,150	276	16.7
合計	23,773	28	849	1,713	13.9

市内の公民館で統一料金とすることは、料金設定の簡便さや地域間格差を生じさせないといった点で一理あるものの、受益者負担割合の格差が大きい場合には、他の公民館に係る原価を利用料金として支払っていることになり、受益者負担の原則に反することとなる。

また、繁多川公民館については、料金設定当時は開館間もない時期であり、稼働率が低い等の理由から適切な原価積算ができなかったため、他の 6 施設平均値を用いて料金を設定したことは合理性があったと考えられるが、令和 6 年度実績の受益者負担割合を試算したところ、7 施設全体では 11.5% であったのに対し、繁多川公民館のみでは 7.2% となっており、他の公民館に比べて受益者負担割合が低くなっているものと考えられる。

公民館によって面積や設備、建設からの経過年数等が異なることから、発生する原価の水準も同様ではないと考えられる。今後は公民館毎、もしくは発生する原価水準が同程度の施設をグルーピング

する等、きめ細かなグルーピングにより料金設定をされたい。

③ 原価算出にあたり共用部分に係るコストが反映されていない【意見 3】

料金設定時の原価算出にあたり、共用部分に係る維持管理費が含まれていないため原価が過少に算出され、結果として利用料金が低く設定されていることから、今後の料金設定にあたっては適切な面積を用いて算出されたい。

料金設定時の原価算出にあたり、原価として含めている維持管理費については、原価合計額に対して施設の総面積（16,811 m²）に占める貸出部分の面積（5,530 m²）の割合（32%）を乗じた額を計上していた。

料金徴収されない施設面積には、図書館のように無料で使用させるものもあるが、その多くはトイレや事務室等の施設利用者が利用する共用部分であることから、原価に含めることが適切と考えられる。現状の算出方法では、原価が過少に算出され、結果として利用料金が低く設定されていることから、今後の料金設定にあたっては、共用部分を貸出面積に按分する等して、適切な面積を用いて算出されたい。

④ 受益者負担割合が料金設定時の想定を大きく下回っている【意見 16】

料金設定時においては、受益者負担割合を 30～40%として算定していたが、令和 6 年度の実績値に基づく受益者負担割合はこれを下回っていることから、早急に料金見直しを検討されたい。

当該施設は、見直し指針における第 2 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 30%又は 40%として料金を設定しているが、令和 6 年度実績に基づく受益者負担割合は 7 公民館合計で 11.5%となっている。また、減免額も利用料に含めた受益者負担割合で見ても 26.5%であり、料金設定時の 30～40%を下回っている。

この要因については、料金の設定方法によるもの、原価の増加によるもの、利用時間の減少によるものが考えられるが、料金設定時には繁多川公民館に係る原価が含まれていなかった等、単純な比較が難しいところである。しかしながら、例えば、令和 6 年度における繁多川公民館を除いた原価を試算すると 85,253 千円であり、料金設定時の見込額（73,500 千円）と比較して 16%増加している等、料金見直しを検討する事象が発生していることは想定できる。

このように利用料金が本来あるべき水準を下回っていることは、当該施設を利用しない一般市民の税金等により原価を負担していることとなる。実際に、どの程度の料金水準とするかは最終的には議会等による政策判断となるが、その検討に資するよう、あるべき料金水準等を早急に検討されたい。

⑤ 減免となる年齢基準が社会情勢の変化にそぐわなくなっている【意見 10】

65 歳以上を減免対象としているが、高齢者の雇用に関する法規制の変化等も踏まえ、適切な年齢を検討されたい。

減免規定によると、「半数以上が 65 歳以上の団体が利用する場合、半額減免」と定められているが、件数ベースで見ると、令和 6 年度の減免件数 2,024 件の 53%にあたる 1,076 件あり、半額減免だけでみれば 88%を占めている。

高齢化社会の進行等を背景に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律が令和3年4月に正され、事業主は70歳までの就業機会の確保が努力義務とされる等、高齢者に関する法規制等は変化している。このような社会情勢の変化により、現役世代並みの所得のある高齢者も多いことから、公平性の観点から減免対象とすべき年齢が適切なものであるかを検討されたい。

使用料

30. 保健体育使用料 (小学校体育施設使用料)

(1) 概要

所管部署	教育委員会 生涯学習部市民スポーツ課			
根拠法令・条例	那覇市立学校体育施設使用料条例 (以下、この項において「条例」という。) 第 2 条～第 4 条、那覇市立学校体育施設の開放に関する規則 (以下、この項において「規則」という。) 第 9 条・第 10 条			
収納額等の推移 (単位:千円)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	8,041	8,785	8,660
	収入済額	8,041	8,785	8,660
	減免額	699	749	945
	不納欠損額	-	-	-
件数の推移 (単位:件)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	2,050	2,197	2,257
	減免件数	270	285	366
	不納欠損件数	-	-	-

(2) 施設の概要

所在地	那覇市立小学校		
ウェブサイト	https://www.city.naha.okinawa.jp/child/education/kyouikuisupo/sports/gakkoukaihou.html		
開設時期	昭和 52 年 (学校体育施設開放事業開始年)		
条例に定める施設の目的	市民の体育・スポーツの振興を図るため、那覇市立小学校及び中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲内で市民の利用に供すること		
施設の開放日時	土曜日、日曜日及び休日:午前 8 時～午後 9 時 30 分まで 平日:午後 5 時 30 分～午後 9 時 30 分まで 開放しない日:12 月 29 日～1 月 3 日、開放校ごとに週 1 回教育長が指定する曜日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	80,169	92,794	92,576

(3) 使用料の設定

① 料金体系 (主なもの)

使用料については、条例第 2 条において下表のように定められている。

施設及び利用形態区分	1 時間当たりの金額(円)	
	施設	照明設備
定期利用登録団体が定期的にスポーツ・レクリエーションに利用する場合	216	581
臨時的にスポーツ・レクリエーション大会、その他催事等のために利用する場合	339	581

なお、当該料金については那覇市のウェブサイトにも掲載されており、確認したところその内容に誤りはなかった。

② 使用料の決定プロセス (内部統制の状況)

現行の使用料については、平成 27 年 2 月 1 日に最終改定されたものである。決定にあたっては、庁内決議に市長決裁を受け、条例案を議会に上程し可決されたものである。

③ 現行使用料の考え方

当該使用料については、見直し指針における第 2 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 30%として設定している。ただし、照明料金については受益者負担割合 100%として設定している。

ア. 施設の料金設定

原価については、まず学校体育館・学校武道場・夜間運動場に係る平成 23~25 年度の実績を以下の通り算出し、受益者負担とする原価を 3,388.4 万円と見積もっている。

項目	平成 23~25 年度平均値 (円)
人件費	27,158,191
消耗品費	514,929
印刷製本費	243,705
修繕費	3,524,956
火災保険料	160,213
使用料及び賃借料	1,605,714
原材料費	30,000
設備備品	646,334
合計	33,884,041

このうち、学校体育館に係る原価を主に施設数により按分して 2,632 万円と見積もり、受益者負担割合 30%を乗じた 223 円を受益者負担額と見積もっている。

原価 (円)	利用目標時間 (時間)	1 時間当たり原価 (円)	受益者負担割合 (%)	受益者負担額 (円)
26,320,000	28,733	742	30	223

さらに、小学校体育館に係る受益者負担額については、小中学校全体 (51 校) の平均面積 1,075 m²に対する小学校 (35 校) の平均面積 1,045 m²の割合を乗じた 216 円を使用料として設定している。

イ. 照明設備の料金設定

原価については、平成 26 年の電気料を基に以下の通り算出されており、この合計額 581 円を使用料として設定している。

内訳	金額(円)	算出方法
基本料金	411.3	那覇市内全小学校の基本料金 (平成 26 年 4 月) の実際支払額を小学校の数で除して算出した額 296,141 円 ÷ 30 日 ÷ 24 時間
従量料金	161.74	従量料金 (夏季 16.79 円 kwh、季以外 15.34 円 kwh) に月平均使用料 10.3kh (全小学校の月平均使用料) を乗じて算出した金額の平均
再エネ賦課金等	8.034	
合計	581	

④ 使用料改定の検討状況

料金改定の検討は令和 4 年度に実施された。

施設費の原価について、令和 4 年度の予算額を下表のように施設数で按分し、受益者負担とする原価を 1,895.6 万円と見積もっている。

(単位：千円)

内訳	予算額	小学校 体育館	中学校 体育館	学校 武道場	夜間 運動場	按分基準
会計年度任用職員人件費	2,079	1,117	528	217	217	施設数
報償費(管理指導員)	27,555	14,806	6,992	2,879	2,879	施設数
消耗品費	877	596	281	-	-	施設数
印刷製本費	83	45	21	9	9	施設数
納付書	267	140	55	22	50	施設数
修繕料	2,706	-	-	-	2,706	運動場のみ
損害保険料	233	125	59	24	24	施設数
建物共済保険	78	-	-	-	78	運動場のみ
使用料(モップ)	2,765	1,878	887	-	-	体育館数
原材料費	43	-	-	-	43	運動場のみ
備品購入費	368	250	118	-	-	施設数
合計	37,054	18,956	8,940	3,152	6,006	

これに基づき、開放 1 時間あたりの経費について、小学校数 36 校、開放日数 290 日、1 日あたりの開放時間 2 時間で除して 1 回あたり 908 円を算出し、受益者負担割合 30% を乗じ 272 円と算出している。なお、規則別表によると、平日の開放時間は「午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分」とされているが、平日午後 5 時 30 分から午後 7 時 30 分までは小学校の部活動で使用することが多いため、1 日あたりの開放時間を 2 時間としている。

$$1 \text{ 時間あたりの使用料} = 18,956,311 \text{ 円} \div 36 \text{ 校} \div 290 \text{ 日} \div 2 \text{ 時間} \times 30\% = 272 \text{ 円}$$

施設費の現行料金は 216 円であり、改正上限額 324 円(現行料金 216 円×上限改定率 50%) の範囲内でもることから、本来は改定すべきであったが、当時はコロナ禍の影響があり、全庁的に料金の引き上げは見送っている。

⑤ 受益者負担割合(実績ベース)

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	4,588	4,330	5,185
職員人件費	13,301	14,335	15,573
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・・・・・・イ	13,301	14,335	15,573
備品購入費及び減価償却費	194	158	85
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・・・・・ウ	194	158	85
使用料の原価の基礎・・・・・・・・エ(=ア+イ+ウ)	18,083	18,824	20,843

受益者負担割合設定値	30%	30%	30%
調定額【再掲】・・・・・・・・・・才	8,041	8,785	8,660
実際の受益者負担割合・・(才÷エ)	44.5%	46.7%	41.6%
減免額【再掲】・・・・・・・・・・カ	699	749	945
減免額も含めた受益者負担割合・・ (才+カ)÷エ	48.3%	50.7%	46.1%

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(4) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
-	○ (納付書)	-	-	-	-

納付書を事前に配布し、当日までに納付される(コンビニ納付を希望する場合は、コンビニ納付に必要な番号等を事前に伝える)。そのため使用料は事前に納付され、現地精算はない。

② 消費税関係

当該使用料は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。

インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況(内部統制の状況)

収納事務については、市民スポーツ課担当者が事前納付された使用料と実際の利用実績の一致を確認し歳入調定処理している。

④ 滞納整理の状況

施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはない。

(5) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第3条及び規則第9条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
本市又は特定非営利活動法人那覇市体育協会が主催する行事のために使用する場合	全額
本市又は特定非営利活動法人那覇市体育協会が共催する行事のために使用する場合	使用料の2分の1
市内の保育園又は幼稚園が利用する場合	使用料の2分の1
構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合	使用料の2分の1
構成員の半数以上が65歳以上の団体が利用する場合	使用料の2分の1
その他市長が特別の理由があると認める場合	全額又は使用料の2分の1

② 減免措置に関する事務の状況(内部統制の状況)

減免申請する場合は、学校体育施設使用料減免申請書を教育長に提出し、その承認を受けることになっている。当該申請書の減免事由に該当することを市民スポーツ課担当者が確認し減免を行っている。令和6年度における減免された利用については下表のとおりであり、「構成員の半数以上が

65歳以上の団体」が大半を占めている。

減免する場合	令和6年度 件数（割合）
本市又は特定非営利活動法人那覇市体育協会が主催する行事のために使用する場合	6（1.6%）
本市又は特定非営利活動法人那覇市体育協会が共催する行事のために使用する場合	-
市内の保育園又は幼稚園が利用する場合	56（15.3%）
構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合	-
構成員の半数以上が65歳以上の団体が利用する場合	304（83.1%）
その他市長が特別の理由があると認める場合	-

（6）監査の結果及び意見

① 減免となる年齢基準が社会情勢の変化にそぐわなくなっている【意見10】

65歳以上を減免対象としているが、高齢者の雇用に関する法規制の変化等も踏まえ、適切な年齢を検討されたい。

減免規定によると、「構成員の半数以上が65歳以上の団体が利用する場合、半額減免」と定められているが、件数ベースでみると、令和6年度の減免件数366件の83%にあたる304件ある。

高齢化社会の進行を背景に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律が令和3年4月に正され、事業主は70歳までの就業機会の確保が努力義務とされる等、高齢者に関する法規制等は変化している。このような社会情勢の変化により現役世代並みの所得のある高齢者も多いことから、公平性の観点から減免対象とすべき年齢が適切なものであるかを検討されたい。

指定管理

31. 那覇市体育施設

(1) 概要

所管部署	教育委員会 生涯学習部市民スポーツ課			
根拠法令・条例	那覇市体育施設条例（以下、この項において「条例」という。）第9条・第10条、那覇市体育施設条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第2条・第3条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用料収入	49,562	54,079	57,865
	未収入金	-	-	-
	減免額	6,638	6,677	7,910
件数の推移 （単位：件）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用件数	82,922	80,713	85,470
	減免件数	13,156	14,933	18,012
	回収不能件数	-	-	-
ウェブサイト	https://nahataikyo.com/			

(2) 施設の概要

① 那覇市民体育館

所在地	那覇市字識名 1227 番地		
開設時期	昭和 62 年 4 月 1 日		
条例に定める施設の目的	スポーツ・レクリエーション活動の普及及び振興並びに市民の健康及び体力の増進を図るため		
施設の営業時間	午前 9 時～午後 9 時 （ただし、更衣室は午前 9 時～午後 9 時 30 分） 休場日：12 月 29 日～1 月 3 日、毎月第 2 及び第 4 火曜日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	177,400	187,525	199,046

② 漫湖公園市民庭球場

所在地	那覇市鏡原町 37 番 1 号		
開設時期	昭和 62 年 6 月 1 日		
条例に定める施設の目的	スポーツ・レクリエーション活動の普及及び振興並びに市民の健康及び体力の増進を図るため		
施設の営業時間	午前 7 時（冬季（11 月～3 月）は午前 8 時）～午後 9 時 （ただし、更衣室は午前 9 時～午後 9 時 30 分） 休場日：12 月 29 日～1 月 3 日、毎月第 2 及び第 4 火曜日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	54,870	43,516	44,785

③ 那覇市民首里石嶺プール

所在地	那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地 9		
開設時期	平成 8 年 6 月 1 日		
条例に定める施設の目的	スポーツ・レクリエーション活動の普及及び振興並びに市民の健康及び体力の増進を図るため		
施設の営業時間	午前 9 時～午後 9 時 (ただし、更衣室は午前 9 時～午後 9 時 30 分) 休場日：12 月 29 日～1 月 3 日、毎月第 2 及び第 4 火曜日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	26,706	30,706	33,551

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	特定非営利活動法人 那覇市体育協会
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(4) 利用料金の設定

① 料金体系(主なもの)

利用料金については、条例第 9 条第 2 項において「別表の区分に定める額の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。

なお、当該料金については那覇市のウェブサイトにも掲載されており、確認したところその内容に誤りはなかった。

ア. 那覇市民体育館の利用料金

(ア) 那覇市民体育館の当日利用の利用料金

区分	単位	金額(円)
メインアリーナ サブアリーナ トレーニングルーム 多目的室(兼卓球室) 会議室 役員選手控室 ステージ 観覧席	中学生以下	100
	高校生	150
	その他	200

(イ) 那覇市民体育館の予約利用の利用料金(メインアリーナ及びサブアリーナ)

区分			1 時間当たりの金額(円)	
			9 時~21 時	その他の時間帯 又は超過時間
メインアリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を領収しない場合	2,835	2,947
		入場料を領収する場合	4,267	4,351
	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を領収しない場合	4,267	4,351
		入場料を領収する場合	15,448	15,940
サブアリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を領収しない場合	1,072	1,209
		入場料を領収する場合	1,616	1,663
	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を領収しない場合	1,616	1,663
		入場料を領収する場合	5,728	6,036
		営利を目的とする場合	5,728	6,036
		営利を目的とする場合	11,456	12,074

イ. 漫湖公園市民庭球場

(ア) 漫湖公園市民庭球場の利用料金(コート及び照明設備)

区分	単位	金額(円)	
		コート	照明設備
高校生以下	1 コート 1 時間	170	280
その他		360	

(イ) 漫湖公園市民庭球場の利用料金(クラブハウス)

区分	単位	金額(円)	
		9 時~21 時	その他の時間帯又は超過時間
クラブハウス	1 時間	240	354
冷房設備			100

ウ. 那覇市民首里石嶺プールの利用料金

区分		単位	金額(円)
当日利用	25メートルプール 幼児用プール	幼児	120
		小学生・中学生	250
		高校生	370
		その他	510
	トレーニングルーム	高校生	150
		その他	200
予約利用	25メートルプール	1 コース 1 時間につき	1,512

② 利用料金の決定プロセス(内部統制の状況)

現行の利用料金については、平成 27 年 3 月 1 日に最終改訂されたものである。決定にあたっては、庁議後に市長決裁を受け、条例案を議会に上程し可決されたものである。

なお、当該料金については、条例の別表で定められたものと同一であるが、市と指定管理者との間で料金決定に係る承認行為が分かる文書は確認できなかった。

③ 現行利用料金の考え方

当該利用料金については、見直し指針に基づき、区分毎の受益者負担割合等を以下のとおり設定している。

市民体育館	トレーニング室以外は第2分類に該当するものとして、受益者負担割合を30%としている。トレーニング室は第4分類に該当するものとして、受益者負担割合を70%として設定している。
漫湖公園市民庭球場	第4分類に該当するものとして、受益者負担割合を70%として設定している。
首里石嶺プール	プールは第2分類に該当するものとして、受益者負担割合を30%としている。トレーニング室は第4分類に該当するものとして、受益者負担割合を70%として設定している。

これに基づき、区分毎の料金については以下のとおり設定している。

例えば、市民体育館のメインアリーナについては、平成26年度の市民体育館にかかる経常的管理運営費の合計55,533千円（人件費21,762千円、施設管理費31,771千円）を市民体育館の延床面積割合で按分して、メインアリーナに係る原価を32,013千円と見積もっている。

また、年間利用可能日数335日、1日当たりの利用可能時間12時間、市の業務使用割合9%（＝一般貸出時間割合91%）をもとに、利用可能時間を3,658時間と見積もっている。

以上から、1時間当たりの原価を8,751千円と見積り、これに消費税（8%）を加えた上で、受益者負担割合30%を乗じた2,835円を基本となる1時間当たりの利用料金としている。なお、入場料を徴収する場合やアマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に使用する場合は、割増料金を設定している。

$$1 \text{ 時間あたりの利用料金} = 32,013 \text{ 千円} \div 3,658 \text{ 時間} \times 1.08 \times 30\% = 2,835 \text{ 円}$$

また、他の区分についても同様に、下表のとおり基本となる利用料金を算出している。

区分		原価 (千円) (A)	利用可能時 間(時間) (B)	1時間当たり 原価(円) (C)=(A)÷(B)	受益者負担 割合(%) (D)	利用料金 (円) (C)×1.08×(D)
市民体育館	メインアリーナ	32,013	3,658	8,751	30	2,835
	サブアリーナ	12,100	3,658	3,308	30	1,072
	第1・2・3会議室	4,160	3,819	1,089	30	353
	役員選手控室	750	3,819	196	30	64
	多目的室	2,460	3,819	644	30	209
漫湖公園	テニスコート(10面)	21,500	4,504	4,774	70	3,609
市民庭球場	クラブハウス	2,110	4,504	468	70	354

(※) テニスコートについては、上記金額から1面当たり360円として料金設定している。

なお、以下については、利用1時間当たり原価ではなく利用者1人当たりの原価から、基本となる利用料金を算出している。

区分		原価 (千円) (A)	目標利用延 べ人数(人) (B)	1人当たり 原価(円) (C)=(A)÷(B)	受益者負担 割合(%) (D)	使利用料 (円) (C)×1.08×(D)
市民体育館	トレーニング室	4,050	15,000	270	70	204
首里石嶺 プール	プール	36,638	23,000	1,593	30	516
	トレーニング室	4,050	15,000	270	70	204

④ 利用料金改定の検討状況

利用料金については、令和4年度に見直しの検討を行っている。

平成26年度の実績に基づき検討した結果は下表のとおりであり、例えばメインアリーナの現行料金2,835円に対し、実績コストに基づき再計算した適正な利用料金は3,731円であった。見直し指針「二 1 改定率の制限」に基づく上限額は3,686円であることから、本来は当該上限額まで引き上げる必要があった。同様に、市民体育館のサブアリーナと役員選手控室、漫湖公園市民庭球場、首里石嶺プールについても料金改定の必要があったが、当時はコロナ禍の影響や物価高騰の影響を考慮し、全庁的に利用料金の改定を見送っている。

区分		現行料金 (円)	原価 (円)	利用可能時間 (時間)	受益者負担割 合に応じたコ スト単価(円)	改定上限額 (円)
市民体育館	メインアリーナ	2,835	39,988,158	3,216	3,731	3,686
	サブアリーナ	1,072	14,056,162	3,216	1,311	1,501
	第1・2・3会議室	353	2,907,105	3,216	271	530
	役員選手控室	64	2,783,398	3,216	260	96
	多目的室	209	2,211,256	3,216	207	314
漫湖公園 市民庭球場	テニスコート	360	22,691,954	3,596	442	468

(※1)「受益者負担割合に応じたコスト単価」については、以下のとおり算出している。

- ・ テニスコート (原価÷利用可能時間)×受益者負担割合70%÷10面
- ・ 上記以外 (原価÷利用可能時間)×受益者負担割合30%

(※2)「改定上限額」については、現行利用料金に見直し指針に基づく上限改定率(メインアリーナ30%、サブアリーナ40%、左記以外50%)を乗じて算出している。

区分		現行料金 (円)	原価 (円)	利用目標延 べ人数(人)	受益者負担割 合に応じたコ スト単価(円)	改定上限額 (円)
市民体育館	トレーニング室	204	3,529,759	15,200	163	306
首里石嶺 プール	プール	516	39,417,913	18,400	643	671
	トレーニング室	204	4,878,933	12,000	285	265

⑤ 受益者負担割合(実績ベース)

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	71,935	70,484	72,928
職員人件費	58,491	60,219	64,364
うち、施設の日常的な維持管理・ 貸出業務に要する経費・・・イ	58,491	60,219	64,364

備品購入費及び減価償却費	755	616	777
うち、高額備品を除く備品購入 に要する経費・・・・・・・・ウ	755	616	777
利用料金の原価の基礎・・・・・・・・ エ (＝ア＋イ＋ウ)	131,181	131,319	138,069
受益者負担割合設定値	44%	44%	44%
利用料収入【再掲】・・・・・・・・オ	49,562	54,079	57,865
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	37.8%	41.2%	41.9%

(※1) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(※2) 「受益者負担割合設定値」について、施設毎に受益者負担割合が異なることから、単位当たり利用料金の全施設合計額を単位当たり原価の全施設合計額で除した 44%としている。

(5) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
○ (券売機)	○ (納付書)	-	-	-	-

那覇市民体育館の場合、コンビニで事前に利用料を支払う。当日申し込みの場合は、券売機で利用料を支払う。

② 消費税関係

当該利用料金は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。

インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況 (内部統制の状況)

収納事務については、指定管理者の職員にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。各種事務処理マニュアルが存在しており、これに基づき収納事務を行っている。例えば、券売機の現金については、毎週水曜日に内訳書との一致を二重チェックした後、翌日に銀行預け入れしている。

なお、指定管理者に対するモニタリングを年 1 回実施しており、収納事務が適切に実施されていることを市職員が確認している。

④ 滞納整理の状況

原則として施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはほぼない。

(6) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 10 条及び規則第 3 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
特別支援学校の児童等 (※) が利用する場合	利用料金の 2 分の 1 の額
本市が主催をする行事に予約利用する場合	全額
本市が共催をする行事に予約利用する場合	利用料金の 2 分の 1 の額
沖縄県中学校体育連盟若しくは那覇地区中学校体育連盟又は那覇市スポーツ少年団が主催する児童又は生徒を対象とした行事に予約利用する場合	全額
特別支援学校の児童等が構成員の半数以上である団体が予約利用する場合	利用料金の 2 分の 1 の額
指定管理者が特別の理由があると認める場合	指定管理者が必要と認める額
本市に住所を有する 65 歳以上の者が利用する場合	利用料金の 2 分の 1 の額

(※) 特別支援学校の児童等について、具体的には下記のとおり。

- ・特別支援学校の児童若しくは生徒又は小学校及び中学校の特別支援学級の児童若しくは制度及びその引率者
- ・児童福祉施設に入所し、又は通っている者及びその引率者
- ・身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
- ・知的障がい者及びその引率者
- ・老人福祉法に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者

② 減免措置に関する事務の状況 (内部統制の状況)

減免に関する利用については、申請の際に減免の要件に該当することを確認できる書類により、指定管理者が要件を満たしているか確認している。本庁職員は特段関与していない。令和 6 年度における減免された利用については下表のとおりであり、「構成員の半数以上が 65 歳以上の団体」が大半を占めている。

減免する場合	令和 6 年度 件数 (割合)
特別支援学校・学校関係者	-
児童福祉施設関連	15 (0.1%)
障がい者手帳保有者及び引率者	2,205 (12.2%)
老人福祉施設関連	-
市内在住 65 歳以上の方	15,466 (85.9%)
本市主催又は共催行事	57 (0.3%)
県中体連等の団体主催行事	37 (0.2%)
その他指定管理者が認める場合	232 (1.3%)

なお、指定管理者に対するモニタリングを年 1 回実施しており、減免事務が適切に実施されていることを市職員が確認している。

(7) 平成 25 年度監査の指摘事項等

(平成 25 年度監査結果 (同報告書 P201 及び P204 より抜粋))

以上の通り、指定管理業務から多額の次期繰越金が生じていること、また、本来指定管理業務の支出に含めるべきでない支出項目が含まれていることは、適切でないと思われる。上記仕様書の (4) 支出について①管理運営経費では、「体育施設の管理運営 (施設・備品修繕にかかる費用を除く) にかかる全ての費用は、利用料金及びその他の収入、並びに委託料をもって充てるものとする。」と規定しているが、この規定は、あくまで当年度に実際に支出した費用額のことであって、特定預金として将来の支出に備える費用まで含むものとは解せられない。

このことは、指定管理料の積算方法に問題があるか、本来実施すべき事業がなされていないのかどちらかに問題があるということになる。

(略)

【意見】

また、上述した収支余剰金、特定預金支出の可否も含め、指定管理料の精算の在り方についても再検討する必要がある。

上記意見について、市からの回答は「余剰金が生じたときはその二分の一に相当する額を市へ納入させております。また、指定管理料の収支計算においては、特定預金支出を廃止しております。」とのことであった。

納入手続については、令和6年度の余剰金に関する調定資料を閲覧したが、適切に処理され返金されていることを確認した。

(8) 監査の結果及び意見

① 利用料金に対する教育委員会の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘1】

条例上、料金設定については教育委員会の承認を得て指定管理者が定めるとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかったことから、決裁文書を作成し適切に保存すべきである。

地方自治法第244条の2第9項の規定を受け、条例第9条第2項では、料金設定は指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかった。

この点について所管課に確認したところ、条例と同一料金である場合には承認等の手続きは不要と解釈し、指定管理者からの承認申請や教育委員会による承認行為は行わなかったとのことであったが、当該行為は地方自治法に基づくものであることから、当該承認に関する決裁文書を作成して公文書として適切に保存すべきである。

② 利用料金の見直しが実施されていない【意見25】

令和4年度はコロナウィルスの影響を考慮して料金見直しを見送っているが、その後の物価高騰等も踏まえ、早急に料金見直しを検討されたい。

当該施設は、区分毎に受益者負担割合を30%又は70%（加重平均44%）として料金を設定しているが、令和6年度実績に基づく受益者負担割合は42.0%となっており、当初設定をやや下回っている状況にある。

ただし、令和4年度に検討された料金見直しの内容を確認すると、市民体育館のメインアリーナなど、区分毎に見た場合に受益者負担割合が当初設定を下回っている区分が存在していた。さらに、その後の最低賃金の上昇等による人件費の高騰や水光熱費等の物価高騰の影響、消費税率の8%から10%の引き上げ等もあることから、受益者負担割合は検討当時よりも低下していることも想定される。

受益者負担割合が同じであるべき施設で、実際の負担割合に大きな差が生じたまま放置されていることは、利用者間の不公平感が生じることから、現在の原価水準を算定した上で、これに基づく料金見直しを早急に検討されたい。

③ 減免となる年齢基準が社会情勢の変化にそぐわなくなっている【意見 10】

65 歳以上を減免対象としているが、高年齢者の雇用に関する法規制の変化等も踏まえ、適切な年齢を検討されたい。

令和 6 年度の減免件数 18,012 件のうち、減免事由が「市内在住 65 歳以上の方」の減免件数 15,466 件であり、全体の 86%を占めている。

高齢化社会の進行を背景に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が令和 3 年 4 月に正され、事業主は 70 歳までの就業機会の確保が努力義務とされる等、高年齢者に関する法規制等は変化している。このような社会情勢の変化により現役世代並みの所得のある高齢者も多いことから、公平性の観点から減免対象とすべき年齢が適切なものであるかを検討されたい。

指定管理

32. 那覇市営奥武山体育施設

(1) 概要

所管部署	教育委員会 生涯学習部市民スポーツ課			
根拠法令・条例	那覇市営奥武山体育施設条例（以下、この項において「条例」という。）第9条・第10条、那覇市営奥武山体育施設条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第2条・第3条			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用料収入	39,561	33,639	49,537
	未収入金	-	-	-
	減免額	6,672	6,975	5,200
	回収不能額	-	-	-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	利用件数	11,377	14,361	16,615
	減免件数	705	696	701
	回収不能件数	-	-	-
ウェブサイト	https://nahataikyo.com/			

(2) 施設の概要

① 那覇市営奥武山野球場

所在地	那覇市奥武山町 42 番地の 1		
開設時期	平成 22 年 4 月 3 日		
条例に定める施設の目的	スポーツ・レクリエーション活動の普及及び振興を図り、その他文化的な行事の用に供するため		
施設の営業時間	午前 9 時～午後 9 時 （ただし、ロッカールーム及びシャワールームは午前 9 時～午後 9 時 30 分） 休場日：12 月 29 日～1 月 3 日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	247,889	239,183	352,787
規格	両翼 100m、中堅 122m、照明設備、収容人員：約 20,000 人		

② 那覇市営奥武山屋内運動場

所在地	那覇市奥武山町 50 番地の 1 地先		
開設時期	平成 22 年 4 月 3 日		
条例に定める施設の目的	スポーツ・レクリエーション活動の普及及び振興を図り、その他文化的な行事の用に供するため		
施設の営業時間	午前 9 時～午後 9 時（ただし、更衣室は午前 9 時～午後 9 時 30 分） 休場日：12 月 29 日～1 月 3 日		

利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		33,412	162,856

(※) 令和 4 年度の利用者数が少ないのは、毎年実施されているイベントが令和 4 年のみオンライン開催になったためである。

③ 那覇市営奥武山トレーニング室

所在地	那覇市奥武山町 42 番地の 1 地先		
開設時期	平成 26 年 4 月 1 日		
条例に定める施設の目的	スポーツ・レクリエーション活動の普及及び振興を図り、その他文化的な行事の用に供するため		
施設の営業時間	午前 9 時～午後 9 時（ただし、更衣室は午前 9 時～午後 9 時 30 分） 休場日：12 月 29 日～1 月 3 日		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	10,303	13,611	14,850

(3) 指定管理者の概要

指定管理者名	特定非営利活動法人 那覇市体育協会
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

(4) 利用料金の設定

① 料金体系（主なもの）

利用料金については、条例第 9 条第 2 項において「別表の区分に従い、それぞれに定める額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。」とされており、具体的には下表のように定められている。

なお、当該料金については那覇市のウェブサイトにも掲載されており、確認したところその内容に誤りはなかった。

ア. 那覇市営奥武山野球場の利用料金（グラウンド及び観客席）

区分				1 時間当たりの金額(円)	
				利用時間内	その他の時間帯又は超過時間
入場料を領収しない場合	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	児童生徒等の団体	日曜日、土曜日及び休日	1,234	1,440
			その他の日	1,028	1,234
		その他の団体	日曜日、土曜日及び休日	3,702	4,422
			その他の日	3,085	3,702
	プロスポーツ団体が利用する場合			14,400	17,280
	その他の場合			日曜日、土曜日及び休日	11,108
			その他の日	9,257	11,108
入場料を領収する場合	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	児童生徒等の団体			2,468
		その他の団体			7,405

	プロスポーツ団体が利用する場合	28,800
	その他の場合	22,217

イ. 那覇市営奥武山屋内運動場の利用料金 (アリーナ)

区分			1 時間当たりの金額(円)		
			利用時間内	その他の時間帯又は超過時間	
全面使用	入場料を 領取しない 場合	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	児童生徒等の団体	1,748	2,057
			その他の団体	3,497	4,217
		プロスポーツ団体が利用する場合		13,680	16,457
		その他の場合		10,491	12,548
	入場料を 領取する 場合	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	児童生徒等の団体	3,497	6,994
			その他の団体	6,994	13,988
プロスポーツ団体が利用する場合		27,360	54,720		
その他の場合		20,982	41,964		
部分使用 (1 コ ー ト)	バレーボール	児童生徒等の団体	617	720	
		その他の団体	1,234	1,440	
	ゲートボール	児童生徒等の団体	462	514	
		その他の団体	925	1,131	
	フットサル、ミニサッカー	児童生徒等の団体	874	1,028	
		その他の団体	1,748	2,057	
	ドッジボール	児童生徒等の団体	308	411	
		その他の団体	617	720	

ウ. 那覇市営奥武山トレーニング室の利用料金

区分		利用単位	金額(円)
個人利用	高校生及び本市に住所を有する 65 歳以上の者	1 回(2 時間以内)	200
	その他	1 回(2 時間以内)	400
団体予約利用	高校生	1 時間	1,000
	その他	1 時間	2,000

② 利用料金の決定プロセス (内部統制の状況)

現行の利用料金については、平成 27 年 3 月 1 日に最終改訂されたものである。決定にあたっては、庁議後に市長決裁を受け、条例案を議会に上程し可決されたものである。

なお、当該料金については、条例の別表で定められたものと同一であるが、市と指定管理者との間で料金決定に係る承認行為が分かる文書は確認できなかった。

③ 現行利用料金の考え方

当該利用料金については、見直し指針に基づき、以下の通り設定している。

野球場	選択的施設ではあるが、民間にはあまりない施設のため第 2 分類 (受益者負担 30%~70%) に該当するが、近隣施設との乖離が大きいため、政策的判断により、受益者負担割合を 15%としている。
屋内運動場	選択的施設ではあるが、民間にはあまりない施設のため第 2 分類に該当するものとして、受益者負担割合を 30%として設定している。

トレーニング室	選択的施設であり第4分類(受益者負担70%~100%)に該当するが、受益者負担割合を25%として設定している。
---------	---

ア. 野球場及び屋内運動場の利用料金設定

野球場と屋内運動場の利用料金については以下のように設定している。なお、原価については平成26年度の実績値を使用している。

例えば、野球場については、平成26年度の実績を面積比等で按分し、野球場に係る原価を合計96,319千円と見積もっている。

科目	原価(円)	うち、	
		野球場	屋内運動場
人件費	28,479,000	23,737,357	4,741,643
管理費	63,208,000	51,079,000	12,129,000
通信運搬費	360,000	300,000	60,000
消耗品費	650,000	500,000	150,000
修繕費	5,000,000	4,000,000	1,000,000
印刷製本費	603,000	603,000	-
燃料費	300,000	250,000	50,000
光熱水費	18,000,000	13,800,200	4,199,800
使用料及び賃借料	935,000	600,000	335,000
保険料	238,000	197,540	40,460
手数料	100,000	100,000	-
委託料	37,022,000	30,728,260	6,293,740
その他経費	4,632,000	2,316,000	2,316,000
計	96,319,000	77,132,357	19,186,643

また、年間利用時間3,240時間から1時間当たりの原価を23,806円と見積り、これに受益者負担割合15%を乗じると3,571円となるが、類似施設と同程度として3,085円を利用料金設定基礎額としている。なお、児童生徒等の団体の場合の利用料金はこれよりも安く設定する一方、土曜・日曜・休日の利用や入場料を徴収する場合、アマチュアスポーツ以外に使用する場合、割増料金を設定している。

施設	原価(円) (A)	利用時間(時間) (B)	1時間当たり原価(円) (C)=(A)÷(B)	受益者負担割合(%) (D)	(C)×(D)	利用料金設定基礎額(円)
野球場	77,132,357	3,240	23,806	15	3,571	3,085
屋内運動場	19,186,643	3,240	5,922	30	1,777	1,748

(※) 利用料金算定基礎額の算定にあたっては、端数を切り捨てた上で、消費税が5%から8%に引き上げることを踏まえ、以下のような調整を行っている。

・ 野球場 3,000円 ÷ 1.05 × 1.08 = 3,085円 ・ 屋内運動場 1,700円 ÷ 1.05 × 1.08 = 1,748円

なお、上記の野球場の料金算定にあたり参考にした類似施設の1時間当たり料金は下表のとおりである。

都市名	球場名	規格	料金
大津市	皇子山球場	両翼100m、中堅122m、照明設備、収容人員15,200人	3,000円
京都市	西京極野球場	両翼100m、中堅117m、照明設備、観客席20,000人(内野スタンド13,300人、外野6,700人)	7,250円
平塚市	平塚球場	両翼91m、中堅120m、照明設備、収容人員16,000席	2,500円
神奈川県	保土ヶ谷公園硬式野球場	両翼95m、中堅120m、照明設備、収容人員14,817人	3,450円
秋田県	こまちスタジアム	両翼100m、中堅122m、照明設備、収容能力25,000人	2,300円
松山市	坊ちゃんスタジアム	両翼99.1m、中堅122m、照明設備、収容能力30,000人	2,100円

宮崎県	サンマリンスタジアム宮崎	両翼 100m、中堅 122m、照明設備、収容能力 30,000 人内 外野天然芝	2,400 円
広島市	新広島市民球場	右翼 100m、左翼 101m、中堅 122m、照明設備、収容能力 30,350 人+α、内外野天然芝	4,500 円
沖縄市	コザしんきんスタジアム	両翼 100m、中堅 122m、照明設備、収容能力 15,000 人	3,000 円

イ. トレーニング室の利用料金設定

トレーニング室の利用料金は次のように算出している。

まず、原価については、以下のとおり平成 26 年度の実績値より 18,375 千円と見積もっている。

科目	原価 (円)
維持管理費	4,423,000
消耗品費	100,000
印刷製本費	50,000
光熱水費	3,473,000
役務費	100,000
委託料	400,000
修繕費	300,000
人件費	13,845,000
備品購入費	467,670
計	18,735,670

また、想定利用者については、石嶺トレーニング室の実績から 12,046 人と見積もり、1 人当たりの原価を 1,555 円と見積もっている。

$\text{利用者 1 人あたりの原価} = 18,375 \text{ 千円} \div 12,046 \text{ 人} = 1,555 \text{ 円}$
--

他方、県内各自治体が運営するトレーニング室の料金（平日、一般、1 時間当たり）は下表のとおりであり、1～3 月のキャンプシーズンや大規模イベント時は個人利用に制約がかかること等を踏まえ、利用者数確保の観点から、利用料金は近隣類似施設と同水準となる 400 円（平日、一般、2 時間当たり）に設定された。なお、この場合の受益者負担割合は 25.7%となっている。

自治体	施設	利用料金 (円)
那覇市	市民体育館、石嶺プール	200
南風原町	環境の社	150
浦添市	総合運動公園	200
沖縄県	武道館	160

④ 利用料金改定の検討状況

利用料金については、令和 4 年度に見直しの検討を行っている。

令和 3 年度の実績に基づき検討した結果は下表のとおりであり、例えば野球場の現行料金 3,085 円に対し、実績コストに基づき再計算した適正な利用料金は 4,505 円であった。見直し指針「二 1 改定率の制限」に基づく上限額は 4,010 円であることから、本来は当該上限額まで引き上げる必要があったが、当時はコロナ禍の影響や物価高騰の影響を考慮し、全庁的に利用料金の改定を見送っている。

区分	現行料金 (円)	原価 (円)	利用目標時 間(時間)	受益者負担割 合(%)	受益者負担割 合に応じたコ スト単価(円)	改定上限額 (円)
野球場	3,085	100,900,698	3,360	15	4,505	4,010
屋内運動場	1,748	15,515,493	3,360	30	1,385	2,447

⑤ 受益者負担割合

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	75,185	67,427	74,062
職員人件費	43,636	39,295	45,649
うち、施設の日常的な維持管理・ 貸出業務に要する経費・・・・・・・・イ	43,636	39,295	45,649
備品購入費及び減価償却費	-	-	-
うち、高額備品を除く備品購入 に要する経費・・・・・・・・ウ	-	-	-
利用料金の原価の基礎・・・・・・・・ エ(=ア+イ+ウ)	118,821	106,722	119,711
受益者負担割合設定値	15~30%	15~30%	15~30%
利用料収入【再掲】・・・・・・・・オ	39,561	33,639	49,537
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	33.3%	31.5%	41.4%

(※) 料金設定時において、用地取得費や建物減価償却費については考慮していない。

(5) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QRコード	その他
○(券売機)	○(納付書)	-	-	-	-

② 消費税関係

当該利用料金は消費税の課税対象であり、インボイスを発行している。

インボイスの形式については、消費税法に基づく様式となっていることを確認した。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況(内部統制の状況)

収納事務については、当該施設の指定管理者にて完結しており、本庁職員は特段関与していない。各種事務処理マニュアルが存在しており、これに基づき収納事務を行っている。具体的には、当日の利用時間終了後に歳入調定事務を行い、週1回各施設内内訳書と現金の一致を確認した後、翌日に銀行へ入金処理している。

なお、指定管理者に対するモニタリングを年1回実施しており、収納事務が適切に実施されていることを市職員が確認している。

④ 滞納整理の状況

施設を利用する前に料金が支払われており、料金滞納が発生することはない。

(6) 減免措置の状況

① 減免措置に関する規程等

減免措置については、条例第 10 条及び規則第 3 条において、以下のように定められている。

減免する場合	減免額
本市又は本市の機関が主催をする行事に利用する場合	全額
本市又は本市の機関が共催をする行事に利用する場合	利用料金の 2 分の 1 の額
指定管理者が当該施設を公共目的で利用する場合	全額
公共的団体が本市の行政活動への協力目的で利用する場合	全額
市内の公共的団体が本来の活動目的で利用する場合	利用料金の 2 分の 1 の額
学校教育法第 1 条に規定する市内の学校が教育上の目的で利用するとき又は児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する市内の保育所等の児童福祉施設が児童福祉の目的で利用する場合	利用料金の 2 分の 1 の額
利用する団体(構成員が本市に在住、在勤又は在学する者に限る。以下同じ。)の構成員の半数以上が障がい者である場合	利用料金の 2 分の 1 の額
利用する団体の構成員の半数以上が 65 歳以上である場合	利用料金の 2 分の 1 の額
利用する団体の構成員の半数以上が中学生以下である場合	利用料金の 2 分の 1 の額
沖縄県中学校体育連盟若しくは那覇地区中学校体育連盟又は那覇市スポーツ少年団が主催する児童又は生徒を対象とした行事に利用する場合	利用料金の 2 分の 1 の額
沖縄県高等学校野球連盟又は沖縄県野球連盟が主催又は共催する県大会、九州大会、全国大会等で利用する場合	利用料金の 2 分の 1 の額
指定管理者が特別の理由があると認める場合	指定管理者が必要と認める額
その他市長が特別の理由があると認める場合	市長が必要と認める額

② 減免措置に関する事務の状況（内部統制の状況）

減免に関する利用については、申請の際に減免の要件に該当することを確認できる書類により、指定管理者が要件を満たしているか確認している。本庁職員は特段関与していない。減免とされている利用については、指定管理者または市長が認める場合（那覇市体育協会等の利用）、半数以上が中学生以下の団体による利用、市が主催・共催の行事等が多い。

なお、指定管理者に対するモニタリングを年 1 回実施しており、減免事務が適切に実施されていることを市職員が確認している。

(7) 平成 25 年度監査の指摘事項等

平成 25 年度監査における指摘事項等については、「31. 那覇市体育施設」と同じである。

(8) 監査の結果及び意見

① 利用料金に対する市長の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘 1】

条例上、料金設定については市長の承認を得て指定管理者が定めるとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかったことから、決裁文書を作成し適切に保存すべきである。

地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定を受け、条例第 9 条第 2 項では、料金設定は指定管理者が市長の承認を得て定めることとされているが、当該承認行為に関する公文書が確認できなかった。

この点について所管課に確認したところ、条例と同一料金である場合には承認等の手続きは不要と解釈し、指定管理者からの承認申請や市長による承認行為は行わなかったとのことであったが、当

該行為は地方自治法に基づくものであることから、当該承認に関する決裁文書を作成して公文書として適切に保存すべきである。

② 利用料金の見直しが実施されていない【意見 25】

令和4年度はコロナウィルスの影響を考慮して利用料金の見直しを見送っているが、その後の物価高騰等も踏まえ、早急に利用料金の見直しを検討されたい。

当該施設は、区分毎に受益者負担割合を15%～30%（加重平均44%）として利用料金を設定しているが、令和6年度実績に基づく受益者負担割合は41.4%となっており、当初設定をやや上回る状況にある。

しかし、令和4年度に検討された料金見直しの内容を確認すると、区分毎に見た場合に、野球場については受益者負担割合が当初設定を下回っていた。さらに、その後の最低賃金の上昇等による人件費の高騰や水光熱費等の物価高騰の影響、消費税率の8%から10%の引き上げ等もあることから、受益者負担割合は検討当時よりも低下していることも想定される。

受益者負担割合が同じであるべき施設で、実際の負担割合に大きな差が生じたまま放置されていることは、利用者間の不公平感が生じることから、現在の原価水準を算定した上で、これに基づく利用料金の見直しを早急に検討されたい。

使用料

33. 行政財産目的外使用料 (学校職員駐車土地使用料)

(1) 概要

所管部署	教育委員会 生涯学習部施設課			
根拠法令・条例	那覇市行政財産使用料条例 (以下、この項において「条例」という。) 第 3 条の 2、那覇市教育委員会職員駐車場土地使用規則 (以下、この項において「規則」という。) 第 4 条			
収納額等の推移 (単位: 千円)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	調定額	52,266	50,362	52,244
	収入済額	52,255	50,357	52,179
	減免額	-	-	-
	不納欠損額	-	-	-
件数の推移 (単位: 件)	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	収納件数	10,241	9,907	10,249
	減免件数	-	-	-
	不納欠損件数	-	-	-

(※) 学校職員駐車土地使用料のうち「滞納繰越分」を除く。

(2) 施設の概要

所在地	那覇市立小中学校 53 校		
開設時期	平成 20 年 10 月 1 日		
条例に定める施設の目的	義務教育における小中学校普通教育のため小中学校を設置し、職員、教員に対し、その通勤のための車両を駐車させるため		
施設の営業時間	午前 8 時 15 分～午後 4 時 45 分		
利用者数	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	1,054	1,007	1,057

(3) 使用料の設定

① 料金体系

使用料については、規則において下表のように定められている。

種類	使用料 (月額)
自動車	5,000 円
オートバイ	1,000 円

② 使用料の決定プロセス (内部統制の状況)

現行の使用料については、平成 21 年 4 月 1 日に最終改定されたものである。平成 20 年 1 月に那覇市経営改革本部会議において、「職員駐車場有料化に関する方針」が決定され、平成 20 年 10 月 1 日から施行された規則に基づき、同日から有料化 (半年間は月額 3,000 円) された。

③ 現行使用料の考え方

条例第 3 条の 2 において、「規則で定める土地を、市職員に対し、その通勤のための車両を駐車させる場合の使用料の月額を、8,000 円以内で規則で定める額とする」と規定されており、那覇市教育委員会は規則を制定し月額 5,000 円に決定した。

④ 使用料改定の検討状況

職員駐車場の使用料は「職員駐車場有料化に関する方針」に基づき決定されたものであるため、見直しの際は関係部署との調整が必要であり、現時点では改訂する予定はない。

⑤ 受益者負担割合 (実績ベース)

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
維持管理費・・・・・・・・・・ア	1,795	627	948
職員人件費	1,832	1,915	2,444
うち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する経費・・・・イ	1,832	1,915	2,444
備品購入費及び減価償却費	-	-	-
うち、高額備品を除く備品購入に要する経費・・・・ウ	-	-	-
使用料の原価の基礎・・・・エ (=ア+イ+ウ)	3,627	2,542	3,392
調定額【再掲】・・・・・・・・・・オ	52,266	50,362	52,244
実際の受益者負担割合・・(オ÷エ)	1441%	1981%	1540%
減免額【再掲】・・・・・・・・・・カ	-	-	-
減免額も含めた受益者負担割合・・(オ+カ)÷エ	1441%	1981%	1540%

(※ 1) 維持管理費は駐車場の整備費用、職員人件費は使用料担当の会計年度任用職員の人件費である。

(※ 2) 受益者負担割合は設定していない。

(4) 収納事務の状況

① 収納方法

現金收受	振込入金	カード決済	電子マネー	QR コード	その他
-	○ (納付書)	-	-	-	○ (口座振替、給与天引)

使用料については、市職員は給与天引き、教員(県職員)は口座振替を原則とし、それまでの間は、納付書により収納している(教員は県職員のため、給与天引き出来ないため)。

② 消費税関係

当該使用料は土地の貸付けに該当するため、消費税法第 6 条第 1 項により非課税とされている。

③ 事務マニュアル等の整備・運用状況（内部統制の状況）

収納事務については、所管課の会計年度任用職員が担当している。

④ 滞納整理の状況

給与天引き、口座振替により収納しており、料金滞納が発生することはほぼない。

令和 5 年度に退職し居所不明の職員 1 名の 1 か月分のバイク使用料 1,000 円のみ収入未済となっている。

(5) 減免措置の状況

条例第 4 条において減免に関する規定があるものの、学校職員の駐車場利用については減免は実施されていない。

(6) 監査の結果及び意見

① 料金見直しの検討が長期間なされていない【意見 17】

当該使用料について、長期にわたり見直しの検討がなされておらず、近隣の月極駐車場料金に比べて安価になっていることから、見直しを検討されたい。

使用料は、平成 21 年 4 月 1 日に改定されて以降、見直しされていない。教職員や校長会から使用料の無償化を要望されていること、使用料の見直しには条例改正も必要なことから、今まで見直しは行われていないようである。

しかし、那覇市役所近隣の民間駐車場の月極駐車場料金は、2 万円前後となっており、現行使用料 5,000 円と乖離していること、校内駐車場を利用出来ない教員等は自己負担で民間駐車場を利用しており、公平性の観点から適正な料金水準への見直しを検討されたい。

② 受益者負担割合の設定や原価把握がなされていない【意見 38】

当該使用料に係る受益者負担割合の考え方が整理されておらず、原価の把握もなされていないことから、考え方を整理した上で定期的な原価積算を実施し、料金水準の妥当性を検証されたい。

当該使用料については、条例において「その通勤のための車両を駐車させる場合の使用料の月額 は、8,000 円以内で規則で定める額とする」と規定されていることを受け、規則において月額 5,000 円と定めたものであるが、これが行政サービスの対価としてあるべき料金水準かどうかの検討はなされていない。

当該使用料は行政財産の目的外使用のため見直し指針の対象外ではあるが、受益者負担の原則に従い、適切な受益者負担割合や原価の範囲等の考え方を整理した上で、定期的に原価積算を実施し、料金水準の妥当性について検証されたい。

【参考】発見事項一覧

監査対象		発見事項				
0	使用料・手数料等の設定	① 利用料金に対する市長等の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘11】	② 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見1】	③ 手数料の設定に関する全庁的な考え方が整理されていない【意見2】	④ 原価算出において共用部分に係るコストが反映されていない【意見3】	⑤ 見直し指針に利用時間帯や利用者等に配慮した割増料金に関する記載がない【意見4】
	使用料・手数料等の収納	⑥ 料金設定の積算資料が全庁的に統一されていない【意見5】	⑦ 料金見直しに関する検討が全庁的に実施されていない【意見6】	⑧ 原価算定に資する公会計データが整備されていない【意見7】	⑨ 無料施設に対する検討が不十分である【意見8】	
	減免措置	① 収納事務の効率化について検討されていない【意見9】				
	減免となる年齢基準が社会情勢の変化にそぐわなくなっている【意見10】	② 減免実績のデータが料金見直し等に反映されていない【意見11】				
	その他	② 利用者アンケートの結果が活用されていない【意見13】	③ 見直し指針における用語の使用が不明確である【意見14】	④ 財政健全化部会や税外収入検討幹事会で議論が料金設定に留まっている【意見15】		
1	総務管理使用料（ともかぜ振興会館使用料）	① 平成25年度監香について全庁的な対応がなされていない【意見46】	② 1㎡当たりの原価算出において共用部分が反映されていない【意見3】	③ 料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘2】	④ 受益者負担割合が料金設定の想定を大きく下回っている【意見16】	⑤ 市ウェブサイトに掲載の料金表に誤りがある【指摘12】

監査対象		発見事項			
2	那覇市鏡水ふれあい会館	① 利用料金に対する市長の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘1】	② 1が当たりの原価において共用部分が反映されていない【意見3】	③ 開設時に参考にした他施設の料金不適切であった【意見27】	⑤ 受益者負担割合が料金設定の考え方を大きく下回っている【意見16】
3	行政財産目的外使用料 (本庁舎目的外使用料)	① 普通財産と行政財産で使用料の計算式が異なっている【意見28】	② 減免額についての規定がない【指摘3】	③ 自動販売機の設置について非公算のままのものがある【意見26】	④ 食堂及び売店に関する規則への委任規定がない【指摘13】
4	戸籍住民基本台帳手数料 (条例に基づく手数料)	① 料金見直しの検討が長期間なされていない【意見17】	② 手数料が減免される場合に関する説明が不十分である【意見39】	③ 収納事務の効率化について検討されていない【意見9】	
5	総務管理使用料 (那覇文化芸術劇場なはーと使用料)	① 料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘2】	② 受益者負担割合が料金設定時の想定を大きく下回っている【意見16】	③ 減免に関する実績が把握されていない【意見18】	④ ウェブサイトから空き状況は確認できるが利用申請ができない【意見21】
6	那覇市パレット市民劇場	④ 文化芸術観覧料が使用料の歳入科目に含まれていた【意見42】			
7	社会教育使用料 (文化財入園料)	① 利用料金に対する市長の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘1】	② 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見1】	③ 施設に係る支出を区別把握していない【指摘6】	④ 受益者負担割合が料金設定の考え方を大きく下回っている【意見16】
8	総務管理使用料 (なは市民活動支援センター使用料)	⑥ ギャラリーの来場者アンケートが対象者区分に応じたものになっていない【意見22】	② 受益者負担割合が料金設定時の想定を大きく下回っている【意見16】	③ 施設の特性を活かした収入増加の施策を検討されたい【意見43】	④ 受益者負担割合が料金設定の考え方を大きく下回っている【意見16】
		① 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見1】	② 受益者負担割合が料金設定時の想定を大きく下回っている【意見16】	③ 本市主催事業に係る減免額の実績が把握されていない【意見18】	④ 条例は指定管理を前提としているが、長期間直営となっている【指摘14】

監査対象		発見事項			
9	那覇市共同利用施設	① 利用料金に対する市長の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘1】	② 利用状況に関する報告が不十分である【指摘15】		
10	商工使用料 (ITインキュベーション施設使用料・なは産業支援センター入居用施設使用料)、那覇市教習駐車場料収入 (駐車料金収入)	① 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見1】	② 受益者負担割合が料金設定時の想定を大きく下回っている【意見16】		
11	てんぷす那覇	① 利用料金の承認時に受益者負担割合が考慮されていない【意見30】	② 稼働率の実績が把握されていない【意見19】		
12	商工使用料 (公設市場使用料)	① 1ヶ月当たりの原価算出において共用部価が反映されていない【意見3】	② 受益者負担割合が料金設定時の想定を大きく下回っている【意見16】		
13	清掃手数料 (家庭ごみ処理手数料)	① 料金見直しの検討がなされていない【意見17】	② 規則上の減免手続きが実態と異なっている【意見40】		
14	清掃手数料 (し尿等処分手数料)	① 料金見直しの検討が長期間なされていない【意見17】			
15	霊園使用料 (合葬室使用料・合葬用納骨室使用料・短期収蔵納骨室使用料)	① 将来収支シミュレーションが行われていない【意見31】			
16	那覇市総合福祉センター	① 料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘2】	② 利用料金の見直しが実施されていない【意見25】	③ ウェブサイト掲載の利用時間に誤りがある【指摘16】	④ 指定管理者以外の利用が少ないため利用料金が減少である【意見20】
17	那覇市安謝複合施設	① 料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘2】	② 利用料金の見直しが実施されていない【意見25】	③ 指定管理者以外の利用がない【意見20】	⑤ 浴室の利用料金算定方法が誤っている【意見32】

監査対象		発見事項				
18	那覇市壺川老人福祉センター	① 料金設定のグループピングが適切でない【意見 24】	② 料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘 2】	③ 利用料金の見直しが実施されていない【意見 25】	④ 指定管理者以外の利用が少なかったため利用料金が僅少である【意見 20】	⑤ 料金算出過程において不要な消費税調整が行われている【意見 33】
19	那覇市大名児童館	① 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見 1】 ⑥ 指定管理者以外の利用が少なかったため利用料金が僅少である【意見 20】	② 料金設定のグループピングが適切でない【意見 24】 ⑦ 利用者の範囲がウェブサイトで不明確である【指摘 17】	③ 集会室のスタジオリュウに係る料金設定が適切でない【意見 34】 ⑧ 利用料金がウェブサイトに掲載されていない【意見 44】	④ 料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘 2】	⑤ 利用料金の見直しが実施されていない【意見 25】
20	督促手数料 (保険税督促手数料)	① 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見 1】	② 当該事務に係る原価を把握していない【意見 23】			
21	保健衛生手数料 (食品関係申請手数料)	① 料金見直しの検討が長期間なされていない【意見 17】	② 要領において参照する条項の条項が誤っている【指摘 4】			
22	民生使用料 (認定こども園使用料 3 歳未満)	① 3 歳未満児保育に係る原価が把握できていない【意見 35】	② 要領において参照する条項の条項が誤っている【指摘 4】			
23	都市計画手数料 (許可申請等手数料)	① 料金設定の根拠資料が保存されていない【意見 1】	② 当該事務に係る原価を把握していない【意見 23】	③ 違反広告物への対応が不十分である【意見 45】		
24	都市計画使用料 (公園使用料)、行政財産目的外使用料 (公園占有料)	① 不納欠損処理が漏れている【指摘 9】	② 公園施設設置許可手続きに瑕疵があり、債権管理も不十分な事例があった【指摘 10】	③ 減免に関する実績が把握されていない【意見 18】		
25	新都心公園、外 13 公園	① 利用料金に対する市長の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘 1】	② 減免額の実績が把握されていない【意見 18】			
26	那覇市松山公園文化交流施設	① 原価算出において人件費が含まれていない【意見 36】	② 駐車場施設設置許可料の設定が不明確である【意見 37】	③ 料金見直しのサイクルが設定されていない【指摘 2】	④ 受益者負担割合が料金設定時の設定を大きく下回っている【意見 16】	⑤ 減免額の実績が把握されていない【意見 18】

監査対象		発見事項				
27	住宅使用料(市営住宅使用料)、駐車場使用料(市営住宅駐車場区画賃借使用料)、行政財産目的外使用料(市営住宅目的外使用料・駐車場区域賃借使用料)	① 料金見直しの検討がなされていない【意見 17】	② 家賃算定事務の見直しが検討されていない【指摘 7】	③ 口座振替が行われない事例があった【指摘 11】	④ 減免額についての規定がない【指摘 3】	⑤ 自動販売機の設置について非公算のままのものがある【意見 26】
28	那覇市立森の家みんな	① 利用料金に対する市長の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘 1】	② 料金設定時の資料が保存されていない【意見 1】	③ リネン代の利用料金が条例で定められていない【指摘 8】	④ 受益者負担割合が料金設定の想定を大きく下回っている【意見 16】	
29	那覇市繁多川公民館	① 利用料金に対する市長の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘 1】	② 料金設定のグルーピングが適切でない【意見 24】	③ 原価算出にあたり共用部分に係るコストが反映されていない【意見 3】	④ 受益者負担割合が料金設定時の想定を大きく下回っている【意見 16】	⑤ 減免となる年齢基準が社会情勢の変化にそぐわなくなっている【意見 10】
30	保健体育使用料(小学校体育館施設使用料)	① 減免となる年齢基準が社会情勢の変化にそぐわなくなっている【意見 10】				
31	那覇市体育施設	① 利用料金に対する教育委員会の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘 1】	② 利用料金の見直しを実施されていない【意見 25】	③ 減免となる年齢基準が社会情勢の変化にそぐわなくなっている【意見 10】		
32	那覇市営奥武山体育施設	① 利用料金に対する市長の承認行為に関する公文書が存在しない【指摘 1】	② 利用料金の見直しが実施されていない【意見 25】			
33	行政財産目的外使用料(学校職員駐車土地使用料)	① 料金見直しの検討が長期間なされていない【意見 17】	② 料金見直しの検討が実施されていない【意見 38】			

※ 橙色は「特に全庁的な対応が必要な事項」、緑色は「その他、複数のヒアリング対象に共通して発見された事項」、水色は「個別事項」。

正 誤 表

7 ページ

誤

日付	手続	内容
R6.4.25	監査委員との意見交換	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略
R6.6.10	監査基本計画を通知	略
R6.6.11	監査実施通知	略
以下略	以下略	以下略

正

日付	手続	内容
R7.4.25	監査委員との意見交換	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略
R7.6.10	監査基本計画を通知	略
R7.6.11	監査実施通知	略
以下略	以下略	以下略